

務	00	01	30年
(令和37年3月末まで保存)			

運 免 第 6 8 5 号  
令 和 6 年 1 1 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）のうち、同法附則第1条第4号に掲げるマイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）と運転免許証の一体化に関する改正規定については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和6年政令第334号）により、令和7年3月24日から施行されることとなった。

また、改正法の施行等に伴い、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第335号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）及び道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和6年国家公安委員会規則第16号）が令和6年11月1日に公布され、令和7年3月24日から施行されるとともに、交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（令和6年国家公安委員会告示第47号）も令和6年11月1日に公布され、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する改正規定は令和7年3月24日から施行されることとなった。

今回施行されるマイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する関連規定の趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、関連規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

担当 運転免許課企画係

## 別紙

( 凡 例 )

- 「改正法」：道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）
- 「旧法」：改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 「法」：改正法による改正後の道路交通法
- 「改正令」：道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第335号）
- 「令」：改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- 「府令」：道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 「改正規則」：道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和6年国家公安委員会規則第16号）
- 「講習規則」：改正規則による改正後の運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）
- 「改正告示」：交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（令和6年国家公安委員会告示第47号）
- 「戸籍法」：戸籍法（昭和22年法律第224号）
- 「公的個人認証法」：電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）
- 「番号利用法」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- 「免許」：運転免許
- 「仮免許」：仮運転免許
- 「免許証」：運転免許証
- 「併記免許」：現に受けている免許の種類と異なる種類の免許
- 「マイナンバーカード」：番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード
- 「マイナポータル」：番号利用法附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システム
- 「マイナ免許証」：法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード
- 「マイナ経歴証明書」：府令第30条の8第3項第1号に規定する運転経歴情報記録個人番号カード
- 「公安委員会」：都道府県公安委員会
- 「住所地公安委員会」：住所地を管轄する公安委員会
- 「経由地公安委員会」：法第101条の2の2第1項に規定する経由地公安委員会
- 「経由地書換申出」：法第101条の2の2第3項の規定による申出

## 第1 趣旨

### 1 マイナンバーカードと免許証の一体化

近年のデジタル技術の進展に伴い、政府を挙げてデジタル社会の実現に向けた取組が進められているところ、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)において、「令和6年度(2024年度)末にマイナンバーカードとの一体化を開始」することとされた。この点、免許証と同等の効力を有するものとして、運転免許に関する電磁的記録をマイナンバーカードに記録するという制度を実現することにより、

- 物理的な免許証の作成事務の減少による
  - ・ 経由地公安委員会における更新手続の迅速化
  - ・ 相応の行政コストの削減効果を踏まえた更新手数料等の減額
- マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用による住所変更ワンストップサービス等、本籍のオンライン変更の実現

といった効果が見込まれる。

また、更新時講習については、令和4年2月から、マイナンバーカードを保有する優良運転者を対象として、北海道、千葉県、京都府及び山口県の4道府県においてオンラインによる更新時講習のモデル事業が開始され、令和5年10月からはその対象をマイナンバーカードを保有する一般運転者に拡大して現在まで継続実施しているところ、マイナンバーカードと免許証の一体化の開始に併せて全国展開することとされた。オンラインによる更新時講習を実現することにより、自宅などで更新しようとする者の自由なタイミングで更新時講習を受講できるようになるほか、講習の実施に関して講習指導員による対面講習が不要となり、更新業務の合理化がなされるといった効果が見込まれる。

このように、免許証とマイナンバーカードの一体化及びオンラインによる更新時講習の導入は、運転免許保有者の利便性の向上に資するとともに、警察業務の効率化につながるものであることから、こうした一体化に係る制度等を新設するために、特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関する規定が整備されたものである。

### 2 運転免許等の手数料の標準の見直し

「地方分権推進計画」(平成10年5月閣議決定)においては、「法令において定める手数料の金額の標準については、経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則として3年ごとにその金額について見直すこととする。」とされている。

運転免許等に関する手数料については、その標準額が政令において規定されているところ、今般、前回の改定(平成30年4月)から6年が経過することを踏まえ、その金額について、所要の見直しが行われたものである。

## 第2 内容

### 1 特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関する規定の整備

(1) 特定免許情報の記録について

ア 記録の申請

免許（仮免許を除く。）を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及びマイナ免許証のいずれをも有しないものは、いつでも、住所地公安委員会に、その者のマイナンバーカードの区分部分に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができることとした（法第95条の2第1項）。

イ 申請書及び提示書類

上記特定免許情報の記録の申請は、新設する特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の2）を提出して行うものとし、当該申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならないものとした。また、当該申請をしようとする者は、マイナンバーカード（免許証を有する者にあつては、マイナンバーカード及びその者が現に受けている免許に係る免許証）を提示させることとした（府令第21条の2第1項、第2項及び第3項）。

ウ 特定免許情報の記録時の免許証の返納及び交付

(ア) 特定免許情報の記録を受ける際に行う免許証の返納

特定免許情報の記録を受ける際に、(2)に記載の免許証の返納をしようとする者は、運転免許証返納届（府令別記様式第17の3）の提出に代えて、特定免許情報記録申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の2第4項）。

(イ) 特定免許情報の記録を受ける際に行う免許証の交付

特定免許情報の記録を受ける際に、(7)に記載の免許証の交付を受けようとする者は、運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の5）の提出に代えて、特定免許情報記録申請書に免許証の交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の2第5項）。

エ 特定免許情報である事項

特定免許情報は、

- 免許情報記録の番号
- 免許の年月日及び免許情報記録の有効期間の末日
- 免許の種類
- 法第93条第2項に規定する条件に係る事項
- 法第93条第3項の規定により免許証（仮免許に係るものを除く。）に記載され、又は表示される事項であつて内閣府令で定めるもの

とした。

このうち、内閣府令で定めるものについては、免許を受けた者の写真その他公安委員会が必要と認める事項とした（法第95条の2第2項及び府令第21

条の3)。

オ 特定免許情報の記録

(ア) 記録の態様

特定免許情報の記録の申請を受けた公安委員会は、法第95条の2第3項各号に掲げる記録できない事由に該当する場合を除き、特定免許情報をその者のマイナンバーカードの区分部分に電磁的記録により記録することとし、当該記録は、マイナンバーカードに組み込まれた半導体集積回路に記録して行うものとする（法第95条の2第3項柱書及び府令第21条の4第1項）。

(イ) 記録できない事由

免許の効力が停止されている者については、その者のマイナンバーカードに特定免許情報の記録を行わないこととした。また、その他にも内閣府令で定める事情があるときは、その者のマイナンバーカードに特定免許情報の記録を行わないこととし、内閣府令で定める事情については、

- その者のマイナンバーカードが番号利用法及びこれに基づく命令の規定により効力を失っていること
- 当該マイナンバーカードの区分部分における空き領域が不足していること
- 当該マイナンバーカードに組み込まれた半導体集積回路に異常があること
- その他公安委員会が認める事情があること

とした（法第95条の2第3項及び府令第21条の4第2項）。

(2) 免許証の返納について

ア 免許証の返納

免許証（仮免許に係るものを除く。）及びマイナ免許証を有する者は、いつでも当該免許証を住所地公安委員会に返納することができることとした（法第95条の2第4項）。

イ 届出書及び提示書類

上記返納をしようとする者は、新設する運転免許証返納届（府令別記様式第17の3）を提出しなければならないものとした。この場合において、当該者は、免許証を提示し、かつマイナ免許証を提示して当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならないこととした（府令第21条の5）。

(3) 特定免許情報の記録の申請の特例について

ア 特定免許情報の記録の申請の特例及び免許証不交付申出

免許を現に受けていない者が、免許証（仮免許に係るものを除く。）の交付を受けようとする際においても、特定免許情報の記録の申請をすることがで

きることとした。この場合において、当該申請に併せて免許証の交付を希望しない旨の申出（以下「免許証不交付申出」という。）をすることができることとし、当該申出があったときは、特定免許情報の記録を受けたことをもって、当該免許証が交付され、返納されたものとみなされることとした（法第95条の2第5項及び第6項）。

#### イ 申請書の記載方法

上記特定免許情報の記録の申請は、特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の2）に代えて、運転免許申請書（府令別記様式第12）に当該申請を行う旨を記載して行うものとした。また、上記免許証不交付申出をするときは、当該申請書に、免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとした（府令第21条の6第1項及び第2項）。

#### (4) 免許証の携帯及び提示義務との関係について

法第95条第1項及び第2項の規定により、免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る免許証を携帯し、自動車等を運転している場合において、警察官から免許証の提示を求められたときは、当該免許証を提示しなければならないとされている。

この点、マイナ免許証には、これら法第95条の規定の適用については免許証とみなすこととした。また、この場合において、警察官は、免許証とみなされるマイナ免許証の提示を受けた場合は、当該提示をした者に対し、当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができることとし、当該求めを受けた者はこれに応じなければならないこととした（法第95条の2第7項及び第8項）。当該必要な措置としては、警察官が、端末にインストールされたアプリケーションを利用して、マイナ免許証から特定免許情報を読み取り、端末上に当該特定免許情報を表示することを想定している。

#### (5) マイナンバーカードの効力との関係について

番号利用法第17条第10項及びこれに基づく命令の規定によるマイナンバーカードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないこととした（法第95条の2第9項及び府令第21条の7）。

#### (6) 免許情報記録の抹消について

##### ア 免許情報記録の抹消

免許証（仮免許に係るものを除く。）及びマイナ免許証を有する者は、いつでも当該マイナ免許証を住所地公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けることができることとした（法第95条の2第10項）。

##### イ 届出書及び提示書類

上記抹消を受けようとする者は、新設する免許情報記録抹消届（府令別記様式第17の4）を提出しなければならないものとした。また、この場合にお

いて、当該者は、免許証を提示しなければならないこととした（府令第21条の8）。

(7) 免許証の交付について

ア 交付の申請

免許を現に受けている者のうち、当該免許についてマイナ免許証のみを有するものは、いつでも、住所地公安委員会に当該免許に係る免許証の交付を申請することができることとした（法第95条の2第11項）。

イ 申請書及び提示書類

上記免許証の交付の申請は、新設する運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の5）を提出して行うものとし、当該申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならないものとした。また、当該申請をしようとする者は、マイナ免許証を提示して、当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならないこととした（府令第21条の9第1項、第2項及び第3項）。

ウ 免許証の交付を受ける際に行う免許情報記録の抹消

上記免許証の交付を受ける際に、(6)に記載の免許情報記録の抹消を受けようとする者は、免許情報記録抹消届（府令別記様式第17の4）の提出に代えて、運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の5）に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の9第4項）。

2 マイナ免許証に関する規定等の整備

(1) 併記免許の付与、条件の付与又は変更、記載事項の変更及び免許の取消し時におけるマイナ免許証に係る手続について

ア 併記免許の付与時における手続

(ア) 併記免許の付与時におけるマイナ免許証の手続

a マイナ免許証の特則

併記免許を与えるときは、その者のマイナ免許証に記録された免許情報記録をその異なる種類の免許及びその者が現に受けている免許に係るものを書き換えることとした（法第95条の3）。

b 二枚持ち者の特則

免許証及びマイナ免許証を有する者（以下「二枚持ち者」という。）に対する併記免許の付与は、法第92条第2項に規定する併記免許に係る免許証の引換え交付を行うとともに、併記免許に係る免許情報記録の書換えを行うものとした（法第95条の4第1項）。

c マイナ免許証のみを有する者の特則

マイナ免許証のみを有する者に対する併記免許の付与は、併記免許に係る免許情報記録の書換えをもって、併記免許を与えたものとするものとした（法第95条の5第1項）。

(イ) 併記免許の付与時における保有状況変更

a 併記免許の付与時における保有状況変更の基本的な考え方

併記免許の付与時に、現に受けている免許に係る免許証及び当該免許に係る特定免許情報が記録されたマイナ免許証のうち、いずれを保有しているかの状況の変更（以下「保有状況変更」という。）を行う場合は、免許の申請に加え、免許証不交付申出（法第95条の2第6項）のほか、特定免許情報の記録申請、免許証の返納届、免許情報記録の抹消届又は免許証の交付申請のいずれかの行為又は複数の行為を行うことになることとされている（法第89条第1項）ことに鑑みると、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて当該申請書に記載させることとすることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

b 手続前に免許証のみを有する場合

(a) 手続後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、併記免許に係る免許証の交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許申請書（府令別記様式第12）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の10第1項）。

(b) 手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載しなければならないこととした（同条第2項）。

c 手続前にマイナ免許証のみを有する場合

(a) 手続後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有する者が、併記免許に係る免許情報記録の書換えを受ける際に免許証の交付を受けようとするときは、運転免許申請書（府令別記様式第12）に当該交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の10第3項）。

(b) 手続後に免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（同条第4項）。

d 手続前に免許証及びマイナ免許証を有する場合

(a) 手続後に免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、併記免許に係る免許情報記録の書換えを受ける際に免許証を返納しようとするときは、運転免許申請書（府令別記様式第12）に免許証を返納する旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の10第5項）。



(b) 手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、併記免許に係る免許証の交付を受ける際に免許情報記録の抹消を受けようとするときは、運転免許申請書（府令別記様式第12）に当該記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の10第6項）。

イ 条件の付与又は変更時におけるマイナ免許証に係る手続

(ア) マイナ免許証の特則

公安委員会が、免許に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者のマイナ免許証の区分部分に当該条件に係る事項を電磁的方法により記録しなければならないこととした（法第95条の3）。

(イ) 二枚持ち者の特則

二枚持ち者に対する条件の付与又は変更は、法第93条第2項の規定による当該条件に係る事項を免許証に記載するとともに、当該条件に係る事項を電磁的方法によりマイナ免許証の区分部分に記録することとした（法第95条の4第2項）。

ウ 記載事項の変更時におけるマイナ免許証に係る手続

(ア) 二枚持ち者の特則

二枚持ち者であって、住所又は氏名を変更したものは、当該変更に係る疎明資料として変更後の住所又は氏名が記載されたマイナ免許証を提示しなければならないこととした（府令第20条第3項）。

なお、

○ 自治体への転入届を行った日から90日以上経過していない場合であって、かつ、転入先の自治体にマイナンバーカードの提出を行わなかったとき

○ 転入先の自治体にマイナンバーカードの提出を行った際に、当該マイナンバーカードの追記欄に余白がない場合

は、必ずしもマイナンバーカードに変更後の住所が記載されているとは限らないため、このような住所地公安委員会が必要と認める場合には、マイナ免許証の提示に代えて住民票の写しの提示を認めることとした（(イ)、5イ(イ)及び5エ(ア)において同じ。）（同項）。

(イ) マイナ免許証のみを有する者の特則

マイナ免許証のみを有する者について、住所及び氏名といった免許証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに住所地公安委員会に届け出なければならないこととした（法第95条の5第2項）。また、この場合において、住所又は氏名を変更した者は、当該変更に係る疎明資料として変更後の住所又は氏名が記載されたマイナ免許証（住所地公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し。）を提示しなければならないこととした（府令第

20条第3項及び第21条の12第1号)。

エ 免許の取消し時等におけるマイナ免許証に係る手続

(ア) 免許証の返納等に係る規定の見直し

a 返納事由の追加

二枚持ち者が、免許情報記録の有効期間の更新のみを受けた場合、免許証の有効期間の更新はなされない一方で、当該免許情報記録の有効期間の更新はなされるため、当該者に係る免許は失効しないところ、有効期間が満了した免許証の悪用を防止する観点から、免許証の有効期間が満了したとき、当該免許証を住所地公安委員会に返納しなければならないこととした（法第106条の3第1項第4号）。

b 免許の一部取消し時における免許証の交付に係る規定の見直し

申請による免許の一部取消し時に、申請者の申出により新たに下位の免許が与えられる場合に交付される免許証は、法第106条の3第2項の規定により、免許の一部を取り消された者が、当該取消し時に取り消された免許以外の免許を受けている場合に交付される免許証に包含される関係であることを明確化するため、法第106条の3第2項に規定する「免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合」に当該場合が含まれる旨を明示的に規定することとした（法第106条の3第2項）。

なお、このような場合の免許証の交付は、申請に基づく新たな免許の付与を伴うものであることから、当該免許の付与は、法第92条第1項の規定による免許証の交付によるものであることに変わりはない。

(a) 免許の一部取消し時に免許証のみを有していた者に係る保有状況変更の基本的な考え方

免許の一部取消し時に免許証のみを有していた者について、当該取消しに伴う免許証の引換え交付を受ける際に保有状況変更を行う場合は、免許の取消しの申請に加え、免許証不交付申出（法第95条の2第6項）のほか、特定免許情報の記録の申請又は免許証の返納届のいずれかの行為又は複数の行為を行うことになるところ、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて1つの申請書に記載させることとすることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

(b) 再試験に係る取消し又は若年運転者期間に係る取消しに係る保有状況変更

① 取消し後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、再試験に係る取消し又は若年運転者期間に係る取消しによる免許証の引換え交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、特定免許情報記録申請書（府令

別記様式第17の2)に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした(府令第31条の4の2第1項)。

なお、この場合において、当該申請書への申請用写真の添付は不要とすることとした(同項)。

② 取消し後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならないこととした(同条第2項)。

(c) 申請による取消しに係る保有状況変更

① 申出に基づく新たな免許の付与を伴わない場合の保有状況変更

㊦ 取消し後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、申請による取消しによる免許証の引換え交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許取消申請書(府令別記様式第19の3の7)に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした(府令第31条の4の2第3項)。

① 取消し後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならないこととした(同条第4項)。

② 申出に基づく新たな免許の付与を伴う場合の保有状況変更

㊦ 取消し後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、申請による取消しによる免許証の引換え交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするとき(c参照)は、運転免許取消申請書(府令別記様式第19の3の7)に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした(府令第31条の4の2第3項)。

① 取消し後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証不交付申出をする旨を記載しなければならないこととした(同条第5項)。

c 特定免許情報の記録の申請の特例並びに免許証の交付及び返納に係るみなし規定の準用

申請により免許の一部取消し時に、申請者からの申出により新たに下位の免許が付与される場合に特定免許情報の記録を申請する場合(b(c)②の場合)は、当該免許の取消しの申請時に併せて、新たな免許に係る特定免許情報の記録申請を行うことを可能とするために、このような場合の免許証の交付(法第106条の3第2項)について、法第95条の2第5項の規定による特定免許情報の申請の特例(1(3))を準用することとした(法第106条の3第3項)。また、この場合において、新たに交付され

る免許証の交付を希望しない者に対して当該免許証の交付を不要とするために、法第95条の2第6項の規定による免許証の交付及び返納のみならず規定（1（3））を準用することとした（法第106条の3第3項）。

d その他

免許の効力が停止されたときは、免許証を住所地公安委員会に提出しなければならないとされていたところ、マイナ免許証のみを有する者に免許証の提出を求めることはできないから、免許証の提出義務を課す対象者を「免許証を有する者」に限定することとした（同条第4項）。

(イ) 免許情報記録の抹消等に係る規定の新設

a 抹消事由

免許証の返納事由及び提出事由に倣い、免許情報記録の抹消受けなければならない事由を以下のとおり規定することとした（法第106条の4第1項）。

- 免許が取り消されたとき（同項第1号）
- 免許が失効したとき（同号）
- 免許の効力が停止されたとき（同項第2号）
- 免許情報記録の有効期間が満了したとき（同項第3号）

b 免許の一部取消し時における免許情報記録の書換え

マイナ免許証を保有する者が免許の取消しを受けた後もなお他の種類の免許を受けている場合において、住所地公安委員会に当該マイナ免許証を提示したときは、当該公安委員会は、マイナ免許証に係る免許情報記録を当該他の種類の免許に係る免許情報記録に書き換えるものとした（法第106条の4第2項）。

(a) 免許の一部取消し時にマイナ免許証のみを有していた者に係る保有状況変更の基本的な考え方

免許の一部取消し時にマイナ免許証のみを有していた者について、当該取消しに伴う免許情報記録の書換えを受ける際に保有状況変更を行う場合は、免許の取消しの申請に加え、免許情報記録の抹消届又は免許証の交付の申請のいずれかの行為又は複数の行為を行うことになるところ、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて1つの申請書に記載させることとすることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

(b) 再試験に係る取消し又は若年運転者期間に係る取消しに係る保有状況変更

① 取消し後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有する者が、再試験に係る取消し又は若年運

転者期間に係る取消しによる免許情報記録の書換えを受ける際に、免許証の交付を受けようとするときは、運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の5）を提出して行うこととした（府令第31条の4の3第1項）。

なお、この場合において、当該申請書への申請用写真の添付は不要とすることとした（同項）。

② 取消し後に免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（同条第2項）。

(c) 申請による取消しに係る保有状況変更

マイナ免許証のみを有する者が、免許の取消しを申請する際に、新たに下位の免許を受けたい旨の申出をした場合には、当該新たな免許に係る免許証の交付に代えて、当該マイナ免許証に係る免許情報記録の書換えをもって、当該免許を与えたものとする事とした（法第106条の6）。

① 取消し後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有する者が、申請による取消しによる免許情報記録の書換えを受けると同時に、免許証の交付を受けようとするときは、運転免許取消申請書（府令別記様式第19の3の7）に当該交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第31条の4の3第3項）。

② 取消し後に免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（同条第4項）。

(ウ) 二枚持ち者の特則

a 免許の一部取消し時における免許証の引換え交付及び免許情報記録の書換え

二枚持ち者について、再試験に係る取消し、若年運転者期間に係る取消し又は申請による取消しを行ったときは、その者が免許証を返納し、かつ、マイナ免許証を提示した場合に限り、免許証の引換え交付及び免許情報記録の書換えを行うものとした（法第106条の5）。

b 免許の一部取消し時に二枚持ち者に係る保有状況変更

(a) 免許の一部取消し時に二枚持ち者に係る保有状況変更の基本的な考え方

免許の一部取消し時に免許証及びマイナ免許証を有していた者について、当該取消しに伴う免許証の引換え交付又は免許情報記録の書換えを受ける際に保有状況変更を行う場合は、免許の取消しの申請に加

え、免許証の返納届又は免許情報記録の抹消届のいずれかの行為を行うことになるところ、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて1つの申請書に記載させることとすることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

(b) 取消し後に免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、免許の取消しに伴う免許証の引換え交付を受けると際に特定免許情報の抹消を受けようとするときは、運転免許取消申請書（府令別記様式第19の3の7）に当該抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第31条の4の4第1項）。

(c) 取消し後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、免許の取消しに伴う免許情報記録の書換えを受ける際に免許証の返納をするときは、運転免許取消申請書（府令別記様式第19の3の7）に当該返納をする旨を記載しなければならないこととした（府令第31条の4の4第2項）。

(2) マイナ免許証に係る免許証の記載事項変更について

ア 本籍等の変更届出義務に係る特則

特定免許情報には、本籍、住所、氏名及び生年月日が含まれていないため、マイナ免許証については、これら免許証の記載事項に変更が生じたときは、免許証と異なりこれら変更に係る事項の記載及び記録を受ける必要がない。したがって、免許を現に受けている者のうちマイナ免許証のみを有するものについて、これら免許証の記載事項に変更が生じたときは、住所地公安委員会に対する届出のみを義務付けることとした（法第95条の5第2項）。

イ 本籍のオンライン変更及び住所変更ワンストップサービス等

(ア) マイナ免許証のみを有する者の特則

マイナ免許証のみを有する者の本籍等に変更が生じたときは、単に住所地公安委員会への届出のみが義務付けられるところ、マイナンバーカードの公的個人認証機能を用いることにより、国家公安委員会に対し、本籍等の変更に係る情報の提供を受けるための措置が講じられている場合は、警察施設に実際に来所して当該届出を行わせる必要はないことから、そのような措置を講じている者については、当該届出をすることを要しない特例を規定することとした（法第95条の5第3項柱書）。

(イ) 本籍の変更に係る措置（本籍のオンライン変更）

国家公安委員会に対し、戸籍法第120条の3第3項の規定により国家公安委員会が戸籍電子証明書の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者は、本籍の変更についての届出をすることを要しないこととした（法第95条の5第3項第1号）。

内閣府令で定める措置は以下のとおりとした（a～cのすべての措置を講じる必要）（府令第21条の13）。

- a 上記措置を講じようとする者のマイナ免許証を住所地公安委員会に提示し、当該マイナ免許証に記録された個人番号カード用署名用電子証明書を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同条第1号）。
  - b 上記個人番号カード用署名用電子証明書又は措置を講じようとする者の移動端末設備用署名用電子証明書を、当該者の使用に係る電子計算機からマイナポータルにより電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同条第2号）。
  - c 措置を講じようとする者の戸籍電子証明書提供用識別符号をその者の使用に係る電子計算機からマイナポータルにより電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同条第3号）。
- (ウ) 住所、氏名及び生年月日の変更に係る措置（住所変更ワンストップサービス等）

a 住所変更ワンストップサービス等の概要

国家公安委員会に対し、公的個人認証法第18条第3項の規定により国家公安委員会が特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者は、住所、氏名及び生年月日の変更についての届出をすることを要しないこととした（法第95条の5第3項第2号）。

内閣府令で定める措置は以下のいずれかの方法により、当該措置を講じようとする者の特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る同意をしていることとした（府令第21条の14第1項）。

(a) 免許センター等から同意に関する情報を送信する場合

上記措置を講じようとする者のマイナ免許証を住所地公安委員会に提示し、当該マイナ免許証に記録された個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同項第1号）。

(b) 個人の電子計算機から同意に関する情報を送信する場合

① 措置を講じようとする者のマイナ免許証を住所地公安委員会に提示し、当該マイナ免許証に記録された個人番号カード用署名用電子証明書を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（府令第21条の13第1号）。

② 上記個人番号カード用署名用電子証明書又は措置を講じようとする者の移動端末設備用署名用電子証明書を、当該者の使用に係る電子計算機からマイナポータルにより電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同条第2号）。

③ 上記個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を、措置を講じようとする者の使用に係る電子計算機からマイナポータルにより電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（府令第21条の14第1項第2号）。

b 住所変更ワンストップサービス等の再開

a (b)の措置により国家公安委員会に送信された個人番号カード用署名用電子証明書が効力を失った場合には、住所変更ワンストップサービス等は、当該電子証明書の効力を失った事由に応じてそれぞれ以下に定めるときから再開することとした（同条第2項）。

なお、再開されるまでの間に、住所、氏名又は生年月日に変更が生じたときは、当該変更に係る運転免許証記載事項変更届（府令別記様式第16）の提出を要しないこととした（府令第21条の14第2項）。

(a) 公的個人認証法第15条第1項第1号から第4号までに掲げる規定により効力を失った場合

新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けたとき（府令第21条の14第2項第1号）。

(b) 公的個人認証法第15条第1項第5号の規定により効力を失った場合（個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき）

特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る同意の有効期間の満了前にaの方法により有効な個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を送信したとき（府令第21条の14第2項第2号）。

ウ 公安委員会に対する通報

(ア) 国家公安委員会が本籍等の情報の提供を受けたとき

a 国家公安委員会が本籍、住所、氏名及び生年月日の情報の提供を受けた場合には、その内容を全国の公安委員会に対して通報することとし、通報事項は内閣府令で定めることとした（法第95条の5第4項第1号）。

b 内閣府令で定める通報事項は以下のとおりとした（府令第21条の15第1項）。

○ 提供を受けた戸籍電子証明書又は特定署名用電子証明書記録情報に係る者の生年月日及び性別（同項第1号）

○ 免許情報記録の番号（同項第2号）



- 変更に係る本籍、住所、氏名又は生年月日（同項第3号）
  - 提供を受けた年月日（同項第4号）
- (4) 住所、氏名及び生年月日の変更に係る措置が開始され、又は終了したとき
- a 住所、氏名及び生年月日の変更に係る措置について、当該措置が開始され、又は終了した旨その他の内閣府令で定める事項を通報することとした（法第95条の5第4項第2号）。
  - b 内閣府令で定める通報事項は以下のとおりとした（府令第21条の15第2項）。
    - 法第95条の5第3項第2号に規定する措置が開始され、又は終了した者の生年月日及び性別（府令第21条の15第2項第1号）
    - 免許情報記録の番号（同項第2号）
    - 法第95条の5第3項第2号に規定する措置が開始され、又は終了した旨及びその年月日（府令第21条の15第2項第3号）
- (3) 免許証等の有効期間について
- ア 基本的な考え方
- 免許証と同様、免許情報記録についてもその有効期間を規定する必要があるところ、両者の有効期間について別々の条文を設けることは適当でないことから、これまで免許証の有効期間を規定していた旧法第92条の2を削り、免許証及び免許情報記録の有効期間に関する規定を法第95条の6として新設することとした。
- イ 従来の有効期間の定め方と同様の定め方により有効期間を定める免許証等免許証及び免許情報記録の有効期間の定め方については、従来の免許証の有効期間の定め方を踏襲することとし、
- 免許の付与又は免許証等の有効期間の更新に伴い交付された免許証、記録された免許情報記録又は書換えられた免許情報記録については、法第95条の6第1項に規定する満了日等を基準に有効期間を定めることとし、
  - 免許の一部取消しに伴い交付された免許証、記録された免許情報記録又は書換えられた免許情報記録については、取り消される前に有していた免許証又は記録されていた免許情報記録の有効期間と同一の有効期間を定めることとした（同条第2項）。
- なお、免許の一部取消しに伴い二枚持ち者に対して交付された免許証、又は書換えられた免許情報記録の有効期間は、当該免許証の有効期間が満了する日又は当該マイナ免許証に記録されていた免許情報記録の有効期間が満了する日のいずれか遅い日が経過するまでの期間とすることとした（同項第3号）。

ウ 新たな有効期間の定め方により有効期間を定める免許証等

- (ア) 免許の付与又は免許証等の有効期間の更新を伴わない免許証の交付又は特定免許情報の記録

このような場合における免許証又は免許情報記録の有効期間は、既に有する免許証又は免許情報記録の有効期間と同一の有効期間を定めることとした（同条第2項）。

なお、現に受けている免許について免許証又はマイナ免許証のいずれをも有していなかった者である場合における免許証又は免許情報記録の有効期間は、その直近において記録された免許情報記録の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とすることとした（同項第4号）。

- (イ) 更新証明書（府令別記様式第19の4の2）の交付を受けた者に対する免許証の交付又は特定免許情報の記録

現に受けている免許について免許証又はマイナ免許証のいずれをも有していない者は、その直近において有していたマイナ免許証を引き続き受けているものとみなして免許情報記録の更新を受けることができるところ、当該免許情報記録の更新は更新証明書（府令別記様式第19の4の2）の交付をもって行うこととされている（法第107条の規定により読み替えて適用する法第101条の4の2第3項）。

この点、当該更新証明書の交付を受けた者からの申請に基づき交付された免許証又は免許情報記録の有効期間は、満了日等を基準に定めることとした（法第95条の6第1項）。

- (4) 免許証又はマイナ免許証の紛失等に伴う保有状況変更について

ア 免許証のみを有していた者が免許証を紛失した場合

- (ア) 手続後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有していた者が免許証を紛失した場合であって、免許証の再交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許証再交付申請書（府令別記様式第17）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条第3項）。

- (イ) マイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならないこととした（同条第4項）。

イ 免許証及びマイナ免許証を有していた者が免許証のみを紛失した場合

- (ア) 手続後に免許証のみを有する者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者が免許証のみを紛失した場合であって、免許証の再交付を受ける際に免許情報記録の抹消を受けようとするときは、運転免許証再交付申請書（府令別記様式第17）に当該抹消を受

ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条第5項）。

(イ) 手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者が、免許証のみを紛失した場合において、当該紛失を機にマイナ免許証のみを保有する旨を申し出たときは、住所地公安委員会は本通達で定める免許保有状況変更申出書（紛失等時）（別記様式第1）の提出を求めるとともに、同人の有するマイナ免許証の確認を行うこととする。

なお、当該提出後、紛失した免許証を発見した場合において、当該発見を機に免許証及びマイナ免許証を保有する旨を申し出たときは、住所地公安委員会は本通達で定める免許保有状況変更申出書（発見時）（別記様式第2）の提出を求めるとともに、発見した免許証の確認を行うこととする。

ウ 免許証及びマイナ免許証を有していた者がマイナ免許証のみを紛失した場合

(ア) 手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者がマイナ免許証のみを紛失した場合であって、特定免許情報の記録を受ける際に免許証の返納をするときは、特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の2）に当該返納を行う旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の2第4項）。

(イ) 手続後に免許証のみを有する者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者が、マイナ免許証のみを紛失等した場合において、当該紛失等を機に免許証のみを保有する旨を申し出たときは、住所地公安委員会は本通達で定める免許保有状況変更申出書（紛失等時）（別記様式第1）の提出を求めるとともに、同人の有する免許証の確認を行うこととする。

なお、当該提出後、紛失等したマイナ免許証を発見した場合において、当該発見を機に免許証及びマイナ免許証を保有する旨を申し出たときは、住所地公安委員会は本通達で定める免許保有状況変更申出書（発見時）（別記様式第2）の提出を求めるとともに、発見したマイナ免許証の確認を行うこととする。

エ 免許証及びマイナ免許証を有していた者がその双方を紛失した場合

(ア) 手続後に二枚持ち者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者がその双方を紛失した場合であって、免許証の再交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許証再交付申請書（府令別記様式第17）に当該記録を受けようとする旨を記載しなければならないこととした（府令第21条第3項）。

(イ) 手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証を返納をする旨を記載しなければならないこととし

た（同条第4項）。

オ マイナ免許証のみを有していた者がマイナ免許証を紛失した場合

(ア) 手続後に免許証のみを有する者になるとき

マイナ免許証のみを有していた者が、マイナ免許証を紛失した場合であつて、免許証の交付を受けようとするときは、新設する様式である運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の5）を提出しなければならないこととした（府令第21条の9第1項）。

(イ) 手続後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有していた者が、マイナ免許証を紛失した場合であつて、特定免許情報の記録を受ける際に免許証の交付を受けようとするときは、新たに追加する特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の2）に当該交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の2第5項）。

(5) 免許情報記録に係るマイナンバーカードの取扱いについて

公安委員会は、法及びこれに基づく命令の規定により、マイナンバーカードの区分部分に特定免許情報を記録し、若しくは確認し、又は免許情報記録を書き換え、又は抹消するときは、特定免許情報及び免許情報記録の安全管理を図るため必要なものとして国家公安委員会が定める基準に従ってマイナンバーカードを取り扱わなければならないこととした（府令第21条の16）。

3 免許情報記録の有効期間の更新に係る規定等の整備

(1) 免許証等の有効期間の更新に関する規定の見直しについて

ア 免許情報記録の更新の新設

(ア) 免許証等の更新

免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）又は免許情報記録の有効期間の更新（以下「免許情報記録の更新」という。）を「免許証等の更新」と定義することとし、従来の免許証の更新に係る規定について、免許情報記録の有効期間の更新にも適用されるよう、所要の規定の見直しを行った（法第101条第1項）。

(イ) 申請書及び提示書類

a 申請書

免許証等の更新を受けようとする者は、従来の運転免許証更新申請書を改めた運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）を提出しなければならないこととした（法第101条第1項、府令第29条第1項）。

b 提示書類

現に受けている免許についてマイナ免許証を有する者であつて、免許証等の更新を受けようとするものは、当該マイナ免許証を提示し、当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を

受けなければならないこととした（同条第2項）。

イ 二枚持ち者による免許証等の更新の申請

(ア) 更新の申請

二枚持ち者は、免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の更新又はその双方を受けることができることとした（法第101条第7項）。また、その双方を受けようとする者については、その双方を同時に申請しなければならないこととした（同項ただし書）。

(イ) 提示書類の特例

二枚持ち者であって、免許証等の更新を受けようとするものは、免許証の更新又はマイナ免許証の更新のいずれか一方を受ける場合であっても、当該免許証及びマイナ免許証の双方を提示しなければならない（マイナ免許証にあつては、提示に加えて当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない）こととした（府令第29条第10項）。

ウ 経由地公安委員会を経由した更新申請書の提出の見直し等

(ア) 経由申請をすることができる対象者の要件の見直し

更新申請書の提出を、経由地公安委員会を経由して行う免許証等の更新の申請（以下「経由申請」という。）の対象者を、従来の優良運転者から優良運転者又は一般運転者に拡大することとした（法第101条の2の2第1項）。

(イ) 経由申請の申請期間の見直し

これまで経由申請の申請期間は、免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに限られていたところ、経由地書換申出（ウ）をする場合には、更新期間の末日まで経由申請を行うことができることとした（同条第2項）。

(ウ) 免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受けた旨の申出等

a 経由地書換申出

免許情報記録の更新を受けようとする者は、経由申請に併せて、経由地書換申出をすることができることとした（同条第3項）。

なお、(イ)のとおり、経由地書換申出をする場合は、免許情報記録の有効期間の末日まで経由申請を行うことができることとした。

b 当該申出の方法

当該申出は、経由地公安委員会を経由して住所地公安委員会に提出する運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に、更新された免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受ける旨を記載して行うものとした（府令第29条の2の2第3項）。

(2) 更新された免許証の交付等に関する規定の新設について

ア 更新された免許証の交付に関する規定の新設

免許証の有効期間を更新するときは、現に有する免許証と引き換えに更新された免許証を交付して行うこととした（法第101条の4の2第1項）。

イ 免許証の更新時における免許証の交付及び返納に関するみなし規定の新設

免許証の更新を受けようとする際に特定免許情報の記録を申請する者は、当該免許証の交付を希望しない旨の申出（以下「更新時不交付申出」という。）をすることができることとし、この場合において、更新された特定免許情報の記録を受けたことをもって、当該更新された免許証が交付され、返納されたものとみなすこととした（同条第2項）。

ウ 更新された免許情報記録の書換えに関する規定の新設

免許情報記録の有効期間を更新するときは、現に有するマイナ免許証に記録された免許情報記録を書き換えて行うこととした（同条第3項）。

エ 経由地公安委員会に対する免許証の返納に関する規定の新設

経由地公安委員会で更新された免許情報記録の書換えを受けた者は、免許証を当該経由地公安委員会に返納することができることとした（同条第4項）。

オ 免許証等の更新に係る保有状況変更

(ア) 基本的な考え方

免許証等の更新時に保有状況変更を行う場合は、免許証等の更新の申請に加えて、更新時不交付申出のほか、特定免許情報の記録申請、免許証の返納届、免許情報記録の抹消届又は免許証の交付申請のいずれかの行為又は複数の行為を行うこととなるところ、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて1つの申請書に記載させることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

(イ) 免許証等の更新前に免許証のみを有する場合

a 免許証等の更新後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、更新された免許証の引換え交付を受けると同時に、特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に当該記録を受けようとする旨を記載しなければならないこととした（府令第29条の2の3の2第1項）。

b 免許証等の更新後にマイナ免許証のみを有する者になるとき上記申請書に更新時不交付申出をする旨を記載しなければならないこととした（同条第2項）。

(ウ) 免許証等の更新前にマイナ免許証のみを有する場合

a 免許証等の更新後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有する者が、更新された免許情報記録の書換えを

受ける際に免許証の交付を受けようとするときは、運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に当該交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第29条の2の3の2第3項）。

b 免許証等の更新後に免許証のみを有する者になるとき  
上記申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（同条第4項）。

(エ) 免許証等の更新前に免許証及びマイナ免許証を有する場合

a 免許証等の更新後にマイナ免許証のみを有する者になるとき  
二枚持ち者が、更新された免許情報記録の書換えを受ける際に免許証を返納しようとするときは、運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に当該返納をする旨を記載しなければならないこととした（府令第29条の2の3の2第5項）。

b 免許証等の更新後に免許証のみを有する者になるとき  
二枚持ち者が、更新された免許証の引換え交付を受ける際に免許情報記録の抹消を受けようとするときは、運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に当該抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第29条の2の3の2第6項）。

#### 4 免許証等の保管に関する規定の廃止等

(1) 免許証の保管措置に関する規定の廃止について

ア 免許の取消し又は効力の停止に係る免許証の保管措置

旧法第104条の3第3項、第4項後段及び第5項から第9項までを削り、免許の取消し又は効力の停止に係る者に対する出頭命令の履行を担保するために免許証又は国際運転免許証の提出を求め、これと引換えに保管証を交付する制度（以下「保管制度」という。）を廃止することとした。

イ 自動車等の運転者による違反行為を認めた場合における免許証の保管措置  
警察官が、自動車等の運転者による違反行為を認めた場合に、当該者の免許証又は国際運転免許証を保管する旨を規定する旧法第109条についても、アと同様に関係規定を削り、保管制度を廃止することとした。

(2) 出頭命令に関する規定の見直しについて

ア 免許の取消し又は効力の停止に係る出頭命令（法第104条の3第2項関係）

保管制度の廃止に伴い、免許の取消し又は効力の停止に係る出頭命令の履行を担保するため、当該出頭命令（法第104条の3第2項）に従わなかった者には、10万円以下の過料に処する罰則を設けることとした（法第123条の2第1号）。

なお、改正法の施行に伴い、府令で定める出頭命令通知書の様式に、免許情報記録に係る事項を記載することができるよう、所要の改正を行うこととした（府令別記様式第19の3の6）。

イ 自動車等の運転者による違反行為を認めた場合における出頭命令（法第109条関係）

保管制度の廃止に伴い、自動車等の運転者による違反行為を認めた場合に当該者に対して出頭すべき旨を命ずるとともに、当該出頭命令の履行を担保するため、当該出頭命令に従わなかった者には、10万円以下の過料に処する罰則を設けることとした（法第109条及び第123条の2第1号）。

なお、当該出頭命令は、新設する出頭命令書（府令別記様式第23）を交付して行うものとした（府令第38条の6）。

## 5 運転経歴の記録に関する規定の整備

### (1) マイナ経歴証明書について

#### ア 運転経歴情報のマイナンバーカードへの記録

##### (ア) 記録の申請

運転経歴証明書の交付を申請することができる者は、住所地公安委員会に、その者のマイナンバーカードの区分部分にその者の運転に関する経歴に係る運転経歴情報を記録することを申請することができることとした（法第105条の2第3項）。

この場合において、運転経歴証明書の交付と同様に、当該公安委員会は、上記記録の申請をした日前5年以内に免許を取り消され、又は失効した者であって、現に受けている免許がないものに対して、運転経歴情報の記録を行うものとする事とした（令第39条の2の6第2項）

##### (イ) 申請書及び提示書類

上記記録の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付等申請書を提出して行うものとし、当該申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真の添付を求めることとした。また、当該申請をしようとする者については、マイナンバーカードの提示を求めることとした（府令第30条の8第1項、第2項及び第3項第3号）。

##### (ウ) 運転経歴情報である事項（府令第30条の13）

運転経歴情報は、

- 運転経歴情報記録（マイナンバーカードに記録された運転経歴情報に係る記録をいう。）の番号（同条第1号）
- 運転経歴情報の記録を受けた者が法第104条の4第2項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許証等の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類（府令第30条の13第2号）
- 運転経歴情報の記録年月日（同条第3号）
- 運転経歴情報の記録を受けた者が法第104条の4第2項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が効力を失った日前5年間の自動車等の運転に関する経歴（府令第30条の13第4号）



- 運転経歴情報の記録を受けた者の写真その他公安委員会が必要と認める事項（同条第5号）

とした。

(エ) 運転経歴情報の記録

運転経歴情報の記録の申請を受けた公安委員会は、府令第21条の4第2項各号に掲げるいずれかの事情(特定免許情報を記録できない事情と同じ。1(1)オ(イ)を参照。)がある場合を除き、運転経歴情報をその者のマイナンバーカードの区分部分に電磁的方法により記録する(法第105条の2第4項、府令第30条の14第1項)こととし、当該記録は、マイナンバーカードに組み込まれた半導体集積回路に記録して行うものとする(法第105条の2第4項、府令第30条の14第1項及び第2項)。

イ マイナ経歴証明書のみを有する者に係る住所等の変更の届出

(ア) 住所、氏名又は生年月日の変更届出

マイナ経歴証明書のみを有する者は、住所、氏名又は生年月日に変更を生じたときは、速やかに住所地公安委員会に届け出なければならないこととした(府令第30条の15第1項)。

(イ) 届出書及び提示書類

上記届出は、都道府県公安委員会規則で定める届出書を提出して行うものとする(府令第30条の15第2項及び第30条の10第4項)。

(ウ) マイナ免許証保有時に措置を講じている場合

マイナ免許証のみを有していた際に、住所変更ワンストップサービス等に関する措置(2(2)イ(ウ) a(a)又は2(2)イ(ウ) a(b))を講じているものについては、住所、氏名又は生年月日の変更についての住所地公安委員会への届出を不要とすることとした(府令第30条の15第3項)。

(エ) マイナ経歴証明書保有時以降に措置を講じる場合

マイナ経歴証明書保有時以降に、住所変更ワンストップサービス等に関する措置と同様に、当該マイナンバーカードを用いて、当該マイナンバーカードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書によって確認される電子署名がなされた同意情報を提供した者については、住所、氏名又は生年月日の変更についての住所地公安委員会への届出を不要とすることとした(同条第5項)。

ウ 運転経歴情報の抹消

(ア) 抹消義務

マイナ経歴証明書を有する者が、免許を受けたときは、速やかに、当該

マイナ経歴証明書を住所地公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならないこととした（府令第30条の16第1項本文）。ただし、当該マイナンバーカードを番号利用法第17条第8項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、当該返納義務を課さないこととした（府令第30条の16第1項ただし書）。

(イ) 抹消の届出

マイナ経歴証明書を有する者は、いつでも、住所地公安委員会に当該マイナ免許証を提示し、かつ、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届を提出して運転経歴情報の抹消を受けることができることとした（府令第30条の16第2項）。

エ その他

(ア) 運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書を有する者に対する住所等の変更の届出

運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書を有する者は、府令第30条の10第3項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載されたマイナ経歴証明書（住所地公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し。）を提示しなければならないこととした（府令第30条の10第4項）。

(イ) 運転経歴情報に係るマイナンバーカードの取扱い

公安委員会は、法及びこれに基づく命令の規定により、マイナンバーカードの区分部分に運転経歴情報を記録し、又は抹消するときは、運転経歴情報の安全管理を図るため必要なものとして国家公安委員会が定める基準に従ってマイナンバーカードを取り扱わなければならないこととした（府令第30条の17）。

(2) 運転経歴証明書の返納について

運転経歴証明書を有する者が、運転経歴情報の記録を受けようとするときは、運転経歴証明書の不正利用防止の観点から公安委員会に運転経歴証明書を返納させる必要性が認められることから、住所地公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届を提出して当該運転経歴証明書を返納することができることとした（府令第30条の12第2項）。また、運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書を有する者についても、同様の趣旨で、いつでも、住所地公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届を提出して当該運転経歴証明書を返納することができることとした（同条第3項）。

6 運転免許等に係る手数料に関する規定の整備

(1) 特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関する手数料について

ア 手数料の種別

改正法において特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等の公安委員会における事務が新設されたことに伴い、運転免許等に関する手数料の種別

を以下のとおり新設し、又は改めることとした（法第112条第1項）。

(ア) 免許証交付手数料

法第92条第1項の規定による免許証の交付に加え、法第95条の2第11項の規定による免許証の交付を受けようとする者からも免許証交付手数料を徴収することとした（法第112条第1項第3号）。

(イ) 特定免許情報記録手数料

特定免許情報の記録（法第95条の2第3項）又は免許情報記録の書換え（法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項又は第106条の4第2項）を受けようとする者であって、ウに該当しないものから特定免許情報記録手数料を徴収することとした（法第112条第1項第4号の2）。

(ウ) 免許証等更新手数料

免許証の更新に加え、免許情報記録の更新（法第101条第1項又は第101条の2第1項）を受けようとする者からも免許証等更新手数料を徴収することとし、手数料の種別の名称を免許証更新手数料から免許証等更新手数料に改めることとした（法第112条第1項第5号）。

(エ) 経由手数料

免許証の更新に係る経由申請（法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出）に加え、免許情報記録の更新に係る経由申請をしようとする者からも経由手数料を徴収することとした（法第112条第1項第5号の2）。

イ 手数料の区分及び標準額

上記新設し、又は改めることとした手数料の種別について、その区分を以下のとおり新設し、又は改めることとし、それぞれの区分に応じた標準額を別表のとおり定めた（令第43条第1項）。

(ア) 免許証交付手数料については、以下の区分を新設することとした。

○ 法第95条の2第11項の規定による免許証の交付を受ける場合

(イ) 特定免許情報記録手数料については、以下のとおり区分することとした。

a 特定免許情報の記録（法第95条の2第3項）

○ 免許証不交付申出（法第95条の2第6項の規定による申出）をする場合

○ 更新時不交付申出（法第101条の4の2第2項の規定による申出）をする場合

○ 免許証不交付申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合

b 免許情報記録の書換え（法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項又は法第106条の4第2項）

(ウ) 免許証等更新手数料については、以下のとおり区分することとした。

- 免許証の更新を受ける場合（同時に免許情報記録の更新を受ける場合を除く。）
  - 免許情報記録の更新を受ける場合（同時に免許証の更新を受ける場合を除く。）
  - 免許証及び免許情報記録の双方の更新を受ける場合
- (エ) 経由手数料については、以下のとおり区分することとした。
- 経由地公安委員会で免許情報記録の書換えを行う場合
  - 経由地公安委員会で免許情報記録の書換えを行わない場合
- ウ 特定免許情報記録手数料を徴収しない対象

法において、免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に特定免許情報の記録の申請をした者その他の政令で定める者からは特定免許情報記録手数料を徴収しないこととしており、政令で定める者として以下に掲げる者からは特定免許情報記録手数料を徴収しないこととした（法第112条第1項第4号の2）。

- (ア) 免許の効力の停止に伴う免許情報記録の抹消後の特定免許情報の記録
- 免許の効力の停止に伴う免許情報記録の抹消を受けた者であって、当該抹消を受けた後初めて特定免許情報の記録の申請をしたものからは、特定免許情報記録手数料を徴収しないこととした（令第43条第4項第1号柱書）。

ただし、以下に該当する者にあつては、特定免許情報記録手数料を徴収しない対象から除くこととした。

- 免許の効力の停止の期間が満了し、又は免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は他の免許が与えられた者（同号イ）
- 免許証（仮免許に係るものを除く。）の交付（法第92条第1項又は第101条の4の2第1項の規定によるものに限る。）を受けようとする際に、特定免許情報の記録の申請をした者（令第43条第4項第1号ロ）

- (イ) 免許の一部取消しに係る免許情報記録の書換え

免許の一部取消しに係る免許情報記録の書換え（法第106条の4第2項）を受ける者のうち、法第104条の4第3項の規定により新たに免許が与えられないものからは、当該書換えに係る特定免許情報記録手数料を徴収しないこととした（令第43条第4項第2号）。

- (2) 手数料の定期改定について

運転免許等に関する手数料の標準について、所要の見直しを行い、別表のとおり改めることとした。また、オンラインによる更新時講習（以下「オンライン講習」という。）の全国展開に伴い、更新時講習の標準を見直し、新たにオンライン講習に係る手数料の標準額を定めることとした（令第43条第1項）。

## 7 その他

### (1) 国家公安委員会への報告（法第106条関係）

#### ア 報告しなければならない事由

特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関する事務について、公安委員会が内閣府令で定める事項を国家公安委員会に対して報告しなければならない事由として、以下の場合を追加することとした（法第106条）。

- 特定免許情報の記録をしたとき（法第95条の2第3項）
- 免許証の返納を受けたとき（同条第4項）
- 免許情報記録の抹消をしたとき（同条第10項）
- 免許証の交付をしたとき（同条第11項）
- 免許情報記録の更新をしたとき（法第101条第6項又は第101条の2第4項）
- 運転経歴情報の記録をしたとき（法第105条の2第4項）

#### イ 特定免許情報の記録をしたとき（法第95条の2第3項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の3表）。

- 特定免許情報の記録を受けた者の生年月日及び性別
- 免許証等番号
- 特定免許情報の記録年月日

#### ウ 免許証の返納を受けたとき（法第95条の2第4項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の3表）。

- 免許証を返納した者の生年月日及び性別
- 免許情報記録の番号
- 返納を受けた免許証に係る免許証番号
- 免許証の返納を受けた年月日

#### エ 免許情報記録の抹消をしたとき（法第95条の2第10項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の3表）。

- 免許情報記録の抹消を受けた者の生年月日及び性別
- 免許証番号
- 抹消された免許情報記録に係る免許情報記録の番号
- 免許情報記録の抹消年月日

#### オ 免許証の交付をしたとき（法第95条の2第11項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の3表）。

- 免許証の交付を受けた者の生年月日及び性別

- 免許証等番号
  - 免許証の交付年月日
  - カ 免許情報記録の更新をしたとき（法第101条第6項又は第101条の2第4項）  
内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の3表）。
    - 免許証等の更新を受けた者の生年月日及び性別
    - 免許証の交付年月日等及び免許証等番号
    - 法第101条の2第4項の規定により免許証等の更新を受けた者にあつては、同条第3項の規定による適性検査を受けた日
    - 府令第18条第1項第2号に該当する者にあつては、その旨
  - キ 運転経歴情報の記録をしたとき（法第105条の2第4項）  
内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の3表）。
    - 運転経歴情報の記録を受けた者の生年月日及び性別
    - 運転経歴情報の記録を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号
    - 運転経歴情報の記録年月日
  - ク その他  
その他の事由について、改正法の施行に伴い、免許情報記録の番号等を報告事項に追加する所要の規定の整備を行った（府令第31条の3表）。
- (2) 免許関係事務の委託（法第108条関係）
- 特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関して新設される公安委員会の事務のうち、以下に掲げる事務については、公安委員会がその全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができないものとする（令第40条の3）。
- 法第101条の2の2第5項に規定する経由地公安委員会からの通知に係る適性検査の結果の判定に係る事務
  - 免許情報記録の更新の拒否（法第101条の3第2項又は第101条の4第4項）に係る事務
- (3) オンライン講習（法第108条の2関係）
- ア 運転適性診断の検査方法
- 一般運転者に対する講習において、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査を行うこととされていたところ、オンライン講習の全国展開に伴い、当該検査を電子計算機その他の機器を使用して行うこともできることとした（府令第38条第11項第1号）。
- イ オンライン講習の実施に係る基準
- 適正手続の確保の観点から、オンライン講習を行う場合には、受講者が本

人であるかどうかを確認できるものであることその他国家公安委員会規則で定める基準に従って行わなければならないこととした（府令第38条第11項第3号）。

なお、上記国家公安委員会規則で定める基準は、以下に掲げるとおりとした（講習規則第5条第3項）。

- マイナポータルの利用及びその他の適切な方法により受講者が本人であるかを確認できるものであること（同項第1号）。
- 受講者の受講の状況を確認できるものであること（同項第2号）。
- 受講者の道路交通に関する知識の習得の状況を確認できるものであること（同項第3号）。

(4) 更新連絡書に関する経過措置（改正法附則第9条関係）

旧法第101条第3項に規定する書面（更新連絡書）の送付を受けた一般運転者に該当する者に対する経由申請に関する規定（法第101条の2の2第1項）の適用については、当該者は、法第101条第3項の規定により一般運転者に該当することとなる旨を記載した更新連絡書（法第101条の2の2第1項）の送付を受けた者とみなすこととした（改正令第5条）。

(5) その他

その他所要の規定を整備することとした。

なお、上記(3)に記載の講習規則に関する規定の整備のほか、特定免許情報のマイナンバーカードの記録等に関する改正法の一部の施行に伴い、関係する国家公安委員会規則及び国家公安委員会告示について必要な規定を整備することとした（改正規則及び改正告示）。

### 第3 留意事項

#### 1 運転免許等に関する手数料に係る条例の改正

運転免許等に関する手数料の徴収については、法で定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならないこととされていることから、当該条例の改正作業等を進め、改正法の施行日までに当該条例の整備を行うこと。また、今般の手数料の標準の見直しにおいては、新設された種別に係る標準が新たに設けられたほか、免許証交付手数料や講習手数料等の既存の種別においてもその区分や標準額が大きく見直されることとなることから、条例の改正に遺漏が生じないように、改正令との突合や条例案の点検を徹底すること。

あわせて、免許証の更新手続一般について、自動受付機の導入等により更新手続の利便性が向上している旨を周知するなどし、更新手数料等の改定について理解を得るよう努めること。

#### 2 マイナンバーカードと免許証の一体化等に関する改正内容の周知の徹底

マイナンバーカードと免許証の一体化やオンライン更新時講習に関して、各種免許関係手続における口頭説明、掲示物、配布物、ソーシャルメディア等の各種広報媒体を活用し、その制度概要や利点、また今後公開されるマイナ免許証読み取りアプリに関する広報啓発に努めること。

### 3 職員に対する教養等の徹底

改正法の施行により現状の免許証に係る各種手続に加え、マイナ免許証に係る各種手続が新たに発生することとなり、従来の免許関係事務と比較して、申請者の別に応じた徴収する手数料額の計算や申請受理後の業務フローの態様が多岐にわたることから、こうした免許関係事務を担当する職員が、マイナンバーカードと免許証の一体化等に関する事務を適切かつ迅速に行うことができるよう、これらの職員に対する教養を徹底すること。また、運転免許行政は全国約8,200万人の免許保有者に影響を及ぼしうるものであることを踏まえ、改正法の施行に併せてマイナンバーカードと免許証の一体化等に関する事務が円滑かつ適切に導入されるよう、これら事務の運用に必要な機器の整備や対応人員の確保等の準備を徹底すること。

(参考資料)

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の官報の写し及び新旧対照条文（別添1）
- 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和6年政令第334号）の官報の写し（別添2）
- 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第335号）の官報の写し及び新旧対照条文（別添3）
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）の官報の写し（別添4）
- 道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和6年国家公安委員会規則第16号）の官報の写し（別添5）
- 交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（令和6年国家公安委員会告示第47号）の官報の写し（別添6）



別記様式第1号

免許保有状況変更申出書（紛失等時）															年	月	日
公安委員会殿																	
ふ り が な																	
氏 名																	
生 年 月 日																	
年 月 日																	
紛失等の直前における 免許証及び免許情報記録個人番号カード 双方の保有の有無																	
有 ・ 無																	
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち 紛失等したもの																	
免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード																	
紛失等した理由																	
現 に 受 け て い る 免 許	免 許 証 等 の 有効期間の末日																
	免 許 証 等 号																
	第 号																
	年 月 日																
	昭 平 令 和 成 和 二 成 二 二 大 二 二 特 二 二 引 二 二 二 二																
	免 許 の 種 類																
大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二																	
免 許 年 月 日 ・ 種 類																	
第一種免許 二小原																	
年 月 日																	
昭 平 令 和 成 和 二 成 二 二 大 二 二 特 二 二 引 二 二 二 二																	
第一種免許 その他																	
年 月 日																	
昭 平 令 和 成 和 二 成 二 二 大 二 二 特 二 二 引 二 二 二 二																	
第二種免許																	
年 月 日																	
昭 平 令 和 成 和 二 成 二 二 大 二 二 特 二 二 引 二 二 二 二																	
免 許 の 条 件																	

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。
  - 2 紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード双方の保有の有無欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれかの紛失等の直前において、免許証及び免許情報記録個人番号カードの双方を有していた場合には「有」を、免許証及び免許情報記録個人番号カードの双方を有していたわけではない場合には「無」をそれぞれ○で囲むこと。
  - 3 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち紛失等したもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか紛失等したものを○で囲むこと。
  - 4 現に受けている免許欄に係る欄には、紛失等することなく現在保有する免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか一方に係る事項を記載すること。
  - 5 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証等番号（免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。）、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。
  - 6 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を示す略語を○で囲むこと。
  - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号

免許保有状況変更申出書（発見時）															年	月	日	
公安委員会殿																		
ふりがな																		
氏名																		
生年月日																		
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち 発見したもの																		
免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード																		
現に受けている免許	免許証等の有効期間の末日																	
	免許証番号		第 号															
	免許年月日・種類	第一種免許	二小原	年 月 日												昭	平	令
		免許の種類		大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	特
				型	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二
	第一種免許	その他	年 月 日												昭	平	令	
第二種免許		年 月 日												昭	平	令		
		年 月 日												和	成	和		
免許の条件																		

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。
  - 2 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち発見したもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか紛失等したものとして、紛失等に係る免許保有状況変更申出時に申出をしたもので発見したものを○で囲むこと。
  - 3 現に受けている免許欄に係る欄には、紛失等に係る免許保有状況変更申出後に発見した免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか一方に係る事項を記載すること。
  - 4 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証等番号（免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。）、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。
  - 5 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を示す略語を○で囲むこと。
  - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第三十二号

道路交通法の一部を改正する法律

第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第七条の付記中「第百十九条第一項第一号の二、同条第二項」を「第百十九条第一項第二号、同条第三項」に改める。

第八条の付記中「第百十九条第一項第一号の二、同条第二項」を「第百十九条第一項第二号、同条第三項」に、「第百二十一条第一項第一号の二」を「第百二十一条第一項第二号」に改める。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第三項)

第十一条の付記中「第百二十一条第一項第二号」を「第百二十一条第一項第三号」に、「第百二十一条第一項第三号」を「第百二十一条第一項第四号」に改める。

第十五条の付記中「第百二十一条第一項第四号」を「第百二十一条第一項第五号」に改める。

第十七条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に、「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の第二十一号イ」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の第二十一項第八号イ」に改める。

第十七条の二の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第十八条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第十九条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十条の付記及び第二十条の二の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十一条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十二条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十四条の付記を次のように改める。

(罰則 第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号口、第百十九条第一項第三号)

第二十五条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十五条の二の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十六条の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の第二十一号ハ、第百十九条第一項第一号の四」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ハ、第百十九条第一項第四号」に改める。

第二十六条の二の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の第二十一号ニ」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ニ」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十八条の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の第二十一号ホ」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ホ」に、「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第二十九條の付記中「第百十九條第一項第二号の二」を「第百十九條第一項第六号」に改める。  
第三十條の付記を次のように改める。

(罰則) 第百十九條第一項第五号、同条第三項

第三十一條の付記中「第百十九條第一項第二号の二」を「第百十九條第一項第六号」に改める。  
第三十三條の付記中「第百十九條第一項第二号、同条第二項」を「第百十九條第一項第五号、同条第三項」に改める。

第三十四條の付記中「第百二十一條第一項第五号」を「第百二十一條第一項第六号」に改める。

第三十五條の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十五條の二の付記中「第百二十一條第一項第五号」を「第百二十一條第一項第六号」に改める。  
第三十六條の付記及び第三十七條の二の付記中「第百十九條第一項第二号の二」を「第百十九條第一項第六号」に改める。

第三十八條の付記を次のように改める。

(罰則) 第百十九條第一項第五号、同条第三項

第三十八條の二の付記中「第百十九條第一項第二号の二」を「第百十九條第一項第六号」に改める。  
第四十二條の付記及び第四十三條の付記を次のように改める。

(罰則) 第百十九條第一項第五号、同条第三項

第四十四條第二項第二号中「道路運送法第三條第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車(同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五條第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九條の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。又は同法第七十八條第二号に規定する家用有償旅客運送の用に供する自動車(同項において「家用有償旅客運送自動車」という)を「旅客の運送の用に供する自動車(乗合自動車を除く。第四十九條の三第一項において同じ)に、「同法」を「道路運送法」に改め、同条の付記中「第百十九條の二第一項第一号」を「第百十九條の二第二項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。  
第四十五條の付記中「第百十九條の二第一項第一号」を「第百十九條の二第二項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。  
第四十五條の二の付記中「第百二十一條第一項第九号」を「第百二十一條第一項第八号」に改める。

第四十七條の付記中「第百十九條の二第一項第二号」を「第百十九條の二の二第一項第二号」に改める。  
第四十八條の付記中「第百十九條の二第一項第一号」を「第百十九條の二の二第一項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。  
第四十九條の三第一項中「一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは家用有償旅客運送自動車」を「旅客の運送の用に供する自動車」に改め、同条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百十九條の二第一項第一号」を「第百十九條の二の二第一項第一号」に改める。  
第四十九條の四の付記中「第百十九條の二第一項第一号」を「第百十九條の二の二第一項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。  
第四十九條の五の付記及び第五十條の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。  
第五十條の二の付記及び第五十一條の付記中「第百十九條第一項第三号」を「第百十九條第一項第七号」に改める。  
第五十一條の四の付記中「第百二十一條第一項第九号」を「第百二十一條第一項第八号」に改める。  
第五十一條の五の付記中「第百十九條の三第一項第五号」を「第百十九條の三第二項第一号」に改める。  
第五十一條の八第三項第二号口中「第百十九條の二第一項第三号」を「第百十九條の二の二第二項」に改める。

第五十二條の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第二十一号へ、第百二十條第一項第八号」を「第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号へ、第百二十條第一項第六号」に改める。  
第五十三條の付記中「第百二十條第一項第八号、同条第二項」を「第百二十條第一項第六号、同条第三項」に改める。  
第五十四條の付記を次のように改める。

(罰則) 第一項については第百二十條第一項第六号、同条第三項 第二項については第百十七條の二第二項第四号、第百十七條の二の二第二十一号、第百二十一條第一項第七号

第五十五條の付記中「第百二十條第一項第十号」を「第百二十條第二項第一号」に、「第百二十一條第一項第六号」を「第百二十一條第一項第七号」に改める。  
第五十七條の付記中「第百十八條第一項第二号、第百十九條第一項第三号の二、第百二十條第一項第十一号」を「第百十八條第二項第一号、第百十九條第二項第一号、第百二十條第二項第二号」に、「第百二十一條第一項第七号」を「第百二十一條第二項第一号」に改める。

第五十八條の付記中「第百二十一條第一項第八号」を「第百二十一條第二項第二号」に改める。  
第五十八條の二の付記中「第百十九條第一項第三号の三」を「第百十九條第一項第八号」に改める。

第五十八條の三の付記中「第百十九條第一項第三号の四」を「第百十九條第一項第九号」に改める。  
第五十八條の五の付記中「第百十八條第一項第三号」を「第百十八條第二項第二号」に改める。  
第五十九條の付記中「第百二十條第一項第十号」を「第百二十條第二項第一号」に改める。  
第六十條の付記中「第百二十一條第一項第七号」を「第百二十一條第二項第一号」に改める。  
第六十一條の付記中「第百十九條第一項第四号」を「第百十九條第一項第十号」に改める。  
第六十二條の付記中「第百十九條第一項第五号」を「第百十九條第二項第二号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百二十條第一項第八号の二」を「第百二十條第一項第七号」に改める。  
第六十三條の付記中「第百十九條第一項第六号」を「第百十九條第一項第十一号」に、「第百十九條第一項第七号」を「第百十九條第一項第十二号」に、「第百二十一條第一項第九号」を「第百二十一條第一項第八号」に改める。  
第六十三條の二の付記中「第百二十一條第一項第九号の二」を「第百二十一條第二項第三号」に改める。  
第六十三條の三の付記中「第百十九條第一項第七号の二」を「第百十九條第二項第三号」に改める。  
第六十三條の四の付記中「第百二十一條第一項第五号」を「第百二十一條第一項第六号」に改める。  
第六十三條の八の付記中「第百二十一條第一項第四号」を「第百二十一條第一項第五号」に改める。  
第六十三條の九の付記中「第百二十條第一項第八号の二、同条第二項」を「第百二十條第一項第七号、同条第三項」に改める。  
第六十三條の十の付記中「第百二十條第一項第八号の三」を「第百二十條第一項第八号」に、「第百二十條第一項第九号」を「第百二十條第一項第十号」に改める。  
第六十四條の付記中「第百十七條の二の二第一号」を「第百十七條の二の二第一項第一号」に、「第百十七條の二の二第二号」を「第百十七條の二の二第一項第二号」に改める。  
第六十五條第四項中「第百十七條の二の二第六号」を「第百十七條の二の二第一項第六号」に改め、同条の付記中「第百十七條の二第一号、第百十七條の二の二第三号」を「第百十七條の二第一項第一号、第百十七條の二の二第二項第三号」に、「第百十七條の二の二第四号」を「第百十七條の二の二第一項第四号」に、「第百十七條の二の二第五号」を「第百十七條の二の二第一項第五号」に、「第百十七條の二の二第六号」を「第百十七條の二の二第六号」に改める。



第七十七条の付記中「第二百一十一條第一項第九号」を「第二百一十一條第一項第八号」に改める。  
 第七十七条の二中「第二百一十一條の二の二第一号」を「第二百一十一條の二の二第一項第一号」に改める。  
 第七十七条の三の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第二百一十一條第一項第九号」を「第二百一十一條第一項第十号」に改める。

第七十七条の四の付記中「第二百一十一條の四第三号」を「第二百一十一條の四第二号」に改める。  
 第七十七条の五の付記中「第二百一十一條の五第一号」を「第二百一十一條の五第二号」に改める。  
 第七十七条の五第二項第三号中「第二百一十一條の五第二号」を「第二百一十一條の五第一号」に改め、同条の付記中「第二百一十一條第一項第九号」を「第二百一十一條第一項第八号」に改める。

第七十七条の十の付記中「第二百一十一條第一項第九号」を「第二百一十一條第一項第八号」に改める。  
 第九十九條の三の付記中「第九十九條の三第一項第七号」を「第九十九條の三第二項第二号」に、「第九十九條の三第一項第八号」を「第九十九條の三第二項第三号」に改める。  
 第九十九條の三第二項第四号及び第五号を削り、同条第六号中「次条第十一号」を「次条第一項第八号」に改め、同条を同条第四号とし、同条に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。  
 一 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反して、酒に酔った状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

二 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反して、前項第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。  
 第九十九條の二の二第四号中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改め、同条第七号中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第八号から第十号までを削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、同条に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
 一 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号の規定に違反したとき。

二 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反したとき（当該違反により運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に前項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第二項第一号に該当する場合を除く。）。  
 三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反したとき（前条第二項第二号に該当する場合を除く。）。

第九十九條の二の二第二号中「第二百一十一條の二の二第三号」を「第二百一十一條の二の二第二項第三号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、同条第三号中「第二百一十一條の二の二第三号」を「第二百一十一條の二の二第一項第三号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改める。  
 第九十九條の四第二号及び第三号を削り、同項第三号の二中「第二百一十一條の四第一号の二」を「第二百一十一條の四第二号」に改め、同条を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。  
 一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転したとき。

二 第五十八條の五（過積載車両の運転の要求等の禁止）第二項の規定による警察署長の命令に従わなかつたとき。

三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号又は第五号の規定に違反したとき。  
 四 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反して、第一号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。  
 五 第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反したとき。

第九十九條第一項中第十五号を第二十号とし、第十二号の四から第十四号までを削り、第十二号の三を第十九号とし、第十二号の二を第十八号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十号を第十七号とし、第九号の三を第十六号とし、第九号の二を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、第七号の二を削り、第七号を第十二号とし、第六号を第十一号とし、第五号を削り、第四号を第十号とし、第三号の四を第九号とし、第三号の三を第八号とし、第三号の二を削り、第三号を第七号とし、第二号の二を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の四を第四号とし、第一号の三を第三号とし、第一号の二を第二号とし、同条第二項中「前項第一号の二、第二号」を「第一項第二号、第五号」に、「第五号、第九号、第九号の三又は第十二号の三」を「第十四号、第十六号若しくは第十九号又は前項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。  
 一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載をして車両を運転したとき（第九十九條第二項第一号に該当する場合を除く。）。

二 第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転させ、又は運転したとき。  
 三 第六十三条の二の二（作動状態記録装置による記録等）の規定に違反したとき。

四 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反したとき（第九十八條第二項第四号に該当する場合を除く。）。  
 五 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第二項又は第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第一項若しくは第二項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたとき。

六 第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項の規定に違反したとき。  
 七 第七十七条（道路の使用の許可）第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反したとき。

八 第八十一条（違法工作物等に対する措置）第一項、第八十一条の二（転落積載物等に対する措置）第一項又は第八十二条（沿道の工作物等の危険防止措置）第一項の規定による警察署長の命令に従わなかつたとき。  
 第九十九條の二第二項中「第一号及び第二号に掲げる行為にあつては」を削り、同項第三号を削り、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十五万円以下の罰金に処する。  
 第九十九條の二を第九十九條の二の二とし、第九十九條の次に次の一項を加える。

第九十九條の二 第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第六項若しくは第八項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十九條の三第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削り、同条第二項中「前項第一号、第二号又は第三号」を「第一項第一号から第三号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の五（報告徴収等）第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

二 第九十九条の三（交通情報の提供）第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第九十九条の三（交通情報の提供）第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二百二十条第一項第二号中「第九十九条第一項第一号の四」を「第九十九条第一項第四号」に改め、同項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第八号の二を第七号とし、第八号の三を第八号とし、第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の四を第九号とし、第十一号を削り、第十一号の二を第十二号とし、第十一号の三及び第十三号を削り、第十二号の二を第十三号とし、同条第二項中「前項第三号から第五号まで、第八号、第八号の二」を「第一項第三号から第七号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条（乗車又は積載の方法）第一項若しくは第二項又は第五十九条（自動車の牽引制限）第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反したとき（第九十九条第二項第一号及び第九十九条第二項第一号に該当する場合を除く。）。

三 第七十四条の三（安全運転管理者等）第五項の規定に違反したとき。

四 第七十七条（道路の使用の許可）第七項の規定に違反したとき。

第二百二十一条第一項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の二を第二号とし、第八号を削り、第九号を第八号とし、第九号の二を削り、第九号の三を第九号とし、同条第二項中「前項第九号の三」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は料に処する。

一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第二項又は第六十条（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定め違反したとき。

二 第五十八条（制限外許可証の交付等）第三項の規定により警察署長が付した条件に違反したとき。

三 第六十三条の二（運行記録計による記録等）の規定に違反したとき。

第二百二十三条を次のように改める。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第二項、第一百七十七条の二の二第二項、第一百八条第二項、第一百九条第二項、第一百九条の二、第一百九条の二の二第二項、第一百九条の三第二項、第一百二十条第二項又は第二十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第二百二十五条第二項第二号中「第一百七十七条の二第三号」を「第一百七十七条の二第一項第三号」に、「第一百七十七条の二の二第三号」を「第一百七十七条の二の二第一項第三号」に改める。

第二百二十六条第四項中「第一百九条の二」を「第九十九条の二の二第一項若しくは第三項」に、「第二項」を「第三項」に改める。

別表第二の上欄中「第二項の罪に当たたる行為（一）を「第三項の罪に当たたる行為（一）に改め、（二）車両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。」を削り、「第二十八号第一項第三号の二の罪に当たたる行為」を「第九十九条第二項第一号の罪に当たたる行為（車両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。）」に、「第九十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第七号の二、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項を「第九十九条第一項第二号から第六号まで、第十四号から第十六号まで、第十九号若しくは第二十七号、第二十七号第一号から第三号まで又は第三項」に、「第九十九条の二」を「第九十九条の二の二第一項又は第三項」に、「第九十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第二項」を「第九十九条の三第一項又は第三項」に、「第八号まで、第九号」を「第六号まで、第十号」に、「第十号、第十一号、第十二号、第十二号の二若しくは第十四号又は第二項」を「若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項」に、「第二十一条第一項第一号の二、第五号から第八号まで若しくは第九号の二から第十号まで又は第二項」を「第二十一条第一項第二号、第六号、第七号、第九号若しくは第十号、第二項又は第三項」に改める。

第二条 道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 歩行者の通行方法（第十条―第十五条）」を「第二章 歩行者等の通行方法（第十条―第十五条の二）」に、「運輸者及び」を「車両等の運転者及び」に、「第五章 道路の使用等」を「第四章の三 特定自動運行の許可等（第七十五条の十二―第七十五条の二十九）」に改める。

第二条第一項第九号中「運転する」を「運転し、又は特定自動運行を行う」に、「及び身体障害者の車椅子」を「移動用小形車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小形車」に、「小児用の車その他の」を「乳母車その他の歩きながら用いる」に改め、同項第十号中「軽車両」を「軽車両、移動用小形車」に、「車椅子」を「車、遠隔操作型小形車」に改め、同項第十一号中「身体障害者用の車椅子」を「移動用小形車、身体障害者用の車」に、「もの」を「もの（遠隔操作（車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用すること（当該操作を含む）をいう。以下同じ。）により通行させることができるものを除く。）」に改め、同号イ中「含む」を「含む、小児用の車（小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のものをいう。次号及び第三項第一号において同じ。）を除く」に改め、同項第十一号の二中「車椅子」を「車、小児用の車」に、「もの」を「もの（原動機を用いるものにあつては「に」、内閣府令」を「内閣府令」に、「含む」を「含む、移動用小形車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く」に改め、同項第十一号の三中「車椅子」を「車」に、「限る」を「限り、遠隔操作により通行させることができるものを除く」に改め、同号次に次の一号を加える。

十一の五 遠隔操作型小形車 人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるものうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。

第二条第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 移動用小形車 人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除く）であつて、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものうち、身体障害者用の車以外のものをいう。



第二章第一項第十七号中「自動運行装置を使用する場合を含む」を「特定自動運行を行う場合を除く」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十七の二 特定自動運行 道路において、自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が第六十二条に規定する整備不良車両に該当することとなつたとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなつたときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）をいう。

第二章第一項第十八号中「停止し」を「停止（特定自動運行中の停止を除く。）を」と改め、同条第三項第一号中「身体障害者用の車椅子」を「移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車、小児用の車」に改め、「通行させている者」の下に「遠隔操作型小型車にあつては、遠隔操作により通行させている者を除く。」を加える。

第四章第一項中「歩行者」の下に「若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。）を加え、同条の付記中「第二百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第五章第一項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第二百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第六章第一項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第二百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第七章第一項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第二百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第八章第一項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第二百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第九章第一項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第二百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第十章第一項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第二百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第十一章第一項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第二百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第十二章第一項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第二百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第十三条の二 中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

第十四条の二 中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

第十四条の三 遠隔操作型小型車（道路を通行しているものに限る。）の遠隔操作を行う者は、当該遠隔操作型小型車について遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行させなければならない。

第十四条の四 移動用小型車又は遠隔操作型小型車を道路において通行させる者は、当該移動用小型車又は遠隔操作型小型車の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標識を付けなければならない。

第十五条中「又は」を「若しくは」に、「歩行者」を「歩行者又はこれらの規定若しくは第十四条の二若しくは第十四条の三の規定に違反して道路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者」に改め、同条の付記中「第二百二十一条第一項第五号」を「第二百二十一条第一項第七号」に改め、同条の次に次の一条及び一章を加える。

（遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置）

第十五条の二 警察官等は、遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該遠隔操作型小型車を停止させ、又は移動させることができる。

第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務

第十五条の三 遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の使用者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所

三 遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、人員その他の体制

四 運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法

五 非常停止装置の位置及び形状

六 遠隔操作型小型車の仕様に関する事項として内閣府令で定める事項

前項の規定による届出には、当該届出をする者に係る住民票の写し又は登記事項証明書、当該届出に係る遠隔操作型小型車の仕様を示す書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

三 公安委員会は、第一項前段の規定による届出があつたときは、当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号（次条において「届出番号等」という。）をその者に通知しなければならない。

（罰則 第一項については第百十九条の二の二第一号、第百二十三条）

第十五条の四 前条第一項前段の規定による届出をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。

（報告及び検査）

第十五条の五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第十五条の三第一項第三号に規定する場所その他の遠隔操作型小型車の使用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則 第一項については第百十九条の二の三第一号、第百二十三条）

第十五条の六 公安委員会は、遠隔操作型小型車の使用者又はその使用する者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとるべきこと（措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。）を指示することができる。

〔罰則 第一百九条の二の二第二号、第二百三条〕  
 第十七条の二の付記、第十九条の付記、第二十一条の付記及び第二十五条の付記中「第二百一十一  
 条第一項第六号」を「第二百一十一條第一項第八号」に改める。  
 第三十三條第三項中「行なう」を「行う」に改める。  
 第三十四條の付記及び第三十五條の二の付記中「第二百一十一條第一項第六号」を「第二百一十一  
 條第一項第八号」に改める。  
 第四十一条の二第二項中「この条」の下に「及び第七十五条の二十二第二項」を加える。  
 第四十四条の付記及び第四十五条の付記中「第一百九条の二の二第二項第一号」を「第一百九条  
 の二の四第一項第一号」に改める。  
 第四十五条の二の付記中「第二百一十一條第一項第八号」を「第二百一十一條第一項第十号」に改め  
 る。  
 第四十七条の付記中「第一百九条の二の二第二項第二号」を「第一百九条の二の四第一項第二号」  
 に改める。

第四十八條の付記、第四十九條の三の付記及び第四十九條の四の付記中「第一百九条の二の二第  
 一項第一号」を「第一百九条の二の四第一項第一号」に改める。  
 第五十一条第一項中「第五十一条の四第一項」の下に「及び第七十五条の二十二第三項」を加え  
 る。  
 第五十一条の三の付記中「第一百七十七条の四第一号」を「第一百七十七条の四第一項第一号」に改める。  
 第五十一条の四の付記中「第二百一十一條第一項第八号」を「第二百一十一條第一項第十号」に改め  
 る。  
 第五十一条の六第二項中「次条」の下に「及び第七十五条の十三第二項第一号」を加える。  
 第五十一条の八第三項第二号中「含む」の下に「。第七十五条の十四において同じ」を加え、同  
 号口中「第十九条の二の二第二項」を「第一百九条の二の四第二項」に改める。  
 第五十一条の十二の付記及び第五十一条の十五の付記中「第一百七十七条の四第一号」を「第一百七  
 七条の四第一項第一号」に改める。  
 第五十四條の付記及び第五十五條の付記中「第二百一十一條第一項第七号」を「第二百一十一條第一  
 項第九号」に改める。

第六十三條の付記中「第二百一十一條第一項第八号」を「第二百一十一條第一項第十号」に改める。  
 第六十三條の三の付記及び第六十三條の四の付記中「第二百一十一條第一項第六号」を「第二百一  
 十一條第一項第八号」に改める。  
 第六十三條の八の付記中「第二百一十一條第一項第五号」を「第二百一十一條第一項第七号」に改め  
 る。

第六十三條の十一の見出しを「自転車等の遵守事項」に改め、同条中「を自転車に乗車  
 させる」を「が自転車を運転する」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項とし  
 て次の二項を加える。  
 自転車等の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。  
 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをか  
 ぶらせるよう努めなければならない。  
 第四章の章名中「運転者」を「車両等の運転者」に改める。

第七十一条第二号中「車椅子」を「車」に改め、同条の付記中「第一百七十七条の四第二号」を「第  
 百七十七條の四第一項第二号」に改める。  
 第七十一条の四の二第二項中「道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第  
 二号において同じ。」を削る。  
 第七十一条の五の付記及び第七十一条の六の付記中「第二百一十一條第一項第九号」を「第二百一  
 十一條第一項第十一号」に改める。

第七十二条第一項中「乗務員。以下次項」を「乗務員。次項」に、「含む。以下次項」を「含む。  
 同項」に改め、「講じた措置」の下に「第七十五条の二十三第一項及び第三項において「交通事故発  
 生日時等」という。」を加え、同条第二項中「もより」を「最寄り」に改め、同条の付記中「第百  
 七十五條の五第一号」を「第一百七十七條の五第二項第一号」に改める。  
 第七十五條の付記中「第一百九条の二の二第二項」を「第一百九条の二の四第二項」に、「第百二  
 十一條第一項第八号」を「第二百一十一條第一項第十号」に改める。  
 第七十五條の二の付記中「第二百一十一條第一項第八号」を「第二百一十一條第一項第十号」に改め  
 る。  
 第七十五條の二の三中「前四章」を「前各章」に改める。  
 第七十五條の七の付記中「第二百一十一條第一項第六号」を「第二百一十一條第一項第八号」に改め  
 る。  
 第七十五條の八の付記中「第一百九条の二の二第二項第二号」を「第一百九条の二の四第一項第  
 二号」に改める。

第四章の三 特定自動運行の許可等  
 第七十五條の十二 特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄す  
 る公安委員会の許可を受けなければならない。  
 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しな  
 ければならない。  
 一 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並  
 びにその役員の氏名及び住所  
 二 次に掲げる事項を記載した特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」という。）  
 イ 特定自動運行に使用する自動車（以下「特定自動運行用自動車」という。）の型式、自動車  
 登録番号又は車両番号及び車台番号、自動運行装置に係る使用条件その他の内閣府令で定め  
 る特定自動運行用自動車に関する事項  
 ロ 特定自動運行に関する次に掲げる事項

- (1) 特定自動運行の経路
  - (2) 特定自動運行を行う日及び時間帯
  - (3) 特定自動運行により運送される人又は物
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- ハ 特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先  
 ニ この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定  
 自動運行実施者（第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。次条第一  
 項第三号において同じ。）又は特定自動運行業務従事者（第七十五条の十九第一項に規定する  
 特定自動運行業務従事者をいう。次条第一項第三号において同じ。）が実施しなければならない  
 措置に関する次に掲げる事項

- (1) 第七十五条の十九第一項に規定する教育の内容及びその実施方法
- (2) 第七十五条の十九第二項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第三項の規定  
 による現場措置業務実施者の指定の方法
- (3) 第七十五条の二十第一項に規定する措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、  
 人員その他の体制
- (4) 第七十五条の二十第二項の規定による表示の具体的方法
- (5) 第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項ま  
 での規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 前項の申請書には、特定自動運行用自動車の自動車検査証記録事項（道路運送車両法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（罰則 第一項については第百七十七条の二第二項第三号及び第四号、第百二十三条）

（特定自動運行の許可基準等）

第七十五条の十三 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、同条第二項の規定により提出を受けた申請書に記載された特定自動運行計画が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車が行うことができるものであること。

二 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること。

三 第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること。

四 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

五 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること。

2 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該事項について、当該各号に定める者の意見を聴かなければならぬ。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項 国土交通大臣等

二 前項第五号に掲げる事項 前条第二項第二号ロ(1)に規定する経路をその区域を含む市町村（特別区を含む。）の長

（欠格事由）

第七十五条の十四 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

一 第七十五条の二十七第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当該現にその法人の役員として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。

二 法人である場合において、その法人の役員が前号に該当する者であるとき。

（許可の条件）

第七十五条の十五 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。（許可事項の変更）

第七十五条の十六 第七十五条の十二第一項の許可を受けた者（以下「特定自動運行実施者」という。）は、特定自動運行計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第七十五条の十三及び前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 特定自動運行実施者は、第一項ただし書に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

4 特定自動運行実施者は、第七十五条の十二第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、公安委員会に届け出なければならない。（罰則 第一項については第百七十七条の二第二項第四号及び第五号、第百二十三条 第三項及び第四項については第百九十九条の二の三第二号、第百二十三条）

（公示）

第七十五条の十七 公安委員会は、第七十五条の十二第一項又は前条第一項の許可をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（特定自動運行計画等の遵守）

第七十五条の十八 特定自動運行は、第七十五条の十二第一項の許可を受けた特定自動運行計画（第七十五条の十六第一項又は第三項の規定による変更の許可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第七十五条の二十七第一項第二号において同じ。）及び第七十五条の十五第一項（第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（第七十五条の十五第二項（第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更され、又は新たに付された条件を含む。）に従わなければならない。

（罰則 第百七十七条の四第二項、第百二十三条）

（特定自動運行を行う前の措置）

第七十五条の十九 特定自動運行実施者は、次項の規定により指定した特定自動運行主任者、第三項の規定により指定した現場措置業務実施者その他の特定自動運行のために使用する者（以下「特定自動運行業務従事者」という。）に対し、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施させるため、内閣府令で定めるところにより教育を行わなければならない。

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二並びに第七十五条の二十三第一項及び第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講じさせるため、当該措置を講ずるために必要な適性について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、特定自動運行主任者を指定しなければならない。

3 特定自動運行実施者は、次条第一項第一号に規定する措置を講じて特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十三第一項及び第二項の規定による措置を講じさせるため、現場措置業務実施者を指定しなければならない。

（特定自動運行中の遵守事項）

第七十五条の二十 特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 当該特定自動運行用自動車の周囲の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の状況を映像及び音声により確認することができる装置で内閣府令で定めるものを第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置

二 第七十五条の二十三第三項の規定による措置を講じさせるため、特定自動運行主任者を当該特定自動運行用自動車に乗車させる措置

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行っているときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定自動運行用自動車の見やすい箇所に特定自動運行中であることを表示しなければならない。

(特定自動運行主任者の義務)

第七十五条の二十一 前条第一項第一号の規定により配置された特定自動運行主任者は、当該特定自動運行用自動車... (特定自動運行が終了したときは、直ちに、次条又は第七十五条の二十三第一項若しくは第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならぬ措置を講ずべき事由の有無を確認しなければならぬ。)

2 特定自動運行主任者は、道路において特定自動運行が終了したときは、直ちに、次条又は第七十五条の二十三第一項若しくは第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならぬ措置を講ずべき事由の有無を確認しなければならぬ。

第七十五条の二十二 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車又は当該特定自動運行主任者に対し次の各号のいずれかの措置又は命令が行われているときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車を当該措置又は命令に従って通行させるため必要な措置を講じなければならない。

一 第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示

二 第六条第一項の規定による警察官等の交通整理

三 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令

四 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第三項の規定による警察官の指示

五 第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限

六 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令

2 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車に緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、又は当該特定自動運行用自動車の付近に緊急自動車若しくは消防用車両があるときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車が当該緊急自動車又は消防用車両の通行を妨げないようにするために必要な措置を講じなければならない。

3 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車が違法駐車と認められる場合は、直ちに、当該特定自動運行用自動車の駐車の方法を変更し、又は当該特定自動運行用自動車を当該場所から移動するため必要な措置を講じなければならない。

(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)

第七十五条の二十三 特定自動運行(道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。第三項及び第六項並びに第七十七條第三項において同じ。)において特定自動運行用自動車(第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。)に係る交通事故があつたときは、同号の規定により配置された特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの消防機関に通報する措置及び現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置(当該交通事故による人の死傷がないことが明らかでない場合は、現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置)を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。第三項及び第四項において同じ。)の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

2 前項に規定する交通事故の現場に到着した現場措置業務実施者は、当該交通事故の現場において、道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 特定自動運行において特定自動運行用自動車(第七十五条の二十第一項第二号に規定する措置が講じられたものに限る。)に係る交通事故があつたときは、当該交通事故に係る特定自動運行用自動車に同号の規定により乗せさせられた特定自動運行主任者その他の乗務員(第五項において「特定自動運行主任者等」という。は、直ちに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者(特定自動運行主任者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。次項において同じ。))は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

4 前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした特定自動運行主任者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

5 前三項の場合において、当該交通事故の現場にある警察官は、当該交通事故の現場にある現場措置業務実施者又は特定自動運行主任者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。

6 第七十二条の二及び第七十三条の規定は、特定自動運行において交通事故があつた場合について準用する。この場合において、第七十二条の二第一項中「前条第三項」とあるのは「第七十五条の二十三第五項」と、「の運転者等」とあるのは「に係る現場措置業務実施者(第七十五条の十九第三項に規定する現場措置業務実施者をいう。以下同じ。))又は特定自動運行主任者等(第七十五条の二十三第三項に規定する特定自動運行主任者等をいう。以下同じ。))と、「同項」とあるのは「同条第五項」と、「現場」とあるのは「当該交通事故の現場」と、第七十三条中「運転者等以外」とあるのは「特定自動運行主任者等以外」と、「の運転者等が第七十二条第一項前段」とあるのは「に係る現場措置業務実施者が第七十五条の二十三第二項に規定する措置を講じ、又は特定自動運行主任者等が同条第三項前段」と、「又は」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。

(罰則) 第一項前段及び第三項前段については第七十七條第三項、第七十七條の五第二項、第七百二十三条 第一項後段及び第三項後段については第七百九十九條第二項第六号、第七百二十三条 第二項については第七百七十七條の五第二項、第七百二十三条 第四項については第七百二十條第二項 第四号、第七百二十三条

第七十五条の二十四 特定自動運行実施者による特定自動運行についてのこの法律の規定(第四章第二節を除く。)の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

Table with 3 columns: 第六條第二項, 第六條第三項, 第三十三條第三項. It details the replacement of terms in the law regarding specific automatic driving operations, such as 'operator' being replaced by 'operator or other person in charge of the vehicle'.

第六十三條の二 第一項	運転者 を運転させ、又は運転して	特定自動車運行実施者(第七十五條の十六第一項に規定する特定自動車運行実施者をいう。以下同じ。)
第六十三條の二 第二項	運転者 を運転させ、又は運転して	の特定自動車運行を行わせ、又は特定自動車運行を行つて
第七十五條の三	運転者	特定自動車運行実施者
第七十五條の三 第一項	運転者は、故障その他の理由により	特定自動車運行主任者
第七十五條の十 第一項	当該自動車を運転することができなくなつた	特定自動車運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない
第七十五條の十 第二項	自動車に故障その他の理由により	自動車
第七十五條の十 第二項	運転者は、故障その他の理由により	特定自動車運行主任者は、
第七十五條の十 第二項	当該自動車を運転することができなくなつた	特定自動車運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない

(報告及び検査等)

第七十五條の二十五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定自動車運行実施者に対し、その特定自動車運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第七十五條の十二第二項第二号ハに規定する場所その他の特定自動車運行実施者の事務所立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 公安委員会は、この章の規定の施行のため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(罰則 第一項については第百十九條の二の三第三号、第百二十三條)

(特定自動車運行実施者に対する指示)

第七十五條の二十六 公安委員会は、特定自動車運行実施者又はその特定自動車運行業務従事者が、特定自動車運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、特定自動車運行実施者に対し、特定自動車運行に関し必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、特定自動車運行を行わないことを含む。)を指示することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動車運行実施者による特定自動車運行が道路運送法第二條第二項に規定する自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第二條第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。)又は貨物利用運送事業法第二條第八項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。

(罰則 第一項については第百十七條の二第二項第六号、第百二十三條)

(許可の取消し等)

第七十五條の二十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定自動車運行実施者に対し、特定自動車運行の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができる。

- 一 特定自動車運行実施者又はその特定自動車運行業務従事者が、特定自動車運行に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反したとき。
  - 二 特定自動車運行計画が第七十五條の十三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。
  - 三 特定自動車運行実施者が第七十五條の十四各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 2 前條第二項の規定は、前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止について準用する。
- 3 公安委員会は、第一項の規定により特定自動車運行の許可を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(許可の効力の仮停止)

第七十五條の二十八 次の各号のいずれかに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があつた場所を管轄する警察署長は、当該特定自動車運行実施者に対し、その事実があつた日から起算して三十日を経過する日を終期とする特定自動車運行の許可の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

- 一 特定自動車運行中の特定自動車運行用自動車に係る交通事故があつたとき。
  - 二 特定自動車運行実施者又はその特定自動車運行業務従事者が、特定自動車運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反したとき。
- 2 警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた特定自動車運行実施者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- 3 仮停止をした警察署長は、速やかに、内閣府令で定める事項を公安委員会に報告しなければならない。

4 仮停止は、前項の規定により報告を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について第七十五條の二十六第一項又は前條第一項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

5 仮停止を受けた者が当該事案について前條第一項の規定による許可の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該許可の効力の停止の期間に通算する。

(特定自動車運行の許可の取消し等の報告)

第七十五條の二十九 公安委員会は、第七十五條の二十六第一項若しくは第七十五條の二十七第一項の規定による処分をしたとき、又は前條第三項の規定による報告を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

第七十六條の付記中「第百十九條第二項第六号」を「第百十九條第二項第七号」に改める。

第七十七條の付記中「第百十九條第二項第六号」を「第百十九條第二項第七号」に、「第百十九條第二項第七号」を「第百十九條第二項第八号」に、「第百二十條第二項第四号」を「第百二十條第二項第五号」に改める。

第七十八條の付記中「第百二十一條第一項第八号」を「第百二十一條第一項第十号」に改める。

第八十一條の付記、第八十一條の二の付記及び第八十二條の付記中「第百十九條第二項第八号」を「第百十九條第二項第九号」に改める。

第八十九條の付記中「第百十七條の四第三号」を「第百十七條の四第一項第三号」に改める。

第九十條第二項第四号中「第百十七條」を「第百十七條第一項又は第二項」に改める。

第九十二條の二第一項の備考一の1及び2並びに五中「第百十七條の四第三号」を「第百十七條の四第一項第三号」に改める。

第九十四條の付記中「第百二十一條第一項第八号」を「第百二十一條第一項第十号」に改める。

第九十五條の付記中「第百二十一條第一項第十号」を「第百二十一條第一項第十二号」に改める。

第九十七条の二第一項第五号、第一百一条の付記、第一百一条の二の付記及び第一百一条の五の付記中「第一百七条の四第三号」を「第一百七条の四第一項第三号」に改める。  
 第一百七条の四第四号中「第一百七条」を「第一百七条第一項又は第二項」に改める。  
 第一百七条の二第一項第一号中「第一百七条」を「第一百七条第一項又は第二項」に改め、同項第二号中「第一百七条の四第二号」を「第一百七条の四第一項第二号」に改め、同条の付記中「第一百七条第一項第八号」を「第一百七条第一項第十号」に改める。  
 第一百七条の付記中「第一百七条第一項第八号」を「第一百七条第一項第十号」に改める。  
 第一百七条の三の付記中「第一百七条第一項第十号」を「第一百七条第一項第十二号」に改める。  
 第一百七条の三の二の付記中「第一百七条の四第三号」を「第一百七条の四第一項第三号」に改める。

第一百七条の五第二項第四号中「第一百七条」を「第一百七条第一項又は第二項」に改め、同条の付記中「第一百七条第一項第八号」を「第一百七条第一項第十号」に改める。  
 第一百七条の十の付記中「第一百七条第一項第八号」を「第一百七条第一項第十号」に改める。  
 第一百八条の付記中「第一百七条の四第一号」を「第一百七条の四第一項第一号」に改める。  
 第一百八条の三の四の付記、第一百八条の七の付記、第一百八条の十八の付記及び第一百八条の三十一の付記中「第一百七条の五第二号」を「第一百七条の五第一項第二号」に改める。  
 第一百十三条の二中「第七十七条第四項」を「第七十五条の十五第二項（第七十五条の十六第二項）において準用する場合を含む」の規定による条件の変更及び新たな条件の付加、第七十七条第四項に改める。

第一百十六条に次の一項を加える。  
 2 特定自動運行を行う者又は特定自動運行のために使用される者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により、特定自動運行によって他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。  
 第一百十七条に次の一項を加える。

3 特定自動運行において特定自動運行用自動車の交通による人の死傷があつた場合において、第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段又は第三項前段の規定に違反したとき（特定自動運行主任者が違反した場合に限る。）は、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
 第一百十七条の二第二項に次の四号を加える。

三 第七十五条の十二（特定自動運行の許可）第一項の許可を受けなくて（第七十五条の二十七（許可の取消し等）第一項又は第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を含む。）特定自動運行を行ったとき。  
 四 偽りその他不正の手段により第七十五条の十二（特定自動運行の許可）第一項又は第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の許可を受けたとき。  
 五 第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の規定に違反して特定自動運行計画を変更したとき。  
 六 第七十五条の二十六（特定自動運行実施者に対する指示）第一項の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

第七十五条の四に次の一項を加える。  
 2 第七十五条の十八（特定自動運行計画等の遵守）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百七条の五第一号中「第一百七条の規定」を「第一百七条第一項又は第二項」に改め、同条に次の一項を加える。  
 2 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段、第二項又は第三項前段の規定に違反したとき（第七十五条第三項の違反行為に該当する場合を除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。  
 第一百八条第一項第二号中「第一百七条の四第二号」を「第一百七条の四第一項第二号」に改める。  
 第一百八条の三「車両の運転者」を「者」に改める。

第一百九条第一項第一号中「車両等の運転者」を「者（当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。）」に改め、同項第二号中「に違反した車両等の運転者」を「の違反となるような行為をした者（当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。）」に改め、同項第十八号中「措置」の下に「（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第二項第三号中「記録等」の下に「第一項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。  
 六 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項後段又は第三項後段に規定する報告をしなかつたとき。  
 第一百九条の二の二を第一百九条の二の四とし、第一百九条の二の次に次の二条を加える。  
 第一百九条の二の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の三（遠隔操作による通行の届出）第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、道路において通行させるため遠隔操作型小型車の遠隔操作を行ったとき。  
 二 第十五条の六（遠隔操作型小型車の使用者に対する指示）の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。  
 第一百九条の二の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の五（報告及び検査）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。  
 二 第七十五条の十六（許可事項の変更）第三項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の届出をして、同条第一項ただし書に規定する変更をし、又は同条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。  
 三 第七十五条の二十五（報告及び検査等）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第一百二十条第一項第一号中「第二項」を「第二項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「車両等の運転者」を「者」に改め、同項第十号中「禁止」の下に「（第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第六項において読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第十三号中「第一項」の下に「（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。  
 四 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第四項の規定による警察官の命令に従わなかつたとき。

第一百二十一条第一号中「歩行者」を「者（第一百九条第一項第一号及び第二号並びに次号に該当する者を除く。）」に改め、同項中第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同項の次に次の一号を加える。  
 六 第十四条の四（移動用小型車等を通行させる者の義務）の規定に違反した者



第二百一十一條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四條（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六條（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七條（信号機の信号等に従う義務）若しくは第八條（通行の禁止等）第一項の規定の違反となるような行為をした者（当該行為が遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に關して行われた場合に限る。）

第二百一十一條第二項第三号中「記録等」の下に「第一項（第七十五條の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項」を加え、同条第三項中「第一項第九号又は第十号」を「第一項第十一号又は第十二号」に改める。

第二百一十三條中「関し」の下に「第百十七條第三項」を加え、「第百十九條の二の二第二項」の下に「第百十九條の二の三まで、第百十九條の二の四第二項」を加え、「第百十九條の二の二第二項」を「第百十九條の二の三まで、第百十九條の二の四第二項」に改める。

第二百二十六條第四項中「第百十九條の二の二第一項」を「第百十九條の二の四第一項」に改める。別表第二の上欄中「第百十九條の二の二第一項」を「第百十九條の二の四第一項」に、「第百二十一條第一項第二号、第六号、第七号、第九号若しくは第十号」を「第百二十一條第一項第三号、第八号、第九号、第十一号若しくは第十二号」に改める。

第三條 道路交通法の一部を次のように改正する。  
目次中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に、「第百八條の三十二の三」を「第百八條の三十二の四」に改める。

第二條第一項第十号中「内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する」を削り、「あつて」の下に「次に掲げるものうち」を加え、同号に次のように加える。

イ 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用いる車（口に該当するものを除く。）

ロ 車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に關し高い技能を要しないものである車として内閣府令で定める基準に該当するもの

第十條第三項中「歩行者等は」の下に「普通自転車通行指定部分」を加え、「がある」を「をいう」。

第十七條第一項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第三項中「二輪」を「特定小型原動機付自転車（原動機付自転車のうち第二條第一項第十号口に該当するものをいう。以下同じ）、二輪」に改める。

第十七條の二の見出し中「軽車両」を「特例特定小型原動機付自転車等」に改め、同条第一項中「軽車両は、前条第一項」を「特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、第十七條第一項」に、「軽車両の」を「特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の」に改め、同条第二項中「軽車両」を「特例特定小型原動機付自転車及び軽車両」に改め、同条を第十七條の三とし、第十七條の次に次の一条を加える。

（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）

第十七條の二 特定小型原動機付自転車のうち、次の各号のいずれにも該当するもので、他の車両を牽引していないもの（遠隔操作により通行させることができるものを除く。以下この条及び次

条において「特例特定小型原動機付自転車」という。）は、前条第一項の規定にかかわらず、道路標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされているときは、当該歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一 歩道等を通行する間、当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通行することができるものであることを内閣府令で定める方法により表示していること。

二 前号の規定による表示をしている場合においては、車体の構造上、歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのない速度として内閣府令で定める速度を超える速度を出すことができないものであること。

三 前二号に規定するもののほか、車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、特例特定小型原動機付自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（罰則）第二項については第百二十一條第一項第八号）  
第十八條第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車（原動機付自転車のうち第二條第一項第十号イに該当するものをいう。以下同じ）」に、「軽車両」を「特定小型原動機付自転車及び軽車両（以下「特例特定小型原動機付自転車等」という。）」に改める。

第二十五條第二項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改める。同条第一号中「まがりかど附近」を「曲がり角付近」に、「頂上附近又は勾配」を「頂上付近又は勾配」に改める。

第三十四條第二項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条第三項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改め、同条第四項及び第五項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第三十五條第一項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改める。

第三十八條第三項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改める。同条の次に次の一条を加える。

第六十四條中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）

第六十四條の二 十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならない。

（罰則）第一項については第百十八條第一項第二号 第二項については第百十八條第一項第三号）  
第六十七條第一項及び第二項中「第七十一條の四第三項から第六項まで」を「第七十一條の四第四項から第七項まで」に改め、同条第四項中「第六十四條第一項」の下に「第六十四條の二第一項」を加え、「第七十一條の四第三項から第六項まで」を「第七十一條の四第四項から第七項まで」に改める。

第七十一條第五号の五及び同条の付記中「第百十八條第一項第二号」を「第百十八條第一項第四号」に改める。

第七十一條の四第二項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

第七十一條の四の付記中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に改める。

第六章の章名中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。  
第八十四條第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。  
第八十五條第一項の表及び第二項の表中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条の付記中「第百十八條第一項第三号」を「第百十八條第一項第五号」に改める。

第八十七条の付記中「第一百八条第一項第四号」を「第一百八条第一項第六号」に改める。  
 第一百八条の二第二項第二号中「第一百八条第一項第三号」を「第一百八条第一項第五号」に改める。

第一百八条の二第二項第六号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

第十五 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習  
 第一百八条の二第三項中「若しくは第十五号」を「第十五号若しくは第十六号」に改める。

第一百八条の三の五の見出しを「特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令」に改め、同条中「危険行為」を「自転車危険行為」に、「第一百八条の二第二項第十五号」を「第一百八条の二第二項第十六号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反の行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「特定小型原動機付自転車危険行為」という。）を反復してした者が、更に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第一百八条の二第二項第十五号に掲げる講習（次条において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

第一百八条の三の六の見出しを「特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告」に改め、同条中「又は」を「、特定小型原動機付自転車の運転者が特定小型原動機付自転車危険行為をしたとき若しくは特定小型原動機付自転車運転者講習を受けたとき又は」に、「危険行為」を「自転車危険行為」に改め、「国家公安委員会は、」の下に「特定小型原動機付自転車運転者講習及び」を加える。

第一百八条の二十六第一項第四号中「啓発活動、」の下に「特定小型原動機付自転車又は」を加える。  
 第一百八条の二十七の見出しを「公安委員会による交通安全教育」に改める。

第一百八条の二十八第一項第一号及び第四項第三号中「自動車等」を「自動車及び原動機付自転車」に改める。

第一百八条の二十九第二項第四号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車又は自転車」に改める。  
 第六章の四中第一百八条の三十二の三の次に次の一条を加える。

（特定小型原動機付自転車の販売者等による交通安全教育）  
 第一百八条の三十二の四 特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従つて特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならない。

第一百九条第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第一百十條の二第三項中「若しくは第六項」の下に「、第十七条の二第一項」を加える。

第一百十七條の二の二第二項第二号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第一百十八條第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第六十四條の二（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第一項の規定に違反した者  
 三 第六十四條の二（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該特定小型原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該特定小型原動機付自転車を運転した場合に限る。）

第一百九条第一項第二十号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。  
 第一百九条の三第一項第五号中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に改める。  
 第一百二十条第一項第十七号中「自転車運転者講習」を「特定小型原動機付自転車運転者講習」に改める。

第二百一十一条第一項第八号中「軽車両の路側帯通行」を「特例特定小型原動機付自転車の歩道通行」第二項、第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）に改める。  
 第二百二十五条第二項第一号中「係る車両等」の下に「（特定小型原動機付自転車を除く。）」を、「（除く。）」の下に「、第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者」を加える。

別表第二の上欄中「第一百八条第一項第二号」を「第一百八条第一項第四号」に改める。

第四條 道路交通法の一部を次のように改正する。  
 目次中「第九十五条」を「第九十五条の六」に、「免許証の更新等」を「免許証等の更新等」に改める。

第八十七条第六項中「第九十条及び第九十二条の二」を「第九十条第一項及び第九十五条の六第一項」に改める。

第九十二条第二項中「引き換え」を「引換え」に改める。

第九十二条の二を削る。

第九十三条第一項第五号中「前条第一項の表の備考一の2」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のロ」に改める。

第九十三条の二中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。  
 第六章第三節中第九十五条の次に次の五条を加える。

（特定免許情報の記録等）  
 第九十五条の二 免許（仮免許を除く。以下この条において同じ。）を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しないものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に、その者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の区分部分（同法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。以下同じ。）に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができる。

1 前項の特定免許情報とは、次に掲げる事項をいう。  
 一 免許情報記録（個人番号カードに記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。）の番号

二 免許の年月日及び免許情報記録の有効期間の末日

三 免許の種類

四 第九十三条第二項に規定する条件に係る事項

五 第九十三条第三項の規定により免許証（仮免許に係るものを除く。以下この条及び第九十五条の四において同じ。）に記載され、又は表示される事項であつて内閣府令で定めるもの

3 第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報（以下「特定免許情報」という。）をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

一 免許の効力が停止されているとき。

二 当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定により効力を失つていること、当該個人番号カードの区分部分における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないことその他の公安委員会が個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができない事情として内閣府令で定めるものがあるとき。



4 免許証及び免許情報記録個人番号カード（その者に係る特定免許情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）を有する者は、いつでも、免許証をその者の住所を管轄する公安委員会に返納することができる。

5 第一項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、免許を現に受けていない者が第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際においてもすることができる。

6 第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が第三項の規定による特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が同条第一項の規定により交付され、第四項の規定により返納されたものとみなす。

7 免許情報記録個人番号カードは、前条の規定の適用については、免許証とみなす。

8 警察官は、第六十七条第一項又は第二項の規定による免許証の提示を求めた場合において、前項の規定により免許証とみなされた免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該提示をした者に対し、警察官が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、これに応じなければならない。

9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定による個人番号カードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

10 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、いつでも、免許情報記録個人番号カードをその者の住所を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けることができる。

11 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものは、いつでも、その者の住所を管轄する公安委員会に当該免許に係る免許証の交付を申請することができる。

12 第一項及び前項の申請の手続並びに第六項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則 第八項については第二百二十条第一項第十号）

（免許情報記録個人番号カードの特則）

第九十五条の三 免許情報記録個人番号カードについての第九十二条第二項及び第九十三条第二項の規定の適用については、第九十二条第二項中「その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付する」とあるのは「その者の免許情報記録個人番号カード（第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された免許情報記録（同条第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）をその異なる種類の免許及びその者が現に受けている免許に係るものに書き換える」と、第九十三条第二項中「免許証に当該条件」とあるのは「免許情報記録個人番号カードの区分部分（第九十五条の二第一項に規定する区分部分をいう。）に当該条件（仮免許に係るものを除く。）」と、「記載しなければ」とあるのは「電磁的方法（次条に規定する電磁的方法をいう。）により記録しなければ」とする。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則）

第九十五条の四 公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定による当該異なる種類の免許に係る免許証の交付を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

2 公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により、免許（仮免許を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）一条の二第二項の規定により、免許（仮免許を除く。以下この項及び次条第二項において同じ。）による当該条件に係る事項の記載を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による当該条件に係る事項の記録を行うものとする。

（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則）

第九十五条の五 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものに対し、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定にかかわらず、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該異なる種類の免許を与えるものとする。

2 免許を現に受けている者のうち免許情報記録個人番号カードのみを有するものについての第九十二条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「届け出て、免許証に変更に係る事項の記載（前条の規定による記録が行われる場合にあつては、同条の規定による記録）を受けなければ」とあるのは「届け出なければ」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する第一項」とする。

3 前項に規定する者のうち次の各号に掲げるものは、同項の規定により読み替えて適用する第九十四条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の変更についての届出をすることを要しない。

- 一 国家公安委員会に対し、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二百二十条の第三項の規定により国家公安委員会が同条第一項に規定する戸籍電子証明書（その者の変更した後の本籍を証明するものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者 本籍

- 二 国家公安委員会に対し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百三十三号）第十八条第三項の規定により国家公安委員会が同項に規定する特定署名用電子証明書記録情報（その者の個人番号カードに記録された同法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じている者 住所、氏名及び生年月日

4 国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を各公安委員会に通報するものとする。

- 一 前項第一号に規定する戸籍電子証明書又は同項第二号に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けたとき 当該戸籍電子証明書又は当該特定署名用電子証明書記録情報に係る内閣府令で定める事項

- 二 前項第二号に規定する措置が開始され、又は終了したとき 当該措置が開始され、又は終了した旨その他の内閣府令で定める事項

（免許証等の有効期間）

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証（第七十七条の規定により読み替えて適用する第百一条の四の二第三項に規定する書面（以下この項において「更新証明書」という。）の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。）及び第百六条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）並びに免許情報記録（第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録（次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。）、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。



第六章第五節の節名を次のように改める。

第五節 免許証等の更新等

第百一条の見出しを「免許証等の更新の申請及び定期検査」に改め、同条第一項中「の有効期間の」を「又は免許情報記録(以下「免許証等」という。)の有効期間の」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「当該免許証」を「当該免許証等」に、「第三項」を「第五項」に改め、同条第二項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条第三項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「優良運転者」を「優良運転者又は一般運転者(第九十五条の六第一項の表の備考一の八に規定する一般運転者をいう。第百一条の二の二第一項において同じ。)(九、第九十二条の二第一項の表の備考四)を「同表の備考四」に、「受けて優良運転者」を「受けなければ同表の備考一の二に規定する違反運転者等」に改め、同条第六項中「第百一条の二の二第三項に規定する書面の内容(同条第五項)を「第百一条の二の二第五項の規定により通知された適性検査の結果(同条第七項)に、書面の内容及び当該」を「通知された適性検査の結果及び同項の規定による」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該公安委員会は、その者が同条第三項の規定による申出をしていたときは、同条第七項の規定による適性検査を行った場合その他内閣府令で定める場合を除き、当該申出に係る經由地公安委員会(同条第一項に規定する經由地公安委員会をいう。)に当該免許情報記録の有効期間の更新をすべき旨を通知して、当該經由地公安委員会に第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを行わせるものとする。

第百一条第七項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 免許証(仮免許に係るものを除く。次条第五項において同じ。)及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

第百一条の二の見出しを「更新期間における免許証等の更新の申請及び適性検査」に改め、同条第一項、第四項及び第五項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

第百一条の二の二の見出しを「免許証等の更新に係る申請の特例」に改め、同条第一項中「免許証の更新を」を「免許証等の更新を」に改め、「優良運転者」の下に「又は一般運転者」を加え、「当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする場合には」及び「この条及び次条において」を削り、同条第五項中「第三項」を「第五項」に、「書面の送付」を「通知」に、「書面の内容」を「通知に係る適性検査の結果」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項の規定による適性検査の結果を記載した書面を」を削り、「ことによる」を「内容(第三項の規定による申出があつた場合には、その旨を含む。)及び前項の規定による適性検査の結果を」に、「送付しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出は、次項の規定による申出をする場合を除き、当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに行わなければならない。

3 免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者は、第一項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出に併せて第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを当該經由地公安委員会において受けたい旨を申し出ることができる。

8 第三項の申出の手續について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百一条の三第一項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条第二項中「前条第三項に規定する書面の内容(同条第五項)を「前条第五項の規定により通知された適性検査の結果(同条第七項)に、書面の内容及び当該」を「通知された適性検査の結果及び同項の規定による」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第百一条の四中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条の次に次の一条を加える。(更新された免許証の交付等)

第百一条の四の二 免許証の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許証(仮免許に係るものを除く。以下この条において同じ。)と引換えに更新された免許証を交付して行う。

2 前項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が同条第三項の規定による更新された特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が前項の規定により交付され、同条第四項の規定により返納されたものとみなす。

3 免許情報記録の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて行う。

4 前項の規定による免許情報記録の書換えを經由地公安委員会において受けた者は、第九十五条の二第四項の規定にかかわらず、免許証を当該經由地公安委員会に返納することができる。

5 第二項の申出の手續について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百一条の二第三項中「仮停止を受けた者」を「免許証を有する者が仮停止を受けたとき」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「及び免許証」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び免許証」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び前項」を「第三項」に、「提出を受けた免許証」を「免許証の提出を受けた場合にあつては、当該仮停止通知書及び当該免許証。次項及び第七項において同じ。」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 免許情報記録個人番号カードを有する者が仮停止を受けたときは、免許情報記録個人番号カードを当該処分をした警察署長に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。

第百一条の二の付記中「第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百一条の三第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項から第九項までを削り、同条に付記として次のように加える。

(罰則 第二項については第百二十三条の二第一号)

第百一条の四第三項中「第百七条第一項第一号」を「第百六条の三第一項第一号」に、「受けたとき」を「受け、又は第一項の申出をした者に係る第百六条の四第一項第一号の規定による免許情報記録の抹消を行ったとき(第一項の申出をした者が免許証(仮免許に係るものを除く。次条において同じ。)及び免許情報記録個人番号カードを有する者である場合にあつては、当該免許証の返納を受け、かつ、当該免許情報記録の抹消を行ったとき)」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第百五條第一項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「とき」を「とき（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新のいずれをも受けなかつたとき）」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

**（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録）**

**第百五條の二** 第百四條の四第二項の規定により免許を取り消された者（同条第三項の規定により免許を受けた者を除く。）及び前条の規定により免許が失効した者（当該免許が失効した日の前日において第九十條第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴証明書（当該取消しを受けた日又は当該免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十五條の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分（第三項において「運転経歴区分」という。）により表示する書面をいう。以下この条及び次条において同じ。）の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

3 第一項に規定する者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴情報（第百四條の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が前条の規定により効力を失つた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、運転経歴区分により示した情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）をその者の個人番号カードの区分部分に記録することを申請することができる。

4 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴情報をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百六條中「第九十四條第一項」の下に「第九十五條の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、「同条第二項」を「第九十四條第二項」に改め、「再交付をし」の下に「、第九十五條の二第三項の規定により特定免許情報記録の記録をし、同条第四項の規定による免許証の返納を受け、同条第十項の規定により免許情報記録の抹消をし、同条第十一項の規定により免許証の交付をし」を加え、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、「第百四條の四第六項（及び「において準用する場合を含む。）」を削り、「交付し」の下に「、同条第四項の規定により運転経歴情報の記録をし」を加える。

第百七條第一項中「免許を受けた」を「免許証を有する」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項に次の一号を加える。

四 免許証の有効期間が満了したとき（第二号に該当する場合を除く。）。

第百七條第二項中「場合」を「場合（同条第三項の規定により免許が与えられる場合を含む。次条第二項において同じ。）」に改め、同条第四項中「第百三條の二第四項若しくは第五項」を「第百三條の二第五項若しくは第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「免許を受けた」を「免許証を有する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十五條の二第五項及び第六項の規定は、前項の規定による免許証の交付について準用する。

6 第三項において準用する第九十五條の二第六項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百七條の付記中「第三項」を「第四項」に改め、同条を第百六條の三とし、第六章第六節中同条の次に次の四條を加える。

**（免許情報記録の抹消等）**

**第百六條の四** 免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カ

ードを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七條第四項に規定する住所都市町村長に返納した場合、この限りでない。

一 第九十條第一項又は第二号に該当することとなつたとき。

二 第九十條第五項、第百三條第二項若しくは第四項、第百四條の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三條第四項の規定により免許の効力が停止されたとき。

三 免許情報記録の有効期間が満了したとき（第一号に該当する場合を除く。）。

2 第百四條の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四條の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四條の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会に対して前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該公安委員会は、同項の規定にかかわらず、当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を当該他の種類の免許に係る免許情報記録に書き換えるものとする。

（罰則 第一項については第百二十一條第一項第十号）

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則）

**第百六條の五** 公安委員会は、免許証（仮免許に係るものを除く。第百七條において同じ。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第百四條の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四條の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四條の四第二項の規定により免許を取り消したときは、その者が第百六條の三第一項の規定により免許証を返納し、かつ、前条第一項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示した場合に限り、第百六條の三第二項の規定による免許証の交付及び前条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

（免許情報記録個人番号カードのみを有していた者の特則）

**第百六條の六** 第百四條の四第二項の規定により取り消された免許について免許情報記録個人番号カードのみを有していた者に対し、同条第三項の規定により免許を与えるときは、第九十二條第一項の規定にかかわらず、第百六條の四第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該免許を与えたものとする。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則）

**第百七條** 現に受けている免許（仮免許を除く。）について免許情報記録個人番号カードを有していた者であつて、第百三條の二第四項又は第百六條の四第一項第二号の規定による免許情報記録の抹消を受けたことその他の事情により免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者となつたものについては、その直近において有していた免許情報記録個人番号カードを引き続き有している者とみなして、第九十五條の二第二十一項、第九十五條の五第五項及び第三項、第百一条から第百一条の四まで（第百一条の二の二第三項を除く。）、第百一条の四の二第三項並びに第百五條の規定を適用する。この場合において、第百一条の四の二第三項中「が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて」とあるのは、「に對し、当該更新をした旨を証する書面を交付して」とする。

第百七條の五第六項中「第百三條の二第四項若しくは第五項」を「第百三條の二第五項若しくは第六項」に改め、同条第十項中「第百三條の二」の下に「（第四項を除く。）」を加え、「同条第五項」を「同条第三項中「有する」とあるのは「所持する」と、同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十一項後段を削り、同条の付記中「第百二十一條第一項第十号」を「第百二十一條第一項第十号 第十一項については第百二十三條の二第一号」に改める。

第百八條の二第一項第十一号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「第九十二條の二第一項」を「第九十五條の六第一項」に改める。

第百八條の三十二の二の付記及び第百八條の三十二の三の付記中「第百二十三條の二」を「第百二十三條の二第二号」に改める。

第百八條の三十三中「第九十二條の二第一項」を「第九十五條の六第一項」に改める。

第九十九条の見出しを「出頭命令」に改め、同条第一項中「免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管する」を「内閣府令で定めるところにより、その者に對し、日時及び場所を指定して、第五号に掲げる事由に係る事実の確認その他の必要な措置を受けるために出頭すべき旨を命ずる」に改め、同項後段及び同条第二項から第六項までを削り、同条に付記として次のように加える。

(罰則 第二百二十三条の二第一号)  
 第一百二十二条第一項中「第四百四条の四第六項(第一百五條第二項において準用する場合を含む。)」を「第一百五條の二第二項及び第四項」に改め、同項第三号中「第九十二條第一項」の下に「又は第九十五條の二第十一項」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第九十五條の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は第九十五條の三の規定により読み替えて適用する第九十二條第二項の規定若しくは第九十六條の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者(免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に第九十五條の二第一項の規定による申請をした者その他の政令で定める者を除く。) 特定免許情報記録手数料  
 第一百二十二条第五号中「免許証の更新」を「免許証更新手数料」を「免許証更新手数料」に改め、同項第五号の二中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第一百十七條の二の二第二項第九号中「又は」を「若しくは」に、「交付」を「交付又は特定免許情報記録」に改める。

第一百十七條の四第一項第三号中「免許証の更新及び」を「免許証等の更新の申請及び」に、「免許証の更新の特例」を「更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査」に改める。

第一百二十條第一項第十号中「第四項又は」を「第四項」に、「の規定」を「又は第九十五條の二(特定免許情報記録等) 第八項の規定」に改め、同項第十五号中「免許証」の下に「免許情報記録個人番号カード」を加える。

第一百二十一條第一項第十号中「第一項」を「第一項(第九十五條の五(免許情報記録個人番号カード)のみを有する者の特例) 第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に、「第七百七條(一)を「若しくは第四項、第六條の三(一)に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項、第六條の四(免許情報記録の抹消等) 第一項」に改める。

第二百二十三條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。  
 一 第四百四條の三(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等) 第二項(第七百七條の五(自動車等の運転禁止等) 第十一項において準用する場合を含む。又は第九十九條(出頭命令) の規定による警察官の命令に従わかつた者

二 第九十八條の三十二の二(運転免許取得者等教育の認定) 第三項(第九十八條の三十二の三(運転免許取得者等検査の認定) 第二項において準用する場合を含む。の規定に違反した者

附則  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九條の規定 公布の日  
 二 第一条並びに附則第六條、第十一條及び第十五條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条並びに附則第四條、第十二條(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等)に關する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一號) 第七條第一項第二号の改正規定(「第一百八條第一項第三号」を「第一百八條第一項第五号」に改める部分に限る。及び第十四條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日)

四 第四条並びに附則第五條、第十條及び第十三條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

第九十九条の見出しを「出頭命令」に改め、同条第一項中「免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管する」を「内閣府令で定めるところにより、その者に對し、日時及び場所を指定して、第五号に掲げる事由に係る事実の確認その他の必要な措置を受けるために出頭すべき旨を命ずる」に改め、同項後段及び同条第二項から第六項までを削り、同条に付記として次のように加える。

(調整規定)  
 第二条 道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号) 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第二条の規定による改正後の道路運送車両法第七十五條の十二第三項の規定の適用については、同項中「自動車検査証記録事項」とあるのは「自動車検査証」と、「第五十八條第二項」とあるのは「第六十條第一項」と、「が記載された書面」とあるのは「の写し」とする。

(免許の拒否等に関する経過措置)  
 第三条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定) の施行前にした行為を理由とする免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

(特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置)  
 第四条 第三条の規定による改正後の道路運送車両法第八條の三の五第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に特定小型原動機付自転車の運転に關し同項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為を反復してした者について適用する。

(免許証の保管等に関する経過措置)  
 第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正前の道路運送車両法(以下この条において「旧法」という。) 第九十四條の三第三項(旧法第九十四條の五第十一項において読み替えて適用する場合を含む。又は第九十九條第一項の規定により保管されている免許証又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証の保管及び返還並びにこれらの規定により交付されている保管証については、なお従前の例による。

2 第四条の規定による改正後の道路運送車両法第二百二十三條の二(第一号に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行前にされた旧法第九十四條の三第二項(旧法第九十七條の五第十一項において準用する場合を含む。の規定による命令に係る違反行為については、適用しない。  
 (罰則等に関する経過措置)  
 第六条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定) の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。次条において同じ) の施行前にした行為に係る放置違反金の取扱いに關しては、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに關しては、なお従前の例による。  
 (政令への委任)  
 第九条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(自衛隊法の一部改正)  
 第十条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号) の一部を次のように改正する。  
 第一百五條の十六第三項中「の有効期間及び」を「及び道路運送車両法第九十五條の二第二項第一号に規定する免許情報記録の有効期間並びに」に、「道路運送車両法第九十二條の二第一項から第三項まで及び」を「同法第九十五條の六第一項及び第二項並びに」に改める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)  
 第十一条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「第七百七條の二第一号」を「第七百七條の二第一項第一号」に、「第六号、第七百七條の二の二第一号」を「第七百七條の二の二第一項第一号」に、「第七百七條の四第一号の二又は第七百八條第一項第七号」を「第七百七條の四第二号又は第七百八條第一項第三号」に改め、同項第三号中「第二号又は」を「第二項第一号又は」に、「第二号の二」を「第二号の二、第五号、第九號の二若しくは第十五号」を「第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号」に改める。

第七條第一項第二号中「第七百七條の二第一号」を「第七百七條の二第一項第一号」に、「第六号、第七百七條の二の二第一号」を「第七百七條の二の二第一項第一号」に、「第七百七條の四第一号の二又は第七百八條第一項第七号」を「第七百七條の四第二号又は第七百八條第一項第三号」に改め、同項第三号中「第二号又は」を「第二項第一号又は」に、「第二号の二」を「第二号の二、第五号、第九號の二若しくは第十五号」を「第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号」に改める。

第七條第一項第二号中「第七百七條の二第一号」を「第七百七條の二第一項第一号」に、「第六号、第七百七條の二の二第一号」を「第七百七條の二の二第一項第一号」に、「第七百七條の四第一号の二又は第七百八條第一項第七号」を「第七百七條の四第二号又は第七百八條第一項第三号」に改め、同項第三号中「第二号又は」を「第二項第一号又は」に、「第二号の二」を「第二号の二、第五号、第九號の二若しくは第十五号」を「第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号」に改める。

第七條第一項第二号中「第七百七條の二第一号」を「第七百七條の二第一項第一号」に、「第六号、第七百七條の二の二第一号」を「第七百七條の二の二第一項第一号」に、「第七百七條の四第一号の二又は第七百八條第一項第七号」を「第七百七條の四第二号又は第七百八條第一項第三号」に改め、同項第三号中「第二号又は」を「第二項第一号又は」に、「第二号の二」を「第二号の二、第五号、第九號の二若しくは第十五号」を「第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号」に改める。

第十二条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項第一号中「第百七十七条」を「第百七十七条第一項又は第二項」に改め、同項第二号中「第百七十七条の四第二号」を「第百七十七条の四第一項第二号」に、「第百七十七条の四第二号」を「第百七十七条の四第二号」に改める。

(タクシー業務適正化特別措置法の一部改正)  
第十三条 タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「運転免許証」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録」を加え、同条第三項中「運転免許証」の下に「その他の前項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料」を加える。

第八条第二項中「添付し」を「添付し」に改め、「運転免許証」の下に「その他の第五号第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料」を加える。

(自動車安全運転センター法の一部改正)  
第十四条 自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同項第十号」を「同法第十八条第一項」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

(自動車運転代行業務の適正化に関する法律の一部改正)  
第十五条 自動車運転代行業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第百七十七条の二第四号及び第五号、第百七十七条の二の二第八号から第十号まで、第百七十八条第一項第四号、第百七十九条の二第二項第三号、第百七十九条の三第一項第四号並びに第百二十条第一項第十一号の三」を「第百七十七条の二第二項、第百七十七条の二の二第二項、第百七十八条第二項第三号、第百七十九条の二、第百七十九条の三の二第二項並びに第百七十九条の三第二項第一号」に改め、同項の表第七十四条の三第一項の項中「及び」を「」に、「」を除く。以下この「」及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この「」に改め、同表第七十四条の三第二項の項中「及び第六項」を「」に改め、同表第七十五条の付記の項中「第七項及び第八項の項中「及び第八項」を「」から第九項まで」に改め、同表第七十五条の付記の項中「第百七十九条の二第一項第三号」を「第百七十九条の二の二第二項」に、「第百七十九条の三第一項第四号」を「第百七十九条の三第二項第一号」に改め、同表第百七十七条の二第四号の項中「第百七十七条の二第四号」を「第百七十七条の二第二項第一号」に改め、同表第百七十七条の二第五号の項中「第百七十七条の二第五号」を「第百七十七条の二第二項第二号」に改め、同表第百七十七条の二の二第八号の項中「第百七十七条の二の二第八号」を「第百七十七条の二の二第二項第一号」に改め、同表第百七十七条の二の二第九号の項中「第百七十七条の二の二第九号」を「第百七十七条の二の二第二項第二号」に改め、同表第百七十七条の二の二第十号の項中「第百七十七条の二の二第十号」を「第百七十七条の二の二第二項第三号」に改め、同表第百七十八条第一項第四号の項中「第百七十八条第一項第四号」を「第百七十八条第二項第三号」に改め、同表第百七十八条第一項第五号の項中「第百七十八条第一項第五号」を「第百七十八条第二項第四号」に改め、同表第百七十九条第一項第十一号の項中「第百七十九条第一項第十一号」を「第百七十九条第二項第四号」に改め、同表第百七十九条第一項第十二号の項中「第百七十九条第一項第十二号」を「第百七十九条第二項第五号」に改め、同項の次に次のように加える。

第百七十九条の二  
第七十四条の三(安全運転管理者等)第一項(運転代行業務法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

第四項	第七十四条の三(安全運転管理者等)第一項(運転代行業務法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
-----	--

同条第六項  
第七十四条の三第六項(運転代行業務法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

第八項  
第八項(運転代行業務法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

第十九条第一項の表第百七十九条の二第一項第三号の項中「第百七十九条の二第一項第三号」を「第百七十九条の二の二第二項」に、「第一項第七号の規定に違反する行為」を「第一項第七号の規定に違反したとき」に、「違反する行為」を「違反したとき」に、「に係るもの」を「を」をすることを命じ、又は容認した場合に改め、同表第百七十九条の三第一項第四号の項を次のように改める。

第百七十九条の三  
第二項第一号

とき	又は	若しくは
とき又は運転代行業務法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反したとき(前条第二項の規定に該当する場合を除く。)		

第十九条第一項の表第百二十条第一項第十一号の三の項及び第百二十三条の項を削り、同条第二項中「第百七十七条の二第四号及び第五号、第百七十七条の二の二第八号から第十号まで、第百七十八条第一項第四号並びに第百七十九条の二第一項第三号」を「第百七十七条の二第二項、第百七十七条の二の二第二項、第百七十八条第二項第三号及び第百七十九条の二の二第二項」に改め、同条第四項中「第百七十九条の三第一項第四号(同法第四十七条及び第七十五条の八第一項)」を「第百七十九条の三第二項第一号(同法第五十一条の五第一項)」に改める。

第十六条 自動車運転代行業務の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。  
第十九条第一項の表以外の部分中「第百七十七条の二第二項」を「第百七十七条の二第二項第一号及び第二号」に、「第百七十九条の二の二第二項」を「第百七十九条の二の四第二項」に改め、同項の表第七十五条の付記の項及び第百七十九条の二の二第二項の項中「第百七十九条の二の二第二項」を「第百七十九条の二の四第二項」に改め、同条第二項中「第百七十七条の二第二項」を「第百七十七条の二の四第二項第一号及び第二号」に、「及び第百七十九条の二の二第二項」を「並びに第百七十九条の二の四第二項」に改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
防衛大臣 岸 信夫

道路交通法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第一条関係）	．．．．．	1
○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第二条関係）	．．．．．	56
○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第三条関係）	．．．．．	119
○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第四条関係）	．．．．．	143
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（附則第十条関係）	．．．．．	192
○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）（附則第十一条関係）	．．．．．	193
○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）（附則第十二条関係）	．．．．．	195
○ タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（附則第十三条関係）	．．．．．	196
○ 自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）（附則第十四条関係）	．．．．．	198
○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（附則第十五条関係）	．．．．．	199
○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（附則第十六条関係）	．．．．．	207



改 正 後	改 正 前
<p>（信号機の信号等に従う義務）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（罰則）<u>第百十九条第一項第二号、同条第三項、第二百二十一条第一項第一号</u></p> <p>（通行の禁止等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項については第百十九条第一項第二号、同条第三項、第二百二十一条第一項第一号</u>、<u>第五項については第百二十一条第一項第二号</u></p> <p>（歩行者用道路を通行する車両の義務）</p> <p>第九条（略）</p> <p>（罰則）<u>第百十九条第一項第二号、同条第三項</u></p> <p>（行列等の通行）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項については第百二十一条第一項第三号</u>、<u>第二項及び</u></p>	<p>（信号機の信号等に従う義務）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（罰則）<u>第百十九条第一項第一号の二、同条第二項、第二百二十一条第一項第一号</u></p> <p>（通行の禁止等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項については第百十九条第一項第一号の二、同条第二項、第二百二十一条第一項第一号</u>、<u>第五項については第百二十一条第一項第一号の二</u></p> <p>（歩行者用道路を通行する車両の義務）</p> <p>第九条（略）</p> <p>（罰則）<u>第百十九条第一項第一号の二、同条第二項</u></p> <p>（行列等の通行）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項については第百二十一条第一項第二号</u>、<u>第二項及び</u></p>



第三項については第百二十一条第一項第四号

(通行方法の指示)

第十五条 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第五号)

(通行区分)

第十七条 (略)

2 5 6 (略)

(罰則 第一項から第三項まで及び第六項については第百十九条第一項第六号 第四項については第百十七条の二第二項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号イ、第百十九条第一項第六号)

(軽車両の路側帯通行)

第十七条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第六号)

(左側寄り通行等)

第十八条 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十九条第一項第六号)

(軽車両の並進の禁止)

第三項については第百二十一条第一項第三号

(通行方法の指示)

第十五条 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第四号)

(通行区分)

第十七条 (略)

2 5 6 (略)

(罰則 第一項から第三項まで及び第六項については第百十九条第一項第二号の二 第四項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号イ、第百十九条第一項第二号の二)

(軽車両の路側帯通行)

第十七条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第五号)

(左側寄り通行等)

第十八条 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十九条第一項第二号の二)

(軽車両の並進の禁止)

第十九条 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第六号)

(車両通行帯)

第二十条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百二十条第一項第三号、同条第三項)

(路線バス等優先通行帯)

第二十條の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第三号、同条第三項)

(軌道敷内の通行)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第六号)

(最高速度)

第二十二條 (略)

2 (略)

(罰則 第一百八条第一項第一号、同条第三項)

(急ブレーキの禁止)

第十九条 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(車両通行帯)

第二十条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百二十条第一項第三号、同条第二項)

(路線バス等優先通行帯)

第二十條の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第三号、同条第二項)

(軌道敷内の通行)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(最高速度)

第二十二條 (略)

2 (略)

(罰則 第一百八条第一項第一号、同条第二項)

(急ブレーキの禁止)

第二十四条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号口、第一百十九条第一項第三号)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第二百二十一条第一項第六号第三項については第二百二十条第一項第二号)

(横断等の禁止)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第一百十九条第一項第六号 第二項については第二百二十条第一項第四号、同条第三項)

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ハ、第一百十九条第一項第四号、第二百二十条第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

第二十四条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第六号、第一百七十七条の二の二第十一号口、第一百十九条第一項第一号の三)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第二百二十一条第一項第五号第三項については第二百二十条第一項第二号)

(横断等の禁止)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第一百十九条第一項第二号の二 第二項については第二百二十条第一項第四号、同条第二項)

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第六号、第一百七十七条の二の二第十一号ハ、第一百十九条第一項第一号の四、第二百二十条第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号ニ、第百二十條第一項第二号 第三項については第百二十條第一項第三号、同条第三項)

(追越しの方法)

第二十八條 (略)

2ゝ4 (略)

(罰則 第一項及び第四項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号ホ、第百十九條第一項第六号 第二項及び第三項については第百十九條第一項第六号)

(追越しを禁止する場合)

第二十九條 (略)

(罰則 第百十九條第一項第六号)

(追越しを禁止する場所)

第三十條 (略)

(罰則 第百十九條第一項第五号、同条第三項)

(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)

第三十一條 (略)

(罰則 第百十九條第一項第六号)

(踏切の通過)

(罰則 第二項については第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第十一号ニ、第百二十條第一項第二号 第三項については第百二十條第一項第三号、同条第二項)

(追越しの方法)

第二十八條 (略)

2ゝ4 (略)

(罰則 第一項及び第四項については第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第十一号ホ、第百十九條第一項第二号の二 第二項及び第三項については第百十九條第一項第二号の二)

(追越しを禁止する場合)

第二十九條 (略)

(罰則 第百十九條第一項第二号の二)

(追越しを禁止する場所)

第三十條 (略)

(罰則 第百十九條第一項第二号、同条第二項)

(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)

第三十一條 (略)

(罰則 第百十九條第一項第二号の二)

(踏切の通過)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第五号、同条第三項)

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2・6 (略)

(罰則 第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第六号 第六項については第百二十条第一項第二号)

(指定通行区分)

第三十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第三号、同条第三項 第二項については第百二十条第一項第二号)

(環状交差点における左折等)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(交差点における他の車両等との関係等)

第三十六条 (略)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第二号、同条第二項)

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2・6 (略)

(罰則 第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第五号 第六項については第百二十条第一項第二号)

(指定通行区分)

第三十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第三号、同条第二項 第二項については第百二十条第一項第二号)

(環状交差点における左折等)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第五号)

(交差点における他の車両等との関係等)

第三十六条 (略)

2・4 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第二号 第二項から第四項までについては第一百十九条第一項第六号)

(環状交差点における他の車両等との関係等)

第三十七条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第六号)

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第五号、同条第三項)

(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)

第三十八条の二 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第六号)

(徐行すべき場所)

第四十二条 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第五号、同条第三項)

(指定場所における一時停止)

第四十三条 (略)

2・4 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第二号 第二項から第四項までについては第一百十九条第一項第二号の二)

(環状交差点における他の車両等との関係等)

第三十七条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第二号の二)

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第二号、同条第二項)

(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)

第三十八条の二 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第二号の二)

(徐行すべき場所)

第四十二条 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第二号、同条第二項)

(指定場所における一時停止)

第四十三条 (略)

(罰則 第一百九条第一項第五号、同条第三項)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 旅客の運送の用に供する自動車(乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。)が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき(当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に係る者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものを除く。)

(罰則 第一項については第一百九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第一百九条の三第一項第一号、同条第三項)

(罰則 第一百九条第一項第二号、同条第二項)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車(同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。)又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車(同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。)が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき(当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に係る者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものを除く。)

(罰則 第一項については第一百九条の二の二第一項第一号、同条第二項、第一百九条の三第一項第一号、同条第二項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 (略)

2・5 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第八号)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第二項及び第三項については第百十九条の二の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号)

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則 第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 (略)

2・5 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第九号)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第二項及び第三項については第百十九条の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号)

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則 第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)



(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 時間制限駐車区間における車両の駐車(第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該旅客の運送の用に供する自動車の駐車を除く。次条において同じ。)については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

2～4 (略)

(罰則 第二項については第九十九条の三第一項第一号、同条第三項、第三項については第九十九条の二第二項第一号、同条第三項、第九十九条の三第一項第一号、同条第三項、第四項については第九十九条の三第一項第三号、同条第三項)

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)

第四十九条の四 (略)

(罰則 第九十九条の二第二項第一号、同条第三項、第九十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(時間制限駐車区間における駐車の特例)

第四十九条の五 (略)

(罰則 後段については第九十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(交差点等への進入禁止)

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 時間制限駐車区間における車両の駐車(第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車の駐車を除く。次条において同じ。)については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

2～4 (略)

(罰則 第二項については第九十九条の三第一項第一号、同条第二項、第三項については第九十九条の二第二項第一号、同条第二項、第九十九条の三第一項第一号、同条第二項、第四項については第九十九条の三第一項第三号、同条第二項)

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)

第四十九条の四 (略)

(罰則 第九十九条の二第二項第一号、同条第二項、第九十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(時間制限駐車区間における駐車の特例)

第四十九条の五 (略)

(罰則 後段については第九十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(交差点等への進入禁止)

第五十条 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十条第一項第五号、同条第三項)

(違法停車に対する措置)

第五十条の二 (略)

(罰則 第一百九条第一項第七号)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 (略)

2 22 (略)

(罰則 第一項については第一百九条第一項第七号)

(放置違反金)

第五十一条の四 (略)

2 18 (略)

(罰則 第二項については第二百二十一条第一項第八号)

(報告徴収等)

第五十一条の五 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第一百九条の三第二項第一号、第二百二十三条)

第五十条 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十条第一項第五号、同条第二項)

(違法停車に対する措置)

第五十条の二 (略)

(罰則 第一百九条第一項第三号)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 (略)

2 22 (略)

(罰則 第一項については第一百九条第一項第三号)

(放置違反金)

第五十一条の四 (略)

2 18 (略)

(罰則 第二項については第二百二十一条第一項第九号)

(報告徴収等)

第五十一条の五 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第一百九条の三第一項第五号、第二百二十三条)

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第一百十九条の二の二第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ〜ヘ (略)

4〜7 (略)

(車両等の灯火)

第五十二条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第五号、同条第三項

第二項については第一百七十七条の二第二項第四号、第一百七十七条の二の

二第二項第八号へ、第二百二十条第一項第六号、同条第三項)

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第一百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ〜ヘ (略)

4〜7 (略)

(車両等の灯火)

第五十二条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第五号、同条第二項

第二項については第一百七十七条の二第六号、第一百七十七条の二の第二十

一号へ、第二百二十条第一項第八号、同条第二項)

(合図)

第五十三条 (略)

2・4 (略)

(罰則 第一項、第二項及び第四項については第百二十条第一項第六号、同条第三項)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項  
第二項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ト、第百二十一条第一項第七号)

(乗車又は積載の方法)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第七号)

(乗車又は積載の制限等)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十八条第二項第一号、第百十九条第

(合図)

第五十三条 (略)

2・4 (略)

(罰則 第一項、第二項及び第四項については第百二十条第一項第八号、同条第二項)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第八号、同条第二項  
第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十号ト、第百二十一条第一項第六号)

(乗車又は積載の方法)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第一項第十号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第六号)

(乗車又は積載の制限等)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十八条第一項第二号、第百十九条第

二項第一号、第二百二十条第二項第二号、第二百二十三条 第二項については第二百二十一条第二項第一号、第二百二十三条

(制限外許可証の交付等)

第五十八条 (略)

2 4 (略)

(罰則 第三項については第二百二十一条第二項第二号、第二百二十三条)

(積載物の重量の測定等)

第五十八条の二 (略)

(罰則 第一百九条第一項第八号)

(過積載車両に係る措置命令)

第五十八条の三 (略)

2 4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第一百九条第一項第九号)

(過積載車両の運転の要求等の禁止)

第五十八条の五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第一百八条第二項第二号、第二百二十三条)

一項第三号の二、第二百二十条第一項第十一号、第二百二十三条 第二項については第二百二十一条第一項第七号、第二百二十三条

(制限外許可証の交付等)

第五十八条 (略)

2 4 (略)

(罰則 第三項については第二百二十一条第一項第八号、第二百二十三条)

(積載物の重量の測定等)

第五十八条の二 (略)

(罰則 第一百九条第一項第三号の三)

(過積載車両に係る措置命令)

第五十八条の三 (略)

2 4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第一百九条第一項第三号の四)

(過積載車両の運転の要求等の禁止)

第五十八条の五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第一百八条第一項第三号、第二百二十三条)

(自動車の牽引制限)

第五十九条 (略)

25 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条)

(自動車以外の車両の牽引制限)

第六十条 (略)

(罰則 第百二十一条第二項第一号、第百二十三条)

(危険防止の措置)

第六十一条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第十号)

(整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条 (略)

(罰則 第百十九条第二項第二号、同条第三項、第百二十条第一項第七号、同条第三項、第百二十三条)

(車両の検査等)

第六十三条 (略)

28 (略)

(罰則 第一項前段については第百十九条第一項第十一号 第二項

(自動車の牽引制限)

第五十九条 (略)

25 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第一項第十号、第百二十三条)

(自動車以外の車両の牽引制限)

第六十条 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第七号、第百二十三条)

(危険防止の措置)

第六十一条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第四号)

(整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第五号、同条第二項、第百二十条第一項第八号の二、同条第二項、第百二十三条)

(車両の検査等)

第六十三条 (略)

28 (略)

(罰則 第一項前段については第百十九条第一項第六号 第二項に

については第百十九条第一項第十二号 第七項については第百二十  
一条第一項第八号)

(運行記録計による記録等)

第六十三条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百二十一条第二項第三号、第百二十三条)

(作動状態記録装置による記録等)

第六十三条の二の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百十九条第二項第三号、第百二十三条)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第六号)

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 (略)

については第百十九条第一項第七号 第七項については第百二十一  
条第一項第九号)

(運行記録計による記録等)

第六十三条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第九号の二、第百二十三条)

(作動状態記録装置による記録等)

第六十三条の二の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百十九条第一項第七号の二、第百二十三条)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第五号)

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第五号)

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第七号、同条第三項)

(自転車の検査等)

第六十三条の十 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第二項第八号 第二項については第二百二十条第一項第九号)

(無免許運転等の禁止)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第二百七条の二の二第一項第一号 第二項については第二百七条の二の二第二項第二号 第三項については第二百七条の三の二第一号)

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第四号)

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第二百二十条第一項第八号の二、同条第二項)

(自転車の検査等)

第六十三条の十 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第八号の三 第二項については第二百二十条第一項第八号の四)

(無免許運転等の禁止)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第二百七条の二の二第一号 第二項については第二百七条の二の二第二号 第三項については第二百七条の三の二第一号)

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 (略)

2・3 (略)



4 何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七條の二の二第一項第六号及び第百十七條の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

（罰則 第一項については第百十七條の二第一項第一号、第百十七條の二の二第一項第三号、第二項については第百十七條の二第一項第二号、第百十七條の二の二第一項第四号、第三項については第百十七條の二の二第一項第五号、第百十七條の三の二第二号、第四項については第百十七條の二の二第一項第六号、第百十七條の三の二第三号）

（過労運転等の禁止）

第六十六條（略）

（罰則 第百十七條の二第一項第三号、第百十七條の二の二第一項第七号）

（危険防止の措置）

第六十七條（略）

2〜4（略）

（罰則 第一項については第百十九條第一項第十三号、第三項については第百十八條の二）

4 何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七條の二の二第六号及び第百十七條の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

（罰則 第一項については第百十七條の二第一号、第百十七條の二の二第三号、第二項については第百十七條の二第二号、第百十七條の二の二第四号、第三項については第百十七條の二の二第五号、第百十七條の三の二第二号、第四項については第百十七條の二の二第六号、第百十七條の三の二第三号）

（過労運転等の禁止）

第六十六條（略）

（罰則 第百十七條の二第三号、第百十七條の二の二第七号）

（危険防止の措置）

第六十七條（略）

2〜4（略）

（罰則 第一項については第百十九條第一項第八号、第三項については第百十八條の二）

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号チ、第一百九条第一項第十四号、同条第三項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれも行ふことができないものに限る。第一百八条第一項第二号において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第一百八条第一項第二号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第六号、第一百七十七条の二の二第十一号チ、第一百九条第一項第九号、同条第二項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれも行ふことができないものに限る。第一百八条第一項第三号の二において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第一百八条第一項第三号の二において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号 第五号の五については第百十七条の四第二号、第百十八条第一項第二号)

(自動車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の二 (略)

(罰則 第百二十条第一項第十号)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 5 7 (略)

(罰則 第三項から第六項までについては第百十九条の三第一項第五号)

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十六号、同条第三項)

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第九号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第九号の二 第五号の五については第百十七条の四第一号の二、第百十八条第一項第三号の二)

(自動車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の二 (略)

(罰則 第百二十条第一項第九号)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 5 7 (略)

(罰則 第三項から第六項までについては第百十九条の三第一項第六号)

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第九号の三、同条第二項)

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項から第三項までについては第百二十一条第二項第九号、同条第三項)

第七十一条の六 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号、同条第三項)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項前段については第百七十七条第一項、同条第二項、第百七十七条の五第一号 第一項後段については第百十九条第一項第十号 第二項については第百二十条第一項第十一号)

(妨害の禁止)

第七十三条 (略)

(罰則 第百二十条第一項第十号)

(安全運転管理者等)

第七十四条の三 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業を営む者を除く。以下同じ。))及び貨物

2～4 (略)

(罰則 第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項)

第七十一条の六 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項前段については第百七十七条第一項、同条第二項、第百七十七条の五第一号 第一項後段については第百十九条第一項第十号 第二項については第百二十条第一項第十一号の二)

(妨害の禁止)

第七十三条 (略)

(罰則 第百二十条第一項第九号)

(安全運転管理者等)

第七十四条の三 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業を営む者を除く。以下同じ。))及び貨物

利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2～6 (略)

7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えるとともに、同項の業務を行うため必要な機材を整備しなければならない。

8 公安委員会は、自動車の使用者が前項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

9 (略)

(罰則 第一項、第四項、第六項及び第八項については第百十九条の二、第百二十三条 第五項については第百二十条第二項第三号、第百二十三条)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2～11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十七条の二の二第二項第一号、第百二十三条 第一項第二号及び第五号については第百十八条第

物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2～6 (略)

7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えなければならない。

(新設)

8 (略)

(罰則 第一項、第四項及び第六項については第百二十条第一項第十一号の三、第百二十三条 第五項については第百二十一条第一項第九号の二、第百二十三条)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2～11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十七条の二の二第八号、第百二十三条 第一項第二号及び第五号については第百十八条第一項第

二項第三号、第二百二十三条 第一項第三号については第百十七条の二第二項第一号、第百十七条の二の二第二項第二号、第百二十三条 第一項第四号については第百十七条の二第二項第二号、第百十七条の二の二第二項第三号、第百二十三条 第一項第六号については第百十八条第二項第四号、第百十九条第二項第四号、第百二十三条 第一項第七号については第百十九条の二の二第二項、第百二十三条 第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条 第十一項については第百二十一条第一項第八号)

第七十五条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第八号)

(危険防止等の措置)

第七十五条の三 (略)

(罰則 第百十九条第一項第十八号)

(最低速度)

第七十五条の四 (略)

(罰則 第百十七条の二第二項第四号、第百十七条の二の二第二項第八号、第百二十条第一項第十二号)

(横断等の禁止)

四号、第二百二十三条 第一項第三号については第百十七条の二第四号、第百十七条の二の二第九号、第百二十三条 第一項第四号については第百十七条の二第五号、第百十七条の二の二第十号、第百二十三条 第一項第六号については第百十八条第一項第五号、第百十九条第一項第十一号、第百二十三条 第一項第七号については第百十九条の二第二項第三号、第百二十三条 第二項については第百十九条第一項第十二号、第百二十三条 第十一項については第百二十一条第一項第九号)

第七十五条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第十二号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第九号)

(危険防止等の措置)

第七十五条の三 (略)

(罰則 第百十九条第一項第十二号の二)

(最低速度)

第七十五条の四 (略)

(罰則 第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号、第百二十条第一項第十二号)

(横断等の禁止)

第七十五条の五 (略)

(罰則 第一百九条第一項第六号)

(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第六号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の二第一項第四号、第一百七  
条の二の二第一項第八号又、第一百九条の二の二第一項第二号、第  
百十九条の三第一項第四号 第二項については第一百九条第一項第  
七号)

(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)

第七十五条の八の二 (略)

2と4 (略)

(罰則 第二項から第四項までについては第二百十条第一項第三号  
、同条第三項)

(自動車の運転者の遵守事項)

第七十五条の十 (略)

第七十五条の五 (略)

(罰則 第一百九条第一項第二号の二)

(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の二第六号、第一百七条の二  
の二第十一号又、第一百九条の二第一項第二号、第一百九条の三第  
一項第四号 第二項については第一百九条第一項第三号)

(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)

第七十五条の八の二 (略)

2と4 (略)

(罰則 第二項から第四項までについては第二百十条第一項第三号  
、同条第二項)

(自動車の運転者の遵守事項)

第七十五条の十 (略)

(罰則 第一百九条第一項第十九号、同条第三項)

(故障等の場合の措置)

第七十五条の十一 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第一百二十条第一項第十三号)

(禁止行為)

第七十六条 (略)

2 3 4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第一百八条第二項第五号、第一百二十三条 第三項については第一百九条第二項第六号、第一百二十三条 第四項については第一百二十条第一項第十号)

(道路の使用の許可)

第七十七条 (略)

2 3 7 (略)

(罰則 第一項については第一百九条第二項第六号、第一百二十三条 第三項及び第四項については第一百九条第二項第七号、第一百二十三条 第七項については第一百二十条第二項第四号、第一百二十三条)

(許可の手續)

第七十八条 (略)

(罰則 第一百九条第一項第十二号の三、同条第二項)

(故障等の場合の措置)

第七十五条の十一 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第一百二十条第一項第十二号の二)

(禁止行為)

第七十六条 (略)

2 3 4 (略)

(罰則 第二項及び第三項については第一百八条第一項第六号、第一百二十三条 第三項については第一百九条第一項第十二号の四、第一百二十三条 第四項については第一百二十条第一項第九号)

(道路の使用の許可)

第七十七条 (略)

2 3 7 (略)

(罰則 第一項については第一百九条第一項第十二号の四、第一百二十三条 第三項及び第四項については第一百九条第一項第十三号、第一百二十三条 第七項については第一百二十条第一項第十三号、第一百二十三条)

(許可の手續)

第七十八条 (略)



2～6 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第八号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条

)

(転落積載物等に対する措置)

第八十一条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条

)

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第八十二条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条

)

(第一種免許)

第八十五条 (略)

2～12 (略)

2～6 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第九号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三

条)

(転落積載物等に対する措置)

第八十一条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三

条)

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第八十二条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三

条)

(第一種免許)

第八十五条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第五項から第十項までについては第一百十八条第一項第三号)

(仮免許)

第八十七条 (略)

2・6 (略)

(罰則 第二項後段については第一百十八条第一項第四号 第三項については第一百二十条第一項第十四号、同条第三項)

(免許の申請等)

第八十九条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百十七条の四第三号)

(免許の拒否等)

第九十条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第一百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をした者(前二号のいずれかに該当する者を除く。)

四・五 (略)

(罰則 第五項から第十項までについては第一百十八条第一項第七号)

(仮免許)

第八十七条 (略)

2・6 (略)

(罰則 第二項後段については第一百十八条第一項第八号 第三項については第一百二十条第一項第十四号、同条第二項)

(免許の申請等)

第八十九条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百十七条の四第二号)

(免許の拒否等)

第九十条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第一百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をした者(前二号のいずれかに該当する者を除く。)

四・五 (略)

3～14 (略)

(免許の条件)

第九十一条 (略)

(罰則 第一百九条第一項第二十号)

(申請による免許の条件の付与等)

第九十一条の二 (略)

2～4 (略)

(罰則 第二項については第一百九条第一項第二十号)

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第一百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第一百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で

3～14 (略)

(免許の条件)

第九十一条 (略)

(罰則 第一百九条第一項第十五号)

(申請による免許の条件の付与等)

第九十一条の二 (略)

2～4 (略)

(罰則 第二項については第一百九条第一項第十五号)

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第一百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第一百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で

---

定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合）に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許

---

定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合）に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許

がその結果第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失った免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4  
において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4  
において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

355 (略)

がその結果第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失った免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4  
において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4  
において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

355 (略)

二〇四 (略)

五 第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 (略)

2〇4 (略)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第二百二十一条第一項第八号)

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十一条第一項第十号、同条第三項)

二〇四 (略)

五 第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 (略)

2〇4 (略)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第二百二十一条第一項第九号)

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十一条第一項第十号、同条第二項)

第二項については第百二十条第一項第十号)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一〜四 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。)で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの(以下「特定取消処分者」という。)のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

2〜4 (略)

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定

第二項については第百二十条第一項第九号)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一〜四 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。)で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの(以下「特定取消処分者」という。)のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

2〜4 (略)

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定

員資格者証を交付する。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

ハ 第百十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪(第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(免許証の更新及び定期検査)

第百一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第三号)

(免許証の更新の特例)

第百一条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第三号)

員資格者証を交付する。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

ハ 第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪(第百十七条の二の二第十二号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(免許証の更新及び定期検査)

第百一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第二号)

(免許証の更新の特例)

第百一条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第二号)



(免許を受けた者に対する報告徴収)

第百一条の五 (略)

(罰則 第百十七条の四第三号)

(免許の取消し、停止等)

第百三条 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く)。

四・五 (略)

3～10 (略)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

(免許を受けた者に対する報告徴収)

第百一条の五 (略)

(罰則 第百十七条の四第二号)

(免許の取消し、停止等)

第百三条 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く)。

四・五 (略)

3～10 (略)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 (略)

二 第百七十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百七十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百七十七条の四第二号又は第百十八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第百十八条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第百十九条第一項第一号から第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2 3 7 (略)

(罰則 第三項については第百二十一条第一項第八号)

(免許証の返納等)

第百七条 (略)

2 3 4 (略)

(罰則 第一項及び第三項については第百二十一条第一項第八号)

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第百七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)第二十

四条第一項の運転免許証(第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの(以下この条において「国際運転免許証」という。)又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域(国際運転免許証

一 (略)

二 第百七十七条の二第一号、第三号若しくは第六号、第百七十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第百七十七条の四第一号の二又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第百十八条第一項第一号若しくは第二号又は第百十九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2 3 7 (略)

(罰則 第三項については第百二十一条第一項第九号)

(免許証の返納等)

第百七条 (略)

2 3 4 (略)

(罰則 第一項及び第三項については第百二十一条第一項第九号)

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第百七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)第二十

四条第一項の運転免許証(第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの(以下この条において「国際運転免許証」という。)又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域(国際運転免許証

を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。)の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。)

(を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。))は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可(同法第二十六条の二第一項(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。))又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第百七十七条の二の二第一項第一号において同じ。))をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。))で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を

を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。)の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。)

(を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。))は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可(同法第二十六条の二第一項(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。))又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第百七十七条の二の二第一号において同じ。))をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。))で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し

運転し若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)

第一百七条の三 (略)

(罰則 前段については第二百二十一条第二項第十号、同条第三項後段については第二百二十条第一項第十号)

(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)

第一百七条の三の二 (略)

(罰則 第一百七十七条の四第三号)

(臨時適性検査)

第一百七条の四 (略)

2 4 (略)

(罰則 第三項については第一百九条第一項第二十号)

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者

若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)

第一百七条の三 (略)

(罰則 前段については第二百二十一条第二項第十号、同条第二項後段については第二百二十条第一項第九号)

(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)

第一百七条の三の二 (略)

(罰則 第一百七十七条の四第二号)

(臨時適性検査)

第一百七条の四 (略)

2 4 (略)

(罰則 第三項については第一百九条第一項第十五号)

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者

に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。)

四 (略)

3～11 (略)

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第八号)

(国外運転免許証の返納等)

第百七条の十 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第八号)

第百九条の三 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第二項第二号、第百二十三条 第四項については第百十九条の三第二項第三号、第百二十三条)

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。)

四 (略)

3～11 (略)

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第九号)

(国外運転免許証の返納等)

第百七条の十 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号)

第百九条の三 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第七号、第百二十三条 第四項については第百十九条の三第一項第八号、第百二十三条)

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

(削る)

(削る)

四 次条第一項第八号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反して、酒に酔つた状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

二 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反して、前項第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

第一百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者(当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令

一〇三 (略)

四 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反して、酒に酔つた状態で自動車を運転することを命じ、又は容認した者

五 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反して、第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認した者

六 次条第十一号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

(新設)

第一百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者(当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令

で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものとし、前条第一項第二号に該当する場合を除く。

五・六 (略)

七 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(前条第一項第三号の規定に該当する者を除く。)

(削る)

(削る)

(削る)

八・九 (略)

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号の規定に違反したとき。

二 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反したとき(当該違反により運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に前項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第二

で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものとし、前条第二号に該当する場合を除く。)

五・六 (略)

七 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(前条第三号の規定に該当する者を除く。)

八 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号の規定に違反した者

九 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反した者(当該違反により運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第四号に該当する場合を除く。)

十 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反した者(前条第五号に該当する者を除く。)

十一・十二 (略)

(新設)

項第一号に該当する場合を除く。)

三 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反したとき(前条第二項第二号に該当する場合を除く。)

第一百七十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第一百七十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等(軽車両を除く。)を運転した場合に限るものとし、同項第五号に該当する場合を除く。)

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第四項の規定に違反した者(当該同乗した車両(軽車両を除く。以下この号において同じ。)の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第七十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第六号に該当する場合を除く。)

第一百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

第一百七十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第一百七十七条の二の二第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等(軽車両を除く。)を運転した場合に限るものとし、同条第五号に該当する場合を除く。)

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第四項の規定に違反した者(当該同乗した車両(軽車両を除く。以下この号において同じ。)の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第七十七条の二の二第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同条第六号に該当する場合を除く。)

第一百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

一 の二 (略)

二 (略)



第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

(削る)

(削る)

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車を持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第百七十七条の四第二号に該当する者を除く。）

(削る)

(削る)

(削る)

三 (略)

四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転した者

三 第五十八条の五（過積載車両の運転の要求等の禁止）第二項の規定による警察署長の命令に従わなかった者

三の二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車を持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第百七十七条の四第一号の二に該当する者を除く。）

四 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号又は第五号の規定に違反した者

五 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反して、第二号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認した者

六 第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反した者

七 (略)

八 (略)

(新設)

載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転したとき。

二| 第五十八条の五（過積載車両の運転の要求等の禁止）第二項の規定による警察署長の命令に従わなかつたとき。

三| 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号又は第五号の規定に違反したとき。

四| 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反して、第一号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

五| 第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反したとき。

3| 過失により第一項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十  
万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は  
五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
  - 二 (略)
  - 三 (略)
  - 四 (略)
  - 五 (略)
  - 六 (略)
  - 七 (略)
- (削る)

2| 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十  
万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は  
五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
  - 一の一 (略)
  - 一の二 (略)
  - 一の三 (略)
  - 一の四 (略)
  - 二 (略)
  - 二の一 (略)
  - 二の二 (略)
  - 三 (略)
  - 三の一 (略)
  - 三の二 (略)
- 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反し  
て積載をして車両を運転した者（第百十八条第一項第二号に該当す

八| (略)

九| (略)

十| (略)

(削る)

十一| (略)

十二| (略)

(削る)

十三| (略)

十四| (略)

十五| (略)

十六| (略)

十七| (略)

(削る)

(削る)

十八| (略)

十九| (略)

(削る)

る者を除く。)

三の三| (略)

三の四| (略)

四| (略)

五| 第六十二条(整備不良車両の運転の禁止)の規定に違反して車両

等(軽車両を除く。)を運転させ、又は運転した者

六| (略)

七| (略)

七の二| 第六十三条の二の二(作動状態記録装置による記録等)の規

定に違反した者

八| (略)

九| (略)

九の二| (略)

九の三| (略)

十| (略)

十一| 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六号の規定に

違反した者(第百十八条第一項第五号に該当する者を除く。)

十二| 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第二項又は第七十五条

の二(自動車の使用者の義務等)第一項若しくは第二項の規定によ

る公安委員会の命令に従わなかった者

十二の二| (略)

十二の三| (略)

十二の四| 第七十六条(禁止行為)第三項又は第七十七条(道路の使

用の許可)第一項の規定に違反した者

(削る)

(削る)

二十 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載をして車両を運転したとき（第一百八条第二項第一号に該当する場合を除く。）。

二 第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転させ、又は運転したとき。

三 第六十三条の二の二（作動状態記録装置による記録等）の規定に違反したとき。

四 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反したとき（第一百八条第二項第四号に該当する場合を除く。）。

五 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第二項又は第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第一項若しくは第二項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたとき。

六 第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項の規定に違反したとき。

十三 第七十七条（道路の使用の許可）第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反した者

十四 第八十一条（違法工作物等に対する措置）第一項、第八十一条の二（転落積載物等に対する措置）第一項又は第八十二条（沿道の工作物等の危険防止措置）第一項の規定による警察署長の命令に従わなかつた者

十五 (略)

(新設)

七 第七十七条（道路の使用の許可）第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反したとき。

八 第八十一条（違法工作物等に対する措置）第一項、第八十一条の二（転落積載物等に対する措置）第一項又は第八十二条（沿道の工作物等の危険防止措置）第一項の規定による警察署長の命令に従わなかつたとき。

3 過失により第一項第二号、第五号（第四十三条後段に係る部分を除く。）、第十四号、第十六号若しくは第十九号又は前項第二号の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第百十九条の二 第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第六項若しくは第八項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百十九条の二の二 次の各号のいずれかに該当する行為（その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十

一・二 （略）  
（削る）

2 過失により前項第一号の二、第二号（第四十三条後段に係る部分を除く。）、第五号、第九号、第九号の三又は第十二号の三の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

（新設）

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）  
三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反する行為

2| 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

3| 過失により第一項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一（四）（略）

（削る）

五| （略）

（削る）

（削る）

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の五（報告徴収等）第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

二 第百九条の三（交通情報の提供）第一項の規定による届出をせず

（新設）

2| 過失により前項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一（四）（略）

五| 第五十一条の五（報告徴収等）第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

六| （略）

七| 第百九条の三（交通情報の提供）第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八| 第百九条の三（交通情報の提供）第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（新設）

又は虚偽の届出をしたとき。

三 第九九条の三（交通情報の提供）第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

3 過失により第一項第一号から第三号までの罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十五条（道路外に出る場合の方法）第三項、第二十六条（車間距離の保持）、第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項、第二十七条（他の車両に追いつかれた車両の義務）、第三十一条の二（乗合自動車の発進の保護）、第三十二条（割込み等の禁止）、第三十四条（左折又は右折）第六項（第三十五条（指定通行区分）第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第一百九条第一項第四号に該当する者を除く。）

三 (略)  
四 (略)

2 過失により前項第一号、第二号又は第三号の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十五条（道路外に出る場合の方法）第三項、第二十六条（車間距離の保持）、第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項、第二十七条（他の車両に追いつかれた車両の義務）、第三十一条の二（乗合自動車の発進の保護）、第三十二条（割込み等の禁止）、第三十四条（左折又は右折）第六項（第三十五条（指定通行区分）第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第一百九条第一項第一号の四に該当する者を除く。）

三 (略)  
四 (略)

五 (略)

(削る)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

(削る)

(削る)

十一 (略)

(削る)

十二 (略)

十三 (略)

(削る)

十四〜十七 (略)

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、  
、五万円以下の罰金に処する。

一| 第五十五条(乗車又は積載の方法) 第一項若しくは第二項又は第

五 (略)

六及び七 削除

八 (略)

八の二 (略)

八の三 (略)

八の四 (略)

九 (略)

十| 第五十五条(乗車又は積載の方法) 第一項若しくは第二項又は第  
五十九条(自動車の牽引制限) 第一項若しくは第二項の規定に違反  
した者

十一| 第五十七条(乗車又は積載の制限等) 第一項の規定に違反した  
者(第百十八条第一項第二号及び第百十九条第一項第三号の二に該  
当する者を除く。)

十一の二 (略)

十一の三| 第七十四条の三(安全運転管理者等) 第一項若しくは第四  
項の規定に違反した者又は同条第六項の規定による公安委員会の命  
令に従わなかつた者

十二 (略)

十二の二 (略)

十三| 第七十七条(道路の使用の許可) 第七項の規定に違反した者

十四〜十七 (略)

(新設)



五十九条（自動車の牽引制限） 第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 第五十七条（乗車又は積載の制限等） 第一項の規定に違反したとき（第一百八条第二項第一号及び第一百十九条第二項第一号に該当する場合を除く。）。

三 第七十四条の三（安全運転管理者等） 第五項の規定に違反したとき。

四 第七十七条（道路の使用の許可） 第七項の規定に違反したとき。

3 過失により第一項第三号から第七号まで又は第十四号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 (略)
  - 二 (略)
  - 三 (略)
  - 四 (略)
  - 五 (略)
  - 六 (略)
  - 七 (略)
- (削る)

(削る)

2 過失により前項第三号から第五号まで、第八号、第八号の二又は第十四号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 (略)
- 一の二 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 第五十七条（乗車又は積載の制限等） 第二項又は第六十条（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定め違反した者
- 八 第五十八条（制限外許可証の交付等） 第三項の規定により警察署

八| (略)

(削る)

九| (略)

十| (略)

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一| 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第二項又は第六十条（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定め違反したとき。

二| 第五十八条（制限外許可証の交付等）第三項の規定により警察署長が付した条件に違反したとき。

三| 第六十三条の二（運行記録計による記録等）の規定に違反したとき。

3| 過失により第一項第九号又は第十号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第二項、第一百七十七条の二の二第二項、第一百八十八条第二項、第一百八十九条の二第二項、第一百八十九条の二の二第二項、第一百八十九条の三第二項、第二百二十条第二項又は第二百二十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金

長が付した条件に違反した者

九| (略)

九の二| 第六十三条の二（運行記録計による記録等）又は第七十四条の三（安全運転管理者等）第五項の規定に違反した者

九の三| (略)

十| (略)

(新設)

2| 過失により前項第九号の三又は第十号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第四号若しくは第五号、第一百七十七条の二の二第八号から第十号まで、第一百八十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号から第六号まで、第一百八十九条第一項第三号の二、第五号、第七号の二、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百八十九条の二第一項第三

刑又は科料刑を科する。

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 (略)

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七条の二第一項第三号に規定する状態又は身体に第一百七条の二第二項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

三 (略)

3 (略)

(告知)

第二百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第一百十九条の二第二項若しくは第三項又は第一百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めると

号、第一百十九条の三第一項第五号、第七号若しくは第八号、第二百二十条第一項第十号、第十一号、第十一号の三若しくは第十三号又は第二百一十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 (略)

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七条の二第三号に規定する状態又は身体に第一百七条の二第二号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

三 (略)

3 (略)

(告知)

第二百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第一百十九条の二又は第一百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第二項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告

きは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第一百八条第一項第一号又は第三項の罪に当たる行為 (第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以上超える速度で運転する行為を除く。		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第一百八条第一項第一号又は第二項の罪に当たる行為 (第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以上超える速度で運転する行為を除く。		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

<p>第二百二十条第一項第二号か</p>	<p>第一百八条第二項第一号の罪に当たる行為（車両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>第一百十九条第一項第二号から第十六号まで、第十四号から第十六号まで、第十九号若しくは第二十号、第二項第一号から第三号まで又は第三項の罪に当たる行為</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>第一百十九条の二の二第一項又は第三項の罪に当たる行為</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>第一百十九条の三第一項又は第三項の罪に当たる行為</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>第二百二十条第一項第二号か</p>	<p>第一百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第七号の二、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>第一百十九条の二の罪に当たる行為</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>第一百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第二項の罪に当たる行為</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

備考 (略)	第六号まで、第十号（第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。）若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項の罪に当たる行為			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	第八号まで、第九号（第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。）、第十号、第十一号、第十二号、第十三号の二若しくは第十四号又は第二項の罪に当たる行為			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 歩行者等の通行方法（第十条―第十五条の二）</p> <p>第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務（第十五条の三―第十五条の六）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 車両等の運転者及び使用者の義務</p> <p>第一節―第三節（略）</p> <p>第四章の二（略）</p> <p>第四章の三 特定自動運行の許可等（第七十五条の十二―第七十五条の二十九）</p> <p>第五章 道路の使用等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第六章―第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一―八（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 歩行者の通行方法（第十条―第十五条）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 運転者及び使用者の義務</p> <p>第一節―第三節（略）</p> <p>第四章の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 道路の使用等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第六章―第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一―八（略）</p>

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であつて、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、移動用小型車、身体障害者用の車及び歩行補助車等以外のもの（遠隔操作（車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）により通行させることができるものを除く。）をいう。

イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含み、小児用の車（小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のものをいう。次号及び第三項第一号において同じ。）を除く。）

ロ (略)

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）

ロ (略)

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）



（であつて、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの（原動機を用いるものにあつては、人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するものを含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の三 移動用小型車 人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除く。

）であつて、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用の車以外のものをいう。

十一の四 身体障害者用の車 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限り、遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の五 遠隔操作型小型車 人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。

十二〜十六 (略)

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。

（であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

（新設）

十一の三 身体障害者用の車椅子 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車椅子（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限り、）をいう。

（新設）

十二〜十六 (略)

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（自動運行装置を使用する場合を含む。）をいう。

十七の二 特定自動運行 道路において、自動運行装置（当該自動運

行装置を備えている自動車第六十二条に規定する整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）をいう。

十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止（特定自動運行中の停止を除く。）をし、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九〜二十三 (略)

2 (略)

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車、小児用の車又は歩行補助車等を通行させている者（遠隔操作型小型車にあつては、遠隔操作により通行させている者を除く。）

二 (略)

(新設)

十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九〜二十三 (略)

2 (略)

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 身体障害者用の車椅子又は歩行補助車等を通行させている者

二 (略)

(公安委員会の交通規制)

第四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。）又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2 5 (略)

(罰則 第一項後段については第百十九条第一項第一号、第二百二十一条第一項第一号及び第二号)

(警察署長等への委任)

第五条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者等又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。

2 (略)

(公安委員会の交通規制)

第四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2 5 (略)

(罰則 第一項後段については第百十九条第一項第一号、第二百二十一条第一項第一号)

(警察署長等への委任)

第五条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者等又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。

2 (略)

(警察官等の交通規制)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者等又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

5 (略)

(罰則 第二項については第二百二十条第一項第一号 第四項については第百十九条第一項第一号、第二百二十一条第一項第一号及び第二号)

(信号機の信号等に従う義務)

第七条 道路を通行する歩行者等又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等(前条第一項後段の場合においては、当該手信号等)に従わなければならない。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第三項、第二百二十一条第一項第一号及び第二号)

(通行の禁止等)

第八条 歩行者等又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

(警察官等の交通規制)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者等又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

5 (略)

(罰則 第二項については第二百二十条第一項第一号 第四項については第百十九条第一項第一号、第二百二十一条第一項第一号)

(信号機の信号等に従う義務)

第七条 道路を通行する歩行者等又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等(前条第一項後段の場合においては、当該手信号等)に従わなければならない。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第三項、第二百二十一条第一項第一号)

(通行の禁止等)

第八条 歩行者等又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

2 6 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第二号、同条第三項、  
第百二十一条第一項第一号及び第二号 第五項については第百二十  
一条第一項第三号)

## 第二章 歩行者等の通行方法

(通行区分)

第十条 歩行者等は、歩道又は歩行者等の通行に十分な幅員を有する路側帯(次項及び次条において「歩道等」という。)と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄つて通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄つて通行することができる。

2 歩行者等は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

(行列等の通行)

第十一条 (略)

2・3 (略)

2 6 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第二号、同条第三項、  
第百二十一条第一項第一号 第五項については第百二十一条第一項  
第二号)

## 第二章 歩行者の通行方法

(通行区分)

第十条 歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯(次項及び次条において「歩道等」という。)と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄つて通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄つて通行することができる。

2 歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者は、第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

(行列等の通行)

第十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第四号 第二項及び第三項については第百二十一条第一項第五号)

(横断の方法)

第十二条 歩行者等は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならぬ。

2 歩行者等は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

(横断の禁止の場所)

第十三条 歩行者等は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。

2 歩行者等は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

(歩行者用道路等の特例)

第十三条の二 歩行者用道路又はその構造上車両等が入ることができないこととなつている道路を通行する歩行者等については、第十条から前条までの規定は、適用しない。

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第三号 第二項及び第三項については第百二十一条第一項第四号)

(横断の方法)

第十二条 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならぬ。

2 歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

(横断の禁止の場所)

第十三条 歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。

2 歩行者は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

(歩行者用道路等の特例)

第十三条の二 歩行者用道路又はその構造上車両等が入ることができないこととなつている道路を通行する歩行者については、第十条から前条までの規定は、適用しない。

〔歩行者と遠隔操作型小型車との関係〕

第十四条の二 遠隔操作型小型車は、遠隔操作により道路を通行する場合において、歩行者の通行を妨げることとなるときは、当該歩行者に進路を譲らなければならない。

〔新設〕

〔遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者の義務〕

第十四条の三 遠隔操作型小型車（道路を通行しているものに限る。）

〔新設〕

の遠隔操作を行う者は、当該遠隔操作型小型車について遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行させなければならない。

〔移動用小型車等を通行させる者の義務〕

第十四条の四 移動用小型車又は遠隔操作型小型車を道路において通行

〔新設〕

させる者は、当該移動用小型車又は遠隔操作型小型車の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標識を付けなければならない。

〔罰則 第二百一十一条第一項第六号〕

〔通行方法の指示〕

〔通行方法の指示〕

第十五条 警察官等は、第十条第一項若しくは第二項、第十二条若しくは第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者又はこれらの規定若しくは第十四条の二若しくは第十四条の三の規定に違反して道路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

第十五条 警察官等は、第十条第一項若しくは第二項、第十二条又は第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

(罰則 第二百一十一条第一項第七号)

(遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置)

第十五条の二 警察官等は、遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該遠隔操作型小型車を停止させ、又は移動させることができる。

第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務

(遠隔操作による通行の届出)

第十五条の三 遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路において通行させるものに限る。以下この項及び次条において同じ。)の使用者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所

三 遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、人員その他の体制

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(新設)

(新設)

(新設)



四 運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法

五 非常停止装置の位置及び形状

六 遠隔操作型小型車の仕様に関する事項として内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該届出をする者に係る住民票の写し又は登記事項証明書、当該届出に係る遠隔操作型小型車の仕様を示す書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 公安委員会は、第一項前段の規定による届出があつたときは、当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号（次条において「届出番号等」という。）をその者に通知しなければならない。

（罰則 第一項については第百十九条の二の二第一号、第百二十三条）

（届出番号等の表示義務）

第十五条の四 前条第一項前段の規定による届出をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。

（報告及び検査）

第十五条の五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第十五条の三第一項第三号に規定する場所その他の遠隔

（新設）

（新設）

操作型小型車の使用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則 第一項については第百十九条の二の三第一号、第百二十三条)

(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)

第十五条の六 公安委員会は、遠隔操作型小型車の使用者又はその使用する者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。)を指示することができる。

(罰則 第百十九条の二の二第二号、第百二十三条)

(軽車両の路側帯通行)

2 第十七条の二 (略)

(新設)

(軽車両の路側帯通行)

2 第十七条の二 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第八号)

(軽車両の並進の禁止)

第十九条 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第八号)

(軌道敷内の通行)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第八号)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第八号)

第三項については第百二十条第一項第二号)

(踏切の通過)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 車両等の運転者は、故障その他の理由により踏切において当該車両等を運転することができなくなつたときは、直ちに非常信号を行なう等を踏切に故障その他の理由により停止している車両等があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとも

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第六号)

(軽車両の並進の禁止)

第十九条 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(軌道敷内の通行)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第六号)

第三項については第百二十条第一項第二号)

(踏切の通過)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 車両等の運転者は、故障その他の理由により踏切において当該車両等を運転することができなくなつたときは、直ちに非常信号を行なう等を踏切に故障その他の理由により停止している車両等があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとも

に、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 (略) )

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2 5 6 (略)

(罰則 第一項から第五項までについては第二百二十一条第一項第八号 第六項については第二百二十条第一項第二号)

(環状交差点における左折等)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十一条第一項第八号)

(消防用車両の優先等)

第四十一条の二 交差点又はその付近において、消防用車両(消防用自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条及び第七十五条の十二第二項において同じ。)が接近してきたときは、車両等(車両にあつては、緊急自動車及び消防用車両を除く。)は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

2 5 4 (略)

(罰則 (略) )

もに、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 (略) )

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2 5 6 (略)

(罰則 第一項から第五項までについては第二百二十一条第六号 第六項については第二百二十条第一項第二号)

(環状交差点における左折等)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十一条第六号)

(消防用車両の優先等)

第四十一条の二 交差点又はその付近において、消防用車両(消防用自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条において同じ。)が接近してきたときは、車両等(車両にあつては、緊急自動車及び消防用車両を除く。)は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

2 5 4 (略)

(罰則 (略) )

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 (略)

2・5 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第十号)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第二項及び第三項については第百十九条の二の四第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 (略)

2・5 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第八号)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第二項及び第三項については第百十九条の二の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号)

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則 第一百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 (略)

2と4 (略)

(罰則 第二項については第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項 第三項については第一百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項 第四項については第一百十九条の三第一項第三号、同条第三項)

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)

第四十九条の四 (略)

(罰則 第一百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則 第一百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 (略)

2と4 (略)

(罰則 第二項については第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項 第三項については第一百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項 第四項については第一百十九条の三第一項第三号、同条第三項)

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)

第四十九条の四 (略)

(罰則 第一百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第

一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき(第五十一条の四第一項及び第七十五条の二十二第三項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。)は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者(以下この条において「運転者等」という。)に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2～22 (略)

(罰則 (略) )

(車両移動保管関係事務の委託)

第五十一条の三 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の四第一項第一号)

(放置違反金)

第五十一条の四 (略)

2～18 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第十号)

一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき(第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。)は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者(以下この条において「運転者等」という。)に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2～22 (略)

(罰則 (略) )

(車両移動保管関係事務の委託)

第五十一条の三 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の四第一号)

(放置違反金)

第五十一条の四 (略)

2～18 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第八号)

(国家公安委員会への報告等)

第五十一条の六 (略)

- 2 国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項（内閣府令で定めるものに限る。）を国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。）をいう。次条及び第七十五条の十三第二項第一号において同じ。）に通知するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときも、同様とする。

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略)

- 2 (略)
- 3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。
  - い。
  - 一 (略)
  - 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第七十五条の十四において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

(国家公安委員会への報告等)

第五十一条の六 (略)

- 2 国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項（内閣府令で定めるものに限る。）を国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。）をいう。次条において同じ。）に通知するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときも、同様とする。

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略)

- 2 (略)
- 3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。
  - い。
  - 一 (略)
  - 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)



ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二の四第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ〜ヘ (略)

4〜7 (略)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2〜8 (略)

(罰則 第六項については第百十七条の四第一項第一号)

(放置違反金関係事務の委託)

第五十一条の十五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四第一項第一号)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項

第二項については第百十七条の二第二項第四号、第百十七条の二の

二第二項第八号ト、第百二十一条第一項第九号)

(乗車又は積載の方法)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二の二第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ〜ヘ (略)

4〜7 (略)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2〜8 (略)

(罰則 第六項については第百十七条の四第一号)

(放置違反金関係事務の委託)

第五十一条の十五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四第一号)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項

第二項については第百十七条の二第二項第四号、第百十七条の二の

二第二項第八号ト、第百二十一条第一項第七号)

(乗車又は積載の方法)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第九号)

(車両の検査等)

第六十三条 (略)

2・8 (略)

(罰則 第一項前段については第百十九条第一項第十一号 第二項については第百十九条第一項第十二号 第七項については第百二十一条第一項第十号)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第八号)

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第八号)

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第七号)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第七号)

(車両の検査等)

第六十三条 (略)

2・8 (略)

(罰則 第一項前段については第百十九条第一項第十一号 第二項については第百十九条第一項第十二号 第七項については第百二十一条第一項第八号)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第六号)

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第五号)

(自転車等の運転者等の遵守事項)

第六十三条の十一 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第四章 車両等の運転者及び使用者の義務

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一 (略)

二 身体障害者用の車が通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十一 (新設)

(新設)

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第四章 運転者及び使用者の義務

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一 (略)

二 身体障害者用の車椅子が通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

二の二〇六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号 第五号の五については第百十七条の四第一項第二号、第百十八条第一項第二号)

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

2 (略)

(罰則 (略) )

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

2〇4 (略)

(罰則 第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第十号、同条第三項)

第七十一条の六 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第十一号

二の二〇六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号 第五号の五については第百十七条の四第二号、第百十八条第一項第二号)

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件(道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ。)を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

2 (略)

(罰則 (略) )

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

2〇4 (略)

(罰則 第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第九号、同条第三項)

第七十一条の六 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号、

、同条第三項)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。同項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置(第七十五条の二十三第一項及び第三項において「交通事故発生日時等」という。)を報告しなければならない。

2 前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

3・4 (略)

(罰則 第一項前段については第一百七十七条第一項、同条第二項、第一百七十七条の五第一項第一号 第一項後段については第一百九条第一項第十七号 第二項については第二百二十条第一項第十一号)

同条第三項)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

2 前項後段の規定により報告を受けたもよりの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

3・4 (略)

(罰則 第一項前段については第一百七十七条第一項、同条第二項、第一百七十七条の五第一号 第一項後段については第一百九条第一項第十七号 第二項については第二百二十条第一項第十一号)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2・11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十七条の二の二第二項第一号、第百二十三号 第一項第二号及び第五号については第百十八号第二項第三号、第百二十三号 第一項第三号については第百十七号の二第二項第一号、第百十七号の二の二第二項第二号、第百二十三号 第一項第四号については第百十七号の二第二項第二号、第百十七号の二の二第二項第三号、第百二十三号 第一項第六号については第百十八号第二項第四号、第百十九号第二項第四号、第百二十三号 第一項第七号については第百十九号の二の四第二項、第百二十三号 第二項については第百十九号第二項第五号、第百二十三号 第十一項については第百二十一条第一項第十号)

第七十五条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九号第二項第五号、第百二十三号 第三項については第百二十一条第一項第十号)

(通則)

第七十五条の二三 高速自動車国道及び自動車専用道路における自動車の交通方法等については、前各章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2・11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十七号の二の二第二項第一号、第百二十三号 第一項第二号及び第五号については第百十八号第二項第三号、第百二十三号 第一項第三号については第百十七号の二第二項第一号、第百十七号の二の二第二項第二号、第百二十三号 第一項第四号については第百十七号の二第二項第二号、第百十七号の二の二第二項第三号、第百二十三号 第一項第六号については第百十八号第二項第四号、第百十九号第二項第四号、第百二十三号 第一項第七号については第百十九号の二の二第二項、第百二十三号 第二項については第百十九号第二項第五号、第百二十三号 第十一項については第百二十一条第一項第八号)

第七十五条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九号第二項第五号、第百二十三号 第三項については第百二十一条第一項第八号)

(通則)

第七十五条の二三 高速自動車国道及び自動車専用道路における自動車の交通方法等については、前四章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十一条第一項第八号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第二項第八号又、第一百十九条の二の四第一項第二号、第一百十九条の三第一項第四号 第二項については第一百十九条第一項第七号)

第四章の三 特定自動運行の許可等

(特定自動運行の許可)

第七十五条の十二 特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

一 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所

(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十一条第一項第六号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第二項第八号又、第一百十九条の二の二第一項第二号、第一百十九条の三第一項第四号 第二項については第一百十九条第一項第七号)

(新設)

(新設)

二 次に掲げる事項を記載した特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」という。）

イ 特定自動運行に使用する自動車（以下「特定自動運行用自動車」という。）の型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、自動運行装置に係る使用条件その他の内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項

ロ 特定自動運行に関する次に掲げる事項

(1) 特定自動運行の経路

(2) 特定自動運行を行う日及び時間帯

(3) 特定自動運行により運送される人又は物

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

ハ 特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先

ニ この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者（第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。次条第一項第三号において同じ。）又は特定自動運行業務従事者（第七十五条の十九第一項に規定する特定自動運行業務従事者をいう。次条第一項第三号において同じ。）が実施しなければならない措置に関する次に掲げる事項

(1) 第七十五条の十九第一項に規定する教育の具体的内容及びその実施方法

(2) 第七十五条の十九第二項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第三項の規定による現場措置業務実施者の指定の方法



(3) 第七十五条の二十第一項に規定する措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、人員その他の体制

(4) 第七十五条の二十第二項の規定による表示の具体的方法

(5) 第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3| 前項の申請書には、特定自動運行用自動車の自動車検査証記録事項（道路運送車両法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（罰則 第一項については第一百七十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三条）

（特定自動運行の許可基準等）

第七十五条の十三 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、同条第二項の規定により提出を受けた申請書に記載された特定自動運行計画が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車が特定自動運行を行うことができるものであること。

二 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること。

（新設）

三 第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならぬ措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること。

四 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

五 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること。

2 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該事項について、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項 国土交通大臣等

二 前項第五号に掲げる事項 前条第二項第二号ロ(1)に規定する経路をその区域に含む市町村（特別区を含む。）の長

（欠格事由）

第七十五条の十四 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

一 第七十五条の二十七第一項の規定により許可を取り消され、その

（新設）

取消しの日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の役員として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。

二 法人である場合において、その法人の役員が前号に該当する者であるとき。

（許可の条件）

第七十五条の十五 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

（許可事項の変更）

第七十五条の十六 第七十五条の十二第一項の許可を受けた者（以下「特定自動運行実施者」という。）は、特定自動運行計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第七十五条の十三及び前条の規定は、前項の許可について準用する

（新設）

（新設）

3| 特定自動運行実施者は、第一項ただし書に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

4| 特定自動運行実施者は、第七十五条の十二第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、公安委員会に届け出なければならない。

(罰則 第一項については第一百七条の二第二項第四号及び第五号、第二百二十三条 第三項及び第四項については第一百九条の二の三第二号、第二百二十三条)

(公示)

第七十五条の十七 公安委員会は、第七十五条の十二第一項又は前条第一項の許可をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(特定自動運行計画等の遵守)

第七十五条の十八 特定自動運行は、第七十五条の十二第一項の許可を受けた特定自動運行計画(第七十五条の十六第一項又は第三項の規定による変更の許可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第七十五条の二十七第一項第二号において同じ。)及び第七十五条の十五第一項(第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件(第七十五条の十五第二項(第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。))の規定により変更され、又

(新設)

(新設)

は新たに付された条件を含む。)に従わなければならない。

(罰則 第一百七十七条の四第二項、第二百二十三条)

(特定自動運行を行う前の措置)

第七十五条の十九 特定自動運行実施者は、次項の規定により指定した特定自動運行主任者、第三項の規定により指定した現場措置業務実施者その他の特定自動運行のために使用する者(以下「特定自動運行業務従事者」という。)に対し、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施させるため、内閣府令で定めるところにより教育を行わなければならない。

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二並びに第七十五条の二十三第一項及び第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講じさせるため、当該措置を講ずるために必要な適性について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、特定自動運行主任者を指定しなければならない。

3 特定自動運行実施者は、次条第一項第一号に規定する措置を講じて特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十三第一項及び第二項の規定による措置を講じさせるため、現場措置業務実施者を指定しなければならない。

(新設)

(特定自動運行中の遵守事項)

第七十五条の二十 特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 当該特定自動運行用自動車の周囲の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の状況を映像及び音声により確認することができる装置で内閣府令で定めるものを第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置

二 第七十五条の二十三第三項の規定による措置その他の措置を講じさせるため、特定自動運行主任者を当該特定自動運行用自動車に乗車させる措置

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行っているときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定自動運行用自動車の見やすい箇所に特定自動運行中である旨を表示しなければならない。

(特定自動運行主任者の義務)

第七十五条の二十一 前条第一項第一号の規定により配置された特定自動運行主任者は、当該特定自動運行用自動車が特定自動運行を行っているときは、同号に規定する装置の作動状態を監視していなければならない。この場合において、当該装置が正常に作動していないことを認めるときは、当該特定自動運行主任者は、直ちに、当該特定自動運行を終了させるための措置を講じなければならない。

(新設)

(新設)

2 特定自動運行主任者は、道路において特定自動運行が終了したときは、直ちに、次条又は第七十五条の二十三第一項若しくは第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講ずべき事由の有無を確認しなければならない。

(特定自動運行が終了した場合の措置)

第七十五条の二十二 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車又は当該特定自動運行主任者に対し次の各号のいずれかの措置又は命令が行われているときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車を当該措置又は命令に従つて通行させるため必要な措置を講じなければならない。

- 一 第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示
  - 二 第六条第一項の規定による警察官等の交通整理
  - 三 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令
  - 四 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第三項の規定による警察官の指示
  - 五 第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限
  - 六 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令
- 2 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車に緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、

(新設)

又は当該特定自動運行用自動車の付近に緊急自動車若しくは消防用車両があるときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車が当該緊急自動車又は消防用車両の通行を妨げないようにするために必要な措置を講じなければならない。

3 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車が違法駐車と認められる場合は、直ちに、当該特定自動運行用自動車の駐車の方法を変更し、又は当該特定自動運行用自動車を当該場所から移動するため必要な措置を講じなければならない。

(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)

第七十五条の二十三 特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。第三項及び第六項並びに第一百七条第三項において同じ。）において特定自動運行用自動車（第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故があつたときは、同号の規定により配置された特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの消防機関に通報する措置及び現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置（当該交通事故による人の死傷がないことが明らかの場合にあつては、現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置）を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。第三項及び第四項において同じ。）の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

(新設)



- 2 前項に規定する交通事故の現場に到着した現場措置業務実施者は、当該交通事故の現場において、道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定自動運行において特定自動運行用自動車（第七十五条の二十第一項第二号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故があつたときは、当該交通事故に係る特定自動運行用自動車に同号の規定により乗車させられた特定自動運行主任者その他の乗務員（第五項において「特定自動運行主任者等」という。）は、直ちに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならぬ。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者（特定自動運行主任者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。
- 4 前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした特定自動運行主任者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。
- 5 前三項の場合において、当該交通事故の現場にある警察官は、当該交通事故の現場にある現場措置業務実施者又は特定自動運行主任者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。
- 6 第七十二条の二及び第七十三条の規定は、特定自動運行において交

通事故があつた場合について準用する。この場合において、第七十二条の二第一項中「前条第三項」とあるのは「第七十五条の二十三第五項」と、「の運転者等」とあるのは「に係る現場措置業務実施者（第七十五条の十九第三項に規定する現場措置業務実施者をいう。以下同じ。）又は特定自動運行主任者等（第七十五条の二十三第三項に規定する特定自動運行主任者をいう。以下同じ。）」と、「同項」とあるのは「同条第五項」と、「現場」とあるのは「当該交通事故の現場」と、第七十三条中「運転者等以外」とあるのは「特定自動運行主任者等以外」と、「の運転者等が七十二条第一項前段」とあるのは「に係る現場措置業務実施者が第七十五条の二十三第二項に規定する措置を講じ、又は特定自動運行主任者等が同条第三項前段」と、「又は」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。

（罰則 第一項前段及び第三項前段については第七十七条第三項、第七十七条の五第二項、第二百二十三条 第一項後段及び第三項後段については第七十九条第二項第六号、第二百二十三条 第二項については第七十七条の五第二項、第二百二十三条 第四項については第二百二十条第二項第四号、第二百二十三条）

（特定自動運行の特則）

第七十五条の二十四 特定自動運行実施者による特定自動運行についてのこの法律の規定（第四章第二節を除く。）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

<p>第六條第二項</p>	<p>運転者</p>	<p>特定自動運行主任者 (第七十五條の十九 第二項に規定する特 定自動運行主任者を いう。以下同じ。)</p>
<p>第六條第三項</p>	<p>において、</p>	<p>において、特定自動運 行主任者又は</p>
<p>第三十三條第三項</p>	<p>運転者は、故障その他 の理由により踏切にお いて</p>	<p>特定自動運行主任者 は、踏切において特 定自動運行が終了し た場合において、</p>
<p>より</p>	<p>運転することができな くなつた 非常信号を行う等踏切 に故障その他の理由に より</p>	<p>運転し、又は運転さ せることができない 鉄道事業法(昭和六 十一年法律第九十二 号)の規定による鉄 道事業者又は軌道法 の規定による軌道経 営者への通報(特定 自動運行主任者が第 七十五條の十二第二 項第二号イに規定す る特定自動運行用自 動車に乘車している</p>

第六十三條の二第一項	運転者	場合にあつては、非常信号)を行ふ等踏切に 特定自動運行実施者(第七十五條の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。以下同じ。)の特定自動運行を行わす、又は特定自動運行を行つて
第六十三條の二の二第一項	運転者 を運転させ、又は運転して	特定自動運行実施者の特定自動運行を行わす、又は特定自動運行を行つて
第七十五條の三第一項	運転者 運転者は、故障その他の理由により 当該自動車を運転することができなくなつた	特定自動運行主任者は、 特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない
第七十五條の十一第一項	自動車 自動車が故障その他の	自動車が

第七十五条の十一第二項	理由により 運転者は、故障その他の理由により 運転することができなくなつた	特定自動車運行主任者は、 特定自動車運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない
-------------	---	---

(報告及び検査等)

第七十五条の二十五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定自動車運行実施者に対し、その特定自動車運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所その他の特定自動車運行実施者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 公安委員会は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(罰則 第一項については第百十九条の二の三第三号、第百二十三

(新設)

条)

(特定自動運行実施者に対する指示)

第七十五条の二十六 公安委員会は、特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、特定自動運行実施者に対し、特定自動運行に関し必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを含む。)を指示することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。)又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。

(罰則 第一項については第百十七條の二第二項第六号、第百二十三条)

(許可の取消し等)

第七十五条の二十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定自動運行実施者に対し、特定自動運行の許可を取り消

(新設)

(新設)

し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができる。

一 特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

二 特定自動運行計画が第七十五条の十三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三 特定自動運行実施者が第七十五条の十四各号のいずれかに該当することとなつたとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止について準用する。

3 公安委員会は、第一項の規定により特定自動運行の許可を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(許可の効力の仮停止)

第七十五条の二十八 次の各号のいずれかに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があつた場所を管轄する警察署長は、当該特定自動運行実施者に対し、その事実があつた日から起算して三十日を経過する日を終期とする特定自動運行の許可の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一 特定自動運行中の特定自動運行用自動車に係る交通事故があつたとき。

(新設)

- 2 警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた特定自動運行実施者に対し弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 仮停止をした警察署長は、速やかに、内閣府令で定める事項を公安委員会に報告しなければならない。
  - 4 仮停止は、前項の規定により報告を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について第七十五条の二十六第一項又は前条第一項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。
  - 5 仮停止を受けた者が当該事案について前条第一項の規定による許可の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該許可の効力の停止の期間に通算する。
- (特定自動運行の許可の取消し等の報告)
- 第七十五条の二十九 公安委員会は、第七十五条の二十六第一項若しくは第七十五条の二十七第一項の規定による処分をしたとき、又は前条第三項の規定による報告を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(新設)



(禁止行為)

第七十六条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十八条第二項第五号、第百二十三条 第三項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条 第四項については第百二十条第一項第十号)

(道路の使用の許可)

第七十七条 (略)

2～7 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条 第三項及び第四項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条 第七項については第百二十条第二項第五号、第百二十三条)

(許可の手續)

第七十八条 (略)

2～6 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第十号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第九号、第百二十三条)

(禁止行為)

第七十六条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十八条第二項第五号、第百二十三条 第三項については第百十九条第二項第六号、第百二十三条 第四項については第百二十条第一項第十号)

(道路の使用の許可)

第七十七条 (略)

2～7 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第六号、第百二十三条 第三項及び第四項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条 第七項については第百二十条第二項第四号、第百二十三条)

(許可の手續)

第七十八条 (略)

2～6 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第八号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条)

(転落積載物等に対する措置)

第八十一条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第九号、第二百二十三条

)

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第八十二条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第九号、第二百二十三条

)

(免許の申請等)

第八十九条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百七条の四第一項第三号)

(免許の拒否等)

第九十条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一 三 (略)

(転落積載物等に対する措置)

第八十一条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第二百二十三条

)

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第八十二条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第二百二十三条

)

(免許の申請等)

第八十九条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百七条の四第三号)

(免許の拒否等)

第九十条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一 三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百十七条第一項又は第二項の違反行為をした者

五 (略)

3 14 (略)

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限

四 自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をした者

五 (略)

3 14 (略)

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限

り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第一項第三号の規定による報告をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許証がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限る）、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された

り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の規定による報告をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許証がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限る）、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された

免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

355 (略)

二4 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一

免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

355 (略)

二4 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一

条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

2 2 4 (略)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 (略)

2 2 3 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第十号)

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第十二号、同条第三項 第二項については第百二十条第一項第十号)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一 2 四 (略)

条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

2 2 4 (略)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 (略)

2 2 3 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第八号)

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第十号、同条第三項 第二項については第百二十条第一項第十号)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一 2 四 (略)

五 第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第一項第三号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

2～4 (略)

(免許証の更新及び定期検査)

第一百一条 (略)

2～7 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の四第一項第三号)

(免許証の更新の特例)

第一百一条の二 (略)

2～5 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の四第一項第三号)

五 第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第三号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

2～4 (略)

(免許証の更新及び定期検査)

第一百一条 (略)

2～7 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の四第三号)

(免許証の更新の特例)

第一百一条の二 (略)

2～5 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の四第三号)

(免許を受けた者に対する報告徴収)

第百一条の五 (略)

(罰則 第百十七条の四第一項第三号)

(免許の取消し、停止等)

第百三条 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一 三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百十七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。

五 (略)

3 10 (略)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、  
第百十七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。

(免許を受けた者に対する報告徴収)

第百一条の五 (略)

(罰則 第百十七条の四第三号)

(免許の取消し、停止等)

第百三条 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一 三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をしたとき。

五 (略)

3 10 (略)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、  
第百十七条の違反行為をしたとき。



二 第一百七十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第一百七十七条の二の二第二項第一号、第三号若しくは第七号、第一百七十七条の四第一項第二号又は第一百八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

2~7 (略)

(罰則 第三項については第二百二十一条第一項第十号)

(免許証の返納等)

第一百七条 (略)

2~4 (略)

(罰則 第一項及び第三項については第二百二十一条第一項第十号)

(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)

第一百七条の三 (略)

(罰則 前段については第二百二十一条第一項第十二号、同条第三項

後段については第二百二十条第一項第十号)

(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)

第一百七条の三の二 (略)

(罰則 第一百七十七条の四第一項第三号)

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 (略)

二 第一百七十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第一百七十七条の二の二第二項第一号、第三号若しくは第七号、第一百七十七条の四第二号又は第一百八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

2~7 (略)

(罰則 第三項については第二百二十一条第一項第八号)

(免許証の返納等)

第一百七条 (略)

2~4 (略)

(罰則 第一項及び第三項については第二百二十一条第一項第八号)

(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)

第一百七条の三 (略)

(罰則 前段については第二百二十一条第一項第十号、同条第三項

後段については第二百二十条第一項第十号)

(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)

第一百七条の三の二 (略)

(罰則 第一百七十七条の四第三号)

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一 三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。

3 11 (略)

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第十号)

(国外運転免許証の返納等)

第百七条の十 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第十号)

(免許関係事務の委託)

第百八条 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の四第一項第一号)

(講習通知事務の委託)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一 三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百七条の違反行為をしたとき。

3 11 (略)

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第八号)

(国外運転免許証の返納等)

第百七条の十 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第八号)

(免許関係事務の委託)

第百八条 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の四第一号)

(講習通知事務の委託)

第百八条の三の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の五第一項第二号)

(秘密保持義務等)

第百八条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百七条の五第一項第二号)

(秘密保持義務)

第百八条の十八 (略)

(罰則 第百七条の五第一項第二号)

(都道府県交通安全活動推進センター)

第百八条の三十一 (略)

2～8 (略)

(罰則 第五項については第百七条の五第一項第二号)

(行政手続法の適用除外)

第百十三条の二 第七十五条の十五第二項(第七十五条の十六第二項に

おいて準用する場合を含む。)の規定による条件の変更及び新たな条件の付加、第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六

第百八条の三の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の五第二号)

(秘密保持義務等)

第百八条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百七条の五第二号)

(秘密保持義務)

第百八条の十八 (略)

(罰則 第百七条の五第二号)

(都道府県交通安全活動推進センター)

第百八条の三十一 (略)

2～8 (略)

(罰則 第五項については第百七条の五第二号)

(行政手続法の適用除外)

第百十三条の二 第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の三第三

項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項若しくは第四項又は第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第百十六条 （略）

2 | 特定自動運行を行う者又は特定自動運行のために使用される者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により、特定自動運行によつて他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の

項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項若しくは第四項又は第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第百十六条 （略）

（新設）

罰金に処する。

第一百七十七条 (略)

2 (略)

3 特定自動運行において特定自動運行用自動車の交通による人の死傷があつた場合において、第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第一項前段又は第三項前段の規定に違反したとき(特定自動運行主任者が違反した場合に限る。)は、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の二 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第七十五条の十二(特定自動運行の許可)第一項の許可を受けな  
いで(第七十五条の二十七(許可の取消し等)第一項又は第七十五  
条の二十八(許可の効力の仮停止)第一項の規定により当該許可の  
効力が停止されている場合を含む。)特定自動運行を行つたとき。

四 偽りその他不正の手段により第七十五条の十二(特定自動運行の  
許可)第一項又は第七十五条の十六(許可事項の変更)第一項の許  
可を受けたとき。

五 第七十五条の十六(許可事項の変更)第一項の規定に違反して特  
定自動運行計画を変更したとき。

第一百七十七条 (略)

2 (略)

(新設)

第一百七十七条の二 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

六 第七十五条の二十六（特定自動運行実施者に対する指示）第一項の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

第一百七十七条の四（略）

2 第七十五条の十八（特定自動運行計画等の遵守）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者（第一百七十七条第一項又は第二項に該当する者を除く。）

二（略）

2 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段、第二項又は第三項前段の規定に違反したとき（第一百七十七条第三項の違反行為に該当する場合を除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示され

（新設）

第一百七十七条の四（略）

（新設）

第一百七十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者（第一百七十七条の規定に該当する者を除く。）

二（略）

（新設）

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示され

た画像を注視した者（第一百七十七条の四第一項第二号に該当する者を除く。）

三・四（略）

2・3（略）

第一百八条の三 第一百十四条の五（自衛隊の防衛出動時における交通の規制等）第一項の規定による公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示又は第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた者（当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。）

二 第七条（信号機の信号等に従う義務）、第八条（通行の禁止等）第一項又は第九条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定の違反となるような行為をした者（当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。）

三十七（略）

十八 第七十五条の三（危険防止等の措置）（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた者

た画像を注視した者（第一百七十七条の四第二号に該当する者を除く。）

三・四（略）

2・3（略）

第一百八条の三 第一百十四条の五（自衛隊の防衛出動時における交通の規制等）第一項の規定による公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示又は第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた車両等の運転者

二 第七条（信号機の信号等に従う義務）、第八条（通行の禁止等）第一項又は第九条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定の違反した車両等の運転者

三十七（略）

十八 第七十五条の三（危険防止等の措置）の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた者

十九・二十 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十三条の二の二(作動状態記録装置による記録等) 第一項(第七十五条の二十四(特定自動運行の特則)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反したとき。

四・五 (略)

六 第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置) 第一項後段又は第三項後段に規定する報告をしなかつたとき。

七〇九 (略)

3 (略)

第百十九条の二の二 次各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の三(遠隔操作による通行の届出) 第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、道路において通行させるため遠隔操作型小型車の遠隔操作を行ったとき。

二 第十五条の六(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

第百十九条の二の三 次各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

十九・二十 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十三条の二の二(作動状態記録装置による記録等)の規定に違反したとき。

四・五 (略)

(新設)

六〇八 (略)

3 (略)

(新設)

(新設)



一 第十五条の五（報告及び検査）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 第七十五条の十六（許可事項の変更）第三項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の届出をして、同条第一項ただし書に規定する変更をし、又は同条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

三 第七十五条の二十五（報告及び検査等）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第百十九条の二の四（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六条（警察官等の交通規制）第二項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。

）の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた者

二 九（略）

十 第七十一条（運転者の遵守事項）第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二（自動

第百十九条の二の二（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六条（警察官等の交通規制）第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた車両等の運転者

二 九（略）

十 第七十一条（運転者の遵守事項）第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二（自動

車等の運転者の遵守事項)、第七十三条(妨害の禁止)(第七十五

条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)

第六項において読み替えて準用する場合を含む。)、第七十六条(禁止行為)第四項又は第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第二項(第七七条の三(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)後段において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

十一・十二 (略)

十三 第七十五条の十一(故障等の場合の措置)第一項(第七十五条の二十四(特定自動運行の特則))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定に違反した者

十四・十七 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

四 第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第四項の規定による警察官の命令に従わなかつたとき。

五(略)

3 (略)

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第四条(公安委員会の交通規制)第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条(警察官等の交通規制)第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条(信号

車等の運転者の遵守事項)、第七十三条(妨害の禁止)、第七十六

条(禁止行為)第四項又は第九十五条(免許証の携帯及び提示義務

)第二項(第七七条の三(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)後段において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

十一・十二 (略)

十三 第七十五条の十一(故障等の場合の措置)第一項の規定に違反した者

十四・十七 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

(新設)

四(略)

3 (略)

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第四条(公安委員会の交通規制)第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条(警察官等の交通規制)第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条(信号

機の信号等に従う義務)若しくは第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反した者(第一百九条第一項第一号及び第二号並びに次号に該当する者を除く。)

二 第四条(公安委員会の交通規制)第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条(警察官等の交通規制)第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条(信号機の信号等に従う義務)若しくは第八条(通行の禁止等)第一項の規定の違反となるような行為をした者(当該行為が遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して行われた場合に限る。)

三 五 (略)

六 第十四条の四(移動用小型車等を通行させる者の義務)の規定に違反した者

七 十二 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二 (略)

三 第六十三条の二(運行記録計による記録等)第一項(第七十五条の二十四(特定自動運行の特則))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反したとき。

3 過失により第一項第十一号又は第十二号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七条第三項、第

機の信号等に従う義務)若しくは第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反した歩行者

(新設)

二 四 (略)

(新設)

五 十 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二 (略)

三 第六十三条の二(運行記録計による記録等)の規定に違反したとき。

3 過失により第一項第九号又は第十号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七条の二第二項

百十七条の二第二項、百十七条の二の二第二項、百十七条の四第二項、百十七条の五第二項、百十八条第二項、百十九条第二項、百十九条の二から百十九条の二の三まで、百十九条の二の四第二項、百十九条の三第二項、百二十条第二項又は百二十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(告知)

百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、百十九条の二の四第一項若しくは第三項又は百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二(百二十五条、百三十条の二関係)

反則行為の区分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
(略)		(略)	(略)
百十九条の二の四第一項又は第三項の罪に当たる行為	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

、百十七条の二の二第二項、百十八条第二項、百十九条第二項、百十九条の二、百十九条の二の二第二項、百十九条の三第二項、百二十条第二項又は百二十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(告知)

百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、百十九条の二の二第二項若しくは第三項又は百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二(百二十五条、百三十条の二関係)

反則行為の区分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
(略)		(略)	(略)
百十九条の二の二第二項又は第三項の罪に当たる行為	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	第二百一十一條第一項第三号、第八号、第九号、第十号若しくは第十二号、第二項又は第三項の罪に当たる行為	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	第二百一十一條第一項第二号、第六号、第七号、第九号若しくは第十号、第二項又は第三項の罪に当たる行為	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許</p> <p>第一節～第八節（略）</p> <p>第六章の二・第六章の三（略）</p> <p>第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（<u>第百八条の二十六―第百八条の三十二の四</u>）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 原動機付自転車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて次に掲げるもののうち、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。</p> <p>イ 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用いる車（ロに該当するものを除く。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許</p> <p>第一節～第八節（略）</p> <p>第六章の二・第六章の三（略）</p> <p>第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（<u>第百八条の二十六―第百八条の三十二の三</u>）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。</p> <p>（新設）</p>

ロ 車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨

げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として内閣府令で定める基準に該当するもの

十一〜二十三 (略)

2・3 (略)

(通行区分)

第十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、普通自転車通行指定部分(第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分)をいう。第十七条の二第二項において同じ。)があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

(通行区分)

第十七条 車両は、歩道又は路側帯(以下この条及び次条第一項において「歩道等」という。)と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

(新設)

十一〜二十三 (略)

2・3 (略)

(通行区分)

第十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

(通行区分)

第十七条 車両は、歩道又は路側帯(以下この条において「歩道等」という。)と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 (略)

3 特定小型原動機付自転車(原動機付自転車のうち第二条第一項第十号口に該当するものをいう。以下同じ。)、二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両(これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。)  
( ) 以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出入するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

4～6 (略)

(罰則 (略) )

(特例特定小型原動機付自転車の歩道通行)

第十七条の二 特定小型原動機付自転車のうち、次の各号のいずれにも該当するもので、他の車両を牽引していないもの(遠隔操作により通行させることができるものを除く。以下この条及び次条において「特例特定小型原動機付自転車」という。)  
( ) は、前条第一項の規定にかかわらず、道路標識等により特例特定小型原動機付自転車(歩道)を通行することができることとされているときは、当該歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一 歩道等を通行する間、当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通

2 (略)

3 二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両(これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。)  
( ) 以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出入するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

4～6 (略)

(罰則 (略) )

(新設)



表示していること。

二 前号の規定による表示をしている場合においては、車体の構造上、歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのない速度として内閣府令で定める速度を超える速度を出すことができないものであること。

三 前二号に規定するもののほか、車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、特例特定小型原動機付自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（罰則 第二項については第二百二十一条第一項第八号）

（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）

第十七条の三 特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、第十七条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

（軽車両の路側帯通行）

第十七条の二 軽車両は、前条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

2 前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

(罰則) (略)

(左側寄り通行等)

第十八条 車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び一般原動機付自転車(原動機付自転車のうち第二条第一項第十号イに該当するものをいう。以下同じ。)にあつては道路の左側に寄つて、特定小型原動機付自転車及び軽車両(以下「特定小型原動機付自転車等」という。)にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十五条第二項若しくは第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

(罰則) (略)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2 車両(特定小型原動機付自転車等及びトロリーバスを除く。)は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央(当該道路が一方通行となつているときは、当該道路の右

2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

(罰則) (略)

(左側寄り通行等)

第十八条 車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十五条第二項若しくは第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

(罰則) (略)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2 車両(軽車両及びトロリーバスを除く。)は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央(当該道路が一方通行となつているときは、当該道路の右側端)に寄り、かつ

側端)に寄り、かつ、徐行しなければならない。

3 (略)

(罰則 (略))

(追越しを禁止する場所)

第三十条 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(特定小型原動機付自転車等を除く。)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

一 道路の曲がり角付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂

二・三 (略)

(罰則 (略))

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2 自動車、一般原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。

3 特定小型原動機付自転車等は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

4 自動車、一般原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となっている道路において右折するときは、第二項の規定にかかわらず、あ

、徐行しなければならない。

3 (略)

(罰則 (略))

(追越しを禁止する場所)

第三十条 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(軽車両を除く。)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

一 道路のまがりかど付近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂

二・三 (略)

(罰則 (略))

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。

3 軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

4 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となっている道路において右折するときは、第二項の規定にかかわらず、あ

らかじめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心の内側（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分）を徐行しなければならない。

5 一般原動機付自転車は、第二項及び前項の規定にかかわらず、道路標識等により交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車<sup>〔転車〕</sup>の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことが指定されている道路及び道路の左側部分（一方通行となつている道路にあつては、道路）に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路（以下この項において「多通行帯道路」という。）において右折するとき（交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。）は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。ただし、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、この限りでない。

6 (略)

(罰則 (略) )

(指定通行区分)

第三十五条 車両（特定小型原動機付自転車等及び右折につき一般原動機付自転車<sup>〔転車〕</sup>が前条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする一般原動機付自転車を除く。）は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときは、同条第一項、第二項及

じめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心の内側（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分）を徐行しなければならない。

5 原動機付自転車は、第二項及び前項の規定にかかわらず、道路標識等により交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことが指定されている道路及び道路の左側部分（一方通行となつている道路にあつては、道路）に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路（以下この項において「多通行帯道路」という。）において右折するとき（交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。）は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。ただし、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、この限りでない。

6 (略)

(罰則 (略) )

(指定通行区分)

第三十五条 車両（軽車両及び右折につき原動機付自転車<sup>〔転車〕</sup>が前条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車を除く。）は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず

び第四項の規定にかかわらず、当該通行の区分に従い当該車両通行帯を通行しなければならない。ただし、第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

(罰則 (略) )

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（特定小型原動機付自転車等を除く。）の側方を通過してその前方に出てはならない。

(罰則 (略) )

(無免許運転等の禁止)

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は一般原動機付自転車を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して自動車又は一般原動機付自転車を運

、当該通行の区分に従い当該車両通行帯を通行しなければならない。ただし、第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

(罰則 (略) )

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（軽車両を除く。）の側方を通過してその前方に出てはならない。

(罰則 (略) )

(無免許運転等の禁止)

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して自動車又は原動機付自転車を運転す

転することとなるおそれがある者に対し、自動車又は一般原動機付自転車を提供してはならない。

3 何人も、自動車（道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車）で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。

以下この項において同じ。）又は一般原動機付自転車の運転者が第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと（第九十条第五項、第九十条第一項若しくは第四項、第九十条の二第二項、第九十条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第九十条第四項の規定により運転免許の効力が停止されていることを含む。）を知らながら、当該運転者に対し、当該自動車又は一般原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は一般原動機付自転車に同乗してはならない。

（罰則（略））

（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）

第六十四条の二 十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならない。

（罰則 第一項については第九十条第一項第二号 第二項については第九十条第一項第三号）

ることとなるおそれがある者に対し、自動車又は原動機付自転車を提供してはならない。

3 何人も、自動車（道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車）で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。

以下この項において同じ。）又は原動機付自転車の運転者が第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと（第九十条第五項、第九十条第一項若しくは第四項、第九十条の二第一項、第九十条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第九十条第四項の規定により運転免許の効力が停止されていることを含む。）を知らながら、当該運転者に対し、当該自動車又は原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は原動機付自転車に同乗してはならない。

（罰則（略））

（新設）

(危険防止の措置)

第六十七条 警察官は、車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第四項から第七項まで又は第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。)までの規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七十七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律(第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第四項から第七項まで及び第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。))までを除く。)若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊(以下「交通事故」という。)を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七十七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

3 (略)

4 前三項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十四条の二第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第四項から第七項まで又は第八十五条第五項から第七項(第二号

(危険防止の措置)

第六十七条 警察官は、車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。)までの規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七十七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律(第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで及び第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。))までを除く。)若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊(以下「交通事故」という。)を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七十七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

3 (略)

4 前三項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。)までの規定に

を除く。)までの規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

(罰則 (略) )

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一〜五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれも行いうことができないものに限る。第百十八条第一項第四号において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第四号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四

違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

(罰則 (略) )

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一〜五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれも行いうことができないものに限る。第百十八条第二項第二号において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第二項第二号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四



及び第六号については第二百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号 第五号の五については第百十七条の四第一項第二号、第百十八条第一項第四号)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 一般原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで一般原動機付自転車を運転してはならない。

3 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

4 5 8 (略)

(罰則 第四項から第七項までについては第百十九条の三第一項第五号)

第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許

(運転免許)

第八十四条 自動車及び一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

2 5 (略)

(第一種免許)

第八十五条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、

及び第六号については第二百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号 第五号の五については第百十七条の四第一項第二号、第百十八条第一項第二号)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで原動機付自転車を運転してはならない。

(新設)

3 7 (略)

(罰則 第三項から第六項までについては第百十九条の三第一項第五号)

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

(運転免許)

第八十四条 自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

2 5 (略)

(第一種免許)

第八十五条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、

当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第一種免許の種類
(略)	(略)
一般原動機付自転車	原付免許

2 前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
準中型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
普通免許	小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
大型特殊免許	小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
大型二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車

当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第一種免許の種類
(略)	(略)
原動機付自転車	原付免許

2 前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
準中型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
普通免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型特殊免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

普通二輪免許

小型特殊自動車及び一般原動機付自転車

3～12 (略)

(罰則 第五項から第十項までについては第百十八条第一項第五号)

(仮免許)

第八十七条 (略)

2～6 (略)

(罰則 第二項後段については第百十八条第一項第六号 第三項については第百二十条第一項第十四号、同条第三項)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 (略)

二 第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百七十七条の二の二第二項第一号、第三号若しくは第七号、第百七十七条の四第一項第二号又は第百十八条第一項第五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

普通二輪免許

小型特殊自動車及び原動機付自転車

3～12 (略)

(罰則 第五項から第十項までについては第百十八条第一項第三号)

(仮免許)

第八十七条 (略)

2～6 (略)

(罰則 第二項後段については第百十八条第一項第四号 第三項については第百二十条第一項第十四号、同条第三項)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 (略)

二 第百十七条の二第二項第一号、第三号若しくは第四号、第百七十七条の二の二第二項第一号、第三号若しくは第七号、第百七十七条の四第一項第二号又は第百十八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

257 (略)

(罰則 (略))

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一5 (略)

六 原付免許を受けようとする者に対する一般原動機付自転車の運転に関する講習

七4 (略)

十五 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

十六 (略)

2 (略)

3 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで、第十一号から第十三号まで、第十五号若しくは第十六号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

(特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令)

第百八条の三の五 公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの(次条において「特定小型原動機付自転車危険行為」という。)を反復してした者が、更

257 (略)

(罰則 (略))

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一5 (略)

六 原付免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習

七4 (略)

(新設)

十五 (略)

2 (略)

3 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで、第十一号から第十三号まで若しくは第十五号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

(自転車運転者講習の受講命令)

第百八条の三の五 (新設)

に特定小型原動機付自転車<sup>2</sup>を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（次条において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けなければならない旨を命ずることができる。

2 公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「自転車危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けなければならない旨を命ずることができる。

（罰則（略））

（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告）

第百八条の三の六 公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき、特定小型原動機付自転車の運転者が特定小型原動機付自転車危険行為をしたとき若しくは特定小型原動機付自転車運転者講習を受けたとき又は自転車の運転者が自転車危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報

公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けなければならない旨を命ずることができる。

（罰則（略））

（自転車運転者講習の受講命令等の報告）

第百八条の三の六 公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき又は自転車の運転者が危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、自転車運転者講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委

告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(民間の組織活動等の促進を図るための措置)

第百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるものの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

一 三 (略)

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動、特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

五 (略)

2 (略)

(公安委員会による交通安全教育)

第百八条の二十七 (略)

(交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成)

第百八条の二十八 国家公安委員会は、道路を通行する者に対する交通

員会に通報するものとする。

(民間の組織活動等の促進を図るための措置)

第百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるものの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

一 三 (略)

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動、自転車の適正な通行についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

五 (略)

2 (略)

(交通安全教育)

第百八条の二十七 (略)

(交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成)

第百八条の二十八 国家公安委員会は、道路を通行する者に対する交通

安全教育を行う者（公安委員会を除く。）が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにし、及び公安委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするため、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育に関する指針（以下「交通安全教育指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。

一 自動車及び原動機付自転車の安全な運転に必要な技能及び知識その他の適正な交通の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

二・三（略）

2・3（略）

4 国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一・二（略）

三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車及び原動機付自転車の運転に必要な知識

（地域交通安全活動推進委員）

第百八条の二十九（略）

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一・三（略）

四 特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

五（略）

安全教育を行う者（公安委員会を除く。）が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにし、及び公安委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするため、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育に関する指針（以下「交通安全教育指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。

一 自動車等の安全な運転に必要な技能及び知識その他の適正な交通の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

二・三（略）

2・3（略）

4 国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一・二（略）

三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車等の運転に必要な知識

（地域交通安全活動推進委員）

第百八条の二十九（略）

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一・三（略）

四 自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

五（略）

3 6 (略)

(特定小型原動機付自転車)の販売者等による交通安全教育)

第百八条の三十二の四 特定小型原動機付自転車販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従つて特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならない。

(免許証又は国際運転免許証等の保管)

第百九条 警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2 6 (略)

(特定の交通の規制等の手続)

第百十条の二 (略)

2 (略)

3 公安委員会(第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。)は、第四条第一項の規定に基づき、第二条第一項第三号、第三号の四、第四号、第四号の二若しくは第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十三条第二項、第十七条第

3 6 (略)

(新設)

(免許証又は国際運転免許証等の保管)

第百九条 警察官は、自動車又は原動機付自転車の運転者が自動車又は原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2 6 (略)

(特定の交通の規制等の手続)

第百十条の二 (略)

2 (略)

3 公安委員会(第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。)は、第四条第一項の規定に基づき、第二条第一項第三号、第三号の四、第四号、第四号の二若しくは第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十三条第二項、第十七条第



四項、第五項第五号若しくは第六項、第十七条の二第一項、第二十二  
条第一項、第二十三条、第三十四条第五項、第四十九条第一項、第六  
十三条の四第一項第一号又は第六十三条の七第二項の道路標識等（第  
十七条第六項の道路標識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定め  
るものに限り、第二十二條第一項の道路標識等にあつては同項の政令  
で定める最高速度を超える最高速度に係るものに限る。以下この条に  
おいて同じ。）により交通の規制を行おうとするときは、当該規制の  
適用される道路（第二十二條第一項及び第六十三条の四第一項第一号  
の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあつては、道路法による  
道路に限る。）の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、第  
八条第一項の道路標識等による交通の規制を行う場合において、緊急  
を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないもの  
とし、この場合には、事後において、速やかに当該交通の規制に係る  
事項を通知しなければならない。

457 (略)

第一百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の  
懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十四条（無免許運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（  
当該違反により当該自動車又は一般原動機付自転車の提供を受けた  
者が同条第一項の規定に違反して当該自動車又は一般原動機付自転  
車を運転した場合に限る。）

三 九 (略)

四項、第五項第五号若しくは第六項、第二十二条第一項、第二十三  
条、第三十四条第五項、第四十九条第一項、第六十三条の四第一項第一  
号又は第六十三条の七第二項の道路標識等（第十七条第六項の道路標  
識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定めるものに限る、第二十  
二条第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度を超  
える最高速度に係るものに限る。以下この条において同じ。）により  
交通の規制を行おうとするときは、当該規制の適用される道路（第二  
十二条第一項及び第六十三条の四第一項第一号の道路標識等以外の道  
路標識等に係る場合にあつては、道路法による道路に限る。）の管理  
者の意見を聴かなければならない。ただし、第八条第一項の道路標識  
等による交通の規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得  
ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、  
事後において、速やかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければ  
ならない。

457 (略)

第一百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の  
懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十四条（無免許運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（  
当該違反により当該自動車又は原動機付自転車の提供を受けた者が  
同条第一項の規定に違反して当該自動車又は原動機付自転車を運転  
した場合に限る。）

三 九 (略)

2 (略)

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十四条の二(十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車  
の運転等の禁止) 第一項の規定に違反した者

三 第六十四条の二(十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車  
の運転等の禁止) 第二項の規定に違反した者(当該違反により当該  
特定小型原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違  
反して当該特定小型原動機付自転車を運転した場合に限る。)

四(略)

2・3 (略)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一(略)

二十 第九十一条(免許の条件)若しくは第九十一条の二(申請によ  
る免許の条件の付与等) 第二項の規定により公安委員会が付し、若  
しくは変更した条件に違反し、又は第七十条の四(臨時適性検査)

第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は一般原  
動機付自転車を運転した者

2・3 (略)

2 (略)

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

(新設)

二(略)

2・3 (略)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一(略)

二十 第九十一条(免許の条件)若しくは第九十一条の二(申請によ  
る免許の条件の付与等) 第二項の規定により公安委員会が付し、若  
しくは変更した条件に違反し、又は第七十条の四(臨時適性検査)

第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は原動機  
付自転車を運転した者

2・3 (略)

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一〇四（略）

五 第七十一条の四（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）第四項から第七項までの規定に違反した者

2・3（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇六（略）

十七 第百八条の三の五（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

2・3（略）

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇七（略）

八 第十七条の二（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）第二項、第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）第二項、第十九条（軽車両の並進の禁止）、第二十一条（軌道敷内の通行）第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十五条（道路外に出る場合の方法）第一項若しくは第二項、第三十四条（左折又は右折）第一項から第五項まで、第三十五条の二（環状交差点における

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一〇四（略）

五 第七十一条の四（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）第三項から第六項までの規定に違反した者

2・3（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇六（略）

十七 第百八条の三の五（自転車運転者講習の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

2・3（略）

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇七（略）

八 第十七条の二（軽車両の路側帯通行）第二項、第十九条（軽車両の並進の禁止）、第二十一条（軌道敷内の通行）第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十五条（道路外に出る場合の方法）第一項若しくは第二項、第三十四条（左折又は右折）第一項から第五項まで、第三十五条の二（環状交差点における左折等）、第六十三条の三（自転車道の通行区分）、第六十三条の四（普通自転車の歩道通

左折等)、第六十三条の三(自転車道の通行区分)、第六十三条の四(普通自転車の歩道通行)第二項又は第七十五条の七(本線車道の出入の方法)の規定の違反となるような行為をした者

九〇十二 (略)

2・3 (略)

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 当該反則行為に係る車両等(特定小型原動機付自転車を除く。)に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者(法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含み、第一百七条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。)、第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自動車を運転することができないこととされている者

二・三 (略)

3 (略)

別表第二(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分

反則行為に係る車両等

反則金の限

行)第二項又は第七十五条の七(本線車道の出入の方法)の規定の違反となるような行為をした者

九〇十二 (略)

2・3 (略)

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 当該反則行為に係る車両等に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者(法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含み、第一百七条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。)、又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自動車を運転することができないこととされている者

二・三 (略)

3 (略)

別表第二(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分

反則行為に係る車両等

反則金の限

備考 (略)	(略)	第百十八条第一項第四号の 罪に当たる行為			の 種類	度 額
		(略)	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)		

備考 (略)	(略)	第百十八条第一項第二号の 罪に当たる行為			の 種類	度 額
		(略)	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)		

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 免許証等（第九十二条―第九十五条の六）</p> <p>第四節～第四節の三（略）</p> <p>第五節 免許証等の更新等（第一百一条―第一百二条の三）</p> <p>第六節～第八節（略）</p> <p>第六章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（仮免許）</p> <p>第八十七条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験（第九十条第一項及び第九十五条の六第一項において「適性試験」という。）を受けた日から起算して六月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 免許証等（第九十二条―第九十五条）</p> <p>第四節～第四節の三（略）</p> <p>第五節 免許証の更新等（第一百一条―第一百二条の三）</p> <p>第六節～第八節（略）</p> <p>第六章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（仮免許）</p> <p>第八十七条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験（第九十条及び第九十二条の二において「適性試験」という。）を受けた日から起算して六月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第一種免許若し</p>

一種免許若しくは第二種免許を受け、準中型仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

(罰則 (略))

(免許証の交付)

第九十二条 (略)

2 免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。

(削る)

くは第二種免許を受け、準中型仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

(罰則 (略))

(免許証の交付)

第九十二条 (略)

2 免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引き換えに交付するものとする。

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第一百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

免許証の交付又は更新を受けた者の区分	更新日等における年齢	有効期間の末日
		満了日等の後のその者の五

<p>優良運転者及び一般運転者</p>	七十歳未満	回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十歳	満了日等の後のその者の四回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十一歳以上	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
違反運転者等		満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
備考	<p>一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 更新日等 第一百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限る）、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない</p>	



---

者に限る。) に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。)に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日(当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあっては、当該適性試験を受けた日)の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 | 優良運転者 更新日等(海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合)に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しない者に限る。)に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有

---

---

効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

3 | 一般運転者 優良運転者又は違反運転者等以外の者

4 | 違反運転者等 更新日等までに継続して免許を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

---

- 
- 5| 満了日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては更新前の免許証の有効期間が満了した日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日
- 二| 更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。
- 三| 更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。
- 四| 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過する前に次の免許を受けた者に限る。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。
- 五| 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同
-

条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。  
。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 その者の誕生日が二月二十九日である場合におけるこの表の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

- 2 第四百四条の四第三項の規定により与えられる免許に係る免許証の有効期間は、同条第二項の規定により取り消される免許に係る免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とする。
- 3 第一百七条第二項の規定により交付された免許証（前項に規定するものを除く。）の有効期間は、当該免許証に係る同条第一項の規定により返納された免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とする。

- 4 前三項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

(免許証の記載事項)

第九十三条 免許証には、次に掲げる事項(次条の規定による記録が行われる場合にあつては、内閣府令で定めるものを除く。)を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 免許を受けた者が第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者(第一百一条第三項及び第一百一条の二の二第一項において単に「優良運転者」という。)である場合にあつては、その旨

2・3 (略)

(免許証の電磁的方法による記録)

第九十三条の二 公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法をいう。以下同じ。)により記録することができる。

(特定免許情報の記録等)

第九十五条の二 免許(仮免許を除く。以下この条において同じ。)を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しないものは、いつでも、その者の住所を管轄する公安委員会に、その者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十

(免許証の記載事項)

第九十三条 免許証には、次に掲げる事項(次条の規定による記録が行われる場合にあつては、内閣府令で定めるものを除く。)を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 免許を受けた者が前条第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者(第一百一条第三項及び第一百一条の二の二第一項において単に「優良運転者」という。)である場合にあつては、その旨

2・3 (略)

(免許証の電磁的方法による記録)

第九十三条の二 公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法をいう。以下同じ。)により記録することができる。

(新設)

七号) 第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。) の区分部分(同法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。以下同じ。)に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができる。

2 前項の特定免許情報とは、次に掲げる事項をいう。

一 免許情報記録(個人番号カードに記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。)の番号

二 免許の年月日及び免許情報記録の有効期間の末日

三 免許の種類

四 第九十三条第二項に規定する条件に係る事項

五 第九十三条第三項の規定により免許証(仮免許に係るものを除く。以下この条及び第九十五条の四において同じ。)に記載され、又は表示される事項であつて内閣府令で定めるもの

3 第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報(以下「特定免許情報」という。)をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

一 免許の効力が停止されているとき。

二 当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定により効力を失っていること、当該個人番号カードの区分部分における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないことその他の公安委員会が個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができない事情として内閣府令で定めるものが

あるとき。

- 4 免許証及び免許情報記録個人番号カード（その者に係る特定免許情報  
が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）を有する者は、  
いつでも、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納する  
ことができる。
- 5 第一項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、免許を現に  
受けていない者が第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受け  
ようとする際においてもすることができ。
- 6 第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に  
第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の  
交付を希望しない旨の申出をすることができ。この場合においては  
、その者が第三項の規定による特定免許情報の記録を受けたことをも  
つて、当該免許証が同条第一項の規定により交付され、第四項の規定  
により返納されたものとみなす。
- 7 免許情報記録個人番号カードは、前条の規定の適用については、免  
許証とみなす。
- 8 警察官は、第六十七条第一項又は第二項の規定による免許証の提示  
を求めた場合において、前項の規定により免許証とみなされた免許情  
報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該提示をした者に対  
し、警察官が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許  
情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができる  
。この場合において、当該求めを受けた者は、これに応じなければな  
らない。
- 9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律第十七条第六項の規定による個人番号カードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

10| 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、いつでも、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けることができる。

11| 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該免許に係る免許証の交付を申請することができる。

12| 第一項及び前項の申請の手續並びに第六項の申出の手續について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 第八項については第二百二十条第一項第十号)

(免許情報記録個人番号カードの特則)

第九十五条の三 免許情報記録個人番号カードについての第九十二条第二項及び第九十三条第二項の規定の適用については、第九十二条第二項中「その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付する」とあるのは「その者の免許情報記録個人番号カード(第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。)に記録された免許情報記録(同条第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。)をその異なる種類の免許及びその者が現に受けている免許に係るもの書き換える」と、第九十三条第二項中「免許証に当該条件」とあるのは「免許情報記録個人番号カードの区分部分

(新設)



（第九十五条の二第一項に規定する区分部分をいう。）に当該条件（仮免許に係るものを除く。）と、「記載しなければ」とあるのは「電磁的方法（次条に規定する電磁的方法をいう。）により記録しなければ」とする。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則）

第九十五条の四 公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定による当該異なる種類の免許に係る免許証の交付を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

2 公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により、免許（仮免許を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、第九十三条第二項の規定による当該条件に係る事項の記載を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十三条第二項の規定による当該条件に係る事項の記録を行うものとする。

（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則）

第九十五条の五 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものに対し、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定にか

（新設）

（新設）

かわらず、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該異なる種類の免許を与えたものとする。

2 免許を現に受けている者のうち免許情報記録個人番号カードのみを有するものについての第九十四条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「届け出て、免許証に変更に係る事項の記載（前条の規定による記録が行われる場合にあつては、同条の規定による記録）を受けなければ」とあるのは「届け出なければ」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する第一項」とする。

3 前項に規定する者のうち次の各号に掲げるものは、同項の規定により読み替えて適用する第九十四条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の変更についての届出をすることを要しない。

一 国家公安委員会に対し、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二百十条の三第三項の規定により国家公安委員会が同条第一項に規定する戸籍電子証明書（その者の変更した後の本籍を証明するものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者 本籍

二 国家公安委員会に対し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十八条第三項の規定により国家公安委員会が同項に規定する特定署名用電子証明書記録情報（その者の個人番号カードに記録された同法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定

める措置を講じている者 住所、氏名及び生年月日

4 国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 前項第一号に規定する戸籍電子証明書又は同項第二号に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けたとき 当該戸籍電子証明書又は当該特定署名用電子証明書記録情報に係る内閣府令で定める事項

二 前項第二号に規定する措置が開始され、又は終了したとき 当該措置が開始され、又は終了した旨その他の内閣府令で定める事項

(免許証等の有効期間)

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第九十五条の第二十一項の規定により交付された免許証(第七十七条の規定により読み替えて適用する第一条の四の第二項に規定する書面(以下この項において「更新証明書」という。))の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。)及び第六十六条の第三項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。)並びに免許情報記録(第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の第二項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録(次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。))、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第九十一

(新設)

条第六項又は第百一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

違反運転者等	免許証の交付又は特定免許情報の記録を受けた者の区分		更新日等における年齢	有効期間の末日
	優良運転者及び一般運転者	七十歳	七十歳未満	満了日等の後のその者の四回目の誕生日から起算して一月を経過する日
		七十一歳以上		満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

イ 更新日等 次の(1)から(5)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める日

(1) 第百一条第六項の規定により更新された免許証及び免

---

許情報記録 当該更新された日

(2) 更新証明書の交付を受けた者のうち第百一条第六項の規定による免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の第二十一項の規定により交付された免許証及び同条第三項の規定により記録された免許情報記録 当該更新証明書の交付を受けた日

(3) 第百一条の二第四項の規定により更新された免許証及び免許情報記録並びに更新証明書の交付を受けた者のうち同項の規定による免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の第二十一項の規定により交付された免許証及び同条第三項の規定により記録された免許情報記録 第百一条の二第三項の規定による適性検査を受けた日

(4) 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証等の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果第百五条の規定により効力を失った日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができない者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限る、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。以下この表において「特別失効者」という。）又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）

---

を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第九十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の第二項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。以下この表において「特別取消処分者」という。）に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録 当該交付された免許証又は記録された免許情報記録に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日

(5) その他の免許証及び免許情報記録 当該免許証又は免許情報記録に係る適性試験を受けた日

ロ 優良運転者 更新日等（特別失効者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあつては当該効力を失った免許に係る免許証又は免許情報記録の有効期間の末日、特別取消処分者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあつては当該取消しを受けた日。二において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。二において同じ。）を受けている期間が五年

以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

ハ 一般運転者 優良運転者又は違反運転者等以外の者

ニ 違反運転者等 更新日等までに継続して免許を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

ホ 満了日等 次の(1)から(4)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める日

- (1) イ(1)に掲げる免許証及び免許情報記録 更新前の免許証又は免許情報記録の有効期間が満了した日
- (2) イ(2)に掲げる免許証及び免許情報記録 その直近において記録された免許情報記録の有効期間が満了することとされていた日
- (3) イ(3)に掲げる免許証及び免許情報記録 第一百一条の二第三項の規定による適性検査を受けた日
- (4) その他の免許証及び免許情報記録 当該免許証又は免許情報記録に係る適性試験を受けた日

二 更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。

三 更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。

四 特別失効者に該当する者として当該効力を失った免許の次の免許を受けた者に対するこの表の備考一のロ及び二の規定の適用については、当該効力を失った免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

五 特別取消処分者に該当する者として当該取り消された免許の次の免許を受けた者に対するこの表の備考一のロ及び二の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 その者の誕生日が二月二十九日である場合におけるこの表の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

2

次の各号に掲げる者に対して第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証及び第百六条の三第二項の規定により交付された免許証並びに第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録（免許付与時記録免許情報記録等を除く。）及び第百六条の四第二



項の規定により書き換えられた免許情報記録の有効期間は、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 現に受けている免許（仮免許を除く。以下この項において同じ。）について免許証のみを有していた者 当該免許証の有効期間が満了する日

二 現に受けている免許について免許情報記録個人番号カードのみを有していた者 当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の有効期間が満了する日

三 現に受けている免許について免許証及び免許情報記録個人番号カードを有していた者 当該免許証の有効期間が満了する日又は当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の有効期間が満了する日のいずれか遅い日

四 現に受けている免許について免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有していなかった者 その直近において記録された免許情報記録の有効期間が満了することとされていた日

3 前二項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二 （略）

三 第一百一条第一項の免許証等の更新を受けなかった者（政令で定め

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二 （略）

三 第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかった者（政

る者を除く。)で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失った日から起算して六月(海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しないもの(以下「特定失効者」という。)のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの。その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

イ、ホ (略)

四 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第百一条第一項の免許証等の更新を受けなかつた者(前号の政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失った日から起算して六月を超え一年を経過しないもの。その者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

五 (略)

2、4 (略)

(再試験)

第百条の二 (略)

令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月(海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しないもの(以下「特定失効者」という。)のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの。その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

イ、ホ (略)

四 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者(前号の政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月を超え一年を経過しないもの。その者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

五 (略)

2、4 (略)

(再試験)

第百条の二 (略)

254 (略)

5 基準該当初心運転者は、公安委員会から再試験の通知（前項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（再試験を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、当該公安委員会に内閣府令で定める再試験受験申込書を提出して、再試験を受けなければならない。第九十五条の六第三項の規定は、この場合について準用する。

#### 第五節 免許証等の更新等

（免許証等の更新の申請及び定期検査）

第百一条 免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証等の有効期間が満了する日までの間（以下「更新期間」という。）に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書（第四項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票。第五項及び第百一条の二の二第一項から第五項までにおいて同じ。）を提出しなければならない。

2 前項の規定により免許証等の更新を受けようとする者の誕生日が二月二十九日である場合における同項の規定の適用については、その者

254 (略)

5 基準該当初心運転者は、公安委員会から再試験の通知（前項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（再試験を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、当該公安委員会に内閣府令で定める再試験受験申込書を提出して、再試験を受けなければならない。第九十二条の二第四項の規定は、この場合について準用する。

#### 第五節 免許証の更新等

（免許証の更新及び定期検査）

第百一条 免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間（以下「更新期間」という。）に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書（第四項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票。第五項及び第百一条の二の二第一項から第三項までにおいて同じ。）を提出しなければならない。

2 前項の規定により免許証の更新を受けようとする者の誕生日が二月二十九日である場合における同項の規定の適用については、その者の

のうらう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

3 公安委員会は、免許を現に受けている者に対し、更新期間その他免許証等の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項（その者が更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者（第九十条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者をいう。第一百一条の二の二第二項において同じ。）（第九十一条の規定により免許に条件を付されている者のうち内閣府令で定めるもの及び同表の備考四の規定の適用を受けなければ同表の備考一の二に規定する違反運転者等となる者を除く。）に該当することとなる場合には、その旨を含む。）を記載した書面を送付するものとする。

4・5 (略)

6 前項の規定による適性検査の結果又は第一百一条の二の二第五項の規定により通知された適性検査の結果（同条第七項の規定による適性検査を行った場合には、当該通知された適性検査の結果及び同項の規定による適性検査の結果）から判断して、当該免許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めるときは、当該公安委員会は、当該免許証等の更新をしなければならぬ。この場合において、当該公安委員会は、その者が同条第三項の規定による申出をしていたときは、同条第七項の規定による適性検査を行った場合その他内閣府令で定める場合を除き、当該申出に係る経由地公安委員会（同条第一項に規定する経由地公安委員会をいう。）に当該免許情報記録の有効期間の更新をすべき旨を通知して、当該経由地公安委員会に第一百一条の二の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを

うらう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

3 公安委員会は、免許を現に受けている者に対し、更新期間その他免許証の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項（その者が更新を受ける日において優良運転者（第九十一条の規定により免許に条件を付されている者のうち内閣府令で定めるもの及び第九十二条の二第一項の表の備考四の規定の適用を受けて優良運転者となる者を除く。）に該当することとなる場合には、その旨を含む。）を記載した書面を送付するものとする。

4・5 (略)

6 前項の規定による適性検査の結果又は第一百一条の二の二第三項に規定する書面の内容（同条第五項の規定による適性検査を行った場合には、当該書面内容及び当該適性検査の結果）から判断して、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めるときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新をしなければならぬ。

行わせるものとする。

7| 免許証（仮免許に係るものを除く。次条第五項において同じ。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

8| 前各項に定めるもののほか、免許証等の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則（略））

（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）

第一百一条の二 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所を管轄する公安委員会に当該更新期間前における免許証等の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）を提出しなければならない。

2・3（略）

4 前項の規定による適性検査の結果から判断して、当該免許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めるときは、当該公安委員会は、速やかに当該免許証等の更新をしなければならない。

5| 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定

（新設）

7| 前各項に定めるもののほか、免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則（略））

（免許証の更新の特例）

第一百一条の二 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所を管轄する公安委員会に当該更新期間前における免許証の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）を提出しなければならない。

2・3（略）

4 前項の規定による適性検査の結果から判断して、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めるときは、当該公安委員会は、速やかに当該免許証の更新をしなければならない。

（新設）

による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 (略))

(免許証等の更新に係る申請先の特例)

第百一条の二の二 免許証等の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当するもの(第百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を受けた者に限る。)は、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会(以下「經由地公安委員会」という。)を經由して行うことができる。

2 前項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出は、次項の規定による申出をする場合を除き、当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに行わなければならない。

3 免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者は、第一項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出に併せて第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを当該經由

5 前各項に定めるもののほか、更新期間前における免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 (略))

(更新の申請の特例)

第百一条の二の二 免許証の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者に該当するもの(第百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を受けた者に限る。)は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする場合には、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会(以下この条及び次条において「經由地公安委員会」という。)を經由して行うことができる。

(新設)

(新設)

由地公安委員会において受けたい旨を申し出ることができる。

4| 第一項の規定により更新申請書を受理した經由地公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

5| 經由地公安委員会は、第一項の規定により受理した更新申請書の内容（第三項の規定による申出があつた場合には、その旨を含む。）及び前項の規定による適性検査の結果をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。この場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会は、第一百一条第五項の規定による適性検査を行わないものとする。

6| 經由地公安委員会は、当該免許証等の更新を受けようとする者が次条第一項の規定により經由地公安委員会が行う第八十二条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けたときは、その旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

7| 第五項の規定による通知を受けた公安委員会は、当該通知に係る適性検査の結果のみによつては当該免許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないかどうかを判断できないときは、その者について適性検査を行うものとする。この場合において、当該公安委員会は、その者に適性検査を受けるべき旨を通知しなければならない。

8| 第三項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

（更新を受けようとする者の義務）

第一百一条の三 免許証等の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所

2| 前項の規定により更新申請書を受理した經由地公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

3| 經由地公安委員会は、前項の規定による適性検査の結果を記載した書面を、第一項の規定により受理した更新申請書とともに、その者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。この場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会は、第一百一条第五項の規定による適性検査を行わないものとする。

4| 經由地公安委員会は、当該免許証の更新を受けようとする者が次条第一項の規定により經由地公安委員会が行う第八十二条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けたときは、その旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

5| 第三項の規定による書面の送付を受けた公安委員会は、当該書面の内容のみによつては当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないかどうかを判断できないときは、その者について適性検査を行うものとする。この場合において、当該公安委員会は、その者に適性検査を受けるべき旨を通知しなければならない。

（新設）

（更新を受けようとする者の義務）

第一百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所

地を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う第八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第一百一条の二第一項の規定による免許証等の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第八八条の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 公安委員会は、第一百一条第五項若しくは第一百一条の二第三項の規定による適性検査の結果又は前条第五項の規定により通知された適性検査の結果（同条第七項の規定による適性検査を行った場合には、当該通知された適性検査の結果及び同項の規定による適性検査の結果）から判断して自動車等を運転することが支障がないと認めた者（前項ただし書の政令で定める者を除く。）が第八八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けていないときは、第一百一条第六項又は第一百一条の二第四項の規定にかかわらず、その者に対し、免許証等の更新をしないことができる。

#### （七十歳以上の者の特例）

第一百一条の四 免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行つた第八八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けていなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限り

を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う第八八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第八八条の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 公安委員会は、第一百一条第五項若しくは第一百一条の二第三項の規定による適性検査の結果又は前条第三項に規定する書面の内容（同条第五項の規定による適性検査を行った場合には、当該書面の内容及び当該適性検査の結果）から判断して自動車等を運転することが支障がないと認めた者（前項ただし書の政令で定める者を除く。）が第八八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けていないときは、第一百一条第六項又は第一百一条の二第四項の規定にかかわらず、その者に対し、免許証の更新をしないことができる。

#### （七十歳以上の者の特例）

第一百一条の四 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行つた第八八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けていなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りで



でない。

2 前項に定めるもののほか、免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等を受けていなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証等

ない。

2 前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等を受けていなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証の

の更新をしないことができる。

5 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を記載した書面を送付するものとする。

一 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満のもの 免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第一項の規定により講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

二 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。） 前号に定める事項並びに免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第二項の規定により認知機能検査等を受けていなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

三 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。） 前号に定める事項並びに免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施

更新をしないことができる。

5 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を記載した書面を送付するものとする。

一 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満のもの 免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第一項の規定により講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

二 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。） 前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第二項の規定により認知機能検査等を受けていなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

三 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。） 前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を

を図るため必要な事項

(更新された免許証の交付等)

第百一条の四の二 免許証の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許証(仮免許に係るものを除く。以下この条において同じ。)と引換えに更新された免許証を交付して行う。

2 前項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が同条第三項の規定による更新された特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が前項の規定により交付され、同条第四項の規定により返納されたものとみなす。

3 免許情報記録の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて行う。

4 前項の規定による免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受けた者は、第九十五条の二第四項の規定にかかわらず、免許証を当該経由地公安委員会に返納することができる。

5 第二項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 (略)

2 (略)

3 免許証を有する者が仮停止を受けたときは、免許証を当該処分をし

を図るため必要な事項

(新設)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 (略)

2 (略)

3 仮停止を受けた者は、免許証を当該処分をした警察署長に提出しな

た警察署長に提出しなければならない。

4| 免許情報記録個人番号カードを有する者が仮停止を受けたときは、免許情報記録個人番号カードを当該処分をした警察署長に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。

5| 仮停止をした警察署長は、速やかに、当該処分を受けた者が第一項各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会に対し、内閣府令で定める仮停止通知書（第三項の規定により免許証の提出を受けた場合にあつては、当該仮停止通知書及び当該免許証。次項及び第七項において同じ。）を送付しなければならない。

6| 前項の仮停止通知書の送付を受けた公安委員会は、当該事案について前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書を送付するときは、併せて当該送付を受けた仮停止通知書を送付しなければならない。

7| 仮停止は、前二項の規定により仮停止通知書の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

8| (略)  
(罰則 第三項及び第四項については第二百二十一条第一項第十号)

2 (略)  
第百四条の三 (略)  
(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)

なければならない。

(新設)

4| 仮停止をした警察署長は、速やかに、当該処分を受けた者が第一項各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会に対し、内閣府令で定める仮停止通知書及び前項の規定により提出を受けた免許証を送付しなければならない。

5| 前項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該事案について前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書を送付するときは、併せて当該送付を受けた仮停止通知書及び免許証を送付しなければならない。

6| 仮停止は、前二項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

7| (略)  
(罰則 第三項については第二百二十一条第一項第十号)

2 (略)  
第百四条の三 (略)  
(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)

(削る)

3| 警察官は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所地を管轄する公安委員会（その者に対し第一項に規定する免許の取消し又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会）に通知しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

3| 警察官は、前項の規定による命令をするときは、内閣府令で定めるところにより、当該命令に係る者に対し、当該命令に係る取消し又は効力の停止に係る免許証の提出を求め、これを保管することができる。この場合において、警察官は、当該命令に係る者に対し、保管証を交付しなければならない。

4| 警察官は、第二項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所地を管轄する公安委員会（その者に対し第一項に規定する免許の取消し又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会）に通知しなければならない。この場合において、警察官は、前項の規定により免許証を保管したときは、当該保管した免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。

5| 前項の規定による免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合において、第三項の規定により当該免許証を提出した者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

6| 第三項の保管証は、第九十五条の規定の適用については、免許証とみなす。

7| 第三項の保管証の有効期間は、当該保管証を交付した時から、当該保管証の交付を受けた者が第二項の規定により指定された日時（その日時までにその者が同項の規定により指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間とする。

(削る)

(削る)

(罰則 第二項については第二百二十三条の二第一号)

(申請による取消し)

第四百四条の四 (略)

2 (略)

3 前項の規定により免許を取り消した公安委員会は、第一項の申出をした者から第六十六条の三第一項第一号の規定による当該免許に係る免許証の返納を受け、又は第一項の申出をした者に係る第六十六条の四第一項第一号の規定による免許情報記録の抹消を行ったとき(第一項の申出をした者が免許証(仮免許に係るものを除く。次条において同じ。))及び免許情報記録個人番号カードを有する者である場合にあつては、当該免許証の返納を受け、かつ、当該免許情報記録の抹消を行ったとき)は、その者に対し、当該申出に係る免許を与えることができる。

4 (略)

(削る)

8 第三項の規定により保管証の交付を受けた者は、当該保管証の有効期間が満了したときは、直ちに当該保管証を警察官に返納しなければならない。

9 第三項の保管証の記載事項その他同項の保管証に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(新設)

(申請による取消し)

第四百四条の四 (略)

2 (略)

3 前項の規定により免許を取り消した公安委員会は、第一項の申出をした者から第七十条第一項第一号の規定による当該免許に係る免許証の返納を受けたときは、その者に対し、当該申出に係る免許を与えることができる。

4 (略)

5 第二項の規定により免許を取り消された者(第三項の規定により免許を受けた者を除く。)は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、当該取消しを受けた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、

(削る)

5 | (略)

(免許の失効)

第五十五条 免許は、免許を受けた者が免許証等の更新を受けなかったとき(免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新のいずれをも受けなかったとき)は、その効力を失う。

(削る)

一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分により表示する書面(次項及び第六六条において「運転経歴証明書」という。)の交付を申請することができる。

6 | 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

7 | (略)

(免許の失効)

第五十五条 免許は、免許を受けた者が免許証の更新を受けなかったときは、その効力を失う。

2 | 前条第五項から第七項までの規定は、免許証の更新を受けなかった者について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の規定により免許を受けた者」とあるのは「当該免許証の有効期間が満了する日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者」と、「当該取消しを受けた日」とあるのは「当該免許証に係る免許が失効した日」と、「次項」とあるのは「以下この条」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「前二項」と、「第二項の規定による免許の取消し」とあるのは「運転経歴証明書」と読み替えるものとする。

(運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録)

第一百五條の二 第一百四條の四第二項の規定により免許を取り消された者(同条第三項の規定により免許を受けた者を除く。)及び前条の規定により免許が失効した者(当該免許が失効した日の前日において第九十條第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者を除く。)は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴証明書(当該取消しを受けた日又は当該免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十五條の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分(第三項において「運転経歴区分」という。))により表示する書面をいう。以下この条及び次条において同じ。)の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

3 第一項に規定する者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴情報(第一百四條の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が前条の規定により効力を失つた日前五年間の自動車の運転に関する経歴について、運転経歴区分により示した情報)をいう。以下この条及び次条において同じ。)をその者の個人番号カードの区分部分に記録することを申請することができる。

4 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴情報をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的

(新設)



方法により記録するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録について必要な事項は、内閣府令で定める。

(国家公安委員会への報告)

第六十六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第四百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条若しくは第九十一条の第二項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項(第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出を受け、第九十四条第二項の規定による免許の再交付をし、第九十五条の二第三項の規定により特定免許情報の記録をし、同条第四項の規定による免許証の返納を受け、同条第十項の規定により免許情報記録の抹消をし、同条第十一項の規定により免許証の交付をし、第一百一条第六項若しくは第一百一条の二第四項の規定により免許証等の更新をし、第一百二条第六項の規定による通知をし、前条第二項の規定により運転経歴証明書を交付し、同条第四項の規定により運転経歴情報の記録をし、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第三百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第四百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第四百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第三百三条第四項、第四百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項若しくは第四百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第一百二条第一項から第四項まで若しくは第一百三十六条の規定に

(国家公安委員会への報告)

第六十六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第四百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条若しくは第九十一条の第二項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第一百一条第六項若しくは第一百一条の二第四項の規定により免許の更新をし、第一百二条第六項の規定による通知をし、第四百四条の四第六項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により運転経歴証明書を交付し、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第一百三十六条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第四百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第四百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第三百三条第四項、第四百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項若しくは第四百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第一百二条第一項から第四項まで若しくは第一百三十六条の規定による命令をしたとき、警察署長が第一百三十六条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき(内閣府令で定める場合に限る。)、重大違反唆し等

よる命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号、第十号、第十三号若しくは第十四号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならぬ。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（免許証の返納等）

第百六条の三 免許証を有する者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証）をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 三 （略）

四 免許証の有効期間が満了したとき（第二号に該当する場合を除く。）。

2 第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定によ

若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号、第十号、第十三号若しくは第十四号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならぬ。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（免許証の返納等）

第百七条 免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかに、免許証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証）をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 三 （略）

（新設）

2 第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定によ

り免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合（同条第三項の規定により免許が与えられる場合を含む。次条第二項において同じ。）において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

3 第九十五条の二第五項及び第六項の規定は、前項の規定による免許証の交付について準用する。

4 免許証を有する者は、第九十条第五項、第一百三十一条若しくは第四項、百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

5 前項の規定により免許証の提出を受けた公安委員会又は百三条の二第五項若しくは第六項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合又は当該免許証に係る免許の効力の停止が解除された場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

6 第三項において準用する第九十五条の二第六項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則 第一項及び第四項については第二百一十一条第十号）

（免許情報記録の抹消等）

百六条の四 免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号の

り免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

（新設）

3 免許を受けた者は、第九十条第五項、第一百三十一条若しくは第四項、百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

4 前項の規定により免許証の提出を受けた公安委員会又は百三条の二第四項若しくは第五項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合又は当該免許証に係る免許の効力の停止が解除された場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

（新設）

（罰則 第一項及び第三項については第二百一十一条第十号）

（新設）

いずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カードを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第四項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。

一 前条第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

二 第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第四百二条の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたとき。

三 免許情報記録の有効期間が満了したとき（第一号に該当する場合を除く。）。

2 第四百二条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第四百二条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第四百二条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会に対して前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該公安委員会は、同項の規定にかかわらず、当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を当該他の種類の免許に係る免許情報記録に書き換えるものとする。

（罰則 第一項については第二百二十一条第一項第十号）

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則）

第百六条の五 公安委員会は、免許証（仮免許に係るものを除く。第百

（新設）

七条において同じ。)及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消したときは、その者が第百六条の三第一項の規定により免許証を返納し、かつ、前条第一項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示した場合に限り、第百六条の三第二項の規定による免許証の交付及び前条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

(免許情報記録個人番号カードのみを有していた者の特則)

第百六条の六 第百四条の四第二項の規定により取り消された免許について免許情報記録個人番号カードのみを有していた者に対し、同条第三項の規定により免許を与えるときは、第九十二条第一項の規定にかかわらず、第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該免許を与えたものとする。

(免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則)

第百七条 現に受けている免許(仮免許を除く。)について免許情報記録個人番号カードを有していた者であつて、第百三条の二第四項又は第百六条の四第一項第二号の規定による免許情報記録の抹消を受けたことその他の事情により免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者となつたものについては、その直近において有していた免許情報記録個人番号カードを引き続き有している者とみなし

(新設)

(新設)

て、第九十五条の第二十一項、第九十五条の五第二項及び第三項、第一百一条から第一百一条の四まで（第一百一条の二の第三項を除く。）、第一百一条の四の第二第三項並びに第一百五十五条の規定を適用する。この場合において、第一百一条の四の第二第三項中「が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて」とあるのは、「「に対し、当該更新をした旨を証する書面を交付して」とする。

（自動車等の運転禁止等）

第一百七条の五（略）

2～5（略）

6 前項の規定により国際運転免許証等の提出を受けた公安委員会又は第十項において準用する第一百三条の二第五項若しくは第六項の規定により国際運転免許証等の送付を受けた公安委員会は、当該処分期間が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれか早い時においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国際運転免許証等を返還しなければならない。

7～9（略）

10 第一百三条の二（第四項を除く。）の規定は、国際運転免許証等を所持する者が自動車等の運転に関し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁止」と、「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁止通知書」と、同条第三項中「有する」とあるのは「所持する」と、同条第六項中「前条第

（自動車等の運転禁止等）

第一百七条の五（略）

2～5（略）

6 前項の規定により国際運転免許証等の提出を受けた公安委員会又は第十項において準用する第一百三条の二第四項若しくは第五項の規定により国際運転免許証等の送付を受けた公安委員会は、当該処分期間が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれか早い時においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国際運転免許証等を返還しなければならない。

7～9（略）

10 第一百三条の二の規定は、国際運転免許証等を所持する者が自動車等の運転に関し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁止」と、「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁止通知書」と、同条第五項中「前条第三項」とあるのは「第一百七条の五第九項において準用する前条第三項」と

三項」とあるのは「第一百七条の五第九項において準用する前条第三項」と、同条第七項中「前条第一項、第二項又は第四項の規定」とあるのは「第一百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と、同条第八項中「前条第一項又は第四項の規定」とあるのは「第一百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と読み替えるものとする。

11 第百四条の三の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転の禁止をした場合について準用する。

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第二百一十一条第一項第十号 第十一項については第二百二十三条の二第一号)

(講習)

第八八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一 十 (略)

十一 免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消

、同条第六項中「前条第一項、第二項又は第四項の規定」とあるのは「第一百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と、同条第七項中「前条第一項又は第四項の規定」とあるのは「第一百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と読み替えるものとする。

11 第百四条の三の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転の禁止をした場合について準用する。この場合において、第百四条の三中「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、同条第五項中「免許の効力の停止の期間が満了した場合」とあるのは「自動車等の運転の禁止の期間が満了した場合又は当該禁止に係る者が本邦から出国する場合」と、同条第六項中「第九十五条」とあるのは「第一百七条の三前段の規定及び同条後段において準用する第九十五条第二項」と読み替えるものとする。

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第二百一十一条第一項第十号)

(講習)

第八八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一 十 (略)

十一 免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処

処分者に対する第九十五条の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十二〜十六 (略)

2・3 (略)

(運転免許取得者等教育の認定)

第百八条の三十二の二 (略)

2〜6 (略)

(罰則 第三項については第百二十三条の二第二号)

(運転免許取得者等検査の認定)

第百八条の三十二の三 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十三条の二第二号)

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第百八条の三十三 道路運送車両法第十九条、第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項(同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第十一条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第五号、第九十五条の六第一項、第九十七条の二第一項第三号イ、第百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第百一条の四第三項、第百二条の二、第百二条の三、

分者に対する第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十二〜十六 (略)

2・3 (略)

(運転免許取得者等教育の認定)

第百八条の三十二の二 (略)

2〜6 (略)

(罰則 第三項については第百二十三条の二)

(運転免許取得者等検査の認定)

第百八条の三十二の三 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十三条の二)

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第百八条の三十三 道路運送車両法第十九条、第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項(同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第十一条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第五号、第九十二条の二第一項、第九十七条の二第一項第三号イ、第百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第百一条の四第三項、第百二条の二、第百二条の三、



第百三条第一項第五号、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項、第百六条、第百七条の五第一項第二号、第百八条の三の三又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

(出頭命令)

第百九条 警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、日時及び場所を指定して、第百三条第一項第五号に掲げる事由に係る事実の確認その他の必要な措置を受けるために出頭すべき旨を命ずることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第百三条第一項第五号、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項、第百六条、第百七条の五第一項第二号、第百八条の三の三又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

(免許証又は国際運転免許証等の保管)

第百九条 警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2 前項の保管証は、第九十五条(第百七条の三後段において準用する場合を含む。)及び第百七条の三前段の規定の適用については、免許証又は国際運転免許証等とみなす。

3 当該警察官は、第一項の規定により保管した免許証又は国際運転免許証等の提出者が当該警察官の指定した日時及び場所に出頭したとき、又は当該日時が経過した後においてその提出者から返還の請求があったときは、当該免許証又は国際運転免許証等を返還しなければならない。

4 前項の規定により免許証又は国際運転免許証等の返還を受ける者は、当該免許証又は国際運転免許証等と引き換えに保管証を返納しなければならない。

5 警察官は、第一項の規定により免許証又は国際運転免許証等の提出を求めるときは、出頭の日時及び場所を告げ、かつ、前三項の規定の

(削る)

(罰則 第二百二十三条の二第一号)

(免許等に関する手数料)

第十二条 都道府県は、第六章(第五十五条の二第二項及び第四項を除く。)及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じ、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一(二) (略)

三 第九十二条第一項又は第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとする者 免許証交付手数料

四 (略)

四の二 第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定若しくは第九十六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者(免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者その他の政令で定める者を除く。) 特定

趣旨を説明しなければならない。

6 第一項の保管証の有効期間、記載事項その他保管証について必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(免許等に関する手数料)

第十二条 都道府県は、第六章(第四十条の四第六項(第五十五条第二項において準用する場合を含む。))を除く。)及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じ、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一(二) (略)

三 第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする者 免許証交付手数料

四 (略)

(新設)

免許情報記録手数料

五 第一条第一項又は第一条の二第一項の規定による免許証等の更新を受けようとする者 免許証等更新手数料

五の二 第一条の二の二第一項の規定により免許証等の更新の申請をしようとする者 經由手数料

五の三十三 (略)

2 (略)

第一百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

九 偽りその他不正の手段により免許証若しくは国外運転免許証の交付又は特定免許情報の記録を受けた者

2 (略)

第一百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八十九条(免許の申請等)第一項、第一条(免許証等の更新の申請及び定期検査)第一項若しくは第一条の二(更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査)第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第一条の五(免許を受けた者に対する報告徴収)若しくは第一百七条の三の二(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)の規定による公安委員会の求めがあつた場

五 第一条第一項又は第一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者 免許証更新手数料

五の二 第一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をしようとする者 經由手数料

五の三十三 (略)

2 (略)

第一百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

九 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

2 (略)

第一百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八十九条(免許の申請等)第一項、第一条(免許証の更新及び定期検査)第一項若しくは第一条の二(免許証の更新の特例)第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第一条の五(免許を受けた者に対する報告徴収)若しくは第一百七条の三の二(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)の規定による公安委員会の求めがあつた場合において虚偽の報告をした者

合において虚偽の報告をした者

2 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇九 (略)

十 第七十一条(運転者の遵守事項)第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)、第七十三条(妨害の禁止)(第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第六項において読み替えて準用する場合を含む。)、第七十六条(禁止行為)第四項、第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第二項(第一百七十七条の三(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)後段において準用する場合を含む。)又は第九十五条の二(特定免許情報(記録等)第八項の規定に違反した者

十一〇十四 (略)

十五 免許証、免許情報記録個人番号カード、国外運転免許証又は国際運転免許証等を他人に譲り渡し、又は貸与した者

十六・十七 (略)

二・三 (略)

第二百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇九 (略)

2 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇九 (略)

十 第七十一条(運転者の遵守事項)第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)、第七十三条(妨害の禁止)(第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第六項において読み替えて準用する場合を含む。)、第七十六条(禁止行為)第四項又は第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第二項(第一百七十七条の三(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)後段において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

十一〇十四 (略)

十五 免許証、国外運転免許証又は国際運転免許証等を他人に譲り渡し、又は貸与した者

十六・十七 (略)

二・三 (略)

第二百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇九 (略)

十 第四十五条の二（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）第四項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手續）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項（第九十五条の五（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則）第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六六条の三（免許証の返納等）第一項若しくは第四項、第六六条の四（免許情報記録の抹消等）第一項、第七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第七項又は第七十七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十一・十二（略）

2・3（略）

第二百二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四百四条の三（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）第二項（第七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第十一項において準用する場合を含む。）又は第九九条（出頭命令）の規定による警察官の命令に従わなかつた者

二 第八八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認定）第三項（

十 第四十五条の二（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）第四項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手續）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項、第三百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）、第三百七条（免許証の返納等）第一項若しくは第三項、第七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第七項又は第七十七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十一・十二（略）

2・3（略）

第二百二十三条の二 第八八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認定）第三項（第八八条の三十二の三（運転免許取得者等検査の認定）第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第百八条の三十二の三（運転免許取得者等検査の認定）第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

改 正 後	改 正 前
<p>（道路交通法の特例） 第百十五条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七条の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証及び道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の有効期間並びにその更新については、同法第九十五条の六第一項及び第二項並びに第百一条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。</p>	<p>（道路交通法の特例） 第百十五条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七条の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新については、<u>道路交通法第九十二条の二第一項から第三項まで及び第百一条第一項の規定にかかわらず</u>、政令で特別の定めをすることができる。</p>

○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三百三十一号) (附則第十一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(使用の制限及び禁止)</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 道路交通法<u>第一百七十七条の二</u>第一項第一号、第三号若しくは第四号、<u>第一百七十七条の二</u>の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、<u>第一百七十七条の四</u>第二号又は<u>第一百八十八条</u>第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</p> <p>三 道路交通法<u>第一百八十八条</u>第一項第一号若しくは第二項第一号又は<u>第一百九十九条</u>第一項第一号から第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用の制限及び禁止)</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 道路交通法<u>第一百七十七条の二</u>第一号、第三号若しくは第六号、<u>第一百七十七条の二</u>の二第一号、第三号若しくは第七号、<u>第一百七十七条の四</u>第一号の二又は<u>第一百八十八条</u>第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</p> <p>三 道路交通法<u>第一百八十八条</u>第一項第一号若しくは第二号又は<u>第一百九十九条</u>第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。</p> <p>2 (略)</p>





○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（使用の制限及び禁止）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）<u>第百十七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。</u></p> <p>二 道路交通法第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、<u>第百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百十七條の四第一項第二号又は第百十八條第一項第五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</u></p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（使用の制限及び禁止）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）<u>第百十七條の違反行為をしたとき。</u></p> <p>二 道路交通法第百十七條の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、<u>第百十七條の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百十七條の四第二号又は第百十八條第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</u></p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>

改正後	改正前
<p>（登録の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請者が受けている第二種運転免許（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十六条第一項の大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許をいう。以下同じ。）の種類並びにこれに係る運転免許証又は同法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限</p> <p>四（略）</p> <p>3 前項の申請書を提出する場合には、同項第一号に掲げる事項を証する書面、申請者が第七条第一項第一号から第五号までに該当する者でないことを証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の前項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。</p> <p>（登録事項の変更等の届出）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項の届出をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請者が受けている第二種運転免許（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十六条第一項の大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許をいう。以下同じ。）の種類並びにこれに係る運転免許証の番号及び有効期限</p> <p>四（略）</p> <p>3 前項の申請書を提出する場合には、同項第一号に掲げる事項を証する書面、申請者が第七条第一項第一号から第五号までに該当する者でないことを証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。</p> <p>（登録事項の変更等の届出）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項の届出をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、</p>

その事由を証する書面を添付し、又は申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。

3  
(略)

その事由を証する書面を添付し、又は申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。

3  
(略)

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）<u>第二条第一項第九号に規定する自動車及び同法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車</u>をいう。</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）<u>第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車</u>をいう。</p> <p>二・三 （略）</p>

改 正 後		改 正 前	
（道路交通法の規定の読替え適用等）			
<p>第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項及び第二項、第七十四條の三（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、<u>第一百七十七條の二第二項、第一百七十七條の二の二第二項、第一百八條第二項第三号、第一百十九條の二、第一百十九條の二の二第二項並びに第一百十九條の三第二項第一号の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p>			
(略)	読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第七十四條の三第一項	<p>自動車の使用者（道路 運送法の規定による自 動車運送事業者（貨物 自動車運送事業法（平 成年法律第八十三号 ）の規定による貨物軽</p>	<p>自動車運転代行業者 は、その自動車運転 代行業の営業所</p>	<p>自動車運転代行業者 は、その自動車運転 代行業の営業所</p>
（道路交通法の規定の読替え適用等）			
<p>第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項及び第二項、第七十四條の三（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、<u>第一百七十七條の二第四号及び第五号、第一百七十七條の二の二第八号から第十号まで、第一百八條第一項第四号、第一百十九條の二第二項第三号、第一百十九條の三第一項第四号並びに第一百二十條第一項第十一号の三の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p>			
(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十四條の三第一項	<p>自動車の使用者（道路 運送法の規定による自 動車運送事業者（貨物 自動車運送事業法（平 成年法律第八十三号 ）の規定による貨物軽</p>	<p>自動車運転代行業者 は、その自動車運転 代行業の営業所</p>	<p>自動車運転代行業者 は、その自動車運転 代行業の営業所</p>

(略)		第七十四条の三第二項	
	(略)	自動車の安全な運転を 本拠	自動車運送事業を經營する者を除く。以下同じ。）、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠
	(略)	代行運転自動車及び随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の安全な運転（以下この項、第六項及び第八項において単に「自動車の安全な運転」という。）を	

(略)		第七十四条の三第二項	
	(略)	自動車の安全な運転を	自動車運送事業を經營する者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠
	(略)	代行運転自動車及び随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の安全な運転（以下この項及び第六項において単に「自動車の安全な運転」という。）を	





		五号	
第百十九条の二		(略)	(略)
第八項	同条第六項	第七十四条の三(安全 運輸管理者等)第一項	第七十四条の三(安 全運輸管理者等)第 一項(運輸代行業法 第十九条第一項の規 定により読み替えて 適用される場合を 含む。)
		第四項	第四項(運輸代行業 法第十九条第一項の 規定により読み替え て適用される場合を 含む。)
			第七十四条の三第六 項(運輸代行業法第 十九条第一項の規定 により読み替えて適 用される場合を含む 。)
			第八項(運輸代行業 法第十九条第一項の 規定により読み替え て適用される場合を

		十二号	
		(略)	(略)
		(略)	(略)

<p>第百十九条の二の二</p>	<p>第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一</p>	<p>第七十五条（自動車使用者の義務等）</p>
<p>第二項</p>	<p>項第七号の規定に違反したとき</p>	<p>第七十五条（自動車使用者の義務等）第一項第七号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定に違反したとき（車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七條第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五</p>
<p>第百十九条の二第一</p>	<p>第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一</p>	<p>第七十五条（自動車使用者の義務等）</p>
<p>項第三号</p>	<p>項第七号の規定に違反する行為</p>	<p>第七十五条（自動車使用者の義務等）第一項第七号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定に違反する行為（車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七條第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五</p>

	<p>第百十九条の三第二 項第一号</p>
	<p>又は とき</p>
<p>条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)</p> <p>をすることを命じ、又は容認した場合に限る。)</p> <p>若しくは</p> <p>とき又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反したとき(前条第二項の規定に該当する場合を除く。)</p>	

	<p>第百十九条の三第一 項第四号</p>
	<p>又は 行為</p>
<p>条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)</p> <p>に係るものに限る。)</p> <p>若しくは</p> <p>行為又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反する行為</p>	<p>第百二十条第一項第十一号の三</p> <p>第七十四条の三(安全運転管理者等)第一項</p> <p>第七十四条の三(安全運転管理者等)第一項(運転代行業法</p>

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運  
 転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運  
 転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法

	<p>第二百二十三条</p>
<p>第四項</p>	<p>第一百十九条の二第二項          第三号</p>
<p>第十九条第一項の規          定により読み替えて          適用される場合を含          む。)</p>	<p>第七十四条の三第六          項(運転代行業法第          十九条第一項の規定          により読み替えて適          用される場合を含む          。)</p>
<p>第四項(運転代行業          法第十九条第一項の          規定により読み替え          て適用される場合を          含む。)</p>	<p>第一項第七号に係          る部分に限る。)</p>

第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百十七条の二第二項、第百十七条の二の二第二項、第百十八条第二項第三号及び第一百十九条の二の二第二項の規定を適用する。

3  
(略)

4 自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為（道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為を除く。）については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十五条第一項第七号及び第二項並びに第九条の三第二項第一号（同法第五十一条の五第一項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八条第一項第四号並びに第一百十九条の二第二項第三号の規定を適用する。

3  
(略)

4 自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為（道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為を除く。）については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十五条第一項第七号及び第二項並びに第九条の三第一項第四号（同法第四十七条及び第七十五条の八第一項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

改正後

（道路交通法の規定の読替え適用等）

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項及び第二項、第七十四條の三（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七十七條の二第二項第一号及び第二号、第一百七十七條の二の二第二項、第一百八條第二項第三号、第一百十九條の二、第一百十九條の二の四第二項並びに第一百十九條の三第二項第一号の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第七十五條の付記	第一百十九條の二の四第二項	第一百十九條の二の四第二項、第一百十九條の三第二項第一号
(略)		
第一百十九條の二の四第二項	(略)	(略)

改正前

（道路交通法の規定の読替え適用等）

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項及び第二項、第七十四條の三（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七十七條の二第二項、第一百十七條の二の二第二項、第一百八條第二項第三号、第一百十九條の二、第一百十九條の二の二第二項並びに第一百十九條の三第二項第一号の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第七十五條の付記	第一百十九條の二の二第二項	第一百十九條の二の二第二項、第一百十九條の三第二項第一号
(略)		
第一百十九條の二の二第二項	(略)	(略)

(略)

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七條の二第二項第一号及び第二号、第百十七條の二の二第二項、第百十八條第二項第三号並びに第百十九條の二の四第二項の規定を適用する。

3・4 (略)

(略)

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七條の二第二項、第百十七條の二の二第二項、第百十八條第二項第三号及び第百十九條の二の二第二項の規定を適用する。

3・4 (略)

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百三十四号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年三月二十四日とする。

内閣総理大臣 石破 茂



道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百三十五号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する

政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十五条の六第一項及び第三項、第九十七条の第一項第三号、第一百一条の三第一項ただし書、第一百一条の四第三項、第一百五十五条の二第一項、第二項及び第四項、第八十八条第一項、第一百二十二条第一項並びに第一百三十三条の四、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第一百五十五条の十六第三項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十条第一号、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項並びに道路交通法の一部を改正する法律附則第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条―第四条）

第二章 経過措置（第五条）

附則

第一章 関係政令の整備等  
(道路交通法施行令の一部改正)

第一条 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。  
第三十三条の六の見出し中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条中「第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに同表の備考四」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のイ(4)」に改める。

第三十三条の七第一項中「第九十二条の二第一項の表の備考一の2」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のロ」に、又は第四号に掲げる者(法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証(以下「免許証」という。))を「にあつては同号に定める日前五年間及び同日から同号に規定する次の免許」に、「が第四号に定める日以後である者に限る。」を「までの間とし、第四号に掲げる者のうち同号に規定する次の免許に係る適性試験を受けた日の前日と同号に規定する特定誕生日の四十日前の日以後であるもの」に、「それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証」を「同日前五年間及び同日から当該日の免許」に、「の間」を「の間とする」に改め、同条第一号中「免許証の更新(免許証の有効期間の更新をいう。以下同じ。))」を「免許証等(同条第一項に規定する免許証等をいう。以下同じ。))の有効期間の更新(以下「免許証等の更新」という。))」に、「の免許証」を「の免許証等」に改め、同条第二号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 法第九十五条の六第一項の表の備考一のイ(4)に規定する特別失効者に該当する者として当該効力を失った免許の次の免許を受けた者 当該効力を失った免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の四十日前の日

四 法第九十五条の六第一項の表の備考一のイ(4)に規定する特別取消処分者に該当する者として当該効力を失った免許の次の免許を受けた者 当該次の免許に係る適性試験を受けた日(当該日が当該取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

第三十三条の七第一項第五号中「より免許証の交付」を「よる運転免許証(以下「免許証」という。))の交付又は法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同項の規定による免許情報記録(法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。))の書換え」に、「免許証」を「免許証又は当該書換え後の免許情報記録」に、「を更新前の免許証」を「又は当該書換え前の免許情報記録を更新前の免許証等」に改め、同条第二項中「第九十二条の二第一項の表の備考一の4」を「第九十五条の六第一項の表の備考一の二」に改める。

第三十三条の八の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条中「第九十二条の二第四項」を「第九十五条の六第三項」に改める。

第三十四条の二第一号ハ中「試験」の下に「(以下「技能試験」という。))」を加え、同号二中「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に改め、同号ホ中「つき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「係る技能試験」に改め、同条第二号イ及びハ中「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に改め、同号二中「つき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「係る技能試験」に改める。

第三十四条の三第二項第一号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条第二号中「第九十五条第一項」を「第九十五条」に改め、同条第三号から第七号までの規定中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条第八号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「受けなかつたもの」を「受けなかつた者」に改め、同条第九号を次のように改める。

九 法第九十五条の規定により免許が失効した者で、法第九十五条の二第二項の規定による運転経歴証明書(同条第一項に規定する運転経歴証明書をいう。第三十九条の二の六第一項において同じ。))の交付又は法第九十五条の二第四項の規定による運転経歴情報(同条第三項に規定する運転経歴情報をいう。第三十九条の二の六第二項において同じ。))の記録を受けたもの

第三十四条の三第四項第一号中「第九十五条第一項」を「第九十五条」に、「免許証」を「免許証等」に改め、同条第二号中「免許証」を「免許証等」に改める。

第三十四条の四第二項中「法第九十七条第一項第二号及び第三号」を「技能試験及び法第九十七条第一項第三号」に改め、「試験」の下に「(次条において「学科試験」という。))」を加える。

第三十四条の五第一号イ中「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験」を「学科試験」に改め、同号ロ中「法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験及び学科試験」に改め、同号ハ中「つき」を「係る」に、「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験」を「学科試験」に改め、同条第三号イ中「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験」を「学科試験」に改め、同号ロ中「つき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「係る技能試験」に改め、同号ハ中「つき」を「係る」に、「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に改め、同号ニ中「つき」を「係る」に、「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験」を「学科試験」に改め、同条第四号及び第五号中「法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験及び学科試験」に改め、同条第六号中「法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験」及び「試験に係る事項について行う試験」を「技能試験又は学科試験」に改める。

第三十五条第三項第三号中「つき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「係る技能試験」に改める。

第三十七条の五の見出しを「更新期間における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由」に改める。

第三十七条の六の見出し、同条及び第三十七条の六の三中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第三十九条の二の四第四号及び第五号中「第三十九条の二の六第一項第三号」を「次条第三号」に改める。

第三十九条の二の五の前の見出し及び同条を削る。

第三十九条の二の六第一項中「第九十五条第二項において読み替えて適用する法第九十四条の四第五項」を「第九十五条の二第一項」に、「第九十五条第一項の規定により効力を失った免許に係る免許証の有効期間が満了する日」を「第九十五条の規定により免許が失効した日の前日」に改め、同条第三号中「第九十五条第一項」を「第九十五条」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十九条の二の五とし、同条の前に見出しとして「(運転経歴証明書の交付等)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二の六 法第九十五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付は、同条第一項の規定による申請をした日前五年以内に法第九十四条の四第二項の規定により免許を取り消され、又は法第九十五条の規定により免許が失効した者であつて、現に受けている免許がないものに対して行うものとする。

2 前項の規定は、法第九十五条の二第四項の規定による運転経歴情報の記録について準用する。この場合において、前項中「同条第一項」とあるのは、「同条第三項」と読み替えるものとする。

第四十条の三第十三号中「書面の内容」を「通知に係る適性検査の結果」に、「同項」を「同条第七項」に改め、同条第十四号及び第十五号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。第四十一条の四を削る。

第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項第三欄中「五百円」を「五百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「四百円」を「三百五十円」に、「六百五十円」(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験)を「七百円」(技能試験)に、「二千九百五十円」を「三千五百円」に、「二千二百五十円」を「一千三百円」に、「千九百五十円」を「二千三百円」に、「三千三百円」を「三千四百五十円」に改め、同項第四欄中「千五十円」を「千円」に、「免許証の更新」

を「免許証等の更新」に、  
 三千四百五十円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)は、三千六百五十円  
 を  
 三千二百円(技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)は、三千四百円  
 に、  
 千九百円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)は、千二百五十円

九号に  
 千八百円(技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)は、二千円  
 を  
 千三百円  
 に、  
 千九百五十円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)は、二千二百五十円

ついて行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千二百円を「二千五百円」(技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)にあつては、二千二百五十円に、「千円」を「千五十円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に、「四千五百五十円」(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験)を「三千八百円」(技能試験)に、「四千三百五十円」を「四千円」に、「二千二百五十円」(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験)を「二千二百五十円」(技能試験)に改め、同表検査手数料の項中「以下」を「以下この表において」に、「三百円」を「三百五十円」に、「二千六百円」を「三千五百五十円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「三千四百五十円」を「三千五百円」に、「三千五百円」を「三千六百円」に、「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同表再試験手数料の項第三欄中「六百円」を「六百五十円」に、「二千九百円」を「三千四百五十円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に、「千九百円」を「二千二百五十円」に、「四百五十円」を「五百円」に改め、同項第四欄中「千三百円」を「千四百円」に、「千五百円」を「千六百円」に、「千五百五十円」を「千三百円」に、「千三百五十円」を「千五百円」に、「千五百五十円」を「千五百円」に改め、同表免許証交付手数料の項を次のように改める。

免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合	千五百円(第三十条の六の二第百六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、法第九十七条の二第一項第七号	八百五十円(目を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者(以下この表において「複数免許取得者」という)に対する
----------	------------------------	-------------------------	--	---

第四十三条第一項の表免許証再交付手数料の項中「千五百五十円」を「千七百円」に、「千九百円」に、「四百円」を「三百五十円」に、「七百五十円」を「七百円」に改め、同項の次に次のように加える。

仮運転免許に係る免許証	法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合	千七百円	交付にあつては、六百五十円に、与える免許一種類ごとの二百円を加えた額)
	法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合	八百五十円	交付にあつては、六百五十円に、与える免許一種類ごとの二百円を加えた額)
特定免許情報記録手数料	法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報記録	三百五十円	六百円(特定試験免除者に係る記録)にあつては、四百円
	法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合	七百五十円	九百五十円(複数免許取得者に係る記録)にあつては、七百五十円に、与える免許一種類ごとの二百円を加えた額)

法第九十五条の三の規定により読み替え又は法第九十二条の二第一項の規定による免許情報記録の書換え	法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新の場を申し出ない場合	三百円	六百円(法第九十五条の二第九項)に、六百円(法第九十五条の二第九項)を「六百五十円」に改め、同項の規定による免許情報記録の書換え
	法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新の場を申し出ない場合	五百円	九百円(法第九十五条の二第九項)に、六百円(法第九十五条の二第九項)を「六百五十円」に改め、同項の規定による免許情報記録の書換え





若年運転者講習	講習一時間について 二千二百五十円	講習一時間について 二千三百五十円
法第百八条の二第二項第十五号に掲げる講習	講習一時間について 六百円	講習一時間について 千五百円
法第百八条の二第二項第十六号に掲げる講習	講習一時間について 五百五十円	講習一時間について 千五百円

第四十三条第一項の表通知手数料の項中「八百五十円」を「九百五十円」に改め、同条第二項の

表一の項中「三千七百元」を「三千五百円」に、「三千四百五十円」を「三千五百五十円」に、

円	千二百円	百円	千五百円
十円	四百円	二百円	四百二十五十円

を

円	百円	千五百円
十円	二百円	四百二十五十円

に改め、同表二の項中

「六千四百円」を「六千五百円」に、「六千円」を「六千五百五十円」に、

円	百円	千八百円
五十円	二百円	七千五百五十円

を

円	百円	千八百円
五十円	二百円	七千五百五十円

に改め、同表五の項中「二千三百五十円」を

「二千六百円」に、「千九百元」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表六の項中「二千五百円」を「二千円」に、「二千五百五十円」を「二千四百円」に、「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表の備考一「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に、「七百元」を「六百五十円」に、「九百元」を「千二百円」に、「二百円」を「特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円」を「二百五十円」を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については「五百五十円」に改め、同表の備考二「五百円」を「五百五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改め、同表第三項の表一の項中「三千七百元」を「三千五百円」に、「三千四百五十円」を「三千五百五十円」に、

円	千二百円	百円	千五百円
四十円	四百円	二百円	四百二十五十円

を

円	百円	千五百円
四十円	二百円	四百二十五十円

に改め、同表二の項中「二千

円」を「二千五百円」に改め、同表四の項及び五の項中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表六の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表の備考一「二千二百円」を「二千七百五十円」に、「九百元」を「千二百円」に、「二千六百五十円」を「二千七百五十円」に、「二百円」を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については「二百円」を「二百五十円」を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については「二百五十円」に、「二百円」を、大型自動車第二種免許等を「百五十円」を、大型自動車第二種免許等を「二百五十円」を減ずる」を「五十円を減ずる」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第百十二条第一項第四号の二の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第百三条の二第四項又は第百六条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による免許情報記録の抹消を受けた者であつて、当該抹消を受けた後初めて法第九十五条の二第一項の規定による申請をしたもの（次に掲げる者を除く。）

イ 当該抹消された免許情報記録に係る免許の効力の停止の期間が満了し、又は当該免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該免許以外の免許（仮運転免許を除く。）が与えられた者

ロ 法第九十二条第一項又は第百一条の四の二第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付を受けようとする際に当該申請をした者

二 法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受ける者（法第百四条の四第三項の規定により免許が与えられる者を除く。）

第四十三条の二中「並びに法」を「法」に、「第百六条」を「の規定による報告の受理及び通報、法第九十五条の五第三項第一号に規定する措置及び同項第二号に規定する措置に係る処理、同条第四項の規定による通報並びに法第百六条」に改める。

第二条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百六十条の見出し中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同条第一項中「運転免許証」の下に「又は道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録」を加え、「免許証」を「免許証等」に、「道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）」を「同法」に改め、同条第二項中「免許証」を「免許証等」に改める。

第三条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の項中「第百一条第六項、第百一条の二第四項、第百七条第二項」を「第九十五条の二第二項、第百一条の四の二第一項、第百六条の三第二項」に改める。

第四条 個人情報保護に関する法律施行令の一部改正

第一条第五号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加える。

第二章 経過措置

第五条 道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第四条の規定による改正前の道路交通法第百一条第三項に規定する書面の送付を受けた改正法第四条の規定による改正後の道路交通法（以下この条において「新法」という。）第九十五条の六第一項の表の備考一の八に規定する一般運転者に該当する者に対する新法第百一条の二の二第二項の規定の適用については、当該者は、新法第百一条第三項の規定により新法第百一条の二の二第二項に規定する書面の送付を受けた者とみなす。

附則

この政令は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂  
防衛大臣 中谷 元

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（第一条関係）	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）	65
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（第三条関係）	67
○ 個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（第四条関係）	68

改 正 案	現 行
<p>（免許証等の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由）</p> <p>第三十三条の六の二 法第九十五条の六第一項の表の備考一のイ(4)の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）</p> <p>第三十三条の七 法第九十五条の六第一項の表の備考一のロの政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間（第三号に掲げる者にあつては同号に定める日前五年間及び同日から同号に規定する次の免許に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「適性試験」という。）を受けた日の前日までの間とし、第四号に掲げる者のうち同号に規定する次の免許に係る適性試験を受けた日の前日が同号に規定する特定誕生日の四十年前の日以後であるものにあつては同日前五年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間とする。次項において同じ。）において違反行為又は別表第四若しくは別表第五</p>	<p>（免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由）</p> <p>第三十三条の六の二 法第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに同表の備考四の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）</p> <p>第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間（第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者（法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証（以下「免許証」という。）に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「適性試験」という。）を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。）にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。）において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げ</p>



に掲げる行為をしたことがないこととする。

一 法第百一条第六項の規定により免許証等（同条第一項に規定する免許証等をいう。以下同じ。）の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）を受けた者 更新前の免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の四十日前の日

二 法第百一条の二第四項の規定により免許証等の更新を受けた者 同条第三項の規定による適性検査を受けた日（当該日が特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、特定誕生日の四十日前の日）

三 法第九十五条の六第一項の表の備考一のイ(4)に規定する特別失効者に該当する者として当該効力を失った免許の次の免許を受けた者 当該効力を失った免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の四十日前の日

四 法第九十五条の六第一項の表の備考一のイ(4)に規定する特別取消処分者に該当する者として当該取り消された免許の次の免許を受けた者 当該次の免許に係る適性試験を受けた日（当該日が当該取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等

る行為をしたことがないこととする。

一 法第百一条第六項の規定により免許証の更新（免許証の有効期間の更新をいう。以下同じ。）を受けた者 更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の四十日前の日

二 法第百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者 同条第三項の規定による適性検査を受けた日（当該日が特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、特定誕生日の四十日前の日）

三 前条各号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果法第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限る、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 更新を受けることができなかった免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日

四 法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一

とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

五 法第九十二条第二項の規定による運転免許証(以下「免許証

」という。)の交付又は法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同項の規定による免許情報記録(法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。)

の書換えを受けた者 当該免許証又は当該書換え後の免許情報記録に係る適性試験を受けた日(当該日が当該免許証と引き換えた免許証又は当該書換え前の免許情報記録を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

2 法第九十五条の六第一項の表の備考一の二の政令で定める基準

は、前項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがあること(軽微違反行為一回のほかこれらの行為をしたことがない場合(当該軽微違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合にあつては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第七十二条第一項前

項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第一百一条の五の規定による報告について法第七十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。)で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの  
当該免許証に係る適性試験を受けた日(当該日が取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

五 法第九十二条第二項の規定により免許証の交付を受けた者

当該免許証に係る適性試験を受けた日(当該日が当該免許証と引き換えた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

2 法第九十二条の二第一項の表の備考一の4の政令で定める基準

は、前項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがあること(軽微違反行為一回のほかこれらの行為をしたことがない場合(当該軽微違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合にあつては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第七十二条第一項前

段の規定に違反していないときに限る。)を除く。)とする。

(免許証等の有効期間等の特例の適用がある日)

第三十三条の八 法第九十五条の六第三項(法第百条の二第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める日は、次に掲げるとおりとする。

一 三 (略)

第三十四条の二 法第九十六条の二の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 特定失効者又は特定取消処分者で、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験(以下「技能試験」という。)において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの

ニ 技能試験において使用される自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を有する者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

ホ 受けようとする免許に係る技能試験について内閣府令で定

段の規定に違反していないときに限る。)を除く。)とする。

(免許証の有効期間等の特例の適用がある日)

第三十三条の八 法第九十二条の二第四項(法第百条の二第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める日は、次に掲げるとおりとする。

一 三 (略)

第三十四条の二 法第九十六条の二の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 特定失効者又は特定取消処分者で、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの

ニ 法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を有する者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

ホ 受けようとする免許につき法第九十七条第一項第二号に掲

める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの

二 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ 技能試験において使用される自動車を運転することができない第一種運転免許を現に受けている者

ロ (略)

ハ 特定失効者又は特定取消処分者で、技能試験において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの

ニ 受けようとする免許に係る技能試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの

(試験の免除)

第三十四条の三 (略)

2 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 免許証等の更新を受けなかつたため、一般違反行為又は別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする法第九十条第五項又

げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの

二 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ 法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができない第一種運転免許を現に受けている者

ロ (略)

ハ 特定失効者又は特定取消処分者で、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの

ニ 受けようとする免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの

(試験の免除)

第三十四条の三 (略)

2 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 免許証の更新を受けなかつたため、一般違反行為又は別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする法第九十条第五項又は

は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

二 法第百五条の規定により免許が効力を失つた後に一般違反行為（当該一般違反行為に係る累積点数（第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。）が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当するものに限り、免許取消歴等保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同じ。）又は別表第四第二号若しくは第三号に掲げる行為（免許取消歴等保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同じ。）をした者

三 法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第四項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受ける前に免許証等の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後同条第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証等の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの

四 再試験を受けた後免許証等の更新を受けなかつたため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

五 法第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証等の更新を受けなかつたため法第百四条の二の二第二項又は

第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

二 法第百五条第一項の規定により免許が効力を失つた後に一般違反行為（当該一般違反行為に係る累積点数（第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。）が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当するものに限り、免許取消歴等保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同じ。）又は別表第四第二号若しくは第三号に掲げる行為（免許取消歴等保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同じ。）をした者

三 法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第四項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受ける前に免許証等の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後同条第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの

四 再試験を受けた後免許証の更新を受けなかつたため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

五 法第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため法第百四条の二の二第二項又は

は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

六 基準該当若年運転者で、若年運転者講習の通知（法第八八条の三の三の規定による通知をいう。以下同じ。）を受ける前に免許証等の更新を受けず、又は若年運転者講習の通知を受けた日の翌日から起算した期間（若年運転者講習を受けないことについて第三十七条の十一各号に掲げるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月となる日までの間に免許証等の更新を受けなかつたため、若年運転者講習を受けなかつたもの

七 法第八二条の三の規定に違反して若年運転者講習を受けなかつた者で、前号に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証等の更新を受けなかつたため、法第八四条の二の四第一項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第一項に係るものに限る。）を受けなかつたもの

八 若年運転者講習を終了した後免許証等の更新を受けなかつたため、法第八四条の二の四第二項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。）を受けなかつた者

九 法第八五条の規定により免許が失効した者で、法第八五条の二第二項の規定による運転経歴証明書（同条第一項に規定する運転経歴証明書をいう。第三十九条の二の六第一項において同じ。）の交付又は法第八五条の二第四項の規定による運転経歴

第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

六 基準該当若年運転者で、若年運転者講習の通知（法第八八条の三の三の規定による通知をいう。以下同じ。）を受ける前に免許証の更新を受けず、又は若年運転者講習の通知を受けた日の翌日から起算した期間（若年運転者講習を受けないことについて第三十七条の十一各号に掲げるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、若年運転者講習を受けなかつたもの

七 法第八二条の三の規定に違反して若年運転者講習を受けなかつた者で、前号に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため、法第八四条の二の四第一項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第一項に係るものに限る。）を受けなかつたもの

八 若年運転者講習を終了した後免許証の更新を受けなかつたため、法第八四条の二の四第二項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。）を受けなかつたもの

九 法第八五条第二項において準用する法第八四条の四第六項の規定により運転経歴証明書の交付を受けた者

情報（同条第三項に規定する運転経歴情報をいう。第三十九条の二の六第二項において同じ。）の記録を受けたもの

3 (略)

4 法第九十七条の二第一項第三号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年間において基準違反行為（同項第三号イに規定する運転技能検査等（以下「運転技能検査等」という。）の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前にしたものを除く。）をしたことがあることとする。

一 特定失効者 法第百五条の規定により効力を失った免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の百六十日前の日

二 特定取消処分者 法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた日（当該日に取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の百六十日前の日）

5・6 (略)

第三十四条の四 (略)

2 免許を受けようとする者が第一種運転免許を受けようとする者であつてその受けようとしている免許に係る自動車等に相当する種類の自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許を有する

3 (略)

4 法第九十七条の二第一項第三号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年間において基準違反行為（同項第三号イに規定する運転技能検査等（以下「運転技能検査等」という。）の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前にしたものを除く。）をしたことがあることとする。

一 特定失効者 法第百五条第一項の規定により効力を失った免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の百六十日前の日

二 特定取消処分者 法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた日（当該日に取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の百六十日前の日）

5・6 (略)

第三十四条の四 (略)

2 免許を受けようとする者が第一種運転免許を受けようとする者であつてその受けようとしている免許に係る自動車等に相当する種類の自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許を有する

もの（当該外国等の行政庁等の免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上の者に限る。）であるときは、技能試験及び法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験（次条において「学科試験」という。）を免除する。

第三十四条の五 法第九十七条の二第四項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第一種運転免許を受けようとする者で次のイからハまでに該当するものに対しては、当該イからハまでに定める試験を免除する。

イ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第一種運転免許（小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許を除く。以下この条において同じ。）又は第二種運転免許を現に受けている者 学科試験

ロ 特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限り、同号の規定により運転技能検査を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ。）又は特定取消処分者（同条第一項第五号に掲げる者に限り、同号の規定により運転技能検査を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ。）で、受けようとする免許により運転することができる自動車等を運転することができる他の種

もの（当該外国等の行政庁等の免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上の者に限る。）であるときは、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

第三十四条の五 法第九十七条の二第四項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第一種運転免許を受けようとする者で次のイからハまでに該当するものに対しては、当該イからハまでに定める試験を免除する。

イ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第一種運転免許（小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許を除く。以下この条において同じ。）又は第二種運転免許を現に受けている者 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

ロ 特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限り、同号の規定により運転技能検査を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ。）又は特定取消処分者（同条第一項第五号に掲げる者に限り、同号の規定により運転技能検査を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ。）で、受けようとする免許により運転することができる自動車等を運転することができる他の種



類の免許を受けていたもの 技能試験及び学科試験

ハ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第一種運転免許に係る学科試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 学科試験

二 第二種運転免許を受けようとする者で次のイからハまでに該当するものに対しては、当該イからハまでに定める試験を免除する。

イ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第二種運転免許を現に受けている者 学科試験

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、受けようとする免許により運転することができると自動車を運転することができる他の種類の第二種運転免許を受けていたもの 技能試験及び学科試験

ハ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第二種運転免許に係る学科試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 学科試験

類の免許を受けていたもの 法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第一種運転免許につき法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

二 第二種運転免許を受けようとする者で次のイからハまでに該当するものに対しては、当該イからハまでに定める試験を免除する。

イ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第二種運転免許を現に受けている者 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、受けようとする免許により運転することができると自動車を運転することができる他の種類の第二種運転免許を受けていたもの 法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第二種運転免許につき法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

三 仮運転免許を受けようとする者で次のイからニまでに該当するものに対しては、当該イからニまでに定める試験を免除する。

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許を現に受けている者

学科試験

ロ 法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの 当該検査に係る仮運転免許と同一の種類の仮運転免許に係る技能試験

ハ 受けようとする仮運転免許により運転することができる自動車<sup>（仮運転免許を除く。）</sup>を運転することができ、<sup>（仮運転免許を除く。）</sup>に係る技能試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 技能試験

ニ 第一種運転免許に係る学科試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 学科試験

四 準中型自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当するときは、イに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許を取り消された日から、ロからニまでに掲げる者にあつて

三 仮運転免許を受けようとする者で次のイからニまでに該当するものに対しては、当該イからニまでに定める試験を免除する。

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許を現に受けている者

法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

ロ 法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの 当該検査に係る仮運転免許と同一の種類の仮運転免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験

ハ 受けようとする仮運転免許により運転することができる自動車<sup>（仮運転免許を除く。）</sup>を運転することができ、<sup>（仮運転免許を除く。）</sup>につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験

ニ 第一種運転免許につき法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

四 準中型自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当するときは、イに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許を取り消された日から、ロからニまでに掲げる者にあつて

は当該準中型自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、技能試験及び学科試験を免除する。

イノニ (略)

五 普通自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当するときは、イに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許又は普通自動車免許を取り消された日から、ロからニまでに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、技能試験及び学科試験を免除する。

イノニ (略)

六 免許を受けようとする者が法第八十九条第一項の規定による試験を受け、当該試験（その者が仮運転免許を受けた後第三十九条の三第一項各号の基準に該当して当該仮運転免許を取り消されたものである場合における当該仮運転免許に係る試験を除く。）において技能試験又は学科試験のいずれかについて内閣府令で定める基準に達する成績を得た者であるときは、当該試験を受けた日から起算して六月の間は、その成績を得た技能試験又は学科試験を免除する。

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 (略)

2 (略)

は当該準中型自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

イノニ (略)

五 普通自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当するときは、イに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許又は普通自動車免許を取り消された日から、ロからニまでに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

イノニ (略)

六 免許を受けようとする者が法第八十九条第一項の規定による試験を受け、当該試験（その者が仮運転免許を受けた後第三十九条の三第一項各号の基準に該当して当該仮運転免許を取り消されたものである場合における当該仮運転免許に係る試験を除く。）において法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験のいずれかについて内閣府令で定める基準に達する成績を得た者であるときは、当該試験を受けた日から起算して六月の間は、その成績を得た試験に係る事項について行う試験を免除する。

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 法第九十九条第一項第五号の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第九十九条第一項の申請の日前六月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許に係る技能試験を受けた者のうちに内閣府令で定める基準に達する成績を得た者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

(更新期間前における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由)

第三十七条の五 (略)

(免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)

第三十七条の六 法第一百一条の三第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第一百一条第一項に規定する更新期間(次条において「更新期間」という。)が満了する日(法第一百一条の二第一項の規定による免許証等の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条において同じ。)前六月以内に法第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者

二 免許証等の更新を申請する日前六月以内に法第一百八条の二第二項の規定による講習(法第九十七条の二第一項第三号イ又は

3 法第九十九条第一項第五号の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第九十九条第一項の申請の日前六月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者のうちに内閣府令で定める基準に達する成績を得た者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

(免許証の更新の特例)

第三十七条の五 (略)

(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)

第三十七条の六 法第一百一条の三第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第一百一条第一項に規定する更新期間(次条において「更新期間」という。)が満了する日(法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条において同じ。)前六月以内に法第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者

二 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第一百八条の二第二項の規定による講習(法第九十七条の二第一項第三号イ又はホ

ホの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。  
）を終了した者

- 三 免許証等の更新を申請する日前六月以内に法第百八条の三十  
二の二第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等  
の教育の課程（同項第三号イ又はロに掲げる基準に適合するもの  
に限る。）を終了した者

（運転技能検査等の基準）

第三十七条の六の三 法第百一条の四第三項の政令で定める基準は  
、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年  
間において第三十四条の三第五項に規定する基準違反行為（運転  
技能検査等の結果が法第百一条の四第四項の内閣府令で定める基  
準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前  
にしたものを除く。）をしたことがあることとする。

- 一 免許証等の更新を受けようとする者（次号に掲げる者を除く  
。）
  - 。 特定誕生日の百六十日前の日
- 二 法第百一条の二第一項の規定による免許証等の更新を受けよ  
うとする者 当該更新の申請をする日（当該日が特定誕生日の百  
六十日前の日以後であるときは、特定誕生日の百六十日前の日）

（申請による取消しの基準）

第三十九条の二の四 法第百四条の四第二項の規定による免許の取  
消しは、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のい

の国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。  
）を終了した者

- 三 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第百八条の三十二  
の二第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等教  
育の課程（同項第三号イ又はロに掲げる基準に適合するもの  
に限る。）を終了した者

（運転技能検査等の基準）

第三十七条の六の三 法第百一条の四第三項の政令で定める基準は  
、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年  
間において第三十四条の三第五項に規定する基準違反行為（運転  
技能検査等の結果が法第百一条の四第四項の内閣府令で定める基  
準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前  
にしたものを除く。）をしたことがあることとする。

- 一 免許証の更新を受けようとする者（次号に掲げる者を除く。  
。）
  - 。 特定誕生日の百六十日前の日
- 二 法第百一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けよう  
とする者 当該更新の申請をする日（当該日が特定誕生日の百  
六十日前の日以後であるときは、特定誕生日の百六十日前の日）

（申請による取消しの基準）

第三十九条の二の四 法第百四条の四第二項の規定による免許の取  
消しは、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のい

れにも該当しない場合に行うものとする。

一～三 (略)

四 当該申請に係る免許について基準該当初心運転者（法第百条の二第一項各号のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。次条第三号において同じ。）に該当していること。

五 当該申請に係る免許（基準該当若年運転者に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、特例取得免許である中型自動車免許を除く。）について、基準該当若年運転者（若年運転者講習を終了した者を除く。次条第三号において同じ。）に該当していること又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当していること。

(削る)

(削る)

(運転経歴証明書の交付等)

第三十九条の二の五 法第百五条の二第一項の政令で定める者は、法第百五条の規定により免許が失効した日の前日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

れにも該当しない場合に行うものとする。

一～三 (略)

四 当該申請に係る免許について基準該当初心運転者（法第百条の二第一項各号のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。第三十九条の二の六第一項第三号において同じ。）に該当していること。

五 当該申請に係る免許（基準該当若年運転者に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、特例取得免許である中型自動車免許を除く。）について、基準該当若年運転者（若年運転者講習を終了した者を除く。第三十九条の二の六第一項第三号において同じ。）に該当していること又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当していること。

(運転経歴証明書の交付)

第三十九条の二の五 法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付は、同条第五項の規定による申請をした日前五年以内に同条第二項の規定により免許を取り消され、かつ、現に受けている免許がない者に対して行うものとする。

(新設)

第三十九条の二の六 法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項の政令で定める者は、法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許に係る免許証の有効期間が満了す

一・二 (略)

三 法第百五条の規定により効力を失った免許の全てについて、基準該当初心運転者に該当している者、基準該当若年運転者に該当している者（特例取得免許である中型自動車免許については、基準該当若年運転者に該当することとなった時点において二十歳に達している者を除く。）又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当している者

(削る)

第三十九条の二の六 法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付は、同条第一項の規定による申請をした日前五年以内に法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消され、又は法第百五条の規定により免許が失効した者であつて、現に受けている免許がないものに対して行うものとする。

2 前項の規定は、法第百五条の二第四項の規定による運転経歴情報<sup>1</sup>の記録について準用する。この場合において、前項中「同条第

る日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

三 法第百五条第一項の規定により効力を失った免許の全てについて、基準該当初心運転者に該当している者、基準該当若年運転者に該当している者（特例取得免許である中型自動車免許については、基準該当若年運転者に該当することとなった時点において二十歳に達している者を除く。）又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当している者

2 前条の規定は、法第百五条第二項において準用する法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付について準用する。この場合において、前条中「同条第五項」とあるのは「法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項」と、「同条第二項」とあるのは「法第百五条第一項」と、「を取り消され」とあるのは「が効力を失い」と読み替えるものとする<sup>1</sup>。

(新設)

「一項」とあるのは、「同条第三項」と読み替えるものとする。

(委託することのできない事務)

第四十条の三 法第百八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一〇十二 (略)

十三 法第百一条の二の二第五項の規定による通知に係る適性検査の結果の判定及び同条第七項の規定による適性検査の結果の判定に係る事務

十四 法第百一条の三第二項の規定による免許証等の更新の拒否に係る事務

十五 法第百一条の四第二項の規定による認知機能検査の結果の判定、同条第三項の規定による運転技能検査の結果の判定及び同条第四項の規定による免許証等の更新の拒否に係る事務  
十六〇二十七 (略)

(削る)

(委託することのできない事務)

第四十条の三 法第百八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一〇十二 (略)

十三 法第百一条の二の二第五項の規定による書面の内容の判定及び同項の規定による適性検査の結果の判定に係る事務

十四 法第百一条の三第二項の規定による免許証の更新の拒否に係る事務

十五 法第百一条の四第二項の規定による認知機能検査の結果の判定、同条第三項の規定による運転技能検査の結果の判定及び同条第四項の規定による免許証の更新の拒否に係る事務  
十六〇二十七 (略)

(保管証)

第四十一条の四 法第百九条第一項の保管証（以下この条において「保管証」という。）の有効期間は、保管証を交付した日から起算して四十日とする。

2 保管証のうち免許証の保管に係る保管証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 保管証の有効期限

二 免許証の番号、免許の年月日及び免許証の交付年月日並びに



その免許証を交付した公安委員会名

三 免許の種類及びその免許に付されている条件

四 免許を受けた者の住所、氏名及び生年月日

五 保管証を交付した日時並びに交付した警察官の所属、階級及び氏名

3 保管証のうち国際運転免許証等の保管に係る保管証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 保管証の有効期限

二 国際運転免許証等の番号、発給年月日、発給地及び発給機関名

三 国際運転免許証等で運転することができる自動車等の種類

四 国際運転免許証等を所持する者の本邦における住所、氏名及び生年月日

五 保管証を交付した日時並びに交付した警察官の所属、階級及び氏名

4 保管証の様式は、内閣府令で定める。

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の 種別	区分	物件費及び施設 費に対応する額	人件費に対応する 額
運転免許 試験手数料	大型自 動車免 許、中 型自動 車免許 又は準 中型自 動車免 許に係 る試験 の場合	法第九 十七条 の二第 一項第 三号又 は第五 号に該 当して	法第九 十七条 の二第 六号に 掲げる やむを 得ない 理由の ため免 許証等 の更新 を受け ること ができ なかつ た者に 対する 試験に あつて は、
		五百五十円	千四百円（第三十

手数料の 種別	区分	物件費及び施設 費に対応する額	人件費に対応する 額
運転免許 試験手数料	大型自 動車免 許、中 型自動 車免許 又は準 中型自 動車免 許に係 る試験 の場合	法第九 十七条 の二第 一項第 三号又 は第五 号に該 当して	法第九 十七条 の二第 六号に 掲げる やむを 得ない 理由の ため免 許証等 の更新 を受け ること ができ なかつ た者に 対する 試験に あつて は、
		五百円	千五百円

普通自動車免許 に係る試験 の二第 一項第 一号又 は第二 号に該 当して	法第九 十七條	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	同項の する試験にあつては、 四百円)
	五百五十円	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける場合は、 三百五十円)	同項の する試験にあつては、 四百円)
	千三百五十円	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける場合は、 三千四百円)	同項の する試験にあつては、 四百円)

普通自動車免許 に係る試験 の二第 一項第 一号又 は第二 号に該 当して	法第九 十七條	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	同項の する試験にあつては、 四百円)
	五百円	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける場合は、 千九百五十円)	同項の する試験にあつては、 四百円)
	千二百五十円	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける場合は、 三千六百五十円)	同項の する試験にあつては、 四百円)

同項の規定の適用を受ける場合	同項の規定の適用を受ける場合
法第九十七條の二第一項の規定の適用を 受ける	法第九十七條の二第一項の規定の適用を 受ける
七百円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百円）	千四百円（第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、四百円）
千八百円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千円）	千四百円（第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、四百円）

同項の規定の適用を受ける場合	同項の規定の適用を受ける場合
法第九十七條の二第一項の規定の適用を 受ける	法第九十七條の二第一項の規定の適用を 受ける
六百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する）	千四百円（第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、四百円）
千九百円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する）	千四百円（第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、四百円）

特定第 一種運 転免許 (大型 特殊自 動車免 許、大 型自動 二輪車 免許、 普通自 動二輪 車免許 又は牽 引免許 をいう 。以下 同じ。 )又は 当して	法第九 十七條	五百五十円	千三百円	受けない 場合 )
法第九 十七條	三百三十三條の六の 二第六号に掲げ るやむを得ない 理由のため免許 証等の更新を受 けることができ なかった者に対	千四百円(第三十 三條の六の二第六 号に掲げるやむを 得ない理由のため 免許証等の更新を 受けることができ なかった者に対す	千三百円	)

特定第 一種運 転免許 (大型 特殊自 動車免 許、大 型自動 二輪車 免許、 普通自 動二輪 車免許 又は牽 引免許 をいう 。以下 同じ。 )又は 当して	法第九 十七條	五百円	千二百五十円	受けない 場合 )
法第九 十七條	三百三十三條の六の 二第六号に掲げ るやむを得ない 理由のため免許 証等の更新を受 けることができ なかった者に対	千四百円(第三十 三條の六の二第六 号に掲げるやむを 得ない理由のため 免許証の更新を受 けることができな かつた者に対する 試験にあつては、	千二百五十円	)

大型特 殊自動 車第二 種免許 若しく は牽引 第二種 免許に 係る試 験	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	する試験にあつては、四百円	七百円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千三百円）	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	五百五十円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）	千四百円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）
小型特 殊自動 車免許 又は原 動機付 自転車 免許に 係る試 験	法第九 十七條 の二第 一項の 規定の 適用を 受ける 場合	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	五百五十円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）	法第九 十七條 の二第 一項の 規定の 適用を 受ける 場合	千四百円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）	同項の 規定の 適用を 受ける 場合

大型特 殊自動 車第二 種免許 若しく は牽引 第二種 免許に 係る試 験	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	試験にあつては、四百円	六百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百五十円）	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	五百円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）	千四百円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）
小型特 殊自動 車免許 又は原 動機付 自転車 免許に 係る試 験	法第九 十七條 の二第 一項の 規定の 適用を 受ける 場合	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	五百円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）	法第九 十七條 の二第 一項の 規定の 適用を 受ける 場合	千四百円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）	同項の 規定の 適用を 受ける 場合

試験に係る	法第九十七條	種免許の場合	車第二種を受ける場合	通自動の適用	又は普通の規定	種免許と同項	車第二種該当し	型自動二号に	許、中一項第	二種免の二第	自動車第十七條	大型自法第九十七條	法第九十七條		規定の適用を受ける場合	
													法第九十七條	法第九十七條		
	三百三十三條の六の	五百五十円(第										五百五十円		法第九十七條		ては、三百五十円)
	三十三條の六の二第六	千四百円(第三十										千二百五十円		法第九十七條		

試験に係る	法第九十七條	種免許の場合	車第二種を受ける場合	通自動の適用	又は普通の規定	種免許と同項	車第二種該当し	型自動二号に	許、中一項第	二種免の二第	自動車第十七條	大型自法第九十七條	法第九十七條		規定の適用を受ける場合	
													法第九十七條	法第九十七條		
	三十三條の六の二第	五百円(第三十										五百円		法第九十七條		四百円)
	三十三條の六の二第六	千四百円(第三十										千二百円		法第九十七條		

免許に 仮運転 法第九 十七條		の二第 一項第 三號又 は第五 號に該 當して 同項の 規定の 適用を 受ける 場合	二第六號に掲げ るやむを得ない 理由のため免許 証等の更新を受 けることができ なかつた者に対 する試験にあつ ては、三百五十 円)	二第六號に掲げ るやむを得ない 理由のため 得ない理由のため 免許証等の更新を 受けることができ なかつた者に対す る試験にあつては 、四百円)	七百円(技能試 験を公安委員会 が提供する自動 車を使用して受 ける場合にあつ ては、三千四百 五十円)	三千八百円(技能 試験を公安委員会 が提供する自動 車を使用して受 ける場合にあつては、 四千元)
--------------------------	--	--	--	--	--	--

免許に 仮運転 法第九 十七條		の二第 一項第 三號又 は第五 號に該 當して 同項の 規定の 適用を 受ける 場合	六號に掲げるや むを得ない理由 のため免許証の 更新を受けるこ とができなかつ た者に対する試 験にあつては、 四百円)	六號に掲げるや むを得ない理由 のため 得ない理由のため 免許証の更新を受 けることができな かつた者に対する 試験にあつては、 四百円)	六百五十円(法 第九十七條第一 項第二號に掲げ る事項について 行う試験を公安 委員会が提供す る自動車を使用 して受ける場合 にあつては、三 千三百円)	四千五百五十円(法 第九十七條第一 項第二號に掲げる事 項について行う試 験を公安委員会が 提供する自動車 を使用して受ける場 合にあつては、四 千三百五十円)
--------------------------	--	--	---	---	--	--



		係る試験																					
の二第	十七第	法第九	る場合	を受け	の適用	の規定	て同項	該当し	四号に	一項第	の二第	十七第	法第九	る場合	を受け	の適用	の規定	て同項	該当し	二号に	一項第	の二第	
		七百円（技能試験を公安委員会											五百五十円										
		二千二百五十円（技能試験を公安委員会が提供する自											千百円										

		係る試験																					
の二第	十七第	法第九	る場合	を受け	の適用	の規定	て同項	該当し	四号に	一項第	の二第	十七第	法第九	る場合	を受け	の適用	の規定	て同項	該当し	二号に	一項第	の二第	
		六百五十円（法第九十七條第一											五百円										
		二千二百五十円（法第九十七條第一											千五十円										

		料 検査手数料	
普通自動車仮運 転免許を受けて いる者に対する 検査	以下この表にお いて「検査」と いう。	大型自動車仮運 転免許、中型自 動車仮運転免許 又は準中型自動 車仮運転免許を 受けている者に 対する法第八十 九条第三項の規 定による検査（	一項の 規定の 適用を 受けない 場合
		) 三百五十円（公 安委員会が提供 する自動車を使 用して受ける場 合にあつては、	車を 使用して受 ける場合に あつては、 二千三百 円
		三千五百円（公安 委員会が提供する 自動車を使用し て受ける場合に あつては、三千七 百円	自動車を使用し て受ける場合に あつては、二千 四百円

		料 検査手数料	
普通自動車仮運 転免許を受けて いる者に対する 検査	以下「検査」と いう。	大型自動車仮運 転免許、中型自 動車仮運転免許 又は準中型自動 車仮運転免許を 受けている者に 対する法第八十 九条第三項の規 定による検査（	一項の 規定の 適用を 受けない 場合
		) 三百円（公安委 員会が提供する 自動車を使用し て受ける場合に あつては、九百	事項につ いて行 う試験 を公安 委員会 が提供 する自 動車を 使用し て受ける 場合に あつては、 千九百 五十円
		三千四百五十円（ 公安委員会が提供 する自動車を使用 して受ける場合に あつては、三千六	事項につ いて行 う試験 を公安 委員会 が提供 する自 動車を 使用し て受ける 場合に あつては、 二千四 百円

再試験手数料	再試験手 準中型自動車免 許に係る再試験	九百五十円 )	六百五十円(法 第百条の二第二 項に規定する準 中型自動車の運 転について必要 な技能について 行う試験を公安 委員会が提供す る自動車を使用 して受ける場合 にあつては、三 千四百五十円)	千四百円(法第百 条の二第二項に規 定する準中型自動 車の運転について 必要な技能につ いて行う試験を公 安委員会が提供す る自動車を使用し て受ける場合に あつては、千六 百円)
	普通自動車免許 に係る再試験		六百五十円(法 第百条の二第二 項に規定する普 通自動車の運転 について必要な 技能について行 う試験を公安委 員会が提供する 自動車を使用し て受ける場合に あつては、千二	千三百円(法第百 条の二第二項に規 定する普通自動車 の運転について必 要な技能について 行う試験を公安委 員会が提供する自 動車を使用して受 ける場合にあつて は、千五百円)

再試験手数料	再試験手 準中型自動車免 許に係る再試験	百五十円 )	六百円(法第百 条の二第二項に 規定する準中型 自動車の運転に ついて必要な技 能について行う 試験を公安委員 会が提供する自 動車を使用して 受ける場合に あつては、二千九 百円)	千三百円(法第百 条の二第二項に規 定する準中型自動 車の運転について 必要な技能につ いて行う試験を公 安委員会が提供す る自動車を使用し て受ける場合に あつては、千三百五 十円)
	普通自動車免許 に係る再試験		六百円(法第百 条の二第二項に 規定する普通自 動車の運転につ いて必要な技能 について行う試 験を公安委員会 が提供する自動 車を使用して受 ける場合にあつ ては、千二百円	千五百円(法第 百条の二第二項に 規定する普通自動 車の運転について 必要な技能につ いて行う試験を公 安委員会が提供す る自動車を使用し て受ける場合に あつては、千三百五 十円)

	免許証交付 手数料							
大型自動二輪車 免許又は普通自 動二輪車免許に 係る再試験	第一種 運転免許 又は 第二種 の規 定による	法第九 十二 条	千五百円（第三 十三 条の六の二 第六号に掲げる やむを得ない理 由のため免許証	五百円	原動機付自転車 免許に係る再試 験	必要ない技能に ついて行う試験 を公安委員会が 提供する自動車 を使用して受け る場合にあつて は、二千二百五 十円）	六百五十円（法 第六 条の二第二 項に規定する大 型自動二輪車又 は普通自動二輪 車の運転につい て必要な技能に ついて行う試験 を公安委員会が 提供する自動車 を使用して受け る場合にあつて は、千三百 円）	百五十円）
大型自動二輪車 免許又は普通自 動二輪車免許に 係る再試験	第一種 運転免許 又は 第二種 の規 定による	法第九 十二 条	千五百円（第三 十三 条の六の二 第六号に掲げる やむを得ない理 由のため免許証	六百円	原動機付自転車 免許に係る再試 験	必要ない技能に ついて行う試験 を公安委員会が 提供する自動車 を使用して受け る場合にあつて は、千三百 円）	千五百円（法第 百条の二第二項に 規定する大型自動 二輪車又は普通自 動二輪車の運転に ついて必要な技能 について行う試験 を公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場合 にあつては、千三 百円）	千五百円（法第 百条の二第二項に 規定する大型自動 二輪車又は普通自 動二輪車の運転に ついて必要な技能 について行う試験 を公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場合 にあつては、千三 百円）

	免許証交付 手数料							
大型自動二輪車 免許又は普通自 動二輪車免許に 係る再試験	第一種 運転免許 又は 第二種 の規 定による	法第九 十二 条	千五百円（第三 十三 条の六の二 第六号に掲げる やむを得ない理 由のため免許証	四百五十円	原動機付自転車 免許に係る再試 験	必要ない技能に ついて行う試験 を公安委員会が 提供する自動車 を使用して受け る場合にあつて は、千九百円）	六百円（法第百 条の二第二項に 規定する大型自 動二輪車又は普 通自動二輪車の 運転について必 要ない技能につ いて行う試験を 公安委員会が提 供する自動車使 用して受ける場 合にあつては、 千九百円）	六百円（法第百 条の二第二項に 規定する大型自 動二輪車又は普 通自動二輪車の 運転について必 要ない技能につ いて行う試験を 公安委員会が提 供する自動車使 用して受ける場 合にあつては、 千九百円）
大型自動二輪車 免許又は普通自 動二輪車免許に 係る再試験	第一種 運転免許 又は 第二種 の規 定による	法第九 十二 条	千五百円（第三 十三 条の六の二 第六号に掲げる やむを得ない理 由のため免許証	五百五十円	原動機付自転車 免許に係る再試 験	必要ない技能に ついて行う試験 を公安委員会が 提供する自動車 を使用して受け る場合にあつて は、千二百 円）	千五百円（法第 百条の二第二項に 規定する大型自動 二輪車又は普通自 動二輪車の運転に ついて必要な技能 について行う試験 を公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場合 にあつては、千二 百円）	千五百円（法第 百条の二第二項に 規定する大型自動 二輪車又は普通自 動二輪車の運転に ついて必要な技能 について行う試験 を公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場合 にあつては、千二 百円）

<p>法第九 十五條 の二第 十一項 の規定 による 交付を 受ける 場合</p>	<p>証 る免許 に係 交付を 受ける 場合</p>	<p>千七百円</p>	<p>等の更新を受け ることができな かつた者であつ て、法第九十七 條の二第一項第 三号に該当して 同項の規定の適 用を受けたもの (以下この表に おいて「特定試 験免除者」とい う。)に対する 交付にあつては 、千二百五十円</p>	<p>八百五十円</p>	<p>許を受ける者(以 下この表において 「複數免許取得者 」という。)に対 する交付にあつて は、六百五十円に 、与える免許一種 類ごとに二百円を 加えた額)</p>
---	--	-------------	--	--------------	--

<p>証の更新を受け ることができな かつた者であつ て、法第九十七 條の二第一項第 三号に該当して 同項の規定の適 用を受けたもの に対する交付に あつては、八百 円)</p>	<p>の免許に係る事項 を記載してその種 類の免許に係る免 許証の交付に代え る場合にあつては 、九百円に、当該 他の種類の免許に 係る事項を記載す るごとに二百円を 加えた額)</p>
---	---



の表に おいて 「更新 時不交 付申出 」とい う。） をする 場合	法第九 十五条 の二第 六項の 規定に よる申 出及び 更新時 不交付 申出の いずれ をもし ない場 合	六百円（法第九 十二条第一項、 第九十五条の二 第十一項若しく は第一百一条の四 の二第一項の規 定による免許証 （仮運転免許に 係るものを除く 。）の交付又は 法第九十四条第 二項の規定によ る免許証（仮運 転免許に係るも のを除く。）の 記録を受ける場合	九百円（法第九 十二条第一項、第九 十五条の二第十一 項若しくは第一百 一条の四の二第一 項の規定による免 許証（仮運転免許 に係るものを除く 。）の交付又は法 第九十四条第二項 の規定による免許 証（仮運転免許に 係るものを除く。） の再交付と同時に 記録を受ける場合
--	--	--	---

料 更新 手数料	免許証等				
	更新（ 第一項	の有效期間の二 一条の二	免許証 法第百	法第九十五條の 三の規定により 読み替えて適用 する法第九十二 條第二項の規定 又は法第百六條 の四第二項の規 定による免許情 報記録の書換え	
	千六百元		再交付と同時に 記録を受ける場 合にあつては、 （零円）		
	千五百円		係るものを除く 。及び法第九 十五條の二第四 項に規定する免 許情報記録個人 番号カードを有 する者（以下こ の表において「 免許証・免許情 報記録個人番号 カード保有者」 という。）に係 る書換えにあつ ては、（零円）	にあつては、百円 ）	
			九百五十円（免許 証・免許情報記録 個人番号カード保 有者に係る書換え にあつては百円、 複数免許取得者（ 免許証・免許情報 記録個人番号カー ド保有者を除く。 ）に係る書換えに あつては七百五十 円に与える免許一 種類ごとに二百円 を加えた額）		
料 更新 手数料	免許証更 新				
	更新（ 第一項	の二第一項の規 定により免許証	免許証の更新（ 法第百一条の二		
	千三百円				
	千二百円				





更新を 規定に	期間の 三項の	の有効 の二第	免許証 条の二	同時に 第百一	更新（ て、法	期間の であつ	の有効 る場合	報記録 請をす	免許情 經由申	合 ない場	を もし	い ずれ	申出 の	不交 付	更新 時	請及 び	經由 申	除く。	場合 を	を す	由申 請
								二百円									千八百五十円				
								八百円									千円				

する場合)

											受ける
											場合を
											除く。
											出（以
											下この
											表にお
											いて「
											經由地
											書換申
											出」と
											いう。
											）をす
											るとき
											經由申
											請をす
											る場合
											であつ
											て、経
											由地書
											換申出
											をしな
											いとき
											經由申
											請をし
											ない場
											合
											七百五十円
											千円
											千二百円
											千円



技能検定 員審査手 数料	(略)	大型自動車免許 、中型自動車免 許又は準中型自 動車免許に係る 法第九十九条の 二第四項第一号 イの規定による 審査（以下「技 能検定員審査」 という。）	千五百五十円	料 審査手数 料 検査手数 料 運転技能 検査手数	(略)	經由地書換申出 をしない場合 四百円  三百五十円	
			三千五百五十円				六百五十円（公 安委員会が提供 する自動車を使 用して受ける場 合にあつては、 二千二百五十円 ）
			二万二百円				七百元（公安委員 会が提供する自動 車を使用して受け る場合にあつては 、八百五十円）

技能検定 員審査手 数料	(略)	大型自動車免許 、中型自動車免 許又は準中型自 動車免許に係る 法第九十九条の 二第四項第一号 イの規定による 審査（以下「技 能検定員審査」 という。）	千五十円	料 審査手数 料 検査手数 料 運転技能 検査手数	(略)		
			二千九百五十円				七百元（公安委 員会が提供する 自動車を使用し て受ける場合に あつては、二千 円）
			二万四百五十円				七百元（公安委員 会が提供する自動 車を使用して受け る場合にあつては 、八百五十円）

	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p> <p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>千 百 円</p>	<p>一 万 八 千 七 百 円</p>
<p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）</p>	<p>三 千 三 百 五 十 円</p>	<p>一 万 二 千 八 百 五 十 円</p>	<p>一 万 八 千 八 百 五 十 円</p>

	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p> <p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>千 百 円</p>	<p>一 万 八 千 四 百 円</p>
<p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）</p>	<p>三 千 百 五 十 円</p>	<p>一 万 三 千 五 百 円</p>	<p>一 万 八 千 三 百 五 十 円</p>

		(略)		教習指導員審査手数料
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許	千六百元	千円	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの	八千三百五十円	一万千円	
	三千二百五十円			三千三百円
	九千六百元			一万千八百円

		(略)		教習指導員審査手数料
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許	千二百円	千円	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの	八千四百五十円	一万八百五十円	
	三千五十円			二千七百元
	九千四百円			一万千八百五十円

				料	講習手数料	国外運転 免許証交 付手数料	
法第百	大型自	掲げる講習	法第百八条の二 第一項第三号に 掲げる講習	講習一時間につ いて七百円	講習一時間につ いて七百円	講習一時間につ いて七百円	免許に対応する 第一種運転免許 に係る教習指導 員資格者証の交 付を受けている 者に対するもの (以下「大型自 動車第二種免許 等に係る教習指 導員審査」とい う。)
法第百	大型自	掲げる講習	法第百八条の二 第一項第二号に 掲げる講習	講習一時間につ いて千二百五十円	講習一時間につ いて千二百五十円	講習一時間につ いて千二百五十円	
法第百	大型自	掲げる講習	法第百八条の二 第一項第一号に 掲げる講習	講習一時間につ いて五百五十円	講習一時間につ いて五百五十円	講習一時間につ いて五百五十円	

				料	講習手数料	国外運転 免許証交 付手数料	
法第百	大型自	掲げる講習	法第百八条の二 第一項第三号に 掲げる講習	講習一時間につ いて七百円	講習一時間につ いて七百円	講習一時間につ いて七百円	免許に対応する 第一種運転免許 に係る教習指導 員資格者証の交 付を受けている 者に対するもの (以下「大型自 動車第二種免許 等に係る教習指 導員審査」とい う。)
法第百	大型自	掲げる講習	法第百八条の二 第一項第二号に 掲げる講習	講習一時間につ いて千二百五十円	講習一時間につ いて千二百五十円	講習一時間につ いて千二百五十円	
法第百	大型自	掲げる講習	法第百八条の二 第一項第一号に 掲げる講習	講習一時間につ いて四百五十円	講習一時間につ いて四百五十円	講習一時間につ いて四百五十円	



八条の 二第一 項第四 号に掲 げる講 習	許、中 型自動 車免許 又は準 中型自 動車免 許に係 る講習 (準中 型自動 車免許 に係る 講習に あつて は、普 通自動 車免許 を受け ている 者に対 するも のに限 る。)	十円	いて二千六百五 て二千元

八条の 二第一 項第四 号に掲 げる講 習	許、中 型自動 車免許 又は準 中型自 動車免 許に係 る講習 (準中 型自動 車免許 に係る 講習に あつて は、普 通自動 車免許 を受け ている 者に対 するも のに限 る。)	十円	いて二千四百五 て二千元

習 げ る 講 号 に 掲 項 第 五	二 第 一	八 条 の	法 第 百																		
動 二 輪	普 通 自 講 習	に 係 る	車 免 許	動 二 輪	大 型 自 動 二 輪	許 に 係 る 講 習	許 に 係 る 講 習	動 車 免 許	普 通 自 動 車 免 許	に 係 る 講 習	を 受 け て い る 者 に 対 す る も の を 除 く。 )	を 受 け て い る 者 に 対 す る も の を 除 く。 )	を 受 け て い る 者 に 対 す る も の を 除 く。 )	を 受 け て い る 者 に 対 す る も の を 除 く。 )	を 受 け て い る 者 に 対 す る も の を 除 く。 )	通 自 動 車 免 許	習 ( 普 通 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習 に 係 る 講 習	免 許 に 係 る 講 習	自 動 車 免 許	準 中 型 自 動 車 免 許	
講 習 一 時 間 に つ い て 二 千 八 百 五 十 円			講 習 一 時 間 に つ い て 二 千 九 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 二 千 九 百 五 十 円				講 習 一 時 間 に つ い て 千 七 百 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 七 百 円											講 習 一 時 間 に つ い て 二 千 百 円	講 習 一 時 間 に つ い て 二 千 百 円
講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 五 十 円			講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 五 十 円				講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 五 十 円											講 習 一 時 間 に つ い て 千 七 百 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 七 百 円

習 げ る 講 号 に 掲 項 第 五	二 第 一	八 条 の	法 第 百																		
動 二 輪	普 通 自 講 習	に 係 る	車 免 許	動 二 輪	大 型 自 動 二 輪	許 に 係 る 講 習	許 に 係 る 講 習	動 車 免 許	普 通 自 動 車 免 許	に 係 る 講 習	を 受 け て い る 者 に 対 す る も の を 除 く。 )	を 受 け て い る 者 に 対 す る も の を 除 く。 )	を 受 け て い る 者 に 対 す る も の を 除 く。 )	を 受 け て い る 者 に 対 す る も の を 除 く。 )	を 受 け て い る 者 に 対 す る も の を 除 く。 )	通 自 動 車 免 許	習 ( 普 通 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習 に 係 る 講 習	免 許 に 係 る 講 習	自 動 車 免 許	準 中 型 自 動 車 免 許	
講 習 一 時 間 に つ い て 二 千 六 百 五 十 円			講 習 一 時 間 に つ い て 二 千 八 百 円	講 習 一 時 間 に つ い て 二 千 八 百 円				講 習 一 時 間 に つ い て 千 四 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 四 百 五 十 円											講 習 一 時 間 に つ い て 千 八 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 八 百 五 十 円
講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 五 十 円			講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 五 十 円				講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 五 十 円											講 習 一 時 間 に つ い て 千 六 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 六 百 五 十 円

車免許 に係る 講習	法第百八条の二 第一項第六号に 掲げる講習	法第百八条の二 第一項第七号に 掲げる講習	法第百八条の二 第一項第八号に 掲げる講習	法第百八条の二 第一項第九号に 掲げる講習	法第百 八条の 二第一 項第十 号に掲 げる講 習	普通自 動車免 許に係 る講習	準中型 自動車
							免許に 係る講 習
十円	講習一時間につ いて七百五十円	講習一時間につ いて千六百五十 円	講習一時間につ いて千四百五十 円	講習一時間につ いて六百円	講習一時間につ いて七百円	講習一時間につ いて五百五十円	講習一時間につ いて七百円
	講習一時間につ いて千円	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて四百円	講習一時間につ いて三百円	講習一時間につ いて千六百円	講習一時間につ いて千六百円	講習一時間につ いて千六百円

車免許 に係る 講習	法第百八条の二 第一項第六号に 掲げる講習	法第百八条の二 第一項第七号に 掲げる講習	法第百八条の二 第一項第八号に 掲げる講習	法第百八条の二 第一項第九号に 掲げる講習	法第百 八条の 二第一 項第十 号に掲 げる講 習	普通自 動車免 許に係 る講習	準中型 自動車
							免許に 係る講 習
十円	講習一時間につ いて五百円	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千円	講習一時間につ いて四百五十円	講習一時間につ いて六百円	講習一時間につ いて五百円	講習一時間につ いて六百円
	講習一時間につ いて千円	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて四百円	講習一時間につ いて三百円	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千五百五十 円

講習 掲げる 一号に 項第十 二第一 八条の 法第百	法第九 十五條 の六第 一項の 表の備 考一の 口に規 定する 優良運	講習 に係る 車免許 付自転 原動機 に係る 講習	講習 に係る 車免許 動二輪 普通自 動二輪 講習一 時間に ついて 千二百 五十円	講習 に係る 車免許 動二輪 普通自 動二輪 講習一 時間に ついて 千六百 円	講習 に係る 車免許 動二輪 普通自 動二輪 講習一 時間に ついて 千二百 五十円	講習 に係る 車免許 動二輪 普通自 動二輪 講習一 時間に ついて 千六百 円	講習 に係る 車免許 動二輪 普通自 動二輪 講習一 時間に ついて 千六百 円	講習 に係る 車免許 動二輪 普通自 動二輪 講習一 時間に ついて 千六百 円
法第九 十五條 の六第 一項の 表の備 考一の 口に規 定する 優良運	二百円	講習一時間につ いて九百五十円	講習一時間につ いて千二百五十 円	講習一時間につ いて千六百円	講習一時間につ いて千六百円	講習一時間につ いて千六百円	講習一時間につ いて千六百円	講習一時間につ いて千六百円
法第九 十五條 の六第 一項の 表の備 考一の 口に規 定する 優良運	三百円（公安委員 会の使用に係る電 子計算機（入出力 装置を含む。以下 この表において同 じ。）と講習を受 ける者の使用に係 る電子計算機とを 電気通信回線で接	講習一時間につ いて千六百円	講習一時間につ いて千六百円	講習一時間につ いて千六百円	講習一時間につ いて千六百円	講習一時間につ いて千六百円	講習一時間につ いて千六百円	講習一時間につ いて千六百円

講習 掲げる 一号に 項第十 二第一 八条の 法第百	法第九 十二條 の二第 一項の 表の備 考一の 2に規 定する 優良運	講習 に係る 車免許 付自転 原動機 に係る 講習	講習 に係る 車免許 動二輪 普通自 動二輪 講習一 時間に ついて 千円	講習 に係る 車免許 動二輪 普通自 動二輪 講習一 時間に ついて 千五百 五十円	講習 に係る 車免許 動二輪 普通自 動二輪 講習一 時間に ついて 千円	講習 に係る 車免許 動二輪 普通自 動二輪 講習一 時間に ついて 千五百 五十円	講習 に係る 車免許 動二輪 普通自 動二輪 講習一 時間に ついて 千五百 五十円	講習 に係る 車免許 動二輪 普通自 動二輪 講習一 時間に ついて 千五百 五十円
法第九 十二條 の二第 一項の 表の備 考一の 2に規 定する 優良運	二百円	講習一時間につ いて八百五十円	講習一時間につ いて千円	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千円	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千五百五十 円
法第九 十二條 の二第 一項の 表の備 考一の 2に規 定する 優良運	三百円	講習一時間につ いて千六百円	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千五百五十 円

表の備 一項の の六第 の十五 法第九	講習 対する 転者に 一般運 定する ハに規 考一の 表の備 一項の の六第 十五條	三百円（オンラ イン講習にあつ ては、二百円）	転者に 対する 講習	続した電子情報処 理組織を使用する 方法による講習（ 以下この表におい て「オンライン講 習」という。）に あつては、零円）	五百円（オンライ ン講習にあつては 、零円）
六百円					
八百円					

表の備 一項の の二第 の十二 法第九	講習 対する 転者に 一般運 定する 3に規 考一の 表の備 一項の の二第 十二條	三百円	転者に 対する 講習		
六百円（国家公 安委員会規則で 定める第三十三 条の七第二項の 基準に該当しな					
七百五十円（国家 公安委員会規則で 定める第三十三 条の七第二項の基準 に該当しない者に		五百円			

考一の  
二に規  
定する  
違反運  
転者等  
のうち  
特定基  
準不該  
当者（  
国家公  
安委員  
会規則  
で定め  
る第三  
十三條  
の七第  
二項の  
基準に  
該当し  
ない者  
をいう  
。以下  
この表  
におい

考一の  
4に規  
定する  
違反運  
転者等  
に対す  
る講習

い者に対する講  
習にあつては、  
三百円）

対する講習にあつ  
ては、五百円）

習する講	の対	あるも	当者で	準不該	特定基	のうち	転者等	違反運	定する	ニに規	考一の	表の備	一項の	の六第	十五條	法第九	習する講	の対	ないも	。で	て同じ
																三百円（オンライン講習にあつては、二百円）					
																五百円（オンライン講習にあつては、零円）					

法第百	八条の	二第一	項第十	二号に	掲げる	講習	自動車	対応免	許(以	下この	表にお	いて「	普通自	動車対	応免許	「とい	う。」	を受け	ている	者(法	第九十	七条の	二第一	項第三
法第七	十一條	の五第	三項に	規定す	る普通																			
																							二千二百円	

																							四千四百円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

法第百	八条の	二第一	項第十	二号に	掲げる	講習	自動車	対応免	許(以	下この	表にお	いて「	普通自	動車対	応免許	「とい	う。」	を受け	ている	者(法	第九十	七条の	二第一	項第三
法第七	十一條	の五第	三項に	規定す	る普通																			
																							二千五十円	

																							四千四百円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------



二 第 一	七 条 の	第 九 十	者 （ 法	て い る	を 受 け	応 免 許	動 車 対	普 通 自	る 講 習	に 対 す	く。 ）	者 を 除	受 け る	適 用 を	規 定 の	三 項 の	の 四 第	百 一 条	に 法 第	者 並 び	掲 げ る	び ハ に	号 イ 及
								七 百 円															
								二 千 二 百 五 十 円															

二 第 一	七 条 の	第 九 十	者 （ 法	て い る	を 受 け	応 免 許	動 車 対	普 通 自	る 講 習	に 対 す	く。 ）	者 を 除	受 け る	適 用 を	規 定 の	三 項 の	の 四 第	百 一 条	に 法 第	者 並 び	掲 げ る	び ハ に	号 イ 及
								六 百 五 十 円															
								二 千 二 百 五 十 円															



法第百 八条の 二第一 項第十 三号に 掲げる 講習	自動車 等（こ れに準 ずるも のとし て国家 公安委 員会規 則で定 める装 置を含 む。） を使用 する指 導（以 下の	対応免 許以外 のもの のみを 受けて いる者 に対す る講習		
			五千五百五十円	七千七百五十円

法第百八条の二 第一項第十三号 に掲げる講習	四千八百円（当 該講習が国家公 安委員会規則で 定めるものであ る場合にあつて は、三千五百五 十円）	七千七百円（当該 講習が国家公安委 員会規則で定める ものである場合に あつては、五千五 百円）	対応免 許以外 のもの のみを 受けて いる者 に対す る講習		

料 通知 手数		若年運転者講習	法第百八条の二 第一項第十五号 に掲げる講習	法第百八条の二 第一項第十六号 に掲げる講習	表にお いて「 実車等 指導」 という 。を 含む講 習	実車等 指導を 含まな い講習	三千八百円	九百五十円
							講習一時間につ いて千二百五十 円	講習一時間につ いて六百円
			講習一時間につ いて六百円	講習一時間につ いて五百五十円			五千五百五十円	五十円

料 通知 手数		若年運転者講習	法第百八条の二 第一項第十五号 又は第十六号に 掲げる講習			講習一時間につ いて九百円	八百五十円
						講習一時間につ いて千三百五十円	講習一時間につ いて千四百五十円
			講習一時間につ いて千四百五十円	講習一時間につ いて千三百五十円			五十円

備考 (略)

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	人件費に対応する額から減ずる額
一 技能検定員、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	大型自動車免許、中型自動車免許	三百円	三千五百円
必要な自動車技能の運転に係る技能検定員審査	普通自動車免許	百円	三千五百五十円
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		百円	千五百円

備考 (略)

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	人件費に対応する額から減ずる額
一 技能検定員、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	大型自動車免許、中型自動車免許	三百円	三千七百円
必要な自動車技能の運転に係る技能検定員審査	普通自動車免許	百円	三千四百五十円
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		五十円	千二百円

五 技能 検定の 実施に 関する 知識	大型自動車免許 、中型自動車免 許又は準中型自 動車免許に係る 技能検定員審査 普通自動車免許	(略)	二 自動 車の運 転技能 許又は準中型自 動車免許に係る 技能検定員審査 及び採 点の技 能 普通自動車免許 に係る技能検定 員審査 特定第一種運転 免許に係る技能 検定員審査 大型自動車第二 種免許等に係る 技能検定員審査	大型自動車第二 種免許等に係る 技能検定員審査	二百円	四千二百五十円
				大型自動車免許 、中型自動車免 許又は準中型自 動車免許に係る 技能検定員審査	三百円	六千五十円
				二百円		
				七千五百五十円		
						千八百五十円
						千八百五十円

五 技能 検定の 実施に 関する 知識	大型自動車免許 、中型自動車免 許又は準中型自 動車免許に係る 技能検定員審査 普通自動車免許	(略)	二 自動 車の運 転技能 許又は準中型自 動車免許に係る 技能検定員審査 及び採 点の技 能 普通自動車免許 に係る技能検定 員審査 特定第一種運転 免許に係る技能 検定員審査 大型自動車第二 種免許等に係る 技能検定員審査	大型自動車第二 種免許等に係る 技能検定員審査	百五十円	四百五十円
				大型自動車免許 、中型自動車免 許又は準中型自 動車免許に係る 技能検定員審査	三百円	六千四百円
				百五十円		
				七千二百五十円		
						千九百円
						千九百円

適正化 業務の 行業の 運転代 自動車 業及び 運送事 技能検 定員審 査	七 旅客 自動車 種免許 等に係 る技能 検定員 審査	大型自動車第二 種免許等 に係る 技能検定 員審査	大型自動車第二 種免許等 に係る 技能検定 員審査	知識 に関する 方法に 関する 免許に係 る技能 検定員審 査	特定第一種運 転に係 る技能 検定員審 査	二千四百円	六 自動 車の運 転技能 の評価 の 員審査	普通自動車免 許に係 る技能 検定員 審査	（略）	特定第一種運 転に係 る技能 検定員審 査	二千五百五十 円	に係る技能 検定員 審査

適正化 業務の 行業の 運転代 自動車 業及び 運送事 技能検 定員審 査	七 旅客 自動車 種免許 等に係 る技能 検定員 審査	大型自動車第二 種免許等 に係る 技能検定 員審査	大型自動車第二 種免許等 に係る 技能検定 員審査	知識 に関する 方法に 関する 免許に係 る技能 検定員審 査	特定第一種運 転に係 る技能 検定員審 査	二千五百五十 円	六 自動 車の運 転技能 の評価 の 員審査	普通自動車免 許に係 る技能 検定員 審査	（略）	特定第一種運 転に係 る技能 検定員審 査	二千六百五十 円	に係る技能 検定員 審査

に関する法律 第二項 第一項 に規定 する自 動車運 転代行 業に関 する法 令につ いての 知識	備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千七百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については六百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千二百円を、大型自動車第二種免許等に係る技

に関する法律 第二項 第一項 に規定 する自 動車運 転代行 業に関 する法 令につ いての 知識	備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千五百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については九百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員



能検定員審査については二千七百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百円を減ずるものとする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ

審査については二千七百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百円を減ずるものとする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ

れ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

二 技能 教習に 必要な 教習の 教習指導員審査	一 教習 指導員 として 必要な 自動車 の運転 技能	審査細目	
		区分	物件費及び施設 費に対応する額 から減ずる額
大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	三百円	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額
(略)	普通自動車免許に係る教習指導員審査	三百円	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額
(略)	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	二百円	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額
(略)	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二百円	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額
(略)	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	四百二十五円	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額
(略)	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	五十円	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額
(略)	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千五十円	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額

れ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

二 技能 教習に 必要な 教習の 教習指導員審査	一 教習 指導員 として 必要な 自動車 の運転 技能	審査細目	
		区分	物件費及び施設 費に対応する額 から減ずる額
大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	三百円	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額
(略)	普通自動車免許に係る教習指導員審査	三百円	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額
(略)	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額
(略)	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	百五十円	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額
(略)	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	四千百円	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額
(略)	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	五十円	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額
(略)	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千円	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額

技能 (略)	四 法第 百八条 の二十 八第四 項に規 定する 教則の 内容と なつて いる事 項その 他自動 車の運 転に関 する知 識	五 自動 車教習 所に関 する法 令につ いての	特定第一種運 転に係る教習 指導員審査	千三百五十円
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)

技能 (略)	四 法第 百八条 の二十 八第四 項に規 定する 教則の 内容と なつて いる事 項その 他自動 車の運 転に関 する知 識	五 自動 車教習 所に関 する法 令につ いての	特定第一種運 転に係る教習 指導員審査	千三百円
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)



転代行 業に關 する法 令につ いての 知識	備考 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の 項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれを も免除される者である場合にあつては、一の項及び二の 項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一 項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄に定める額か ら更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動 車免許に係る教習指導員審査については二千七百五十円 を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については七 百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査につ いては千二百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習 指導員審査については二千七百五十円を減ずるものとし 、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定め る額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中 型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十 円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 二百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審 査については百五十円を、大型自動車第二種免許等に係

転代行 業に關 する法 令につ いての 知識	備考 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の 項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれを も免除される者である場合にあつては、一の項及び二の 項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一 項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄に定める額か ら更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動 車免許に係る教習指導員審査については二千二百円を、 普通自動車免許に係る教習指導員審査については七 百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査につ いては九百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員 審査については二千六百五十円を減ずるものとし、第一 項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額か ら更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動 車免許に係る教習指導員審査については二百円を、普通 自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二 百円を、大型自動車第二種免許等に係

る教習指導員審査については二百円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については五十円を減ずるものとする。

4 法第十二条第一項第四号の二の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第三十条の二第四項又は第六条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による免許情報記録の抹消を受けた者であつて、当該抹消を受けた後初めて法九十五条の二第一項の規定による申請をしたもの（次に掲げる者を除く。）

イ 当該抹消された免許情報記録に係る免許の効力の停止の期間が満了し、又は当該免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該免許以外の免許（仮運転免許を除く。）が与えられた者

ロ 法第十二条第一項又は第一百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付を受け

については二百円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百五十円を減ずるものとする。

（新設）

ようとする際に当該申請をした者

二 法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受ける者（法第百四条の四第三項の規定により免許が与えられる者を除く。）

（警察庁長官への権限の委任）

第四十三条の二 法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同条第二項の規定による通知、法第七十五条の二十九の規定による報告の受理及び通報、法第九十五条の五第三項第一号に規定する措置及び同項第二号に規定する措置に係る処理、同条第四項の規定による通報並びに法第百六条、第百七条の六及び第百八条の三の六の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。

（警察庁長官への権限の委任）

第四十三条の二 法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同条第二項の規定による通知並びに法第七十五条の二十九、第百六条、第百七条の六及び第百八条の三の六の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。

改 正 案	現 行
<p>（運転免許証等の有効期間等の特例）</p> <p>第六十条 法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は法第七十七条の規定による出動待機命令（以下この項において「防衛出動命令等」という。）を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証又は道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録（次項において「免許証等」という。）のうち、同法第七十六条第一項の規定による更新期間の初日が、当該隊員が法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日以前であるものの有効期間は、当該撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日から起算して二月を経過する日までの期間とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける免許証等の有効期間の更新を受けようとする者に対する道路交通法第一百一条第一項の規定の適用については、「当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前」とあるのは「その者が自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和</p>	<p>（運転免許証の有効期間等の特例）</p> <p>第六十条 法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は法第七十七条の規定による出動待機命令（以下この項において「防衛出動命令等」という。）を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証（次項において「免許証」という。）のうち、<u>道路交通法（昭和三十五年法律第五号）</u>第一百一条第一項の規定による更新期間の初日が、当該隊員が法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日以前であるものの有効期間は、当該撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日から起算して二月を経過する日までの期間とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける免許証の有効期間の更新を受けようとする者に対する道路交通法第一百一条第一項の規定の適用については、「当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前」とあるのは「その者が自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和</p>



平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令若しくは同法第七十七条に規定する出動待機命令を解除された日」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。この場合において、当該更新申請書には、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は同法第七十七条の規定による出動待機命令を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない」とする。

と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令若しくは同法第七十七条に規定する出動待機命令を解除された日」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。この場合において、当該更新申請書には、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は同法第七十七条の規定による出動待機命令を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない」とする。

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（第三条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
別表（第四条関係）					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号） 第八条第三項、第五十八条第一項、第五十八条の三第二項、第五十九条第三項、第七十五条第九項（第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項及び第二項、第九十四条第二項、第九十五条の二第十一項、第一百一条の四の二第一項、第六條の三第二項並びに第七條の七第三項	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号） 第八条第三項、第五十八条第一項、第五十八条の三第二項、第五十九条第三項、第七十五条第九項（第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項及び第二項、第九十四条第二項、第一百一条第六項、第一百一条の二第四項、第七條第二項並びに第七條の七第三項			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（第四条関係）

（現行規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）による改正後の規定）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（個人識別符号）</p> <p>第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号</p> <p>六～十 （略）</p>	<p>（個人識別符号）</p> <p>第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号</p> <p>六～十 （略）</p>

○内閣府令第九十七号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月一日

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改	正	後	改	正	前
目次				目次		
第一章～第四章 略				第一章～第四章 同上		
第五章 運転免許及び運転免許試験（第十五条の二）第三十一条の四の九				第五章 運転免許及び運転免許試験（第十五条の二）第三十一条の四の四		
第六章～第九章 略				第六章～第九章 同上		
附則				附則		

第六條の三の四 〔略〕  
(高齢運転者等標章の様式等)

2 前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード(以下「免許情報記録個人番号カード」という。)を提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報(同条第二項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。)を確認するために必要な措置を受けなければならない。

- 一 運転免許証(以下「免許証」という。)又は免許情報記録個人番号カード
- 二・三 略

3 〔略〕

第十七條 〔略〕

2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付(第三号、第五号又は第九号に掲げるものについては、提示しなければならない。)

〔一〇八 略〕

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第七項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの(前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。)

十 〔略〕

3 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード(その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード)を提示しなければならない。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第三号及び第九号に掲げる書類を提示することを要しない。

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第十八條 免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付(第六号に定める免許証及び旅券については、提示)しなければならない。

一 令第三十三条の六の二に規定するやむを得ない理由(以下この項において「やむを得ない理由」という。)により法第一百一条第一項に規定する免許証又は免許情報記録(法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。)(以下「免許証等」という。)の有効期間の更新(以下「免許証等の更新」という。)を受けることができなかつた者(免許証(仮免許に係るものを除く。)及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の有効期間の更新(以下「免許証の更新」という。)及び免許情報記録の有効期間の更新(以下「免許情報記録の更新」という。)のいずれをも受けることができなかつた者)で、法第十五条の六第一項の表の備考一の口に規定する優良運転者(以下「優良運転者」という。)又は同表の備考一のハに規定する一般運転者(以下「一般運転者」という。)となるものやむを得ない理由を証するに足りる書類

第六條の三の四 〔同上〕  
(高齢運転者等標章の様式等)

2 前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を提示しなければならない。

- 一 運転免許証(以下「免許証」という。)
- 二・三 同上

3 〔同上〕

第十七條 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの(前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。)

十 〔同上〕

3 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第三号及び第九号に掲げる書類を提示することを要しない。

〔項を加える。〕

第十八條 〔同上〕

一 令第三十三条の六の二に規定するやむを得ない理由(以下この項において「やむを得ない理由」という。)により法第一百一条第一項に規定する免許証の有効期間の更新(以下「免許証の更新」という。)を受けることができなかつた者で、法第九十二条の二第一項に規定する優良運転者(以下「優良運転者」という。)又は同項に規定する一般運転者(以下「一般運転者」という。)となるものやむを得ない理由を証するに足りる書類

二 かつてやむを得ない理由により法第百一条第一項に規定する免許証等の更新を受けることができなかつたこと（免許証（仮免許に係るものを除く。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の更新及び免許情報記録の更新のいずれをも受けることができなかつたこと）がある者で、当該更新を受けることができなかつた結果法第百五条の規定により効力を失つた免許及びその次に受けた免許について法第九十五条の六第一項の表の備考四の規定の適用を受けることにより優良運転者又は一般運転者となるもの（当該次の免許を受けた際の免許申請書に前号の規定により同号に定める書類を添付した者を除く。）やむを得ない理由を証するに足りる書類

〔三・四 略〕

五 法第九十七条の第二項第三号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）であつて、当該免許が法第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月以内に運転免許試験（以下「免許試験」という。）を受けることができなかつたもの やむを得ない理由を証するに足りる書類

〔六・七 略〕

2 〔略〕

2 (限定解除審査の申請の手続)

第十八条の五 法第九十一条の規定により運転することができず自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、その者の住所を管轄する公安委員会に、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示し、かつ、別記様式第十三の五の限定解除審査申請書を提出しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第十八条の六 〔略〕

2 法第九十一条の二第一項の規定による免許の付与又は変更の申請を行おうとする者は、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示し、かつ、別記様式第十三の六の運転免許条件申請書を提出しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第二十條 (免許証の記載事項の変更の届出の手続)

法第九十四条第一項（法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する免許証の記載事項の変更の届出は、別記様式第十六の届出書を提出して行うものとする。

3 2

第一項の届出をしようとする者が、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有し、かつ、住所又は氏名を変更したものであるときは、前項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載された免許情報記録個人番号カード（住所を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄

二 かつてやむを得ない理由により法第百一条第一項に規定する免許証の更新を受けることができなかつたことがある者で、当該免許及びその次に受けた免許について法第九十二条の二第一項の表の備考四の規定の適用を受けることにより優良運転者又は一般運転者となるもの（当該次の免許を受けた際の免許申請書に前号の規定により同号に定める書類を添付した者を除く。）やむを得ない理由を証するに足りる書類

〔三・四 同上〕

五 法第九十七条の第二項第三号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）であつて、当該免許が法第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月以内に運転免許試験（以下「免許試験」という。）を受けることができなかつたもの やむを得ない理由を証するに足りる書類

〔六・七 同上〕

2 〔同上〕

2 (限定解除審査の申請の手続)

第十八条の五 法第九十一条の規定により運転することができず自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、その者の住所を管轄する公安委員会に、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、別記様式第十三の五の限定解除審査申請書を提出しなければならない。

第十八条の六 〔同上〕

2 法第九十一条の二第一項の規定による免許の付与又は変更の申請は、別記様式第十三の六の運転免許条件申請書を提出して行うものとする。この場合において、当該申請を行おうとする者は、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。

第二十條 (免許証の記載事項の変更の届出の手続)

法第九十四条第一項に規定する免許証の記載事項の変更の届出は、別記様式第十六の届出書を提出して行うものとする。

2 〔同上〕

〔項を加える。〕

区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所を管轄する公安委員会をいう。第三十条の十第一項及び第四項並びに第三十条の十五第一項において同じ。が必要と認める場合には、住民票の写し。第二十一条の十二第一号において同じ。を提示しなければならない。

(免許証の再交付の申請)

第二十一条 [1・2 略]

3 法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付（仮免許に係る免許証の再交付を除く。第五項において同じ。）を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、次条第一項の規定にかかわらず、前項の申請書に当該記録を受ける旨を記載して行うものとする。

4 前項の記録を受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、第二項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

5 法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、第二項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

6 第二項の申請書には、次に掲げる書類及び写真（都道府県公安委員会規則で定める場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる書類）を添付しなければならない。

〔一〕三 略

(特定免許情報の記録の申請)

第二十一条の二 法第九十五条の二第一項に規定する特定免許情報の記録の申請は、別記様式第十七の二の特定免許情報記録申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

一 個人番号カード

二 免許証を有する者にあつては、その者が現に受けている免許に係る免許証

3 第一項の申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

4 第一項の申請に基づき法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けるときは、同条第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、第一項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

5 前項の記録を受けるときは、当該交付の申請は、第二十一条の九第一項の規定にかかわらず、第一項の申請書に当該交付を受ける旨を記載して行うものとする。

(特定免許情報)

第二十一条の三 法第九十五条の二第二項第五号の内閣府令で定めるものは、免許を受けた者の写真その他公安委員会が必要と認める事項とする。

(特定免許情報の記録)

第二十一条の四 法第九十五条の二第三項の規定による記録は、同条第二項第一号から第四号まで及び前条に掲げる事項を個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に記録して行うものとする。

2 法第九十五条の二第三項第二号の内閣府令で定める事情は、同条第一項の規定による申請を行った者の個人番号カードについての次に掲げる事情とする。  
一 個人番号カードが番号利用法及びこれに基づく命令の規定により効力を失っていること。

(免許証の再交付の申請)

第二十一条 [1・2 同上]

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

3 前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真（都道府県公安委員会規則で定める場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる書類）を添付しなければならない。

〔一〕三 同上

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

二 個人番号カードの区分部分（番号利用法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。以下同じ。）における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないこと。

三 個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に異常があること。

四 前三号に掲げるもののほか、個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができないと公安委員会が認める事情があること。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に係る免許証の返納）

第二十一条の五 法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとする者は、別記様式第十七の三の運転免許証返納届を提出しなければならない。この場合においては、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

（免許証の交付を受けようとする際にを行う特定免許情報の記録の申請）

第二十一条の六 免許を現に受けていない者が、法第九十五条の二第五項の規定により法第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、免許申請書に当該申請を行う旨を記載して行うものとする。この場合において、当該申請を行うものとする者は、第十七条第二項第九号の規定にかかわらず、個人番号カードを提示しなければならない。

2 前項の申請に併せて法第九十五条の二第六項の申出をしようとするときは、前項の申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとする。

（免許情報記録の効力）

第二十一条の七 法第九十五条の二第九項に規定するもののほか、番号利用法に基づく命令の規定による個人番号カードの失効は、当該失効後に交付された個人番号カードの区分部分に特定免許情報の記録を受けるまでの間、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に係る免許情報記録の抹消）

第二十一条の八 法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとする者は、別記様式第十七の四の免許情報記録抹消届を提出するとともに、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。

（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）

第二十一条の九 法第九十五条の二第十一項に規定する免許証の交付の申請は、別記様式第十七の五の運転免許証交付申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して、当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

3 第一項の申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

4 法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受ける際に同条第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、前条の規定にかかわらず、第一項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕



(現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等)

第二十一条の十 免許(仮免許を除く。以下この項及び第三項において同じ。)を現に受けている者のうち当該免許について免許証のみを有する者が、法第九十二条第二項の規定により異なる種類の免許に係る免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、免許申請書に当該記録を受ける旨を記載して行うものとする。

2 前項の申請に併せて法第九十五条の二第六項の申出をしようとするときは、前項の申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとする。

3 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有する者が、法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の二第一項の規定による免許証の交付を受けようとするときは、当該交付の申請は、前条第一項の規定にかかわらず、免許申請書に当該交付を受ける旨を記載して行うものとする。

4 前項の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、前項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

5 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、免許申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

6 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第九十二条第二項の規定により異なる種類の免許に係る免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、免許申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

(現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許情報記録の書換え)

第二十一条の十一 法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定により免許情報記録の書換えを受けようとする者から免許情報記録個人番号カードの提示を受けた公安委員会は、第二十一条の四第二項各号に掲げるいずれかの事情がある場合を除き、当該免許情報記録の書換えを行うものとする。

(免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出の手續)

第二十一条の十二 法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する法第九十四条第一項の届出をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第二十条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める書類を提示(第二号に該当する者にあつては、同条第一項の届出書に同号に定める書類を添付)しなければならない。

一 住所又は氏名を変更した者 変更後の住所又は氏名が記載された免許情報記録個人番号カード

二 本籍(外国人にあつては、国籍等)を変更した者 住民票の写し

第二十一条の十三 法第九十五条の五第三項第一号の内閣府令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 法第九十五条の五第三項第一号に規定する措置を講じようとする者の免許情報記録個人番号カードをその者の住所を管轄する公安委員会に提示し、当該免許情報記録個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報シ

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法という。）」第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書であつて、同法第十五条第一項の規定により効力を失つていないものに限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置

二 前号の個人番号カード用署名用電子証明書又は同号に規定する者の移動端末設備用署名用電子証明書（公的個人認証法第十六条の二第二項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書であつて、同法第十六条の十四第一項の規定により効力を失つていないものに限る。）を同号の措置を講じた者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。）により電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置

三 前二号の措置を講じた者の戸籍電子証明書提供用識別符号（戸籍法（昭和二十二年法律第百二十四号）第二百二十条の三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号であつて、変更した本籍を証明する戸籍電子証明書（同条第一項に規定する戸籍電子証明書をいう。）を識別できるように付されるものに限る。）をその者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システムにより電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置

**第二十一条の十四**

法第九十五条の五第三項第二号の内閣府令で定める措置は、次の各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該措置を講じようとする者の公的個人認証法第十八条第三項に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る同意（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号。以下「公的個人認証法施行規則という。）」第三十五条の二第四項に規定する有効期間が満了しておらず、かつ、同条第五項の規定により取り消されていないもの限り、当該同意に関する情報（同条第一項に規定する情報をいう。以下この条において同じ。）が法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する法第九十四条第一項の規定により届け出なければならない事情があるときに送信されたものを除く。以下この条及び第三十条の十五第三項において「同意」という。）をしていることとする。ただし、第二号の方法による場合には、あらかじめ前条第一号及び第二号に掲げる措置を講じなければならない。

一 法第九十五条の五第三項第二号の措置を講じようとする者の免許情報記録個人番号カードをその者の住所を管轄する公安委員会に提示し、当該免許情報記録個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法

二 個人番号カード用署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を法第九十五条の五第三項第二号の措置を講じようとする者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システムにより電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法

〔条を加える。〕

2 前項の規定により送信された個人番号カード用署名用電子証明書が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、法第九十五条の五第三項（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、当該各号に定めるときから適用する。この場合において、同項の規定が適用されるまでの間に、住所、氏名又は生年月日に変更が生じたときは、第二十条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十六の届出書を提出することを要しない。

一 公的個人認証法第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる規定により効力を失った場合  
 同法第三条第六項の規定に基づき個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けたとき。

二 公的個人認証法第十五条第一項第五号の規定により効力を失った場合  
 公的個人認証法施行規則第三十五条の二第四項に規定する同意の有効期間の満了前に前項各号のいずれかに規定する方法により効力を失っていない個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を送信したとき。

（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則についての通報事項）

第二十一条の十五 法第九十五条の五第四項第一号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 提供を受けた戸籍電子証明書又は特定署名用電子証明書記録情報に係る者の生年月日及び性別

二 免許情報記録の番号

三 変更に係る本籍、住所、氏名又は生年月日

四 提供を受けた年月日

2 法第九十五条の五第四項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十五条の五第三項第二号に規定する措置が開始され、又は終了した者の生年月日及び性別

二 免許情報記録の番号

三 第一号の措置が開始され、又は終了した旨及びその年月日

（免許情報記録に係る個人番号カードの取扱い）

第二十一条の十六 公安委員会は、法及びこれに基づく命令の規定により、特定免許情報を個人番号カードの区分部分に記録し、若しくは確認し、又は免許情報記録を書き換え、若しくは抹消するときは、特定免許情報及び免許情報記録の安全管理を図るため必要なものとして国家公安委員会が定める基準に従つて個人番号カードを取り扱わなければならない。

（仮免許による運転練習）

第二十一条の十七 [略]

（大型免許等に係る受験資格の特例）

第二十一条の十八 [略]

（運転免許試験成績証明書）

第二十八条 公安委員会は、次の各号に掲げる者の申出により、別記様式第十七の六の運転免許試験成績証明書を交付するものとする。

一・二 略

（再試験通知書）

第二十八条の三 法第百条の二第四項に規定する書面（以下「再試験通知書」という。）の様式は、別記様式第十七の六の二のとおりとする。

2 [略]

[条を加える。]

[条を加える。]

（仮免許による運転練習）

第二十一条の二 [同上]

（大型免許等に係る受験資格の特例）

第二十一条の三 [同上]

（運転免許試験成績証明書）

第二十八条 公安委員会は、次の各号に掲げる者の申出により、別記様式第十七の二の運転免許試験成績証明書を交付するものとする。

一・二 同上

（再試験通知書）

第二十八条の三 法第百条の二第四項に規定する書面（以下「再試験通知書」という。）の様式は、別記様式第十七の二の二のとおりとする。

2 [同上]

(再試験受験申込書)

第二十八条の四 法第百条の二第五項の内閣府令で定める再試験受験申込書の様式は、別記様式第十七の七のとおりとする。

2 前項の様式の再試験受験申込書には、次の各号(再試験を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、第二号)に掲げる書類を添付(第一号に掲げるものについては、提示)しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

一 再試験を受けようとする者が現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード(その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード)

3 [略]

(試験移送通知書の様式)  
第二十八条の五 法第百条の三第一項の内閣府令で定める試験移送通知書の様式は、別記様式第十七の八のとおりとする。

(免許証等の更新の申請等)

第二十九条 法第百一条第一項の更新申請書(以下この条、第二十九条の二の二及び第二十九条の二の三の二において「更新申請書」という。)の様式は、別記様式第十八のとおりとする。

2 法第百一条第一項に規定する免許証等の更新を受けようとする者(以下「更新申請者」という。)は、現に受けている免許に係る免許証を提示し、又は現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。ただし、更新申請者のうち免許証の更新を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

〔358 略〕

9 法第百一条第六項後段の内閣府令で定める場合は、法第百一条の二の二第三項の申出をした者について、第二十一条の四第二項各号に掲げるいずれかの事情がある場合とする。

10 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する更新申請者が、法第百一条第七項の規定により免許証の更新若しくは免許情報記録の更新又はその双方を受けようとするときは、第二項本文の規定にかかわらず、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第二十九条の二 [略]

2 法第百一条の二第二項に規定する更新期間前における免許証等の更新を受けようとする者(以下「特例更新申請者」という。)は、前項の様式の特例更新申請書に海外旅行又は令第三十七條の五各号に掲げる事実を証するに足りる書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に提出するとともに、現に受けている免許に係る免許証を提示し、又は現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。ただし、特例更新申請者のうち免許証の更新を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

(再試験受験申込書)

第二十八条の四 法第百条の二第五項の内閣府令で定める再試験受験申込書の様式は、別記様式第十七の三のとおりとする。

2 前項の様式の再試験受験申込書には、次の各号(再試験を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、第二号)に掲げる書類を添付(第一号に掲げるものについては、提示)しなければならない。

一 再試験を受けようとする者が現に受けている免許に係る免許証

二 [同上]

3 [同上]

(試験移送通知書の様式)  
第二十八条の五 法第百条の三第一項の内閣府令で定める試験移送通知書の様式は、別記様式第十七の四のとおりとする。

(免許証の更新の申請等)

第二十九条 法第百一条第一項の更新申請書(以下この条及び第二十九条の二の二において「更新申請書」という。)の様式は、別記様式第十八のとおりとする。

2 法第百一条第一項に規定する免許証の更新を受けようとする者(以下「更新申請者」という。)は、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。ただし、更新申請者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

〔358 同上〕

9 法第百一条第一項に規定する免許証の更新は、更新申請者が現に有する免許証と引換えに新たな免許証を交付して行うものとする。  
〔項を加える。〕

第二十九条の二 [同上]

2 法第百一条の二第二項に規定する更新期間前における免許証の更新を受けようとする者(以下「特例更新申請者」という。)は、前項の様式の特例更新申請書に海外旅行又は令第三十七條の五各号に掲げる事実を証するに足りる書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に提出するとともに、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。ただし、特例更新申請者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

〔356 略〕  
 7 前条第十項の規定は、特例更新申請者について準用する。この場合において、同項中「更新申請者」とあるのは「特例更新申請者」と、「法第百一条第七項」とあるのは「法第百一条の第二第五項」と読み替えるものとする。

第二十九条の二の二 法第百一条の二の二第二項の規定により更新申請書の提出を同項に規定する經由地公安委員会を經由して行おうとする者は、第二十九条第三項から第五項までに規定するもののほか、別記様式第十八の三の經由申請書を当該經由地公安委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する者は、第二十九条第二項又は第十項に規定するもののほか、法第百一条第三項に規定する書面（その者が更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当することとなる旨を記載したものに限り。）又は当該書面の送付を受けた者であることを証するに足りる書類を前項の經由地公安委員会に提示しなければならない。

3 法第百一条の二の二第三項の申出は、更新申請書に法第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを經由地公安委員会において受ける旨を記載して行うものとする。

4 第二十三条第一項の規定（色彩識別能力に係る部分を除く。）は、法第百一条の二の二第七項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

（認知機能検査等を受ける必要がない場合）

第二十九条の二の三 法第百一条の四第二項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日（特例更新申請者にあつては、法第百一条の二第一項の規定による免許証等の更新の申請をする日。以下この条において同じ。）前六月以内に免許を受けた場合

二 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日前六月以内に法第百二条第一項から第四項までの規定による適性検査（同項の規定によるものにあつては、当該免許証等の更新を受けようとする者が法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けた場合

三 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日前六月以内に医師が作成した診断書その他の書類であつて、当該免許証等の更新を受けようとする者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する当該医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されているものを公安委員会に提出した場合

（更新された免許証の交付等）

第二十九条の二の三の二 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許証のみを有する者が、法第百一条の四の二第一項の規定により更新された免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報記録の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、更新申請書に当該記録を受けようとする旨を記載して行うものとする。

〔356 同上〕  
 7 前条第九項の規定は、第二項の免許証の更新について準用する。

第二十九条の二の二 法第百一条の二の二第二項の規定により更新申請書の提出を同項に規定する經由地公安委員会を經由して行おうとする者は、第二十九条第三項から第五項までに規定するもののほか、別記様式第十八の三の經由申請書を当該經由地公安委員会に提出しなければならない。この場合において、同条第二項に規定するもののほか、法第百一条第三項に規定する書面（その者が更新を受ける日において優良運転者に該当することとなる旨を記載したものに限り。）又は当該書面の送付を受けた者であることを証するに足りる書類を提示しなければならない。

2 法第百一条の二の二第三項に規定する書面の様式は、別記様式第十八の四のとおりとする。

〔項を加える。〕

3 第二十三条第一項の規定（色彩識別能力に係る部分を除く。）は、法第百一条の二の二第五項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

（認知機能検査等を受ける必要がない場合）

第二十九条の二の三 〔同上〕

一 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日（特例更新申請者にあつては、法第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をする日。以下この条において同じ。）前六月以内に免許を受けた場合

二 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日前六月以内に法第百二条第一項から第四項までの規定による適性検査（同項の規定によるものにあつては、当該免許証の更新を受けようとする者が法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けた場合

三 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日前六月以内に医師が作成した診断書その他の書類であつて、当該免許証の更新を受けようとする者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する当該医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されているものを公安委員会に提出した場合

〔条を加える。〕

2 前項の申請に併せて法第百一条の四の二第二項の申出をしようとするときは、前項の申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとする。

3 免許（仮免許を除く。）を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有する者が、法第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとするときは、当該交付の申請は、第二十一条の九第一項の規定にかかわらず、更新申請書に当該交付を受ける旨を記載して行うものとする。

4 前項の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、前項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

5 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、更新申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

6 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第百一条の四の二第一項の規定により更新された免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、更新申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

7 免許情報記録の有効期間の更新の申請を受けた公安委員会は、第二十一条の四第二項各号に掲げるいずれかの事情がある場合を除き、法第百一条の四の二第三項の規定による当該免許情報記録の書換えを行うものとする。

8 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第百一条の四の二第四項の規定により經由地公安委員会に免許証を返納するときは、更新申請書及び經由申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならない。

（報告徴収の方法）

第二十九条の二の四 法第百一条の五の規定による報告徴収は、別記様式第十八の四の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

（臨時認知機能検査）

第二十九条の二の五 〔略〕  
2 法第百一条の七第二項に規定する書面（次項において「臨時認知機能検査通知書」という。）の様式は、別記様式第十八の五のとおりとする。

〔3・4 略〕

（臨時高齢者講習）

第二十九条の二の六 法第百一条の七第四項の内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 〔略〕

二 次のいずれにも該当しないこと。

イ 〔略〕

ロ 現に受けている免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の一年前の日（八において「特定日」という。）以後に臨時認知機能検査等を受けたこと。

〔八〇へ 略〕

〔同上〕

一 〔同上〕

二 次のいずれにも該当しないこと。

イ 〔同上〕

ロ 現に受けている免許に係る免許証の有効期間が満了する日の一年前の日（八において「特定日」という。）以後に臨時認知機能検査等を受けたこと。

〔八〇へ 同上〕

（報告徴収の方法）

第二十九条の二の四 法第百一条の五の規定による報告徴収は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

（臨時認知機能検査）

第二十九条の二の五 〔同上〕  
2 法第百一条の七第二項に規定する書面（次項において「臨時認知機能検査通知書」という。）の様式は、別記様式第十八の六のとおりとする。

〔3・4 同上〕

（臨時高齢者講習）

第二十九条の二の六 〔同上〕

一 〔同上〕

二 次のいずれにも該当しないこと。

イ 〔同上〕

ロ 現に受けている免許に係る免許証の有効期間が満了する日の一年前の日（八において「特定日」という。）以後に臨時認知機能検査等を受けたこと。

〔八〇へ 同上〕

2 法第百一条の七第五項に規定する書面（次項において「臨時高齢者講習通知書」という。）の様式は、別記様式第十八の六のとおりとする。

〔3・4 略〕

（仮停止通知書の様式）

第三十条の二 法第百三条の二第五項の内閣府令で定める仮停止通知書の様式は、別記様式第十九の三のとおりとする。

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

（公安委員会への通知）

第三十条の六 法第百四条の三第三項の規定による通知は、別記様式第十九の三の六の通知書を送付して行うものとする。

（取消しの申請等）

第三十条の七 法第百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請は、別記様式第十九の三の七の申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者である場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

3 法第百四条の四第一項後段の申出は、第一項の申請書に受けたい他の免許の種類を記載して行うものとする。

4 〔略〕

5 公安委員会は、法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消したときは、当該処分を受けた者に別記様式第十九の三の八の通知書により通知するものとする。

（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）

第三十条の八 運転経歴証明書（法第百五条の二第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の交付若しくは運転経歴情報（同条第三項に規定するものをいう。以下同じ。）の記録又はその双方の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付等申請書を提出して行うものとする。

2 法第百一条の七第五項に規定する書面（次項において「臨時高齢者講習通知書」という。）の様式は、別記様式第十八の七のとおりとする。

〔3・4 同上〕

（免許証の提出）

第三十条の二 法第百三条の二第四項の内閣府令で定める仮停止通知書の様式は、別記様式第十九の三のとおりとする。

（免許証の提出）

第三十条の六 法第百四条の三第三項の規定により免許証の提出を求め、これを保管するときは、前条の命令に係る者に対し、同項の規定の趣旨を説明するものとする。

（保管証）

第三十条の七 法第百四条の三第三項の保管証（以下この条において「保管証」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 保管証の有効期限
- 二 免許証の番号、免許の年月日及び免許証の交付年月日並びにその免許証を交付した公安委員会
- 三 免許の種類及びその免許に付されている条件
- 四 免許を受けた者の住所、氏名及び生年月日
- 五 保管証を交付した日時並びに交付した警察官の所属、階級及び氏名

2 保管証の様式は、別記様式第十九の三の六のとおりとする。

（公安委員会への通知）

第三十条の八 法第百四条の三第四項の規定による通知は、別記様式第十九の三の七の通知書を送付して行うものとする。

（取消しの申請等）

第三十条の九 法第百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請は、別記様式第十九の三の八の申請書を提出して行うものとする。この場合において、当該申請を行おうとする者は、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。

〔項を加える。〕

2 法第百四条の四第一項後段の申出は、前項の申請書に受けたい他の免許の種類を記載して行うものとする。

3 〔同上〕

4 公安委員会は、法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消したときは、当該処分を受けた者に別記様式第十九の三の九の通知書により通知するものとする。

（運転経歴証明書の交付の手続）

第三十条の十 法第百四条の四第五項（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

- 2 前項の運転経歴証明書交付等申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。
  - 3 第一項の申請をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。ただし、第一号に規定する者が、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日と同じくして第一項の申請をしようとする場合にあっては、同号に定める書類を提示することを要しない。
    - 一 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有しない者であつて運転経歴証明書の交付の申請のみを行う者 住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類
    - 二 運転経歴情報記録個人番号カードを有する者であつて運転経歴証明書の申請をする者 運転経歴情報記録個人番号カード
    - 三 運転経歴情報の記録の申請をする者 個人番号カード
- (運転経歴証明書の記載事項等)
- 第三十条の九** 運転経歴証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 [略]
  - 二 運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許証等の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類 [三〇五 略]
- 2 運転経歴証明書の様式は、別記様式第十九の三の九のとおりとする。
- [3・4 略]
- (運転経歴証明書の記載事項の変更の届出)
- 第三十条の十** 運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所を管轄する公安委員会に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- [2・3 略]
- 4 第一項の届出をしようとする者であつて、運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有するものは、前項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載された運転経歴情報記録個人番号カード(住所を管轄する公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し。第三十条の十五第二項において同じ。)を提示しなければならない。
- (運転経歴証明書の再交付の申請)
- 第三十条の十一** [略]
- (運転経歴証明書の返納)
- 第三十条の十二** [略]
- 2 運転経歴証明書を有する者は、法第百五条の二第四項の規定により運転経歴情報の記録を受けようとするときは、その者の住所を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届を提出して当該運転経歴証明書を返納することができる。
- 3 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有する者は、いつでも、その者の住所を管轄する公安委員会に前項の運転経歴証明書返納届を提出して当該運転経歴証明書を返納することができる。

- 2 前項の運転経歴証明書交付申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。
  - 3 第一項の申請をしようとする者は、住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類を提示しなければならない。ただし、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日と同じくして第一項の申請をしようとする場合にあっては、当該書類を提示することを要しない。
    - [各号を加える。]
- (運転経歴証明書の記載事項等)
- 第三十条の十一** [同上]
- 一 [同上]
  - 二 運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許証の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類 [三〇五 同上]
- 2 運転経歴証明書の様式は、別記様式第十九の三の十のとおりとする。
- [3・4 同上]
- (運転経歴証明書の記載事項の変更の届出)
- 第三十条の十二** 運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所を管轄する公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所を管轄する公安委員会)に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- [2・3 同上]
- [項を加える。]
- (運転経歴証明書の再交付の申請)
- 第三十条の十三** [同上]
- (運転経歴証明書の返納)
- 第三十条の十四** [同上]
- [項を加える。]
- [項を加える。]



（運転経歴情報記録個人番号カードの記録事項）

第三十条の十三 運転経歴情報記録個人番号カードには、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 運転経歴情報記録（個人番号カードに記録された運転経歴情報に係る記録をいう。以下同じ。）の番号

二 運転経歴情報の記録を受けた者が法百四条の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許証等の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類

三 運転経歴情報の記録年月日

四 運転経歴情報の記録を受けた者が法百四条の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が効力を失った日前五年間の自動車等の運転に関する経歴

五 運転経歴情報の記録を受けた者の写真その他公安委員会が必要と認める事項

（運転経歴情報の記録等）

第三十条の十四 法百五条の二第三項の規定による申請を受けた公安委員会は、第二十一条の四第二項各号に掲げるいずれかの事情がある場合を除き、法百五条の二第三項に規定する運転経歴情報をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

2 法百五条の二第四項の規定による記録は、前条各号に掲げる事項を個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に記録して行うものとする。

（運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出）

第三十条の十五 運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者は、住所、氏名又は生年月日に変更が生じたときは、速やかに住所等を管轄する公安委員会に届け出なければならない。この場合において、当該届出をしようとする者は、変更後の住所又は氏名が記載された運転経歴情報記録個人番号カードを提示しなければならない。

3 第一項の者が、国家公安委員会に対し、公的個人認証法第十八条第三項の規定により国家公安委員会が同項に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けるための措置として第二十一条の十四第一項各号のいずれかに規定する方法により同意をしているときは、第一項の規定にかかわらず、住所、氏名又は生年月日の変更についての届出をすることを要しない。

4 第二十一条の十四の規定（同条第一項ただし書に係る部分を除く。）は、第一項の者であつて前項の同意をしていないものが、第一項の規定にかかわらず、住所、氏名又は生年月日の変更についての届出をすることを要しないこととされるために講ずる措置（以下この条において「同意措置」という。）について準用する。この場合において、第二十一条の十四第一項第一号中「法百九十五条の五第三項第二号」とあるのは「第三十条の十五第四項」と、「免許情報記録個人番号カード」とあるのは「運転経歴情報記録個人番号カード」と、同項第二号中「法百九十五条の五第三項第二号」とあるのは「第三十条の十五第四項」と、同条第二項中「法百九十五条の五第三項（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「第三十条の十五第四項」と、「第二十条第一項」とあるのは「同条第二項」と、「別記様式第十六の」とあるのは「同項に規定する」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により読み替えて準用する第二十一条の十四第一項各号に規定する方法により同意措置を講じている者は、法百九十五条の五第三項の規定の適用については、同項第二号の措置を講じている者とみなす。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

<p>6 前二項の場合において、第四項の規定により読み替えて準用する第二十一条の第十四第一項第二号に規定する方法により同意措置を講じようとするときは、あらかじめ第二十一条の第十三第一号及び第二号に掲げる措置を講じなければならない。この場合において、同条第一号中「法第九十五条の五第三項第一号」とあるのは「第三十条の十五第四項」と、「免許情報記録個人番号カード」とあるのは「運転経歴情報記録個人番号カード」とする。 (運転経歴情報の抹消)</p> <p><b>第三十条の十六</b> 運転経歴情報の記録を受けた者が免許を受けたときは、速やかに、運転経歴情報記録個人番号カードをその者の住所を管轄する公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならない。ただし、当該運転経歴情報記録個人番号カードを番号利用法第十七条第八項に規定する住所都市町村長に返納した場合は、この限りでない。</p> <p>2 運転経歴情報の記録を受けた者は、いつでも、その者の住所を管轄する公安委員会に運転経歴情報記録個人番号カードを提示し、かつ、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届を提出して運転経歴情報の抹消を受けることができる。 (運転経歴情報に係る個人番号カードの取扱い)</p> <p><b>第三十条の十七</b> 公安委員会は、法及びこれに基づく命令の規定により、個人番号カードの区分部分に運転経歴情報を記録し、又は抹消するときは、運転経歴情報の安全管理を図るため必要なものとして国家公安委員会が定める基準に従つて個人番号カードを取り扱わなければならない。</p> <p><b>第三十一条の三</b> 法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。</p>	<p>報告する場合</p> <p>法第九十条第一項本文の規定により免許を与えたとき（免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたとき）</p>	<p>事 項</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 免許証の交付年月日又は特定免許情報の記録年月日（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の記録年月日及び特定免許情報の記録年月日）及び免許証又は免許情報記録の番号（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証及び免許情報記録の番号。以下この表において「免許証等番号」という。）</p> <p>〔四〇六 略〕</p>	<p>免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたとき。</p> <p>三 免許証の交付年月日又は特定免許情報の記録年月日若しくは免許情報記録の書換年月日（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の交</p>
--	--	--	---

<p>報告する場合</p> <p>法第九十条第一項本文の規定により免許を与えたとき（免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたとき）</p>	<p>事 項</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 免許証の交付年月日及び免許証番号</p>	<p>免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたとき。</p> <p>三 免許証の交付年月日及び免許証番号</p>
--	--	---

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

第三十一条の三 〔同上〕

<p>法第九十五条の二第二項の規定により免許情報記録の抹消をしたとき。</p>	<p>二 免許証番号</p>
<p>法第九十五条の二第四項の規定により免許証の返納を受けたとき。</p>	<p>一 免許証を返納した者の生年月日及び性別 二 免許情報記録の番号 三 返納を受けた免許証に係る免許証番号 四 免許証の返納を受けた年月日</p>
<p>法第九十五条の二第三項の規定により特定免許情報の記録をしたとき（法第九十条第一項本文又は第百四条の四第三項の規定により免許を与えた場合及び法第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定により免許等の更新をした場合において行つたときを除く。）</p>	<p>一 特定免許情報の記録を受けた者の生年月日及び性別 二 免許証等番号 三 特定免許情報の記録年月日</p>
<p>法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付をしたとき。</p>	<p>一 免許証の再交付を受けた者の生年月日及び性別 二 免許証の再交付年月日及び免許証番号</p>
<p>法第九十四条第一項（法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出を受けたとき。</p>	<p>一 「略」 二 免許証等番号 三・四 「略」</p>
<p>法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により条件を付し、又はこれを変更したとき（法第九十条第一項本文の規定により免許を与えた場合及び法第百四条の四第三項の規定により免許を与えた場合において行つたときを除く。）</p>	<p>一 「略」 二 免許証等番号 三 免許証の交付年月日等及び免許証等番号 四 「略」</p>
<p>法第百四条の四第三項の規定により免許を与えたとき。</p>	<p>付年月日及び特定免許情報の記録年月日又は免許情報記録の書換年月日。以下この表において「免許証の交付年月日等」という。及び免許証等番号 〔四〇六 略〕 〔一・二 略〕</p>

<p>法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付をしたとき。</p>	<p>一 免許証の再交付を受けた者の生年月日及び性別 二 免許証の再交付年月日及び免許証番号</p>
<p>法第九十四条第一項の規定による届出を受けたとき。</p>	<p>一 「同上」 二 免許証番号 三・四 「同上」</p>
<p>法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により条件を付し、又はこれを変更したとき（法第九十条第一項本文の規定により免許を与えた場合及び法第百四条の四第三項の規定により免許を与えた場合において行つたときを除く。）</p>	<p>一 「同上」 二 免許証番号 三 免許証の交付年月日等及び免許証番号 四 「同上」</p>
<p>法第百四条の四第三項の規定により免許を与えたとき。</p>	<p>〔四〇六 同上〕 〔一・二 同上〕</p>

<p>法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第</p>	<p>法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第</p>	<p>法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第</p>	<p>法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第</p>	<p>法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第</p>	<p>法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第</p>
<p>三 免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号</p>	<p>一 運転経歴情報の記録を受けた者の生年月日及び性別 二 運転経歴情報の記録を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証等番号 三 運転経歴情報の記録年月日</p>	<p>一 運転経歴証明書の交付を受けた者の生年月日及び性別 二 運転経歴証明書の交付を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証等番号 三 運転経歴証明書の交付年月日</p>	<p>一 免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号 二 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証等番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証等番号 四 略</p>	<p>一 免許証の更新を受けた者の生年月日及び性別 二 免許証の交付年月日等及び免許証等番号 三 法第一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者にあつては、同条第三項の規定による適性検査を受けた日 四 略</p>	<p>三 抹消された免許情報記録に係る免許情報記録の番号 四 免許情報記録の抹消年月日 一 免許証の交付を受けた者の生年月日及び性別 二 免許証等番号 三 免許証の交付年月日</p>

<p>法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第</p>	<p>法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第</p>	<p>法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第</p>	<p>法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第</p>	<p>法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第</p>	<p>法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第</p>
<p>三 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p>	<p>一 運転経歴証明書の交付を受けた者の生年月日及び性別 二 運転経歴証明書の交付を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号 三 運転経歴証明書の交付年月日</p>	<p>一 運転経歴証明書の交付を受けた者の生年月日及び性別 二 運転経歴証明書の交付を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号 三 運転経歴証明書の交付年月日</p>	<p>一 同上 二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号 四 同上</p>	<p>一 免許証の更新を受けた者の生年月日及び性別 二 免許証の交付年月日及び免許証番号 三 法第一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者にあつては、同条第三項の規定による適性検査を受けた日 四 同上</p>	<p>一 免許証の更新を受けた者の生年月日及び性別 二 免許証の交付年月日及び免許証番号 三 法第一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者にあつては、同条第三項の規定による適性検査を受けた日 四 同上</p>

<p>法第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき。</p>	<p>認知機能検査を受けたとき。</p>	<p>法第百二条第一項から第四項までの規定による命令をしたとき。</p>	<p>法第九十条第八項又は法第百三条第六項の規定による命令をしたとき。</p>	<p>法第百四条の四第二項の規定による処分をしたとき。</p>	<p>一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百三条の二第一項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する法第百三条第四項又は法第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をしたとき。</p>
<p>一 [略] 二 再試験に係る免許の種類及び免許証番号 三 [略]</p>	<p>一 [略] 二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号 [四・五 略]</p>	<p>一 [略] 二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該命令を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号 四 [略]</p>	<p>一 [略] 二 命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三 [略]</p>	<p>一 [略] 二 処分に係る免許の種類及び免許証番号 三 [略]</p>	<p>四 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該処分を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号 [五〜七 略]</p>

<p>法第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき。</p>	<p>認知機能検査を受けたとき。</p>	<p>法第百二条第一項から第四項までの規定による命令をしたとき。</p>	<p>法第九十条第八項又は法第百三条第六項の規定による命令をしたとき。</p>	<p>法第百四条の四第二項の規定による処分をしたとき。</p>	<p>一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百三条の二第一項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する法第百三条第四項又は法第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をしたとき。</p>
<p>一 [同上] 二 再試験に係る免許の種類及び免許証番号 三 [同上]</p>	<p>一 [同上] 二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号 [四・五 同上]</p>	<p>一 [同上] 二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該命令を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号 四 [同上]</p>	<p>一 [同上] 二 命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三 [同上]</p>	<p>一 [同上] 二 処分に係る免許の種類及び免許証番号 三 [同上]</p>	<p>四 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該処分を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号 [五〜七 同上]</p>

<p>第三百一条に規定する場合</p>	<p>法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。</p>
<p>一 [略] 二 免許を現に受けている者にあつては、その免許の種類及び免許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反行為等をした日直前に受けていた免許に係る免許証番号 [四〇六 略]</p>	<p>一 [略] 二 免許証番号 三 [略]</p>	<p>一 [略] 二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反者講習を受けた日直前に受けていた免許に係る免許証番号 四 [略]</p>	<p>一 [略] 二 初心運転者講習に係る免許の種類及び免許証番号 三 [略]</p>	<p>一 [略] 二 法第九十条第一項ただし書又は第二項の規定による免許の拒否を受けた者（免許を受けていたことがある者に限る。）にあつては、その者が当該処分を受けた日直前に受けていた免許に係る免許証番号 三 法第九十条第五項若しくは第六項若しくは第九十条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けた者又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者にあつては、取り消され、又は失効した免許に係る免許証番号 四 [略]</p>

<p>第三百一条に規定する場合</p>	<p>法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。</p>
<p>一 [同上] 二 免許を現に受けている者にあつては、その免許の種類及び免許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反行為等をした日直前に受けていた免許に係る免許証番号 [四〇六 同上]</p>	<p>一 [同上] 二 免許証番号 三 [同上]</p>	<p>一 [同上] 二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反者講習を受けた日直前に受けていた免許に係る免許証番号 四 [同上]</p>	<p>一 [同上] 二 初心運転者講習に係る免許の種類及び免許証番号 三 [同上]</p>	<p>一 [同上] 二 法第九十条第一項ただし書又は第二項の規定による免許の拒否を受けた者（免許を受けていたことがある者に限る。）にあつては、その者が当該処分を受けた日直前に受けていた免許に係る免許証番号 三 法第九十条第五項若しくは第六項若しくは第九十条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けた者又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者にあつては、取り消され、又は失効した免許に係る免許証番号 四 [同上]</p>

<p>第三十一条の二に規定する行為をしたとき。</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該特定行為をした日前の直前に受けていた免許に係る免許証等番号</p> <p>〔四・五 略〕</p>
<p>前条に規定する事由が生じたとき。</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該交通事故を起こした日前の直前に受けていた免許に係る免許証等番号</p> <p>〔四・五 略〕</p>

(他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報の記録)

**第三十一条の四の二** 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許証のみを有する者が、法第百六条の三第二項の規定により免許証の交付（法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者が受けている他の種類の免許（同条第三項の規定により与えられる免許を含む。第三項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）に係る免許証の交付を除く。）を受けるときは、第三項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）に係る免許証の交付を除く。）を受けるときは、当該記録の申請については、第二十一条の二第三項の規定は適用しない。

- 2 前項の記録を受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、第二十一条の二第一項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。
- 3 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許証のみを有する者が、法第百六条の三第二項の規定により免許証の交付（法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者が受けている他の種類の免許に係る免許証の交付に限る。）を受けるときは、法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、第三十条の七第一項の申請書に当該記録を受けようとする旨を記載して行うものとする。
- 4 前項の記録を受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、前項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。
- 5 第三項の申請に併せて法第百六条の三第三項において準用する法第九十五条の二第六項の申出をしようとするときは、第三項の申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとする。

<p>第三十一条の二に規定する行為をしたとき。</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該特定行為をした日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>〔四・五 同上〕</p>
<p>前条に規定する事由が生じたとき。</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該交通事故を起こした日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>〔四・五 同上〕</p>

〔条を加える。〕

(他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付)

**第三十一条の四の三** 免許(仮免許を除く。第三項において同じ。)を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有する者が、法第六十六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え(法第一百四十二条の四第二項の規定により免許を取り消された者が受けている他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えを除く。)を受ける際に法第九十五条の第二十一項の規定による免許証の交付を受けようとするときは、当該交付の申請については、第二十一条の九第三項の規定は適用しない。

2 前項の交付を受ける際に法第九十五条の第二十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、第二十一条の九第一項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

3 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有する者が、法第六十六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え(法第一百四十二条の四第二項の規定により免許を取り消された者が受けている他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに限る。)を受ける際に法第九十五条の第二十一項の規定による免許証の交付を受けようとするときは、当該交付の申請は、第二十一条の九第一項の規定にかかわらず、第三十条の七第一項の申請書に当該交付を受ける旨を記載して行うものとする。

4 前項の交付を受ける際に法第九十五条の第二十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、前項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

(免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則)

**第三十一条の四の四** 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者(法第一百四十二条の四第二項の規定により免許を取り消された者のうち、なお他の種類の免許(同条第三項の規定により与えられる免許を含む。)を受けているものに限る。次項において同じ。)が、法第六十六条の第三第二項の規定により免許証の交付を受ける際に法第九十五条の第二十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、第三十条の七第一項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

2 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第六十六条の四第二項の規定により免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の第二十四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、第三十条の七第一項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

(免許を取り消された者が受けている他の種類の免許に係る免許情報記録の書換え)

**第三十一条の四の五** 法第一百四十二条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第一百四十二条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第一百四十二条の四第二項の規定により免許を取り消された者であつてなお他の種類の免許(同条第三項の規定により与えられる免許を含む。)を受けているものから法第六十六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けるために免許情報記録個人番号カードの提示を受けた公安委員会が、第二十一条の四第二項各号のいずれかの事情がある場合を除き、当該免許情報記録の書換えを行うものとする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕



(免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則)

第三十一条の四の六 法第七十七条に規定する者が、法第九十五条の第二十一項の規定により免許証の交付を申請しようとするときは、第二十一条の九第二項の規定にかかわらず、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。

2 法第七十七条に規定する者であつて、住所又は氏名を変更したものが、法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する法第九十四条第一項の届出をしようとするときは、第二十一条の十二第一号の規定にかかわらず、第二十条第二項に定めるところにより、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は添付しなければならない。

3 法第七十七条に規定する者が、法第一条第一項又は法第二条の二第二項の規定により更新申請書を提出しようとするときは、法第九十九条第二項又は法第九十九条の二第二項の規定にかかわらず、第二十九条第二項に規定するものを提示することを要しない。この場合においては、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。

4 法第七十七条に規定する者が、法第一条の二第二項の規定により特例更新申請書を提出しようとするときは、第二十九条の二第二項の規定にかかわらず、同項に規定する免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示することを要しない。この場合においては、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。

5 法第七十七条の規定により読み替えて適用する法第一条の四の二第三項の免許情報記録の更新をした旨を証する書面の様式は、別記様式第十九の四の二のとおりとする。

(免許関係事務の委託)

第三十一条の四の七 [略]

(委託契約書の記載事項)

第三十一条の四の八 [略]

(公示の方法)

第三十一条の四の九 [略]

(自動車教習所の届出)

第三十一条の五 法第九十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十九の四の三の届出書を提出して行うものとする。

[2・3 略]

(報告徴収の方法)

第三十七条の二 法第七十七条の三の二の規定による報告徴収は、別記様式第十八の四の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

[条を加える。]

(免許関係事務の委託)

第三十一条の四の二 [同上]

(委託契約書の記載事項)

第三十一条の四の三 [同上]

(公示の方法)

第三十一条の四の四 [同上]

(自動車教習所の届出)

第三十一条の五 法第九十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十九の四の二の届出書を提出して行うものとする。

[2・3 同上]

(報告徴収の方法)

第三十七条の二 法第七十七条の三の二の規定による報告徴収は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

(自動車等の運転の仮禁止の通知等)

### 第三十七条の五 [略]

2 法第七十条の五第十項において準用する法第三十三条の二第五項の内閣府令で定める仮禁止通知書の様式は、別記様式第十九の三のとおりとする。

(自動車等の運転の禁止等)

### 第三十七条の五の二 [1・2 略]

[項を削る。]

[項を削る。]

[項を削る。]

3 法第七十条の五第十一項において準用する法第四十条の三第三項の規定による通知は、別記様式第二十二の六の三の通知書を送付して行うものとする。

(国外運転免許証交付申請書)

### 第三十七条の九 [略]

2 前項の様式の国外運転免許証交付申請書には、次の各号に掲げる書類及び写真を添付(第一号に掲げるものについては、提示)しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

一 国外運転免許証の交付を受けようとする者が現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード

二 [略]

(講習)

### 第三十八条 [1~10 略]

11 法第八十条の二第一項第十一号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に定める講習事項について、同表の第三欄に定める講習方法により、同表の第四欄に定める時間行うこと。ただし、講習を受けようとする者が法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等(以下この号において「違反運転者等」という。)のうち同項の表の備考一の二に規定する当

(自動車等の運転の仮禁止の通知等)

### 第三十七条の五 [同上]

2 法第七十条の五第十項において準用する法第三十三条の二第四項の内閣府令で定める仮禁止通知書の様式は、別記様式第十九の三のとおりとする。

(自動車等の運転の禁止等)

### 第三十七条の五の二 [1・2 同上]

3 第三十条の六の規定は、法第七十条の五第十一項において準用する法第四十条の三第三項の規定による国際運転免許証等の提出及び保管について準用する。この場合において、「前条」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

4 法第七十条の五第十一項において準用する法第四十条の三第三項の保管証(以下この条において「保管証」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 保管証の有効期限

二 国際運転免許証等の番号、発給年月日、発給地及び発給機関

三 国際運転免許証等で運転することができる自動車等の種類

四 国際運転免許証等を所持する者の本邦における住所、氏名及び生年月日

五 保管証を交付した日時並びに交付した警察官の所属、階級及び氏名

5 保管証の様式は、国際運転免許証の保管に係るものについては別記様式第二十二の六の三とし、外国運転免許証の保管に係るものについては別記様式第二十二の六の四のとおりとする。

6 法第七十条の五第十一項において準用する法第四十条の三第四項の規定による通知は、別記様式第二十二の六の五の通知書を送付して行うものとする。

(国外運転免許証交付申請書)

### 第三十七条の九 [同上]

2 前項の様式の国外運転免許証交付申請書には、次の各号に掲げる書類及び写真を添付(第一号に掲げるものについては、提示)しなければならない。

一 国外運転免許証の交付を受けようとする者が現に受けている免許に係る免許証

二 [同上]

(講習)

### 第三十八条 [1~10 同上]

11 [同上]

一 次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に定める講習事項について、同表の第三欄に定める講習方法により、同表の第四欄に定める時間行うこと。ただし、講習を受けようとする者が法第九十二条の二第一項に規定する違反運転者等(以下この号において「違反運転者等」という。)のうち同項の表の備考一の四に規定する当該期間が五年未満で

該期間が五年未満である者に該当するもの（国家公安委員会規則で定める者に限る。）であるときは、その者からの申出により、その者の講習は、次の表の二の項第二欄に掲げる講習事項について、同項第三欄に掲げる講習方法により、同項第四欄に掲げる時間行うこと。

第一欄(区分)	第二欄(講習事項)	第三欄(講習方法)	第四欄(時間)	
[略]	二 一般運転者に対する講習	一 道路交通の現状及び交通事故の実態 二 運転者としての資質の向上に關すること。 三 自動車等の安全な運転に必要な知識 四 自動車等の運転について必要な適性	一 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査又は電子計算機その他の機器を使用して行う検査によるものに基づく指導を含むものであること。	一時間

二 [略]

三 オンライン講習（令第四十三条第一項の表講習手数料の項に規定するオンライン講習をいう。）を行う場合には、受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他の国家公安委員会規則で定める基準に従って行うこと。

[12～18 略]

(出頭命令書の交付)

第三十八条の六 法第九十九条の規定による命令は、別記様式第二十三の出頭命令書を交付して行うものとする。

(特定交通情報提供事業の届出)

第三十八条の八 法第九十九条の三第一項前段の規定による届出は、事業を開始しようとする日の十日前までに、別記様式第二十四の届出書を提出して行うものとする。

[2・3 略]

ある者に該当するもの（国家公安委員会規則で定める者に限る。）であるときは、その者からの申出により、その者の講習は、次の表の二の項第二欄に掲げる講習事項について、同項第三欄に掲げる講習方法により、同項第四欄に掲げる時間行うこと。

第一欄(区分)	第二欄(講習事項)	第三欄(講習方法)	第四欄(時間)	
[同上]	二 一般運転者に対する講習	一 道路交通の現状及び交通事故の実態 二 運転者としての資質の向上に關すること。 三 自動車等の安全な運転に必要な知識 四 自動車等の運転について必要な適性	一 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査によるものに基づく指導を含むものであること。	一時間

二 [同上]

[号を加える。]

[12～18 同上]

(保管証の様式)

第三十八条の六 法第九十九条第一項の保管証の様式は、免許証の保管に係る保管証については別記様式第二十三とし、国際運転免許証の保管に係る保管証については別記様式第二十四とし、外国運転免許証の保管に係る保管証については別記様式第二十四の二のとおりとする。

(特定交通情報提供事業の届出)

第三十八条の八 法第九十九条の三第一項前段の規定による届出は、事業を開始しようとする日の十日前までに、別記様式第二十四の三の届出書を提出して行うものとする。

[2・3 同上]

（表紙）

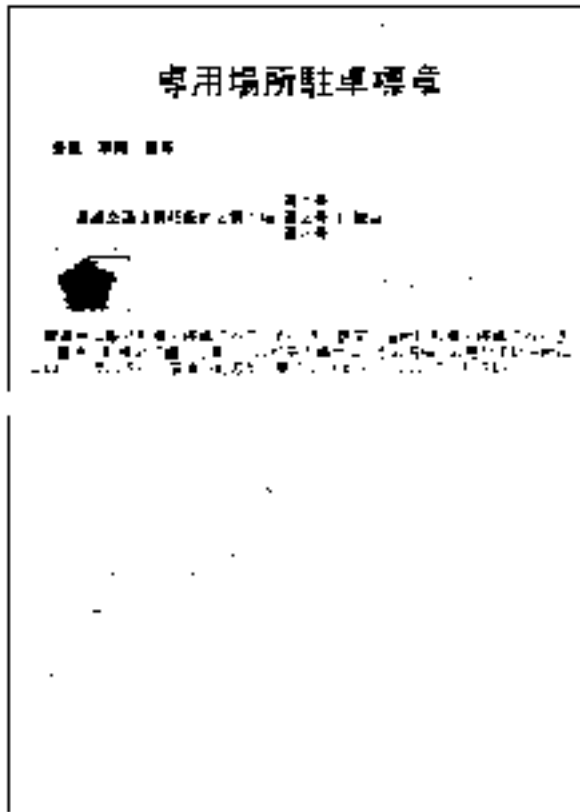
（表紙）

（表紙）

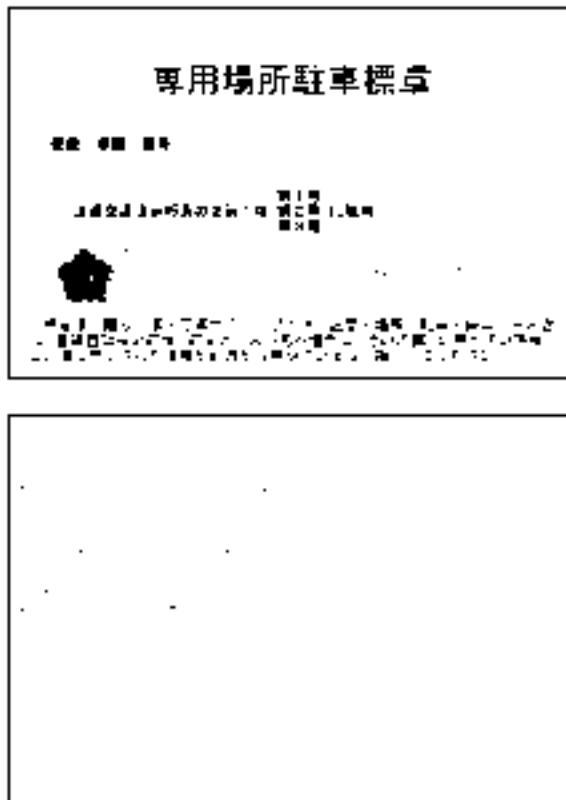
（表紙）

（表紙）

表紙の裏面



表紙の前面





---

● ● ● ● ●

---

● ● ● ● ●

---

●

---

● ●

---





---

事務官

事務官

---

事務官

---

事務官

事務官

---

事務官

---

●●●● ●●

●●●

---

●●●●●● ●●

●●●●

●●

---

---

---

...

---

...

---

...

---

目次

---

目次

---

---

---

11月1日

11月1日

11月1日

11月1日

11月1日



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

-----

-----

「様式を加える。」

-----



— . . .

「様式を加える。」

— 1 —

「様式を加える。」

---

○ 改正 官報 第 257 号

---

○ 改正 官報 第 257 号

---

・ 〇〇〇〇 〇〇〇

・  
・  
・

-

・  
・  
・

---

・ 〇〇〇〇 〇〇〇

・  
・  
・

-

・

・  
・

---

---

---

...

---

...

---

...

---

.....

.

.

.

---

.....

.

.

.

.

.

---

---

---

.....

.....

---

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

---

.....





■ 改正

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

■ 改正

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

〔様式を削る。〕

---

11月1日

11月1日

11月1日

---

11月1日

11月1日

---

11月1日

---

国土交通省の告示

国土交通省の告示


第10条 本報は、

第1項 本報は、

第2項 本報は、

第11条 本報は、

第1項 本報は、

第2項 本報は、









---

○

○

○

○

○

---

---

---

---

---

---

○

○

○

○

○

---

---

○

○

---

○

---





ノニシテハ...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

--	--

...

--	--

...

...

---

令和 6 年 11 月 1 日 金曜日

官 報

---

令和 6 年 11 月 1 日 金曜日

---

官 報

---

---

令和 6 年 11 月 1 日 金曜日

---

官 報

---

---

令和 6 年 11 月 1 日 金曜日

---





目録

目録

-----

-----

-----

-----

-----



---

.....

---

.....

---

第100号

-----

.

.....

.....

.....

.....

.

-----

第100号

-----

.

.....

..

.

.

.

-----

.....

建設省 国土交通省 国土院

国土院は、国土交通省の所管する国土利用・都市計画分野の業務を、国土院に一元化して実施することを目的として、国土院の設置及び組織を定めることとし、国土院の設置及び組織を以下のとおりとする。

国土院の設置及び組織は、以下のとおりとする。

国土院の設置及び組織は、以下のとおりとする。

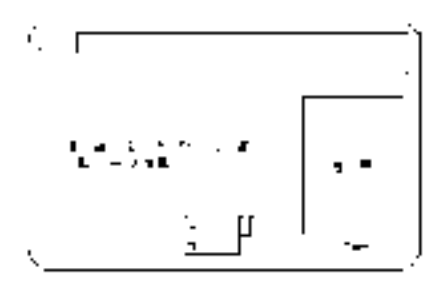


国土院 組織

国土院の組織は、以下のとおりとする。

国土院の組織は、以下のとおりとする。

国土院の組織は、以下のとおりとする。



.....

.....

.....

.....

「様式を加える。」



〔様式を削る。〕

〔様式を削る。〕

建設省告示 第100号

建設省告示 第100号

建設省告示 第100号

建設省告示 第100号

建設省告示 第100号

建設省告示 第100号

建設省告示 第100号

建設省告示 第100号

建設省告示 第100号

建設省告示 第100号

建設省告示 第100号



---

目 次

---

目 次

---



〔様式を削る。〕

〔様式を削る。〕

—





<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
---	--

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

(経過措置)

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第三条 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

第二条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

第三条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

第四条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

○国家公安委員会規則第十六号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部及び道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第三百三十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

国家公安委員長 坂井 学

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第一条 指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改正する。

	改 正 後	改 正 前
<p>第十二条 (帳簿)</p> <p>指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 [略]</p>		<p>第十二条 (帳簿)</p> <p>指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 [同上]</p>



<p>二 初心運転者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関にあつては、それぞれの講習を終了した者の有する運転免許証の番号又は免許情報記録個人番号カード（法第九十五条の第二項第一号に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）に記録された免許情報記録（同条第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）の番号</p> <p>〔三五 略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>二 初心運転者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関にあつては、それぞれの講習を終了した者の有する運転免許証の番号</p> <p>〔三五 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p>
--	--

<p>（技能検定員審査等に関する規則の一部改正）</p> <p>第二条 技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。</p>	<p>改正前</p>
---	------------

<p>（技能検定員審査の申請）</p> <p>第三条 技能検定員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる技能検定員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カード（法第九十五条の第二項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（法第九十五条の第二項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p> <p>一 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。第十一条第一号において同じ。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該免許に係る特定免許情報（記録された免許情報記録個人番号カード）</p> <p>二 技能検定員審査（大型二種） 大型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報（記録された免許情報記録個人番号カード）及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）</p> <p>三 技能検定員審査（中型二種） 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報（記録された免許情報記録個人番号カード）及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（中型）</p> <p>四 技能検定員審査（普通二種） 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報（記録された免許情報記録個人番号カード）及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>改正後</p> <p>（技能検定員審査の申請）</p> <p>第三条 技能検定員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる技能検定員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。</p> <p>一 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。第十一条第一号において同じ。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）</p> <p>二 技能検定員審査（大型二種） 大型自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）</p> <p>三 技能検定員審査（中型二種） 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（中型）</p> <p>四 技能検定員審査（普通二種） 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）</p> <p>2 〔同上〕</p>
--	--

<p>（教習指導員審査の申請）</p> <p>第十一条 教習指導員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる教習指導員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（記録された免許情報記録個人番号カード）を受けなければならない。</p> <p>一 前条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報（記録された免許情報記録個人番号カード）</p>	<p>改正後</p> <p>（教習指導員審査の申請）</p> <p>第十一条 教習指導員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる教習指導員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。</p> <p>一 前条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る免許証</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第1号 (第3条及び第11条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

技能検定員 審査申請書  
 教習指導員  
 公安委員会 殿  
 年 月 日

技能検定員 教習指導員	審査の種類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・けん引 ・大型二種・中型二種・普通二種									
申請者	本籍・国籍										
	住 所										
	ふりがな 氏 名										
	生年月日	年 月 日	生								
現に受けている免許	免許証	免許証番号	第 号								
		有効期間の末日	年 月 日								
	免許情報記録	免許情報記録番号	第 号								
		有効期間の末日	年 月 日								
免許年月日種	大 自 二	普 自 二	年 月 日								
	そ の 他		年 月 日								
免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	け	大	中	普
	型	型	型	通	特	自	自	引	二	二	二
免許の条件											

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。  
 3 免許年月日・種類欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 「略」

二 教習指導員審査(大型二種) 大型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証(大型)

三 教習指導員審査(中型二種) 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証(中型)

四 教習指導員審査(普通二種) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証(普通)

別記様式第1号 (第3条及び第11条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

技能検定員 審査申請書  
 教習指導員  
 公安委員会 殿  
 年 月 日

技能検定員 教習指導員	審査の種類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・けん引 ・大型二種・中型二種・普通二種									
申請者	本籍・国籍										
	住 所										
	ふりがな 氏 名										
	生年月日	年 月 日	生								
現に受けている免許	交付公安委員会	公安委員会									
	交付年月日・番	年 月 日	号								
	免許証番号	第 号	号								
	免許年月日種	大 自 二	普 自 二	年 月 日							
免許の種類	そ の 他		年 月 日								
	免許の種類	大型	中型	準	普通	大特	けん引	大	中	普	
免許の条件											

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。  
 3 免許年月日・種類欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 「同上」

二 教習指導員審査(大型二種) 大型自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証(大型)

三 教習指導員審査(中型二種) 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証(中型)

四 教習指導員審査(普通二種) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証(普通)

(運転免許に係る講習等に関する規則の一部改正)  
 第三条 運転免許に係る講習等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものである当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後 改正前

(府令第三十八号第十一項の国家公安委員会規則で定める者等)

第五条 府令第三十八号第十一項第一号ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十条の二第二項第三号に規定する特定失効者(その者の免許が法第九十条の二第一項の規定により失効した日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第三十八号第一項第一号に規定するやむを得ない理由により免許証等(法第九十条の二第一項の規定による免許証等をいう。以下同じ)の有効期間の更新を受けることができなかった者を除く)のうち当該免許に係る免許証等の有効期間の末日までに継続して免許(仮運転免許(以下「仮免許」という)を除く)を受けていた期間が五年以上である者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十年前の日を令第三十三号の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの(以下この項において「特別特定失効者」という)又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証等の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十年前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。

(府令第三十八号第十一項の国家公安委員会規則で定める者)

第五条 府令第三十八号第十一項第一号ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十条の二第二項第三号に規定する特定失効者(その者の免許が法第九十条の二第一項の規定により効力を失った日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第三十八号第一項第一号に規定するやむを得ない理由により運転免許証(以下「免許証」という)の有効期間の更新を受けることができなかった者を除く)のうち当該免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許(仮運転免許(以下「仮免許」という)を除く)を受けていた期間が五年以上である者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十年前の日を令第三十三号の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの(以下この項において「特別特定失効者」という)又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十年前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。

2 府令第三十八号第十一項第一号の表の三の項の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十条の二第二項第三号に規定する特定失効者(法第九十条の六第一項の表の備考一のイ(4)に規定する特別失効者を除く)であつて、当該免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十年前の日を令第三十三号の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用すると同項の基準に該当することとなるものとする。

2 府令第三十八号第十一項第一号の表の三の項の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十条の二第二項第三号に規定する特定失効者(法第九十二条の二第二項の表の備考一の1に規定する免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者を除く)であつて、当該免許に係る免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十年前の日を令第三十三号の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用すると同項の基準に該当することとなるものとする。

3 府令第三十八号第十一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

〔項を加える。〕

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムの利用及びその他の適切な方法により受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。
- 二 受講者の受講の状況を確認できるものであること。
- 三 受講者の道路交通に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。

(令第四十三号第一項の国家公安委員会規則で定める者等)

第八条 令第四十三号第一項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める令第三十三号の七第二項の基準に該当しない者は、府令第三十八号第十一項第一号ただし書に規定する申出をした者とする。

第八条 令第四十三号第一項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める令第三十三号の七第二項の基準に該当しない者に対する講習は、府令第三十八号第十一項第一号ただし書の規定により行われる法第九十条の二第二項第一号に掲げる講習とする。

2 令第四十三号第一項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める装置は、府令第三十三号第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターとする。

2 令第四十三号第一項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める違反者講習は、府令第三十八号第十三号第二号の表第一号下欄に定める講習方法に係る違反者講習とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(運転免許取得者等教育の認定に関する規則の一部改正)  
 第四条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>(認定の申請)  <b>第五条</b> [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。        「一・二 略」</p> <p>三 次のイ又はロに掲げる課程の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類</p> <p>イ 第一条第三号に掲げる課程以外の課程 教習指導員資格者証の交付を受けた運転免許取得者等教育指導員にあつては教習指導員資格者証の写し及び運転免許証の写し(法第九十五條の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足りる書面(電磁的記録で作成されているものを含む。以下この号において同じ。)、その他の運転免許取得者等教育指導員にあつては次に掲げるいずれかの書面、第二条第一号ロ(1)に該当しない者であることを証する書面、同号ロ(2)及び(3)に該当しない者であることを誓約する書面並びに運転免許証の写し</p> <p>〔1〕(3) 略</p> <p>ロ [略]</p> <p>〔四〕七 略</p> <p>3 [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(認定の申請)  <b>第五条</b> [同上]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。        「一・二 同上」</p> <p>三 [同上]</p> <p>イ 第一条第三号に掲げる課程以外の課程 教習指導員資格者証の交付を受けた運転免許取得者等教育指導員にあつては教習指導員資格者証及び運転免許証の写し、その他の運転免許取得者等教育指導員にあつては次に掲げるいずれかの書面、第二条第一号ロ(1)に該当しない者であることを証する書面、同号ロ(2)及び(3)に該当しない者であることを誓約する書面並びに運転免許証の写し</p> <p>〔1〕(3) 同上</p> <p>ロ [同上]</p> <p>〔四〕七 同上</p> <p>3 [同上]</p>	<p>(帳簿等の備付け)  <b>第十四条</b> 法第二十条第一項の国家公安委員会規則で定める帳簿又は書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次の事項を記載した法第二条第五項に規定する運転代行業務従事者(以下「運転代行業務従事者」という。)の名簿</p> <p>イ [略]</p>	<p>(帳簿等の備付け)  <b>第十四条</b> 法第二十条第一項の国家公安委員会規則で定める帳簿又は書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次の事項を記載した法第二条第五項に規定する運転代行業務従事者(以下「運転代行業務従事者」という。)の名簿</p> <p>イ [同上]</p>
改正後		改正前	

(国家公安委員会関係自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)  
 第五条 国家公安委員会関係自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国家公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>（利害関係者から除く者）</p> <p><b>第一条</b> 国家公務員倫理規程（以下「規程」という。）第二条第一項ただし書及び第十六条第一項の規定により国家公安委員会規則で定める者は、地方警務官が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>一 〔略〕</p>	<p>改 正 後</p>	<p>（利害関係者から除く者）</p> <p><b>第一条</b> 国家公務員倫理規程（以下「規程」という。）第二条第一項ただし書及び第十六条第一項の規定により国家公安委員会規則で定める者は、地方警務官が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>一 〔同上〕</p>	<p>改 正 前</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔二〕四 略</p> <p>〔三〕八 略</p> <p><b>第六条</b> 特例教習実施施設は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 特例教習課程に係る教習を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別及び運転免許証の番号又は免許情報記録個人番号カードに記載された免許情報記録（法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）の番号並びに当該特例教習課程の種類</p>	<p>（地方警務官の利害関係者に関する規則の一部改正）</p> <p><b>第七条</b> 地方警務官の利害関係者に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>（指定の申請）</p> <p><b>第二条</b> 〔略〕</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 指定を受けようとする課程に係る教習に従事する職員が交付を受けた教習指導員資格者証の写し及び運転免許証の写し（免許情報記録個人番号カード（法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第六条において同じ。）を有する者にあつては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。））</p> <p>〔三〕八 略</p> <p>〔帳簿〕</p> <p><b>第六条</b> 特例教習実施施設は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 特例教習課程に係る教習を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別及び運転免許証の番号並びに当該特例教習課程の種類</p> <p>〔二〕四 同上</p> <p>〔三〕八 同上</p>	<p>（大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則の一部改正）</p> <p><b>第六条</b> 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>〔二〕三 略</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>（指定の申請）</p> <p><b>第二条</b> 〔同上〕</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 指定を受けようとする課程に係る教習に従事する職員が交付を受けた教習指導員資格者証及び運転免許証の写し</p>	<p>口 当該運転代行業務従事者が受けている運転免許の種類並びに当該運転免許に係る運転免許証の番号及び有効期間の末日又は免許情報記録（道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）の番号及び有効期間の末日</p> <p>〔二〕三 同上</p>

<p>二 道路交通法第百一条第一項に規定する免許証等の更新をする事務 免許証等の更新の申請をしている者及び免許証等の更新の申請をしようとしていることが明らかである者</p> <p>三 [略]</p>	<p>二 道路交通法第百一条第一項に規定する免許証の更新をする事務 免許証の更新の申請をしている者及び免許証の更新の申請をしようとしていることが明らかである者</p> <p>三 [同上]</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

(技能検定員審査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国家公安委員会告示第四十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十二年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。  
 令和六年十一月一日 国家公安委員会委員長 坂井 学

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第4章 自動車や一般原動機付自転車を運転する前の心得</b></p> <p><b>第1節 運転に当たつての注意</b></p> <p>1 運転免許証などを確かめるなどすること</p> <p>(1) 自動車を運転する前には、必ず次のことを確かめましょう。</p> <p>ア <u>運転しようとする自動車に応じた運転免許証又は免許情報記録個人番号カード(以下「免許証等」といいます。)</u>を持つていること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>運転免許証に記載され、又は免許情報記録個人番号カードに記載されている条件（眼鏡等使用など）を守つていること。</u></p> <p>[エ～カ 略]</p> <p>[(2)・(3) 略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p><b>第2節 運転免許の仕組み</b></p> <p>道路で自動車や一般原動機付自転車を運転するときは、その車種や牽引<sup>けん</sup>などの状態に応じた免許を受け、その免許証等を携帯しなければなりません。</p> <p>また、違反行為をしたり、交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、免許証等を提示しなければなりません。免許情報記録個人番号カードを提示した場合に、警察官から当該免許情報記録個人番号カードに記載された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求められたときは、これに応じなければなりません。</p> <p>なお、免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。</p> <p>[1～4 略]</p> <p><b>第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得</b></p> <p><b>第1節 自動車所有者などの義務</b></p> <p>自動車を所有する人や使用、管理する人は次のことを守らなければなりません。</p> <p>1 自動車の保管場所の確保</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">住所など自動車の使用の本拠の位置から2キロメートル以内の、道路以外の場所に自動車の保管場所を確保しなければなりません。</p> <p>[削る。]</p> <p>[2～5 略]</p> <p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p> <p><b>附 則</b></p>	<p><b>第4章 自動車や一般原動機付自転車を運転する前の心得</b></p> <p><b>第1節 運転に当たつての注意</b></p> <p>1 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>ア 運転しようとする自動車に応じた<u>運転免許証</u>を持つていること。</p> <p>イ [同左]</p> <p>ウ <u>運転免許証に記載されている条件（眼鏡等使用など）を守つていること。</u></p> <p>[エ～カ 同左]</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p> <p>[2～4 同左]</p> <p><b>第2節 運転免許の仕組み</b></p> <p>道路で自動車や一般原動機付自転車を運転するときは、その車種や牽引<sup>けん</sup>などの状態に応じた免許を受け、その<u>免許証</u>を携帯しなければなりません。</p> <p>また、違反行為をしたり、交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、<u>免許証</u>を提示しなければなりません。</p> <p>なお、免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。</p> <p>[1～4 同左]</p> <p><b>第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得</b></p> <p><b>第1節 自動車所有者などの義務</b></p> <p>[同左]</p> <p>1 自動車の保管場所の確保など</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">(1) 住所など自動車の使用の本拠の位置から2キロメートル以内の、道路以外の場所に自動車の保管場所を確保しなければなりません。</p> <p>(2) 自動車を運行の用に供しようとするときなどは、警察署長の交付する保管場所標章を自動車の後面ガラスなどにはり付けて表示しなければなりません。</p> <p>[2～5 同左]</p>

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。ただし、第十一章の改正規定は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

## 別表

## 運転免許等に関する手数料の標準

1 令第43条第1項関係

(単位:円)

手数料の種別	区分	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	650 (2,950)	3,450 (3,650)	4,100 (6,600)	700 (3,500)	3,200 (3,400)	3,900 (6,900)	-200 (+300)
	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第1号及び第2号関係)	500	1,050	1,550	550	1,100	1,650	+100
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	400	400	800	350	400	750	-50
	普通自動車免許に係る試験	650 (1,250)	1,900 (2,100)	2,550 (3,350)	700 (1,300)	1,800 (2,000)	2,500 (3,300)	-50 (-50)
	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第1号及び第2号関係)	500	1,250	1,750	550	1,350	1,900	+150
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	400	400	800	350	400	750	-50
	特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	650 (1,950)	1,950 (2,100)	2,600 (4,050)	700 (2,300)	2,100 (2,250)	2,800 (4,550)	+200 (+500)
	指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第2号関係)	500	1,250	1,750	550	1,300	1,850	+100
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	400	400	800	350	400	750	-50
	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	500	1,000	1,500	550	1,050	1,600	+100
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	400	400	800	350	400	750	-50
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	650 (3,300)	4,150 (4,350)	4,800 (7,650)	700 (3,450)	3,800 (4,000)	4,500 (7,450)	-300 (-200)
	指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第2号関係)	500	1,200	1,700	550	1,250	1,800	+100
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	400	400	800	350	400	750	-50
	仮運転免許に係る試験	650 (1,950)	2,250 (2,400)	2,900 (4,350)	700 (2,300)	2,250 (2,400)	2,950 (4,700)	+50 (+350)
指定自動車教習所修了者 (法第97条の2第1項第2号関係)	500	1,200	1,700	550	1,250	1,800	+100	
大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効してから6月を超え1年以内の者 (法第97条の2第1項第4号関係)	500	1,050	1,550	550	1,100	1,650	+100	



検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	300 (2,600)	3,600 (3,800)	3,900 (6,400)	350 (3,150)	3,600 (3,800)	3,950 (6,950)	+50 (+550)	
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	300 (900)	3,450 (3,650)	3,750 (4,550)	350 (950)	3,500 (3,700)	3,850 (4,650)	+100 (+100)	
再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	600 (2,900)	1,300 (1,500)	1,900 (4,400)	650 (3,450)	1,400 (1,600)	2050 (5,050)	+150 (+650)	
	普通自動車免許に係る再試験	600 (1,200)	1,150 (1,350)	1,750 (2,550)	650 (1,250)	1,300 (1,500)	1,950 (2,750)	+200 (+200)	
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	600 (1,900)	1,050 (1,200)	1,650 (3,100)	650 (2,250)	1,150 (1,300)	1,800 (3,550)	+150 (+450)	
	原動機付自転車免許に係る再試験	450	550	1,000	500	600	1,100	+100	
免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (法第92条第1項の規定による免許証の交付)	1,150	900	2,050	1,500	850	2,350	+300	
	特定試験免除者に対する交付	800	900	1,700	1,250	850	2,100	+400	
	複数免許付与者に対する加算額 (法第92条第1項後段関係)	0	200	200	0	200	200	+0	
	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (法第95条の2第11項の規定による免許証の交付)				1,700	850	2,550		
	仮運転免許に係る免許証	400	750	1,150	350	750	1,100	-50	
免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	1,150	1,100	2,250	1,700	900	2,600	+350	
	仮運転免許に係る免許証	400	750	1,150	350	700	1,050	-100	
特定免許情報記録手数料	特定免許情報の記録 (法第95条の2第3項関係)	免許証の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合				600	900	1,500	
		法第95条の2第6項の規定による申出をする場合 (新規1枚)				600	950	1,550	
		特定試験免除者に対する記録				400	950	1,350	
		複数免許付与者に対する加算額 (法第92条第1項後段関係)				0	200	200	
		更新時不交付申出をする場合 (更新1枚)				300	500	800	
	免許情報記録の書換え	免許情報記録個人番号カードのみを有する者に対する書換え				600	950	1,550	
		免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に対する書換え				0	100	100	
		複数免許付与者に対する加算額 (法第92条第1項後段関係)				0	200	200	
	免許証の更新(免許証及び免許情報記録の更新を除く。)		1,300	1,200	2,500	1,850	1,000	2,850	+350
更新時不交付申出をする場合 (法第101条の4の2第2項関係)					700	600	1,300		
経由申請をする場合 (法第101条の2の2第1項関係)		1,250	1,300	2,550	1,600	1,150	2,750	+200	

免許証等更新手数料	免許情報記録の更新(免許証及び免許情報記録の更新を除く。)	經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき(法第101条の2の2第1項関係)				1,000	1,100	2,100	
		經由申請をする場合であって、經由地書換申出をするとき(法第101条の2の2第3項関係)				750	1,200	1,950	
	免許証及び免許情報記録の更新					1,850	1,100	2,950	
		經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき(法第101条の2の2第1項関係)				1,600	1,250	2,850	
		經由申請をする場合であって、經由地書換申出をするとき(法第101条の2の2第3項関係)				1,600	900	2,500	
經由手数料	經由地書換申出をしない場合(法第101条の2の2第1項関係)	200	350	550	400	350	750	+200	
	經由地書換申出をする場合(法第101条の2の2第3項関係)				950	750	1,700		
認知機能検査手数料		400	650	1,050	400	650	1,050	+0	
運転技能検査手数料		1,050	2,500	3,550	1,150	2,500	3,650	+100	
審査手数料	免許の条件により運転できる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除のために受ける公安委員会の審査	700 (2,000)	700 (850)	1,400 (2,850)	650 (2,250)	700 (850)	1,350 (3,100)	-50 (+250)	
技能検定員資格者証交付手数料		200	950	1,150	200	950	1,150	+0	
技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,950	20,450	23,400	3,550	20,200	23,750	+350	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,100	18,400	19,500	1,100	18,700	19,800	+300	
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,200	13,500	14,700	1,600	12,850	14,450	-250	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	3,150	18,350	21,500	3,350	18,850	22,200	+700	
教習指導員資格者証交付手数料		200	950	1,150	200	950	1,150	+0	
教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	2,700	11,850	14,550	3,300	11,800	15,100	+550	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,000	10,850	11,850	1,000	11,000	12,000	+150	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200	8,450	9,650	1,600	8,350	9,950	+300	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	3,050	9,400	12,450	3,250	9,600	12,850	+400	
国外運転免許証交付手数料		900	1,450	2,350	950	1,300	2,250	-100	
安全運転管理者等講習(法第108条の2第1項第1号関係)	※	450	300	750	550	300	850	+100	
	※	1,050	1,300	2,350	1,100	1,300	2,400	+50	
	※	700	1,250	1,950	700	1,250	1,950	+0	

講習手数料

大型自動車等講習(法第108条の2第1項第4号関係)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許(普通自動車免許を受けている者)に係る講習	2,450	2,000	4,450	2,650	2,000	4,650	+200
	※							
	準中型自動車免許(普通自動車免許を受けている者を除く。)に係る講習	1,850	1,650	3,500	2,100	1,700	3,800	+300
	※							
	普通自動車免許に係る講習	1,450	1,350	2,800	1,700	1,350	3,050	+250
	※							
大型自動二輪車等講習(法第108条の2第1項第5号関係)	大型自動二輪車免許に係る講習	2,800	1,350	4,150	2,950	1,350	4,300	+150
	※							
	普通自動二輪車免許に係る講習	2,650	1,350	4,000	2,850	1,350	4,200	+200
	※							
原付講習(法第108条の2第1項第6号関係)	※	500	1,000	1,500	750	1,000	1,750	+250
	※							
旅客自動車講習(法第108条の2第1項第7号関係)	※	1,550	1,550	3,100	1,650	1,550	3,200	+100
	※							
応急救護処置講習(法第108条の2第1項第8号関係)	※	1,000	400	1,400	1,450	400	1,850	+450
	※							
指定自動車教習所職員講習(法第108条の2第1項第9号関係)	※	450	300	750	600	300	900	+150
	※							
初心運転者講習(法第108条の2第1項第10号関係)	準中型自動車免許に係る講習	600	1,550	2,150	700	1,600	2,300	+150
	※							
	普通自動車免許に係る講習	500	1,550	2,050	550	1,600	2,150	+100
	※							
	大型自動二輪車免許に係る講習	1,150	1,550	2,700	1,250	1,600	2,850	+150
※								
	普通自動二輪車免許に係る講習	1,000	1,550	2,550	1,100	1,600	2,700	+150
	※							
	原動機付自転車免許に係る講習	850	1,600	2,450	950	1,600	2,550	+100
	※							
更新時講習(法第108条の2第1項第11号関係)	優良運転者に対する講習(対面講習)	200	300	500	200	300	500	+0
	優良運転者に対する講習(オンライン講習)				200	0	200	
	一般運転者に対する講習(対面講習)	300	500	800	300	500	800	+0
	一般運転者に対する講習(オンライン講習)				200	0	200	
	違反運転者等であって、特定基準不該当者でないものに対する講習	600	750	1,350	600	800	1,400	+50
	違反運転者等であって、特定基準不該当者であるものに対する講習(対面講習)	300	500	800	300	500	800	+0
	違反運転者等であって、特定基準不該当者であるものに対する講習(オンライン講習)				200	0	200	
高齢者講習(法第108条の2第1項第12号関係)	普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	2,050	4,400	6,450	2,200	4,400	6,600	+150
	上記以外の者に対する講習	650	2,250	2,900	700	2,250	2,950	+50
違反者講習(法第108条の2第1項第13号関係)	実車等指導を含む講習	4,800	7,700	12,500	5,150	7,750	12,900	+400
	実車等指導を含まない講習	3,550	5,500	9,050	3,800	5,550	9,350	+300
若年運転者講習(法第108条の2第1項第14号関係)	※	900	1,350	2,250	1,250	1,350	2,600	+350
	※							
特定小型原動機付自転車運転者講習(法第108条の2第1項第15号関係)	※	550	1,450	2,000	600	1,500	2,100	+100
	※							

	自転車運転者講習 (法第108条の2第1項第16号関係) ※	550	1,450	2,000	550	1,500	2,050	+50
通知手数料		850	50	900	950	50	1,000	+100

備考1 ( )内の金額は、公安委員会が提供する自動車を使用して技能試験等を受ける場合の金額である。

備考2 ※印がある講習は、講習1時間当たりの金額を示している。

2 令第43条第2項関係(技能検定員審査手数料から減ずる額)

(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	技能検定員として必要な自動車の運転技能	300	3,700	4,000	300	3,500	3,800	-200
2	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	300	6,400	6,700	300	6,050	6,350	-350
3	法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,500	2,500	0	2,500	2,500	+0
4	自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,500	2,500	0	2,500	2,500	+0
5	技能検定の実施に関する知識	0	2,350	2,350	0	2,600	2,600	+250
6	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	1,800	1,800	0	1,800	1,800	+0
7	1及び2のいずれをも免除される場合	2,750	10,300	13,050	3,350	9,750	13,100	+50
8	3及び4のいずれをも免除される場合	0	5,500	5,500	0	5,550	5,550	+50

(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	技能検定員として必要な自動車の運転技能	100	3,450	3,550	100	3,550	3,650	+100
2	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	100	6,000	6,100	100	6,150	6,250	+150
3	法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	+0
4	自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	+0
5	技能検定の実施に関する知識	0	1,900	1,900	0	1,850	1,850	-50
6	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,050	2,050	0	2,000	2,000	-50
7	1及び2のいずれをも免除される場合	900	9,650	10,550	850	9,950	10,800	+250
8	3及び4のいずれをも免除される場合	0	4,300	4,300	0	4,350	4,350	+50

(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	技能検定員として必要な自動車の運転技能	50	1,200	1,250	100	1,100	1,200	-50
2	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	50	2,050	2,100	100	1,800	1,900	-200
3	法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	+0
4	自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	+0
5	技能検定の実施に関する知識	0	2,650	2,650	0	2,550	2,550	-100
6	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,550	2,550	0	2,400	2,400	-150
7	1及び2のいずれをも免除される場合	1,000	3,450	4,450	1,400	3,050	4,450	+0
8	3及び4のいずれをも免除される場合	0	4,300	4,300	0	4,350	4,350	+50

(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	技能検定員として必要な自動車の運転技能	150	4,100	4,250	200	4,250	4,450	+200
2	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	150	7,250	7,400	200	7,550	7,750	+350
3	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	3,700	3,700	0	3,750	3,750	+50
4	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	0	2,550	2,550	0	2,600	2,600	+50
5	1及び2のいずれをも免除される者である場合	3,000	11,550	14,550	3,100	12,000	15,100	+550



3 令第43条第3項関係(教習指導員審査手数料から減ずる額)

(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	教習指導員として必要な自動車の運転技能	300	3,700	4,000	300	3,500	3,800	-200
2	技能教習に必要な教習の技能	50	1,350	1,400	50	1,350	1,400	+0
3	学科教習に必要な教習の技能	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
4	法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,600	1,600	0	1,600	1,600	+0
5	自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,600	1,600	0	1,600	1,600	+0
6	教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,500	1,500	0	1,550	1,550	+50
7	1及び2のいずれをも免除される場合	2,550	5,250	7,800	3,100	5,100	8,200	+400
8	4及び5のいずれをも免除される場合	0	3,350	3,350	0	3,400	3,400	+50

(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	教習指導員として必要な自動車の運転技能	100	3,450	3,550	100	3,550	3,650	+100
2	技能教習に必要な教習の技能	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
3	学科教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,250	1,250	+0
4	法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,350	1,350	0	1,350	1,350	+0
5	自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,350	1,350	0	1,350	1,350	+0
6	教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
7	1及び2のいずれをも免除される場合	800	4,950	5,750	800	5,100	5,900	+150
8	4及び5のいずれをも免除される場合	0	2,850	2,850	0	2,850	2,850	+0

(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	教習指導員として必要な自動車の運転技能	50	1,200	1,250	100	1,100	1,200	-50
2	技能教習に必要な教習の技能	50	1,300	1,350	50	1,300	1,350	+0
3	学科教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,250	1,250	+0
4	法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,300	1,300	0	1,350	1,350	+50
5	自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,300	1,300	0	1,350	1,350	+50
6	教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,250	1,250	0	1,250	1,250	+0
7	1及び2のいずれをも免除される場合	1,000	2,700	3,700	1,350	2,550	3,900	+200
8	4及び5のいずれをも免除される場合	0	2,750	2,750	0	2,750	2,750	+0

(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	教習指導員として必要な自動車の運転技能	150	4,100	4,250	200	4,250	4,450	+200
2	技能教習に必要な教習の技能	50	2,000	2,050	50	2,050	2,100	+50
3	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	0	2,550	2,550	0	2,600	2,600	+50
4	1及び2のいずれをも免除される者である場合	2,850	6,300	9,150	3,000	6,500	9,500	+350